社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会

第１２回議事次第

平成２３年７月１１日（月）
１０：００～１２：００

１．開会

２．議題

社会的養護の課題と将来像について

３．閉会

配布資料一覧

資料１　社会的養護の課題と将来像とりまとめ（案）

資料２　社会的養護の課題と将来像（概要）（案）

資料３　社会的養護の課題と将来像（要点）（案）

資料４　人員配置の引上げの目標水準について

資料５　当面の省令改正の検討事項について

資料６　社会的養護の現状について

資料７　児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の概要（平成23年6月公布施行）

資料８　児童福祉施設最低基準の条例委任について

資料９　ケア内容検討会の検討経緯について

資料１０⑴　育てノート

資料１０⑵　育てノート作成マニュアル

資料１

社会的養護の課題と将来像

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・
社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
（案）

はじめに

１．基本的考え方
⑴ 社会的養護の理念と機能
⑵ 子どもの養育における社会的養護の役割
⑶ 社会的養護の基本的方向
⑷ 市町村の子育て支援施策との連携

２．施設等種別ごとの課題と将来像
⑴ 児童養護施設
⑵ 乳児院
⑶ 情緒障害児短期治療施設
⑷ 児童自立支援施設
⑸ 母子生活支援施設
⑹ 里親及び里親支援機関
⑺ ファミリーホーム
⑻ 自立援助ホーム
⑼ 児童家庭支援センター

３．社会的養護の共通事項の課題と将来像
⑴ 施設の運営の質の向上
⑵ 施設職員の専門性の向上
⑶ 親子関係の再構築支援の充実
⑷ 自立支援の充実
⑸ 子どもの権利擁護
⑹ 施設類型の在り方と相互連携
⑺ 社会的養護の地域化と市町村との連携

４．施設の人員配置の課題と将来像
⑴ 直接養育にあたる職員の基本配置の引上げ
⑵ 加算職員の配置の充実
⑶ 社会的養護の高度化の計画的推進

５．社会的養護の整備量の将来像
⑴ 社会的養護の児童の全体数
⑵ 施設数等
⑶ 里親等委託率
⑷ 施設機能の地域分散化の姿

むすび

はじめに

・子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められている。

・虐待を受けた子どもなど、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちこそ、社会全体で公的責任をもって、保護し、健やかに育んでいく必要がある。

・社会的養護の施策は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、ＤＶ被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。

・社会的養護の充実については、これまで、平成９年の児童福祉法改正、平成１２年の児童虐待防止法の制定、平成１６年の児童福祉法及び児童虐待防止法の改正、平成２０年の児童福祉法改正及び児童虐待防止法改正、本年の民法及び児童福祉法改正などの法律改正や、逐次の予算の充実を経て、取り組みの充実が図られてきた。

・その中で、昨年末から年始にかけて、タイガーマスクの名前で全国各地の児童養護施設等に善意の寄付が相次いだ。社会全体で社会的養護が必要な子どもたちを温かく応援していくことが必要であることから、厚生労働省では、これまで議論を行ってきた社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会に加え、本年１月、「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」を設置し、社会的養護について、短期的に解決すべき課題や、中長期的に取り組む将来像について、集中的に検討することとした。

・すぐできることは、スピード感をもって、すぐ実施する、という方針の下、１月と２月の２回の会合と随時行った意見交換を経て、里親委託優先の原則や里親委託推進の取り組み方針をまとめた「里親委託ガイドライン」を策定し、家庭的養護の推進等のために予算の範囲内で行う運用改善を本年４月からの実施要綱等改正で実施するとともに、「児童福祉施設最低基準」の当面の見直し案をとりまとめ、６月１７日に公布施行となった。

・並行して、社会的養護の課題と将来像についての議論を進め、社会的養護の課題に関する検討委員会の４回の会合、社会的養護専門委員会の２回の会合、そして随時の意見交換を経て、施設の小規模化、施設機能の地域分散化、里親推進など家庭的養護の推進、虐待を受けた子どもやＤＶ被害を受けた母子などに対する専門的ケアの充実、施設の運営の質と職員の専門性の向上、親子関係の再構築支援、自立支援、子どもの権利擁護、社会的養護の地域化、人員配置の見直し、社会的養護の整備量の将来像など、社会的養護の課題と将来像について、とりまとめを行った。

・子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。社会的養護を必要とする子どもたちが、健やかに育ち、社会に参加していけるよう、社会的養護の施策の充実を図っていく必要がある。

１．基本的考え方

⑴ 社会的養護の理念と機能

・社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

・社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する。

・社会的養護は、次の三つの機能を持つ。

①「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの。

②「心理的ケア等の機能」は、虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達のゆがみや心の傷(心の成長の阻害と心理的不調等)を癒し、回復させ、適切な発達を図る機能。

③「地域支援等の機能」は、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、自立支援、施設退所後の相談支援（アフターケア）、地域における子どもの養育と保護者への支援などの機能

・すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要である。また、社会的養護と一般の子育て支援施策は、一連の連続性を持つものであり、密接な連携が必要である。

⑵ 子どもの養育における社会的養護の役割

①子どもの養育の場としての社会的養護

・子どもの養育は、子どもが安全で安心して暮らすことのできる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係が形成され、心身と社会性の適切な発達が促されることが必要である。

・子どもは、適切な養育を受けることにより、より良く生きていくために必要な意欲や、良き人間関係を築くための社会性を獲得し、社会の一員としての責任と自覚を持つ。また、親をはじめとする信頼できる大人の存在を通して、適切な自己イメージを形成するとともに、生きるための自信を得ていく。

・社会的養護の基礎は、日々の養育のいとなみであり、安全で安心した環境の中で愛着形成を行い、心身及び社会性の適切な発達を促す養育の場となることが必要である。また、社会的養護の養育者は、子どもの心身の成長や治癒に関する様々な理論

や技法を、統合的に適用していくことが求められる。

②虐待等からの保護と回復

・虐待等の様々な理由により家庭で適切な養育を受けられない子どもには、社会的に養育と保護が行われる。親がいない又は親が育てられないとして預けられる場合のほか、虐待をする親から子どもを護るためには、親の意に反してでも子どもを保護する。

・虐待を受けた子どもは、身体的な暴力によって生じる障害だけでなく、情緒や行動、自己認知・対人認知、性格形成など、非常に広範囲で深刻なダメージを受けている。

・虐待は、被害を受けた子どもたちから「大切にされる体験」を奪い、「安心感」や「自信」を獲得することを妨げる。社会的養護は、「安心感」をもてる場所で、「大切にされる体験」を提供し、子どもたちに「自信（自己肯定感や主体性）」を取り戻してもらう役割を持つ。

・また、虐待被害からくる影響は、ささいなことで激しい怒りの反応が出て暴力につながったり、問題の解決に暴力を選択してしまったりするなど様々である。社会的養護は、そのような子どもたちに、治療的なケアを行うとともに、安全で信頼できる「おとなモデル」を提供し、日常の中で体験を積み重ね、子ども自身の回復する力も引き出し、虐待被害の影響を修復していく。

・また、親子関係の再構築や、生い立ちの整理をしながら、自立支援に結びつけていく。

③世代間連鎖を防ぐために

・子どもを虐待した親の中には、自分が子どもの時期にその親から虐待を受けた経験を持つ場合が少なくないと指摘されている。このような「虐待の世代間連鎖」を断ち切るためにも、子どもが受けた傷を回復し、良き人生へのスタートを切ることができるよう、社会的養護が十分な機能を果たす必要がある。

・また、社会的養護が必要な子どもは、経済面を含め、豊かでない家庭環境の子どもが多い。「貧困の世代間連鎖」とならぬよう、適切な養育や教育を保障する必要がある。

④ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）のために

・児童虐待やＤＶの背景には、さまざまな生きづらさを抱える家族があり、社会的養護は、そのような子どもや家族への継続的な支援を行う役割をもつ。こうした社会から排除されたり孤立している人々を社会の一員として包み支え合う「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の 視点が必要である。

・また、社会的養護の下で育つ子どもたちや、そこから育っていった人たちが、生きやすい社会づくりを進めていく必要がある。このためには、当事者の声を聞くとともに、当事者の参加を進めていく視点が必要である。

(3) 社会的養護の基本的方向

①家庭的養護の推進

・上記の子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で、行われる必要がある。

・このため、社会的養護においては、原則として、家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。

・社会的養護が必要な子どもを、養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームを、家庭的養護と呼ぶ。

・一方、小規模グループケアやグループホームは、施設養護の中で家庭的な養育環境を整えるものであるが、養育者が交代制である点で、家庭的養護とは異なる。しかし、「家庭的養護の推進」という言葉は、施設養護から家庭的養護への移行のほか、当面、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていくことを含めて用いることとする。

②専門的ケアの充実

・社会的養護を必要とする子どもたちは、愛着形成の課題や心の傷を抱えていることが多い。適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。

・また、早期の家庭復帰のためには、親子関係の再構築支援など、家庭環境の調整が必要である。

・さらに、ＤＶ被害を受けた母子や、地域での自立した生活が困難な母子家庭には、母子生活支援施設による専門的な支援が必要である。

・このため、その体制の整備と支援技術の向上を図っていく必要がある。

③ 自立支援の充実

・社会的養護の下で育った子どもも、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるようにすることが重要である。

・このため、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力 、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

・また、施設退所後の相談支援（アフターケア）の充実が必要である。

④ 家族支援、地域支援の充実

・虐待事例のうち親子分離に至らないものについて、虐待防止のための親支援、親子関係への支援、家族支援の充実が必要である。

・また、施設等での養育の後、早期の家庭復帰を実現するための親子関係の再構築等の家庭環境の調整や、家庭復帰後の虐待再発防止のための親支援の充実も必要である。

・さらに、施設が地域の里親等を支える地域支援や、ショートステイなどによる地域の子育て支援の機能も重要である。

・施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが必要である。

・施設は、虐待の発生予防、早期発見から、施設や里親等による保護、養育、回復、家庭復帰や社会的自立という一連のプロセスを、地域の中で継続的に支援していく視点を持ち、関係行政機関、教育機関、施設、里親、子育て支援組織、市民団体などと連携しながら、地域の社会的養護の拠点としての役割を担っていく必要がある。

⑷ 市町村の子育て支援施策との連携

①要保護児童と要支援児童

・児童福祉法では、「要保護児童」は、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当な児童と定義されている。

・一方、「要支援児童」は、これに至らないが、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童である。また、「特定妊婦」とは、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。

②児童家庭相談における市町村の役割の強化

・従来、社会的養護に係る相談への対応は、都道府県、指定都市等の児童相談所が中心に行ってきたが、児童相談所への児童虐待相談件数が急増（平成10年7千件→平成15年2万7千件→平成21年4万4千件）し、児童相談所だけでは対応が困難となった。

・このため、平成１６年の児童福祉法改正で、児童家庭相談に関する市町村の役割が法律上明確化され、要保護児童地域対策協議会が法定化されるとともに、児童相談所の役割を、要保護性の高い困難な事例への対応や、市町村に対する支援に重点化することとされた。

・また、平成２０年の児童福祉法改正では、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業が法律上位置づけられ、市町村の役割とされた。

・急増する虐待相談に適切に対応するため、都道府県等の児童相談所と市町村の児童家庭相談の双方の体制強化が必要である。

③市町村の子育て支援施策と社会的養護の連携

・市町村の「要保護児童対策地域協議会」では、要保護児童の適切な保護や、要支援児童、特定妊婦に適切な支援を行うために、情報交換、支援内容の協議が行われる。

・市町村が把握した比較的軽微なケースは、市町村の子育て支援サービス等を活用して対応し、困難なケースは、要保護児童として、児童相談所に連絡され、社会的養護のシステムに結びつけられる。また、施設等を退所して家庭復帰の後には、市町村のネットワークでの見守り、継続的支援に結びつけられていく。

・また、社会的養護の施設等が、家族支援やアフターケアを含めた地域支援を行い、そのままでは保護者に監護させることが不適当な要保護児童となる児童を、支援を受けながら保護者による養育を続けられる要支援児童として支えていく。

・市町村の児童家庭相談や子育て支援事業等と、都道府県等の児童相談所を中心とした社会的養護は、一連につながるものであり、密接に連携して推進する必要がある。様々な関係者が互いにつながりをもって、トータルなプロセスを保障し、社会的養護を必要とする子どもたちを社会の力で支援していく。

２．各施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

① 児童養護施設の役割

・児童養護施設は、保護者のない児童や保護者に監護させることが適当で無い児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する機能をもつ。

・児童養護施設では、虐待を受けた子どもは５３．４%、何らかの障害を持つ子どもが２３．４%と増えており、専門的なケアの必要性が増している。

・また、入所児童の平均在籍期間は４．６年であるが、１０年以上の在籍期間の児童が１０．９%となっている。

②小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

・社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、これまで、施設のケア単位の小規模化や、里親やファミリーホームなどを推進してきた。

  ・平成１２年度：地域小規模児童養護施設（グループホーム）実施
  ・平成１４年度：里親制度改正（専門里親・親族里親、里親最低基準）
  ・平成１６年度：小規模グループケア実施
  ・平成２１年度：小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施
  ・平成２１年度：里親制度改正（養育里親、里親手当引上げ、里親支援機関）

・児童養護施設の７割が大舎制で、定員１００人を超えるような大規模施設もあることから、家庭的養護の強力な推進が必要である。

・今後は、施設の小規模化と施設機能の地域分散化を進め、

(a)「本体施設のケア単位の小規模化」を進め、本体施設は、全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）をしていく。

(b)「本体施設の小規模化」を進め、当面、本体施設は、全施設を定員４５人以下にしていく。（４５人以下は現在の小規模施設加算の基準）

(c)「施設によるファミリーホームの開設や支援、里親の支援」を推進し、施設機能を地域に分散させ、施設を地域の社会的養護の拠点にしていく。

・このため、平成２３年度から、小規模グループケアを従来の１施設３グループまでから６グループまでにするなど要件緩和し、その際、施設の小規模化の計画策定や、里親支援の実施を要件とした。また、１グループの定員を６名から６～８名に弾力化し、より多くの施設で小規模グループケアを行いやすくした。

・将来の児童養護施設の姿は、一施設につき、小規模グループケア６か所までと小規模児童養護施設１か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。また、１施設につき概ね２か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。

・施設の小規模化は、施設の改修や、人員配置の増、人材の育成とともに、地域の受け皿となるファミリーホームや里親の確保などと同時に行う必要があることから、できる施設から順次進め、着実に推進にしていく必要がある。

・また、今後の児童養護施設の新築・改築に当たっては、本体施設を小規模化・地域分散化して、グループホームや、ファミリーホームに転換することが求められる。また、本体施設は、小規模グループケアの構造にするか、あるいは、小規模グループケアの構造に容易に転換できる構造として施設整備をする必要がある。

・また、施設整備に当たっては、建築費の４分の３を補助する制度が行われているが、グループホームやファミリーホームについては、設置主体が施設整備することもあるものの、町の中の住宅を賃借して行う場合も多い。施設機能の地域分散化の推進のためには、賃借の場合は、施設整備の補助に代わり、賃借料の補助の仕組みを検討する必要がある。

・このほか、大規模施設を分割して、その半分を施設の立地が無い地域に移転することや、情緒障害児短期治療施設に転換することも考えられる。

③養育の機能を確保するための職員配置の充実

・小規模グループケアを推進するためには、措置費の人員配置を高めて、運営しやすくすることが必要である。

・小学生以上児に６：１などの現行の人員配置では、小規模グループケアの加算１名や、各ユニットで調理をすることによる調理員のユニット担当への振り替えを加えても、１グループに３人程度の人員配置となり、これは、交代勤務のため、常時１人の人員配置に薄まる。また、宿直が１人週２回必要となるなど、勤務条件が厳しくなることから、意欲的な施設のみが取り組んでいる現状にある。

・このため、小規模ケアの普及のためには、６：１等の基本の人員配置基準の引上げや、現在小規模ケアの一部にしか確保されていない宿直加算の全グループ化が重要である。

・また、小規模ケアやグループホームにおいては、一人一人の職員の力量の向上が必要となるため、研修等を充実するとともに、個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、スーパーバイザー（基幹的職員）やチーム責任者の設置など、施設全体の組織的な運営体制が重要である。

・なお、養育単位の小規模化をする場合、調理員等の人員を、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くなどの柔軟な運営方法をとることが有効である。

④小規模ケア、グループホーム、ファミリーホームの組み合わせ活用

・小規模グループケアは、１グループの児童定員が６人～８人で、これを生活単位（ユニット）とするもので、１人部屋又は２人部屋の居室と、居間、キッチン、浴室、洗濯機、トイレなどの家庭的な設備を設けるとともに、グループ担当の職員を置く。本体施設内にいくつかのグループホームが集まって設けられる形態であり、家庭的な環境を作ることができる一方、個々のホームが孤立化せず、施設全体での運営管理が行いやすいメリットがあるため、特別なケアが必要な子どもを入所させやすい。

・また、小規模グループケアは、職員間の連携がとれる範囲で、本体施設から離れた地域の民間住宅等を活用して、グループホームの形態で行うことも可能であり、さらに家庭的な形態である。

・地域小規模児童養護施設（グループホーム）は、１ホームの児童定員６人で、本体施設を離れて、普通の民間住宅等を活用して運営するもので、同様に家庭的な形態である。なお、措置費の仕組みとして、小規模グループケアはグループホーム形態の場合でも本体施設と一体の保護単価となるのに対し、地域小規模児童養護施設では区分して設定される。

・ファミリーホームは、１ホームの児童定員５～６人で、養育者の住居で行う里親型のグループホームである。交代勤務である地域小規模児童養護施設と異なり、養育者が固定していることから、子どもにとって、さらに家庭的な環境である。

・家庭的な養育環境として、本体施設内の小規模ケアよりグループホームが、グループホームよりファミリーホームの形態の方が、より家庭的な環境であり、推進していく対象となる。

⑤本体施設の高機能化

・児童養護施設は、入所児童の５３％は虐待を受けた経験があり、２３％は発達障害や知的障害等の障害を有している。このため、より専門性の高いケアが必要となり、施設運営の質の向上を図る必要があるとともに、心に傷をもった子どもたちに大人が寄り添う養育ができるよう、人員配置を増やす必要がある。

・また、今後、施設機能の地域分散化を進めるに伴い、本体施設では、心理的ケア等を要する子どもの割合がますます増えることから、人員配置を高めて、十分なケアを行える体制を整える必要が一層高まることとなる。

・また、本体施設は、地域支援の拠点となるセンター施設として、心理療法担当職員、個別担当職員、ファミリーソーシャルワーカーに加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員も備え、親支援、里親支援やアフターケアなど地域支援を行う体制を充実する必要がある。

・児童養護施設については、本体施設を大胆に小規模化し、施設機能を地域分散化していくとともに、本体施設は高機能化する、という将来の方向性を明確にする。

(2) 乳児院の課題と将来像

①乳児院の役割

・乳児院は、言葉で意思表示できず一人では生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設である。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ。

・乳児院の在所期間は、半数が短期で、１か月未満が２６％、６か月未満を含めると４８％となっている。短期の利用は、子育て支援の役割であり、長期の在所では、乳幼児の養育のみならず、保護者支援、退所後のアフターケアを含む親子再統合支援の役割が重要となる。

・児童相談所の一時保護所は、乳児への対応ができない場合が多いことから、乳児については乳児院が児童相談所から一時保護委託を受け、アセスメントを含め、実質的に一時保護機能を担っている。

・また、乳児院は、地域の育児相談や、ショートステイ等の子育て支援機能を持っている。

②乳児院の専門的養育機能の充実

・乳児院では、被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもが増加しており、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実が必要である。また、かかわりの難しい子どもが増えており、虐待等で愛着の問題があったり、心身が傷ついた乳幼児の治療的機能の充実も必要である。乳児院の被虐待児の割合は、平成４年の14．0%から平成２０年には27．2%に増加し、障害等のある子どもの割合は、平成４年の18．6%から平成２０年の32．3%に増加している。

・このためには、個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置や、基本的な人員配置の充実が課題となっている。また、経験豊富な看護職員の確保対策として、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象を看護師については福祉施設から医療機関へも拡大する必要がある。このほか、小児精神科や、理学療法士（ＰＴ）、作業療法士（ＯＴ）、言語聴覚士（ＳＴ）などの専門職との連携のあり方も検討する必要がある。

③養育単位の小規模化

・乳児院は、定員２０人以下が３９％であり、一部を除き、比較的小規模な施設が多い。乳児院における小規模化は、養育単位の小規模化が重要な課題である。

・また、乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいと考えられている。養育単位の小規模化により、落ち着いた雰囲気で安定した生活リズムといとなみによって、養育担当者との個別的で深い継続的な愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援できる。

・乳児院で小規模グループケア（定員４～６人を一つの養育単位とする）を進めるためには、基本的な人員配置の充実が課題である。その際、乳児院では安全対策のため夜勤体制の確保が必要であり、１グループに１人の夜勤の確保は難しいとしても、２グループを１人の夜勤者がみることができるような施設構造が必要となる。

④乳児院の保護者支援機能、地域支援機能の充実

・乳児院では、保護者がいない又は行方不明の子どもは少なく、退所後の家庭復帰が５５％となっている。しかし、その保護者の多くが子育てへの不安や負担感をもち、育児の知識や技術を持たず、家族関係の複雑な場合もあり、入所から退所、アフターケアに至る保護者への支援機能の充実が必要である。

・乳児院の保護者支援は、家族との養育の協働であるが、父母の精神疾患等が主な入所理由である子どもが平成４年８．７％から平成２０年１９．１％に増加するなど、かかわりが難しい保護者が増加しており、対応が難しくなっている。

・また、社会的養護においては、里親委託を優先して検討すべきであり、乳児院に措置された場合でも、早期の家庭復帰が見込めない場合などは、不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、個々の子どもと家族の状態などを検討し、里親委託を進めるべきであり、里親支援機能の充実が必要不可欠である。

・そのため、家族療法や親に対する心理相談等を行う心理療法担当職員の配置を全施設化していくとともに、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の業務を分けて、里親支援の担当職員を新たに設け、個別対応職員と合わせて、４名の直接ローテーションに加わらない職員のチームにより、保護者支援、里親委託推進その他の地域支援を進める体制を整備していくことが必要である。

・また、保護者による養育が緊急的・一時的にできなくなった乳幼児を預かるショー

トステイ（短期入所生活援助事業）等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ乳児院の重要な機能であり、今後とも推進を図る必要がある。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

①情短施設の役割

・情緒障害児短期治療施設（情短施設）は、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。また併せて、その子どもの家族への支援を行う。比較的短期間（現在の平均在園期間２年４ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割をもつ。 また、通所部門を持ち、在宅通所での心理治療等の機能を持つ施設もある。

・入所児は、被虐待児が７５％を占め、広汎性発達障害の子どもが２６％、軽度・中度の知的な課題を有する子どもが１２．８％、児童精神科を受診している子どもが４０％、薬物治療を行っている子どもが３５％となっている。

・情短施設では、児童精神科等の医師に常時連絡がつき対応できる体制があり、また、心理療法担当職員の配置が厚く、アセスメント、コンサルテーション、心理療法やカウンセリングを行える。

・仲間作りや集団生活が苦手で、様々な場面で主体的になれない子どもに、施設内での生活や遊び、行事を通じて、主体性を取り戻す手助けを行う。

・学校教育は、施設内の分教室や分校を持つ場合がほとんどであるが、近隣の学校の普通学級、特別支援学級に通う場合もある。

②情短施設の設置推進

・情短施設が無い地域では、情短施設での専門的なケアが必要な児童を、人員配置が十分でない児童養護施設で受け入れて対応している現状にあり、各都道府県に最低１カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要である。

・平成２０年度に３２か所であったが、現在３７か所に増加している。子ども子育てビジョンでは、平成２６年度に４７か所とする目標を掲げている。人口の多い都道府県では複数設置も必要であることから、更なる増設が必要であり、児童養護施設からの転換を含め、将来５７か所程度を目標とする。

③専門的機能の充実

・情短施設では心理的問題が大きく家庭での養育では改善が難しい子どもたちへの支援を行っており、被虐待児や発達障害児が増えているが、様々な心理的な問題への対応が期待される。また、虐待経験などが原因となり、パニックを起こしたり、解離状態になったり、自傷行為をしてしまう子どもも多く、手厚いケアが必要である。

・さらに、子どもの問題は、家族がかかえる問題によることが多く、不調をきたした家族への支援も重要な機能の一つである。

・かかわりの難しい子どもや家族が増えていることから、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要となっている。

・情短施設は、現在、主に学童期以上の子どもを対象としているが、近年、子どもの問題が低年齢化していること、低年齢のうちから手厚い治療をすることが重要であることから、幼児期への対応も検討することが今後の課題である。

・また、情短施設は、社会的養護の分野において、心理的ケアのセンター的な役割を持ち、他施設等への支援や、研究推進の役割を持つことが必要である。

④一時的な措置変更による短期入所機能の活用

・児童養護施設や里親で一時的に不安定となり不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に、情短施設に措置変更してケアし、落ち着きがみられるようになってから元の施設等に戻すといった短期利用も有意義である。

⑤通所機能の活用

・情短施設には、日中保護者の下から通う子どもに、総合的な心理治療や支援を行う通所機能を備えることができる。通所の子どもは、施設内の分級など学校教育を利用することもできる。入所前や退所後の子どもへの支援だけでなく、地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要である。

・また、児童養護施設や里親などで心理的問題を起こしている子どもの一時的な支援の場としての活用も考えられる。現在、里親やファミリーホームに委託されている子どもや母子生活支援施設に入所している子どもが、情短施設の通所部門を利用する場合の取扱いは定められており、今後、児童養護施設の子どもについても、必要な場合に通所利用できるよう、取扱いを検討する必要がある。

⑥外来機能の設置

・入所前や退所後の支援、家族への支援のためにも、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実させることが望まれる。社会的養護の施設の生活に詳しい医師がいることで、児童養護施設や里親の下で暮らす子どもにも適切な診療ができる。

⑦名称の見直し問題

・情緒障害児短期治療施設という名称については、情緒障害という言葉に子どもや保護者が感じる気持ちを考慮し、変更した方が良いという意見もかねてからあり、今後の検討課題である。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

①児童自立支援施設の役割

・子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成

９年の児童福祉法改正により、「教護院」から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加えた。通所、家庭環境の調整、地域支援、アフターケアなどの機能充実を図りつつ、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しくなったケースの受け皿としての役割を果たしている。

・児童自立支援施設は、職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた施設であり、小規模による家庭的なケアを一世紀以上にわたって実践してきた。

・また、専門性を有する職員を配置し、「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの健全で自主的な生活を志向しながら、規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチによって、個々の子どもの育ちなおしや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施している。

・児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等により入所する場合もあり、これらの役割から、児童福祉法では、都道府県等に児童自立支援施設の設置義務が課せられており、大多数が公立施設となっている。（現在、国立２、都道府県・指定都市立５４、社会福祉法人立２）

②専門的機能の充実

・児童自立支援施設では、虐待を受けた経験をもつ子どもが６６％、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが３５％であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、生活を基盤にしたより高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題となっている。

・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要である。

・また、被虐待経験や発達障害等を有する特別なケアが必要な子どもの支援のため、心理療法担当職員を複数配置にしていくことが、今後の課題である。

・家庭的な形態の小舎夫婦制や小舎交替制の維持発展を図るとともに、効果的な個別支援を可能とする個別寮や個別対応室（タイムアウトルームなど）、心理療法を効果的に行える心理療法室、リービングケア時の自活寮など、施設設備面の向上も必要である。

③年長児童への対応

・児童自立支援施設の入所児童は、小学生９％、中学生７４％、中卒・高校生１７％（平成２１年１０月１日）であり、中卒・高校生に対応していない施設もある。このため、年長の対応の難しい児童の自立支援の機能を充実していく必要がある。

④学校教育の実施

・平成９年の児童福祉法改正で、児童自立支援施設についても学校教育への就学義務が課され、施設内の分校、分教室の設置等が推進されてきたが、現時点でも施設が学科指導を行う経過措置で対応している施設が残っており、早期の解消が課題である。

⑤相談、通所、アフターケア機能

・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能を充実する必要がある。

・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制を充実する必要がある。

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

①母子生活支援施設の役割

・母子生活支援施設は、従来は、生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成９年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の自立の促進のためにその生活を支援すること」を追加し、名称も変更された。

・近年では、ＤＶ被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の５４％を占め、虐待を受けた児童が入所児童の４１％を占めている。また、精神障害や知的障害のある母や、発達障害など障害のある子どもも増加している。「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かし、保護と自立支援の機能の充実が求められている。

・利用者の就労収入は、母子家庭の中でもさらに低く、平均収入は１２０万円にすぎない。母子生活支援施設は、貧困母子世帯への支援を担っている。

②入所者支援の充実

・母子生活支援施設は、施設による取り組みの差が大きく、入所者の生活支援・自立支援に積極的に取り組む施設がある一方、従来型の住む場所の提供にとどまる施設も多い。

・母子生活支援施設に期待される役割の変化を踏まえ、すべての施設が、以下のような入所者支援機能を充実させていく必要がある。

(a)**母に対する支援**：関係機関と連携し、生活支援、子育て支援、就労支援をはじめ、総合的に自立を支援。ＤＶ被害を受けた母親の心のケアや自己肯定感の回復を支援。また、適切な養育や教育を受けずに育ち、子育ての知識・体験の継承のないまま親となった母親への子育てスキルの獲得のための支援。

(b)**子どもに対する支援**：ＤＶ被害や虐待を受けた子どもに、関係機関と連携し、

心のケアや、生活、学習の基盤を再構築。安心できる場で、安心できる「おとなモデル」を提供し、自己肯定感や大人への信頼の回復を通じ、暴力によらない人間関係の再構築を支援。

(c)**虐待の防止**：児童虐待に至ってしまう親子関係へ危機介入し、母子分離をせずに、虐待を防止。施設で生活することにより、在宅家庭への訪問よりも、母子の生活実態に触れやすく、地域での見守りよりも、危機介入がしやすい。母親自身が子どもの頃に虐待を受けた経験がある場合も多く、母親の子どもの頃にも思いを至らせながら、母子関係の再構築を支援。

(d)**母子再統合の支援**：虐待で親子分離となっていた場合に、母子生活支援施設で母と子の双方の支援を通じて、安全に再統合を支援。母子双方を支援することで親子関係を安定させ、「貧困」「虐待」の世代間連鎖を防止。

(e)**アフターケア、地域支援**：退所した母子家庭や、地域で生活する母子家庭に対し、ショートステイや相談の実施など支援を行う。

③職員配置の充実と支援技術の普及向上

・母子生活支援施設の人員配置は、上記のような支援を行うためには手薄いことから、母子支援員や少年指導員の基本的な人員配置を引き上げ、入所者支援の取り組みを充実させていく必要がある。

・また、個別対応職員については、児童養護施設等については本年の最低基準改正で全施設への配置が義務化されたが、母子生活支援施設では、配置実績が４６%にとどまるため義務化ができなかった。このため、今後、配置を促進し、少なくとも定員２０世帯以上の施設については、早期に義務化を図る必要がある。

・また、母子生活支援施設に保育所に準ずる設備を設けて保育を行うときは、乳幼児おおむね30:1以上(最低1人)の保育士の配置となっているが、現在、保育所の配置は0歳児3:1、1・2歳児6:1、3歳児20:1、4歳以上幼児30:1となっており、施設内の保育の充実を図るため、保育所に準じた配置への引き上げを検討する必要がある。

・このほか、心身に障害等を有するなど特に対応が困難な母又は子が４人以上入所している施設に非常勤の母子支援員を加算する特別生活指導費加算については、対象者への支援の充実を図るため、特に対応困難な母子の人数に応じて、加算職員を複数配置できる仕組みを検討する必要がある。

・また、取り組みの水準が高い施設の支援技術や支援事例を、これから取り組む施設に伝えて、全体の力量を高めていくことが必要である。

・なお、ＤＶ被害を受けた母親や虐待を受けた子どもが、安全に安心して生活できるように、母子生活支援施設では、夜間の宿直体制をとり、安全管理を図る必要がある。措置費上、宿直手当や管理宿直専門員の配置、さらに、ＤＶ加害者からの保護等のため複数配置ができる夜間警備体制強化加算の仕組みがあり、活用される必要がある。

④広域利用の確保

・ＤＶ被害者は、加害夫などから逃れるために遠隔地の施設を利用する場合が多い。広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用が行われるよう推進する。

⑤子どもの学習支援の充実

・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要である。

・母子生活支援施設では、児童養護施設にあるような子どもの教育費を措置費で支援する仕組みがないことから、今後、入学時の支度費を新たに設けたり、学習ボランティアなどによる支援等を積極的に進めることが必要である。

⑥母子生活支援施設の積極的な活用と適正配置

・母子世帯数、ＤＶ被害件数、児童虐待相談件数がいずれも増加する中で、母子生活支援施設の施設数は、平成2年327カ所、平成11年293カ所、平成21年272カ所と減少を続け、平成23年4月現在262カ所となっている。また、施設定員、入所世帯数も減少している。

・利用率の高い施設も多い一方、大きく定員割れしている施設もあり、入所者支援の充実した施設は利用者も多いことから、利用が少ない施設では、自治体の母子福祉施策における母子生活支援施設の位置づけを見直し、積極的な活用を図る必要がある。

・また、施設の配置に偏りがあることから、適正配置に留意する必要がある。

⑦公立施設における課題

・母子生活支援施設は、266施設中、民設民営118施設（44%）、公設民営71施設（27%）、公設公営77施設（29%）であり、公立施設が半数を占める。

・公立施設では、加算職員の配置が進まず、低い最低基準の配置にとどまっている施設が多く、母子への支援体制や支援内容に大きな公私間格差が生じている。例えば、個別対応職員の配置は、民設民営施設では７４%、公設民営施設では３７%、公設公営施設では１０%であり、心理療法担当職員の配置は、民設民営施設では４８%、公設民営施設では３１%、公設公営施設では９%となっている。

・また、指定管理者制度が導入されている公設民営施設では、契約期間満了ごとに指定管理者が変更となる可能性があるほか、委託額が事情変更に伴い変更されにくいため、受託法人が長期的な視野での人材育成や入所者支援の充実をしづらいという意見もある。

・このため、②に掲げた入所者支援の充実を図るため、地域における母子生活支援施設の役割について、共通の認識をもって取組みを推進していくことが必要である。

⑧児童相談所・婦人相談所との連携

・母子生活支援施設は、利用者による判断が可能なため措置制度ではないが、様々な

支援や保護の必要性の判断の観点から、行政への申し込み決定の仕組みをとっている。

・また、母子福祉施策や生活保護など、福祉事務所の専門的ケースワークと連携するため、入所手続きは福祉事務所で行っており、都道府県の福祉事務所のほか、市や福祉事務所設置町村で実施している。

・しかし、母子支援を通じた児童虐待の防止の側面や、発達障害などの障害のある子どもへの支援の必要もあることから、児童相談所との連携も重要であり、また、ＤＶ被害者の保護のため、婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）との連携も重要である。

・これまで、婦人相談所からの母子生活支援施設への一時保護委託は、ＤＶ被害者や一時保護所の定員を超える場合等に限られていたが、保護を要する妊産婦にも拡大し、子どもを有していない妊婦の段階でも、婦人相談所からの一時保護委託であれば、母子生活支援施設を利用することができるようにし、出産後は通常の手続きによる利用に切り替え、出産前からの一貫した支援を行えるようにする必要がある。

・なお、母子生活支援施設の入所手続については、児童虐待防止の観点から児童相談所が、婦人保護の観点から婦人相談所が直接に行えるようにしてはどうかという意見もあるが、都道府県と市町村の間で実施責任があいまいにならないかという論点や、措置費の費用負担等との関係も含め、将来的な検討課題として検討していく。

(6) 里親及び里親支援機関の課題と将来像

①里親委託の役割

・社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、

(a) 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、

(b) 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、

(c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきである。

・また、里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができるというメリットもある。

・里親推進を図るため、これまで制度の充実に努めてきた。本年４月に「里親委託ガ

イドライン」を策定し、一層の推進を図ることとしたところであり、養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の４つの類型の特色を生かしながら推進する。

・平成１４年度：専門里親、親族里親の制度の創設、里親支援事業、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）の制度化
・平成１６年の児童福祉法改正：里親の定義、監護・教育・懲戒等
・平成２０年の児童福祉法改正：養育里親を養子縁組里親と区別して法定、里親研修の義務化、欠格事由の法定化等
・平成２０年度：里親手当の倍額への引上げ、里親支援機関事業の実施

②里親委託率の引上げ

・日本の社会的養護は、施設が９割で里親は１割にすぎない。イギリスやイタリアは里親が６割、ドイツが３割であるなど、欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。

・これまで、日本で里親制度が普及しない要因として、(ｱ)文化的要因のほか、(ｲ)里親制度が社会に知られていない、(ｳ)里親といえば養子縁組を前提としたものという印象が強い、(ｴ)研修や相談、レスパイトケアなど里親に対する支援が不十分、(ｵ)児童相談所にとって施設への措置に比べて里親委託はマッチングに手間がかかる、(ｶ)実親が里親委託を了解しないことが多い、などが挙げられてきた。

・しかしながら、日本でも、新潟県（新潟市を含む）で３２．５％であるなど、里親委託率が３割を超えている県もあり、また、最近５年間で、福岡市が６．９％から２０．９％へ増加するなど、里親委託率を大幅に伸ばした県・市もある。

・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、ＮＰＯや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われており、適切な推進方策を講じれば、日本でも里親委託率を３割以上に引き上げることは十分可能である。

・本年４月に「里親委託ガイドライン」がとりまとめられたところであり、好取組事例を集めて普及させるなど、取り組みを推進する。

③里親支援の充実

・里親に委託される子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、試し行動や愛着障害など、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。

・そのため、養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親支援の仕組みが必要である。里親が養育に悩みを抱えたときに孤立化を防ぐ支援が重要である。

・里親委託の推進と里親支援の充実のためには、専任の里親担当職員の設置などの児童相談所の体制の充実とともに、これを補完する里親支援機関や施設による里親支援の充実が必要である。

・里親支援機関は、里親委託の促進と里親支援の役割を持っており、例えば、
　・里親固有の悩みごとについて、里親会が、経験者ならではの支援を行い、

・児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院は、専門職員によるサポートを行うとともに、里親の休養（レスパイト）のための一時預かりを行う、

など、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る必要がある。

・児童養護施設や乳児院は、里親支援の拠点として地域支援機能を強化する必要がある。今後、各施設に里親支援担当の職員を置き、自らの施設の措置児童の里親委託を推進するのみならず、希望する地域の里親を登録して、相談やレスパイトを行うなど、継続的な支援体制を整備する。

・地域の里親会については、多くが児童相談所の職員により運営事務が行われており、体制の充実が必要である。

・児童家庭支援センターについては、里親支援の役割を充実し、里親支援機関業務の中心を担うために児童家庭支援センターを新たに設置することも考えられる。

・里親支援については、地域の子育て支援事業も活用すべきであり、市町村との連携が重要である。また、里親推進に当たっては、地域に根ざした浸透力のある市民活動との連携が効果的である。

④新生児里親、養子縁組の活用

・望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や出産直後の相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用である。

・新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、母子保健の相談窓口や児童相談所、婦人相談所、医療機関などの連携を強化し、必要な場合には、そのような社会的養護の制度が活用されるよう、周知することが重要である。

・また、特別養子縁組に至らない場合でも、特に愛着形成に重要な３歳未満の時期は、施設への措置期間を短くし、里親委託を推進することが必要である。国連の「児童の代替的養護に関する指針」においても、特に３歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきとされている。

・養子縁組を希望する里親から養子縁組へ結びつける取組は、新生児里親に限らず、子どもに安定した親子関係を用意できる方法として、重要である。

⑤親族による里親の活用

・日本では、親族が養育するのは当然という考えから、「親族里親」の活用は低調である。しかし、親族里親を活用し、子どもの養育費用を支援するのでなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、積極的に親族里親を活用すべきである。

・これまで３親等以内の親族を親族里親としてきたが、扶養義務のある直系血族（祖父・祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家庭裁

判所が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務が無い。このため、扶養義務者でないおじ、おばについては、通常の養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引き受けを促すとともに、養育環境を整えることが適切である。

・親族里親と親族による養育里親を積極的に活用し、要保護児童をできる限り親族が養育できるようにすることが望ましい。

⑥週末里親等の活用

・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」や「季節里親」については、措置費の施設機能強化推進費で施設入所児童家庭生活体験事業として制度化されている。

・これは、施設に事業費を交付し、施設が週末里親等を依頼する仕組みであり、今後、里親研修を終えている未委託の登録里親を週末里親等に活用し、その後の里親委託につなげたり、あるいは、週末里親の経験を積んでから養育里親の登録につなげていくなど、週末里親等と養育里親を連動させながら推進する。

(7) ファミリーホームの課題と将来像

①ファミリーホームの役割

・ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成２１年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行う制度である。

・養育者の住居において行う点で、里親と同様であり、児童５～６人の養育を行う点で、里親を大きくした里親型のグループホームということで生まれた経緯がある。

②大幅な整備推進

・子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１４０か所を整備する目標（平成２３年４月現在１２６か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要である。 将来は１０００か所程度を見込む。

・ファミリーホームには３つの類型があり、これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設するものや、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプも増えると見込まれ、本年４月の実施要綱改正で明記した。

・また、整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することを検討する必要がある。

③専門性の向上と支援体制の構築

・ファミリーホームについても、養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で支援を推進することが必要である。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

①自立援助ホームの役割

・自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した２０歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもののほか、その他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業である。

②自立援助ホームの整備推進

・自立援助ホームは、平成２０年度の５４か所から、平成２３年４月現在７６か所に増加した。自立支援の充実を図るため、子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１６０か所を整備することとしている。

③対応の難しい児童等への対応

・自立援助ホームは、自立支援の一環として、施設を退所して就職する児童やその他必要と認める児童に、共同生活を行う住居を提供して、生活指導などをするものであり、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定していることから、人員配置や事業費は少なくなっており、また、食費や光熱水費など各ホームで設定した利用料を入居児童が負担する仕組みとなっている。

・しかし、一人での自活が困難であるため自立援助ホームを利用しているのであり、虐待を受けた、発達障害をかかえている、精神科に通院している、高校を中退した、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。

・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等への措置が適切であり、また、中学校卒業後の児童で改めて高校等への進学をする場合には、児童養護施設や里親等への措置の方が適切と考えられるが、当面、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援していく取り組みも重要である。

・なお、虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。その際、通常の自立援助ホームと比べて利用期間が短く、新規利用が多いという特性を考慮する。

④運営費の充実

・自立援助ホームは、入居児童数の変動が大きい実態から、平成２３年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営の安定化を図った。

・今後、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することや、収入のない児童には児童養護施設等と同様に医療費の自己負担分を措置費でみることなど、運営費の充実を検討する必要がある。

⑤１８歳以降、２０歳以降のアフターケア

・児童養護施設等は、２０歳到達までの措置延長はあるものの、新規措置は１８歳未満までであるのに対し、自立援助ホームは、２０歳に達するまで新規入居ができる。

・自立援助ホームの利用は、自立生活力の不十分な子どもが多いことから、２０歳になっても自立できず、私的契約で継続利用している例もある。２０歳以降の延長も可能とする必要性の指摘もあり、将来的な検討課題である。

・一方、２０歳までに一定の力をつけて自立する努力も重要であり、ホーム近隣のアパートを借りて自活し、ホームがアフターケアとして相談支援をしていく取り組みが重要である。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

①児童家庭支援センターの役割

・児童家庭支援センターは、平成９年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行うもので、平成２０年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

・多くは児童養護施設等の施設に附置されており、施設が地域支援を行う機能を果たしているが、平成２０年の児童福祉法改正で、単独設置も可能となった。

・また、本年４月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記された。

②児童家庭支援センターの整備推進

・平成２０年度７１か所から、平成２３年３月末現在８２か所に増加した。子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１２０か所を整備する目標となっている。

・児童家庭支援センターは、第２種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、社会的養護の地域支援の重要な拠点であることから、当面のビジョン目標の整備後も、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく必要がある。その場合、施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

③市町村との連携及び役割分担の明確化

・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として、制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口

となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなっており、また、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。

・このため、児童家庭支援センターは、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て支援事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要である。

・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の親子関係再構築支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な子どもと家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行うという役割の充実が重要である。

④里親支援機関としての役割分担の明確化

・児童家庭支援センターの里親やファミリーホームへの支援の役割が実施要綱で明確化されたことに伴い、各地域において、里親等支援のうち、児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要がある。

・児童相談所や、里親会、児童養護施設、乳児院などの関係機関との連携を図り、里親等の制度を側面から支える機関としての役割を充実させる必要がある。

・施設に附置された児童家庭支援センターの場合、本体施設の地域支援を担う職員と連携して里親支援を充実させる。

・また、里親支援機関の中心を担わせる目的で新たな児童家庭支援センターを設置することも考えられ、制度の効果的活用が望まれる。

３．社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

①施設運営指針の策定

・社会的養護の現状では、施設等の運営の質の差が大きい。子どもは、措置される施設や里親家庭により、育ち方やその後の人生にまでも影響を受ける。そのような不平等があってはならず、ケアの質の向上が必要である。

・社会的養護の施設には、これまで、保育所保育指針に相当するものが無いことから、平成２３年中を目標に、各施設等種別ごとに、運営理念等を示す施設運営指針を策定する。

・児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、里親・ファミリーホームの６種別について作成することとし、施設等種別ごとの検討チームを設置して、検討する。

②施設運営の手引書の作成、ケア標準の作成

・また、各施設等の種別ごとに、施設運営指針を掘り下げて、施設運営の考え方、必要な知識、実践的な技術や知恵などを編纂した手引書を作成する。

・これまでも、各施設等の種別ごとに、また、部分的に作られたものがあるが、実践の中で、言語化されていない部分が大きい。参考事例、事故事例の共有化も含め、言語化、文書化を進め、施設全体の運営の質の向上を図る。

・特に、児童養護施設については、これに加え、より詳しく、施設職員の活動の指針となるニーズ把握の方法とケア標準を作成する。

・従来、それぞれの施設において経験の積み重ねによるノウハウが蓄積されてきたが、その共有化が図られておらず、施設により取り組みの質の差が大きい。このため、指針を実践の中で具現化し、子どもの最善の利益が保障されるようなニーズ把握の方法とケアの標準を文書化し、現場で活かせるようにする。現場で使いやすいチェックリスト形式のものも提供する。

・子どもの抱える課題は一人一人異なることから、その支援もそれぞれ異なるものであり、一人一人について、自立支援計画を策定し、取り組みを行う。ケア標準の作成は、これを画一的なものにするのではなく、個々の実践の場で課題に気づいて取り組むために、文書化するものである。

・個々の子どものニーズを把握し、ケア内容を検討し、その実施状況を確認していくという基本原則を定着させる必要があり、一人一人の子どもに自立支援計画を作成する仕組みを、より効果的なものとしていく必要がある。

・なお、これらの指針やケア標準等は、現場の実践の中で生み出される新たな知見や、継続的な調査研究、効果の評価などを踏まえながら、随時改定し、高めていく必要がある。

③第三者評価の義務実施、開かれた組織運営

・第三者の目は、施設が課題に気づき、質の改善を図っていく上で重要である。また、第三者評価に先立ち、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検、自己評価を行うことも、課題に気づき改善していく上で重要である。

・社会福祉施設に共通で行われている第三者評価は、児童養護施設で平成２１年度の受審率が１４％であるなど、十分な普及がされていない。

・第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設では、子どもが施設を選べない措置施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、質の向上の取り組みとして、全ての施設に、３年に１回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づけることが必要である。 この場合、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととし、また、第三者評価が低かった施設が改善をして翌年再度第三者評価を受けることも望ましい。

・なお、自立援助ホームとファミリーホームについては、これまでも、第三者評価を受ける努力義務が定められており、小規模な事業であることから、引き続き努力義務にとどめる。

・また、社会的養護の第三者評価の評価基準については、見直しを行うとともに、評価機関が社会的養護の施設等の評価を適切に行えるようにする。

④アセスメントや支援の方法論の研究と普及

・子どもの支援の向上のため、子どもや家庭のかかえる課題やそれぞれに対して必要とされる具体的な支援策に関するアセスメントの方法の確立など、児童相談所及び施設等のアセスメント機能を強化することが重要である。

・また、今後、ケア単位を小規模化した新しい養育を実践・普及していくに当たって、科学的な評価に基づく支援の方法論の確立が必要である。

・このため、社会的養護の養育や専門的ケアについて、効果的な取組の収集や評価を含め、継続的に調査研究を推進していくことが必要である。

・また、社会的養護の取り組みについての長期的な効果の評価のための調査研究も重要である。

(2) 施設職員の専門性の向上

①施設長の資格要件及び研修の義務化

・施設運営の質は、施設長による部分が大きい。社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置施設であり、施設長による親権代行等の規定もあることから、かねてより、施設長の資格要件強化や研修義務化をすべきとの指摘がある。

・本年の親権に係る民法及び児童福祉法の改正により、施設長の役割が強化されることを契機に、施設長の資格要件強化や研修義務化を行うべきである。

・児童自立支援施設の施設長については、児童福祉施設最低基準で資格要件が定められており、社会福祉士等のほか、５年以上の従事経験などを求めている。一方、児童養護施設等の施設長の資格については、最低基準での定めがなく、局長通知で、社会福祉主事や児童福祉司の任用資格を有するか、児童福祉事業の従事経験２年以上の場合を除き、施設長資格認定講習の受講を求めるにとどまっている。このため、児童養護施設等の施設長についても、児童自立支援施設の施設長の資格要件を参考に、資格要件を設けることが考えられる。

・また、児童自立支援施設では、児童福祉施設最低基準で、施設長の資格要件として研修の受講が義務づけられている。このため、他の施設でも、研修の受講を資格要件として定めるとともに、原則２年に１回以上の施設長研修の受講を義務づけて、各施設の全国団体が行う施設長の研究協議会等に併せて毎年実施することが考えられる。

②施設の組織力の向上

・平成２１年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員」（スーパーバイザー）を、各施設に１名設置し、研修を行うとともに、措置費の俸給格付けの引上げを行った。

・今後の課題としては、ケアの質の向上を図るため、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、児童等に対するケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置するとともに、措置費の俸給格付けを検討する。

・これは、「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、職員全体が組織として一体的な力を発揮するとともに、「一般職員 → チーム責任者 → 基幹的職員 → 施設長」というキャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上と定着確保に資すると考えられる。

・また、児童養護施設や乳児院には心理療法担当職員の配置が進んでいるが、１施設１名の一人職場では、人材の育成ができない。このため、児童指導員や個別対応職員などの職種としても、心理学を修めた人材を採用するなどにより、人材育成を図ることが望ましい。

③職員研修の充実

・社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

・このため、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）の研修とともに、新たに、中堅のチーム責任者クラスの研修、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の研修なども必要である。

・研修は人材育成とともに、研究協議の場ともなる。施設類型ごとに、職員研修指針を策定し、施設団体が中心となって、新人から、中堅、専門職員、幹部職員まで、各段階に応じた職員研修システムを構築し、実施していく必要がある。

・また、人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要である。

(3) 親子関係の再構築支援の充実

①親子関係再構築支援の必要性

・虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止のため、また、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復のため、さらに親子分離に至らない段階での親支援のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、親子関係の再構築支援が重要である。

・例えば、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う。

・また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（ＣＳＰ）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われている。

・また、親の精神障害など、家族への個別の対応が必要なことも多い。

・子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要である。

・親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要がある。

・また、退所後の支援は、市町村の子育て支援事業と連携しながら行うが、専門性の高い支援を行う必要があるケースに対し、より積極的に対応できる体制の整備が必要である。

②施設による親子関係再構築支援

・家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が、平成１１年度から乳児院に、平成１６年度から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に設置された。家庭支援専門相談員の業務には、保護者等に対し、早期家庭復帰のための相談指導や、家庭復帰後の相談指導が含まれており、活動内容や支援技術の向上・普及を図る必要がある。

・また、心理療法担当職員が、平成１１年度から児童養護施設に、平成１３年度から乳児院、母子生活支援施設に、平成１８年度から児童自立支援施設に設置された。心理療法担当職員は、児童及び必要に応じて保護者に心理療法を行う。

・措置費の施設機能強化推進費により、平成６年度から情緒障害児短期治療施設で、平成１８年度から乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に対象を拡大して、家族療法事業が行われており、平成２２年度には、１２１カ所で実施されている。

・これは、虐待を受けた子どもの早期家庭復帰を図るため、対象となる子ども等に数ヶ月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問等により、心理療法担当職員による心理的なかかわりと、児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援する事業である。

・今後、効果的な手法の開発・普及、支援者のスキルの向上に取り組むことが必要である。

・また、今後、施設の地域支援要員の体制充実が必要となるが、家庭支援専門相談員、個別担当職員、心理療法担当職員に加え、里親支援担当職員、自立支援担当職員を新たに設け、これらの直接職員のローテーションに加わらない専門職員のチームが協力して親子関係再構築支援にあたるよう、体制整備が必要である。

③児童家庭支援センターによる親子関係再構築支援

・児童家庭支援センターは、施設入所に至らない児童とその家庭の親支援や、施設を退所した児童とその家庭の親支援を行う。

・児童家庭支援センターによる支援についても、効果的な手法の開発・普及や、児童相談所との連携を図りながら行うことが必要である。

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

・児童養護施設や里親等に措置された児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要である。

・虐待を受けた子どもなど社会的養護を必要とする子どもは、自信(自己肯定感や主体性)を失っている子どもが多い。将来の自立生活能力を高める養育の基本として、安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み、自分で選択や決定をしながら生きる力、他者を尊重し共生していく力 、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

・また、施設の退所等までに、衣食住の基本的な生活管理、金銭管理、健康管理、個人情報の管理、社会で必要となる情報や諸手続など、生活技術の知識や経験を得るとともに、社会人、職業人に求められるマナーの習得や、主体的な時間の使い方など、自立生活に必要な力が身についているような養育の在り方が必要である。

・なお、勉学に苦手意識が高い児童が、措置解除を希望するような場合もあるが、そのような児童にこそ、学習や学校の卒業資格の必要性を養育者が丁寧に伝えたり、社会的養護の下で育った者の声から学んだりする機会を用意することが必要である。

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

・進学や就職に役立つ学習支援の充実が必要である。中学生は、平成２１年度から、学習塾費（実費）、部活動費（実費）が設けられ充実されたが、高校生は、定額の特別育成費のみで、十分でない。このため、就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、特別育成費の充実が必要である。

・自立支援のため、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。現在、児童養護施設等の入所児童や里親委託児童が、高校等を卒業して、措置解除となり、就職又は大学進学等により、自立した生活を開始する場合、就職支度費又は大学進学等自立支援費 79,000 円を、保護者がない又はその支援を受けられない場合は、これに特別基準額 137,510 円を加算して、支給されている。これまで毎年 2,000 円ずつ引き上げてきているが、大幅な充実を図り、安定した自立生活を開始できるよう支援することが必要である。

③措置延長や、自立援助ホームの活用

・生活が不安定な場合は、１８歳以降も、必要に応じて２０歳に達するまでの措置延長を活用できる。法律上は可能であるが、実際の利用は少ない。今後、一層活用すべきである。

・特に、年齢が高くなってから新規又は措置変更により入所又は里親委託した児童では、措置解除までの期間が短く、課題が未解決のままとならないようにすべきである。

・また、児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、１８歳前でも退所することが慣例のようになっている施設もあるが、そのような児童こそ、支援が必要であり、自立生活能力がないまま退所させることのないようにしなければならない。さらに、中学校卒業でいったん就職したが改めて高校に進学するような場合に、児童養護施設や里親等の再度の措置が必要に応じて行われるようにする必要がある。

・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る必要がある。

④アフターケアの推進

・平成１６年の児童福祉法改正で、児童養護施設等の業務として、法律上、退所者に対する相談支援が定められている。社会的養護の施設や里親から自立していった子どもには、施設や里親は、いわば実家のような役割を持つ。将来、困ったとき、つまずいたときに、頼れるきずなとなる。

・特に児童養護施設については、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備して充実することが必要である。

・また、退所児童等アフターケア事業の補助事業の推進を図るとともに、施設退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成する。

・身元保証人確保対策事業は、平成１９年度から実施し３年を経過している。運用改善として、申込みをしやすくするために、保証の申込み期間（現在は施設退所後半年以内）を延長するとともに、高校卒業後、大学等に進学した場合に、大学を卒業するまでの間、保証を延長できるよう、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長３年）の延長が必要である。

・大学進学とともに措置解除となった後、生活苦で大学中退となる者も少なくない。独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与が、児童養護施設等の入所者又は退所者で親権者等の支援が期待できない場合には、施設長等の同意があれば、親権者等の同意を不要とする改善が行われている。また、生活福祉資金や母子寡婦福祉資金等の貸付制度の活用が可能な場合がある。このほか、社会的養護の下の子どもたちに対しては、各種の民間団体の奨学金制度が設けられている。その情報を施設団体において整理し、各施設へ提供し、活用を支援する。

⑸子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ることである。子どもは、大人との関係で力も弱く、従属的な存在になってしまう可能性が高いが、人として尊重される社会の構成員として扱われなければならない。

・子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利が定められていると言われている。

・本年の児童福祉施設最低基準改正においても、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定した。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明する、子どもの意向や意見を確認し子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明する、子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進める等が必要である。このことは、措置や措置変更の際も同様である。

・また、「子どもの権利ノート」を活用するとともに、施設に置かれた意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等を活用する。また、その他の民間の権利擁護活動も行われている。

・社会的養護の向上のため、当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要である。

③被措置児童等虐待の防止

・平成２０年の児童福祉法改正により実施された被措置児童等虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、児童養護施設等職員や里親による虐待の防止を徹底する。

・平成２１年度における全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数の総数は２１４件で、そのうち事実確認の結果、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は５９件であり、職員が子どもを叩いた等の事案があった。

・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底していく。

・また、今後、家庭的養護や施設機能の地域分散化を推進するに当たって、これに対応した子どもの権利擁護の推進を図る必要がある。

④子どもの養育の記録

・社会的養護の下で長期間暮らし、成長する子どもについては、社会的養護による主

たる養育者が途中で変わった場合でも、つながりのある健やかな育ち、育てが行われるよう、記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要がある。

・また、複数の養育者や支援者が関わる場合に、子どもの最善の利益につながるよう、子どもの情報の共有の在り方についても、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要がある。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

①施設類型の在り方について

・社会的養護の施設類型については、平成９年の児童福祉法改正で、養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、虚弱児施設の児童養護施設への類型統合が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の５類型となった。また、児童家庭支援センターと自立援助ホームが法定化された。

・その後、平成１６年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談援助（アフターケア）を位置づけるとともに、乳児院と児童養護施設の年齢要件が弾力化された。乳児院は、従来の「２歳未満」から、「必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む」とされ、児童養護施設は、従来の「乳児（０歳）を除く児童」から、「必要な場合は乳児を含む」とされ、３歳到達時までに一律に児童養護施設に移さなければならない不都合が解消された。

・また、平成２０年の児童福祉法改正では、ファミリーホームが法定化され、自立援助ホームについて、都道府県に対する申込み制、対象年齢の２０歳未満までの引上げの改正がされた。

・なお、施設類型の在り方については、従来、施設種別を越えて複数の機能を持つ施設に改めるなどの意見もあったが、現行法でも複数の施設類型の併設が可能である。

②施設類型間の相互連携等の強化

・施設類型の在り方については、現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題となる。 例えば、次のような連携が必要である。

(a) 児童養護施設で一時的に不安定となった子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアし、安定した後に元の施設に戻す、

(b) 児童養護施設や里親委託の子どもが、不安定になったときに、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設の通所部門を利用する、

(c) 情緒障害児短期施設や児童自立支援施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する、

(d) 母子関係の調整を必要とする乳児院や児童養護施設の子どもが退所する際、

母子生活支援施設を利用し、母子双方への支援によって、親子再統合を図る、など。

・また、児童相談所が措置をするに際して、専門施設である情緒障害児短期施設や児童自立支援施設に入所するときから、次の児童養護施設や里親への移行を考えておく、あるいは、児童養護施設へ入所措置するときから、次の里親委託への移行を考えておく、という取り組みも考えられる。

・さらに、児童養護施設の子どもが週末里親を利用しながら、円滑に里親委託に移行していく、あるいは、里親の一時休息のために元の施設を一時的に利用するなど、施設と里親の連携も重要である。

・また、再アセスメントのための適切な場の設定や関係機関との連携も必要である。

・社会的養護の各機関が、それぞれの機能を補い合う関係を持ち、連続的な支援のプロセスを確保していく支援の在り方が重要である。

・このほか、子どもの心の診療拠点病院等との連携も重要である。

・また、これまでの社会的養護の体制では不十分な課題として、性的虐待への対応がある。初期対応からその後の支援まで一貫した専門性が必要であり、今後の課題として、諸外国での性的虐待センターなどの取り組みも参考にしつつ、関係方面とも連携を図りながら、子どもの状況に合わせて、新たな専門的体制を検討する必要がある。

③地域における総合的な社会資源の整備

・また、地域での総合的な整備の視点も課題となり、次のような３つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要である。

(a) 児童自立支援施設と情緒障害時短期治療施設は、短期の治療的施設であり、都道府県・指定都市を単位に設置される。情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う。

(b) 児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設、児童家庭支援センターは、広域的な地域を単位に設置され、施設ケアが必要な児童や母子を入所させるとともに、地域の拠点として家庭的養護の支援や、地域の親子等の支援を推進する。

(c) ファミリーホームや里親は、市区町村の区域を単位に、複数確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする。

④障害児と社会的養護

・虐待を受けた児童など社会的養護を必要とする児童であっても、障害児の施設での専門的な対応が必要な場合は、障害児の施設に措置される。

・また、何らかの障害を持つ児童であっても、社会的養護の施設や里親での対応が可能な場合には、その範囲で、社会的養護の施設や里親での養育が行われる。

・また、里親等の委託児童が、障害を有している場合に、必要に応じて障害児通園施

設や児童デイサービスを利用することができることなど、社会的養護と障害児福祉施策との連携が行われている。

⑺社会的養護の地域化と市町村との連携

①社会的養護の地域化の必要性

・児童虐待が重篤化してから危機介入し、親子分離をして施設や里親に養育を委託する場合、子どもは心に大きな傷を負い、回復に時間を要することが多い。このため、児童虐待を早い段階で発見し、ペアレントトレーニングやカウンセリングを行うなど、親子分離に至らない段階での支援を充実することが必要である。

・そのためには、一般的子育て家庭と社会的養護を必要とする家庭が重なるグレーゾーンへの対策が重要であり、市町村の児童家庭相談や要保護児童対策地域協議会、子育て支援事業等による対応が必要である。

・また、虐待防止の専門知識を持つ社会的養護の専門職員が、市町村が行うこれらの施策と連携し、地域に展開することが必要である。

・一方、親子分離をして施設や里親で養育する場合にも、できるだけ、地域の普通の家庭的環境で養育できるよう、グループホームや里親での養育が基本であり、地域の中で社会的養護を行えるような支援体制の整備が重要である。

・さらに、地域の様々な民間団体の力も合わせ、地域全体で支援をしていくことが重要である。

②施設の地域支援機能の体制整備

・児童養護施設等の施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とするとともに、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手や、子育て支援の様々な拠点や関係者が、互いにつながりをもって、トータルなプロセスを保障し、社会的養護を必要とする子どもたちを社会の力で支援していく体制を作っていく。

・児童養護施設や乳児院では、家庭支援専門相談員、里親支援担当職員、個別対応職員などの直接ローテーションに入らない専門職員が、施設の地域支援機能を担う体制を整備する。

・また、児童家庭支援センターには、ソーシャルワーカーと心理の３名の専門職員が置かれている。児童家庭支援センターは、第２種社会福祉事業に位置づけられた相談支援施設であり、施設に附置されたセンターの場合は、本体施設の地域支援機能を担う職員と連携してその機能を強化し、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

③市町村の児童家庭相談や子育て支援施策との連携

・平成１６年の児童福祉法改正により、市町村が児童家庭相談を行う役割が法律上明確化され、平成１７年２月に「市町村児童家庭相談援助指針」が策定された。

・この指針では、市町村には、母子保健サービスや一般の子育て支援サービス等をはじめ、虐待の未然防止や早期発見を中心に、次のような取組が期待されている。

(a) 住民等からの通告や相談又は乳児家庭全戸訪問事業や新生児訪問指導により把握した比較的軽微なケースは、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用して対応する

(b) ケースの緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴う対応が必要な困難なケースは、児童相談所に連絡する

(c) 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る

・また、平成２０年の児童福祉法改正により、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業が、平成２１年４月より法定化され、市町村の努力義務とされた。

・社会的養護の施設や児童家庭支援センターは、市町村の要保護児童対策地域協議会に参加して、市町村の取組と連携し、場合によっては市町村からの委託を受け、地域で専門的な相談指導を充実させていくことが重要である。

④児童相談所の機能強化と体制の充実

・社会的養護を地域の中で推進していくためには、その中心となる児童相談所の一層の機能強化と体制の充実が必要である。

・これまで、児童相談所への児童虐待相談件数の急増（平成１０年７千件→平成１５年２万７千件→平成２１年４万４千件）などに伴い、児童相談所の充実が図られ、児童相談所数は１７４か所（平成１２年度）から２０４か所（平成２２年度）へ、児童福祉司の数は１３１３人（平成１２年度）から２４７７人（平成２２年度）へ増加した。

・児童虐待通報への対応や、的確なアセスメントの実施、里親委託の推進、児童虐待を行った保護者に対する指導の充実などのため、引き続き、人員配置の充実や社会福祉援助技術の向上などの体制の強化が求められている。また、一時保護所の充実も必要である。

４．施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接職員の基本配置の引上げ

①人員配置の不足と引上げの必要性

・社会的養護の施設では、虐待を受けた児童、障害児等や、ＤＶ被害を受けた母子が増えているが、現状の人員配置の基本部分は、そのような変化が現れる前の昭和

５１年（児童自立支援施設は昭和５５年、母子生活支援施設は昭和５７年）に定められた水準であり、その後、加算職員の配置など対応を図ってきたが、必要なケアを提供するには不十分である。

・新規入所理由が虐待

児童養護施設：平成4年 15．9%→平成20年 33．1%（在籍児の53．4%）

乳児院：　　平成4年 14．0%→平成20年 27．2%（在籍児の32．3%）

・障害等のある児童

児童養護施設：平成4年 9．5%→平成20年 23．4%

乳児院：　　平成4年 18．6%→平成20年 32．3%

・母子生活支援施設のDV被害の母子：平成12年度33．5%→平成21年度54．1%

・平成２０年度に行ったタイムスタディ調査から子ども１人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の課題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童は、そうでない児童に比べて、子ども一人当たりケア時間が概ね３～４割長い。この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであるから、必要なケアを行うには、更に十分なケア時間が必要である。

・また、実際の施設での職員の勤務ローテーションを踏まえた配置を考えると課題は明確である。例えば、児童養護施設では、早番・遅番の交代勤務、週休２日等の勤務ローテーションを踏まえると、常時１人の体制をとるためにも３人の職員が必要であり、現行の６：１の人員配置は、職員１人で１８人の子どもをみる体制である。これでは、児童虐待等により心に傷をもつ子どもに対する十分なケアが困難である。また、施設機能の地域分散化の推進により、本体施設には一層難しい子どもの割合が増えていく。

・乳児院でも、虐待、慢疾疾患、障害等の医学的・発達的課題がある乳幼児が中心となってきている。また、ＳＩＤＳ（乳幼児突然死症候群）の防止のための１５分毎の視診が必要であり、夜勤体制の強化も必要である。現行の集団的な養育の人員配置水準では、心身の発達に決定的に重要な乳幼児期のケアとして不十分である。

・情緒障害児短期治療施設でも、情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加している。また、児童自立支援施設でも、非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要になっている。

・母子生活支援施設でも、ＤＶや児童虐待被害者への個別支援が必要となっているが、２０世帯施設で母子支援員・少年指導員が合計４名という体制は、交代勤務のために常時１人しか配置できない時間が大部分となり、様々な課題をもつ母子への個別支援や、関係機関調整の外出など、必要な支援が困難である。

・このため、当面、各施設ごとに以下のような人員配置の引上げの目標水準を念頭に置きながら、段階的な取組みを含めて、人員配置の引上げを検討していく必要がある。

②児童養護施設

・児童養護施設については、虐待を受けた児童などに対するケアを充実するため、人員配置の充実が必要である。

・その際、児童養護施設の本体施設は、小規模グループケア化していく方向であることから、小規模グループケアで勤務ローテーションが確保できるようにする水準が、引上げの目標水準として考えられる。

・具体的には、基本配置を小学生以上の現行６：１から４：１に引き上げ、これに小規模グループケア加算１人を加えて、合わせて３：１相当を超える配置が、引上げの目標水準として考えられる。

（施設全体を小規模グループケアとする施設では、調理員をユニット担当に充てられるので、１ユニットに３．８人程度（合わせて２：１相当）を確保でき、常時１名（一部の時間は２名）での勤務ローテーションを組める水準となる。）

０歳児	1.7：１	⇒	０・１歳児	1.3：１
１・２歳児	２：１		２歳児	２：１
３歳以上幼児	４：１		３歳以上幼児	３：１
小学校以上	６：１		小学校以上	４：１

③乳児院

・乳児院についても、大人との愛着関係を重視したケアができる体制をとるため、小規模グループケアで勤務ローテーションを確保できるようにする水準が、引上げの目標水準として考えられる。

・具体的には、基本配置を０・１歳児の現行 1.7：１から 1.3：１に引き上げ、これに小規模グループケア加算１人を加えて、合わせて１：１相当の配置が、引上げの目標水準として考えられる。

（１ユニットに４．７人程度を確保でき、昼間は常時１．５人、夜間は２ユニットに１人での勤務ローテーションを組める水準となる。）

０・１歳児	1.7：１	⇒	０・１歳児	1.3：１
２歳児	２：１		２歳児	２：１
３歳以上幼児	４：１		３歳以上幼児	３：１

④情緒障害児短期治療施設

・情短施設については、児童養護施設よりも手厚い体制が必要であることから、児童養護施設の４：１よりも一段高い３：１の水準とするとともに、心理療法担当職員を７：１に引き上げ、心理的ケアの充実を図ることが、引上げの目標水準として考えられる。

（定員３５名程度の標準的施設で、児童指導員等１２名程度（交代勤務のため昼間４名体制）、心理療法担当職員５名程度の配置ができる水準）

児童指導員・保育士	５：１	⇒	３：１
心理療法担当職員	10：１	⇒	７：１

⑤児童自立支援施設

・児童自立支援施設の児童自立支援専門員等は、これまで、情緒障害児短期治療施設の児童指導員と同じ５：１の配置基準としており、これを情短施設と同様に３：１の水準とするとともに、心理的ケアの必要な子どもの増加に伴い、心理療法担当職員を現在の情短施設並みの１０：１の配置とすることが、引上げの目標水準として考えられる。

（定員４０名程度の標準的施設で、児童自立支援専門員等１３名程度、心理療法担当職員４名程度の配置ができる水準）

児童自立支援専門員・児童生活支援員　５：１　⇒　３：１
心理療法担当職員　施設に１人　⇒　10：１

⑥母子生活支援施設

・母子生活支援施設において入所者支援機能を強化するため、標準の定員２０世帯の施設で、母子支援員・少年指導員を合わせて現行の４名配置から６名配置に引上げ、交代勤務で常時２名配置の勤務ローテーションを確保できる水準とするとともに、入所１０世帯が増えるにつき、母子支援員・少年指導員各１名を世帯担当者として配置できる人員配置とする水準が、引上げの目標水準として考えられる。

母子支援員、少年指導員それぞれにつき

２０世帯未満１人　⇒　１０世帯未満１人
　　⇒　１０世帯以上２人
２０世帯以上２人　⇒　２０世帯以上３人
　　⇒　３０世帯以上４人

⑵加算職員の配置の充実

①里親支援担当職員の配置

・日本の社会的養護は、施設が９割、里親等が１割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。 里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。

②自立支援担当職員の配置

・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は２３％にとどまり、一般の高卒の７７％よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、公平に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。

③心理療法担当職員の全施設配置

・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要があり、この

ため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。

(3)社会的養護の高度化の計画的推進

・施設運営の高度化を図る方法としては、全ての施設に措置費の改善をするとともに、質の改善を義務づける手法がある。これは、全体の底上げを図っていく方法である。その際、実際に質の改善に結びつくよう、評価・推進の仕組みが必要となる。

・また、一方、国が指針を示し、施設がそれに沿って施設機能の高度化を推進する計画を策定して実施する場合には、措置費の加算を行う手法も考えられる。これは、努力する施設にメリットを与えることにより、質の改善を促す手法である。

・両者を適切に組み合わせて、推進していくことが必要である。

・なお、例えば、児童養護施設において、基本配置を４：１への引上げを行うに当たっては、施設の小規模化・施設機能の地域分散化に向けた計画の策定や、里親等支援の充実、地域支援の充実などを行うことを要件とすることも考えられる。

・本年度、小規模グループケアを１施設上限３カ所から６カ所に拡大するに当たり、施設の小規模化とファミリーホーム開設を行う計画の策定や、里親支援を要件とすることとした。

５．社会的養護の整備量の将来像

(1)社会的養護の児童の全体数

・社会的養護の児童数は、この１０年間で１割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成２０年度から平成２６年度までに１割以上の増となると見込んでいる。

・その後の見通しについては、被虐待児童の発生率が更に増える可能性もあるが、家族再構築支援や、子育て支援の施策の進展により、伸びを抑制できる可能性もあり、見通しは難しい。

・当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計（高位推計）では、その後の１０年間で、１８歳未満人口の１割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

(2)施設数等

・子ども・子育てビジョンにおいて、平成２６年度までに、児童養護施設は６１０か所、情緒障害児短期治療施設（情短施設）は４７か所に増やす目標を設定している。

・その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では維持が見込まれる。

・なお、情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、全国４７か所では不足であり、更なる増設が必要である。その際、児童養護施設からの転換も見込まれる。仮に１０施設程度が児童養護施設から情短施設に転換すると見込むと、児童養護施設６００カ所程度、情短施設５７カ所程度となる。

・このほか、乳児院（平成２３年４月現在１２９カ所）、児童自立支援施設（同５８カ所、検討中１カ所）母子生活支援施設（同２６２カ所）は、概ね現状維持と見込まれる。

・地域小規模児童養護施設は、児童養護施設１施設に１カ所、自立援助ホームは、児童養護施設２施設に１カ所を見込む。ファミリーホームについては、里親等委託率の引き上げに伴い、５０００人程度を見込んで１０００カ所程度を見込む。 児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として、将来は児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

(3)里親等委託率

・里親等委託率（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置児童の合計に対する里親及びファミリーホーム措置児童数の割合）は、平成１４年度の７．４%から２１年度の１０．８%まで、７年間で１．４６倍に増加した。子ども・子育てビジョンでは、平成２６年度に１６%とする目標を設定している。

・欧米主要国で３割～７割（ドイツ 28.7%、フランス 53.0%、イギリス 60.0%、アメリカ 76.7%（平成１４年厚生労働科学研究調べ））であることを踏まえ、日本でも、ビジョン目標達成後のその後の十数年間で、里親等委託率を３割以上へ引き上げる目標を掲げて推進すべきである。

・そのためには、現在３万人の児童養護施設については、小規模化と施設機能の地域分散化により、２万人程度に抑え、里親やファミリーホームを大幅に増やして移行させることが必要となる。施設は定員を引き下げて、対応の難しい子どものみを引き受けるとともに、地域支援を行う拠点として高度化していくことが必要である。

(4)施設機能の地域分散化の姿

・日本の社会的養護は、現在、９割が乳児院や児童養護施設で、１割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
  (a)概ね３分の１が、里親及びファミリーホーム
  (b)概ね３分の１が、グループホーム
  (c)概ね３分の１が、本体施設(児童養護施設は全て小規模ケア)
  という姿に変えていく。

・現在、児童養護施設の在籍期間は１０年以上が１０．９%、５年以上が３８．８%であるが、児童養護施設の本体施設での長期入所を無くす必要がある。児童養護施設に入所した子どもについて、本体施設からグループホームへ、そしてファミリー

ホームや里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、全ての施設を変革していく。

むすび

（関連する動き）

①子ども・子育て新システム

・現在、子ども・子育て新システムの議論が進められており、本年７月６日に、基本制度ワーキングチームの中間とりまとめが行われた。

・中間とりまとめでは、子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものであり、市町村は、虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合などには、措置による入所・利用を行うこととし、また、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施することとされている。

・一方、都道府県は、社会的養護のニーズに対する専門性が高い施策を引き続き担い、都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持しつつ、市町村と都道府県の連携を確保するとされている。

・また、市町村と都道府県のそれぞれの事業や、相互の連携について、都道府県と市町村の新システムの計画に位置づけることとされている。

・費用については、「潜在ニーズを含む保育等の量的拡充は、最優先で実施すべき喫緊の課題」であり、「これと併せて、職員配置の充実など必要な事項については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施する」こととされており、これらの中に、社会的養護の量的拡充や質の充実も含まれることとされている。

②親権制度等改正

・「民法等の一部を改正する法律」が可決成立し、本年６月３日に公布され、政令で定める日から施行となる。児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を養護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の民法、児童福祉法等の改正が行われた。

・児童福祉法改正では、施設長等の権限と親権との関係が明確化され、施設長等が児童の監護等に関しその福祉のために必要な措置をとる場合には、親権者はその措置を不当に妨げてはならないことなどが規定された。また、里親等委託中の児童に親権者等がいない場合には、児童相談所長が親権を代行することが定められた。

・今後、施行までに、どのような親権者の行為が「不当な妨げ」に該当するのか、ま

た親権者と児童の監護等について意見が対立した際の対応などについて、厚生労働省においてガイドラインを定めることとしている。

③児童福祉施設最低基準の条例委任

・「地域に自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が可決成立し、本年５月２日に公布され、平成２４年４月１日から施行となる。この法律による改正で、厚生労働省令で定められていた児童福祉施設最低基準が、都道府県・指定都市・児童相談所設置市（母子生活支援施設は中核市を含む）の条例に委任される。

・ただし、人員、居室面積、人権侵害防止等の厚生労働省令に定める事項については厚生労働省令で定める基準（従うべき基準）に従って条例を定めることとされ、その他は厚生労働省令で定める基準（参酌基準）を参酌して条例を定めることとされている。今後、厚生労働省令による基準の制定の後に、各自治体での条例の制定が進められる。

（今後のとりくみ）

・今回の検討を開始して以来、既に、本年４月からの各般の実施要綱等の改正や、「里親委託ガイドライン」の策定が行われ、「児童福祉施設最低基準」の当面の見直しが行われて、６月に公布施行された。

・このとりまとめに記載された具体的方策については、できるだけ早い時期の実施が望ましい。本年夏に追加的な省令改正を行うとともに、６施設等種別ごとの施設運営指針等の作成や、第三者評価の評価基準等の検討など、今年度中にできることは早急に進めることが必要である。

・さらに、新たな予算措置が必要な事項については、平成２４年度以降、できるものから順次着手していくべきである。

・また、人員配置の引上げには相当額の予算の増額が必要であることから、段階的な取組みを含めて、検討していく必要がある。

・この社会的養護の課題と将来像のとりまとめは、これまでの議論の積み重ねを踏まえつつ、短期集中の検討を行いとりまとめたものであり、とりあげられなかった論点については、引き続き検討し、更なる向上を図っていく。また、今後の社会的養護を必要とする子どもたちの変化を適切にとらえ、ニーズに合った取り組みを進めていく。

・社会的養護を必要とする子どもたちが、その権利を護られ、希望や自信、信頼感をもって健やかに育つことができるよう、また、社会的養護の下で育った子どもたちが、できる限り一般家庭の子どもと公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、これらを支援していく社会的養護の充実を図っていく必要がある。

資料2

社会的養護の課題と将来像（概要）（案）

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・
社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ概要

１．基本的考え方

２．施設等種別ごとの課題と将来像

３．社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上
(2) 施設職員の専門性の向上
(3) 親子関係の再構築支援の充実
(4) 自立支援の充実
(5) 子どもの権利擁護
(6) 施設類型の在り方と相互連携
(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

４．施設の人員配置の課題と将来像

５．社会的養護の整備量の将来像

１．基本的考え方

(1) 社会的養護の理念、機能、基本的方向について

社会的養護は、かつては、親が無かったり、親に育てられない子どもへの施策であったが、現在では、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、ＤＶ被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化しており、その役割・機能の変化に、社会的養護のハード・ソフトの変革が遅れている。

子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要。

社会的養護とは

〇社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと

社会的養護の理念

①子どもの最善の利益のために　　②社会全体で子どもを育む

社会的養護の機能

① 養育機能・・家庭での適切な養育を受けられない子どもの養育

② 心理的ケア等の機能・・適切な養育が受けられなかったことによる発達のゆがみや心の傷を回復

③ 地域支援等の機能・・親子関係の再構築支援、自立支援、アフターケア、地域における養育の支援

子どもの養育における社会的養護の役割

①子どもの養育の場としての社会的養護

②虐待等からの保護と回復

③貧困や児童虐待の世代間連鎖を防ぐために

④ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）のために

社会的養護の基本的方向

① 家庭的養護の推進・・家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先
施設養護でも、できる限り家庭的な環境で養育（小規模グループケア、グループホーム）を推進

② 専門的ケアの充実・・虐待を受けて心に傷を負った子ども等への専門的な知識や技術によるケア

③ 自立支援の充実・・自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生する力、生活スキル、社会的スキルの獲得

④ 家族支援、地域支援の充実・・虐待防止の親支援、親子関係の再構築、施設による里親等の支援、地域における子育て支援

（2）社会的養護と市町村の子育て支援施策との連携

○都道府県等の児童相談所への虐待相談が急増（平成１０年７千件→平成２１年４万４千件）する中で、市町村の児童家庭相談、要保護児童対策協議会、子育て支援事業が法律上明記され、市町村の役割が強化された。

○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援事業と一連につながるものであり、密接に連携して推進することが必要。

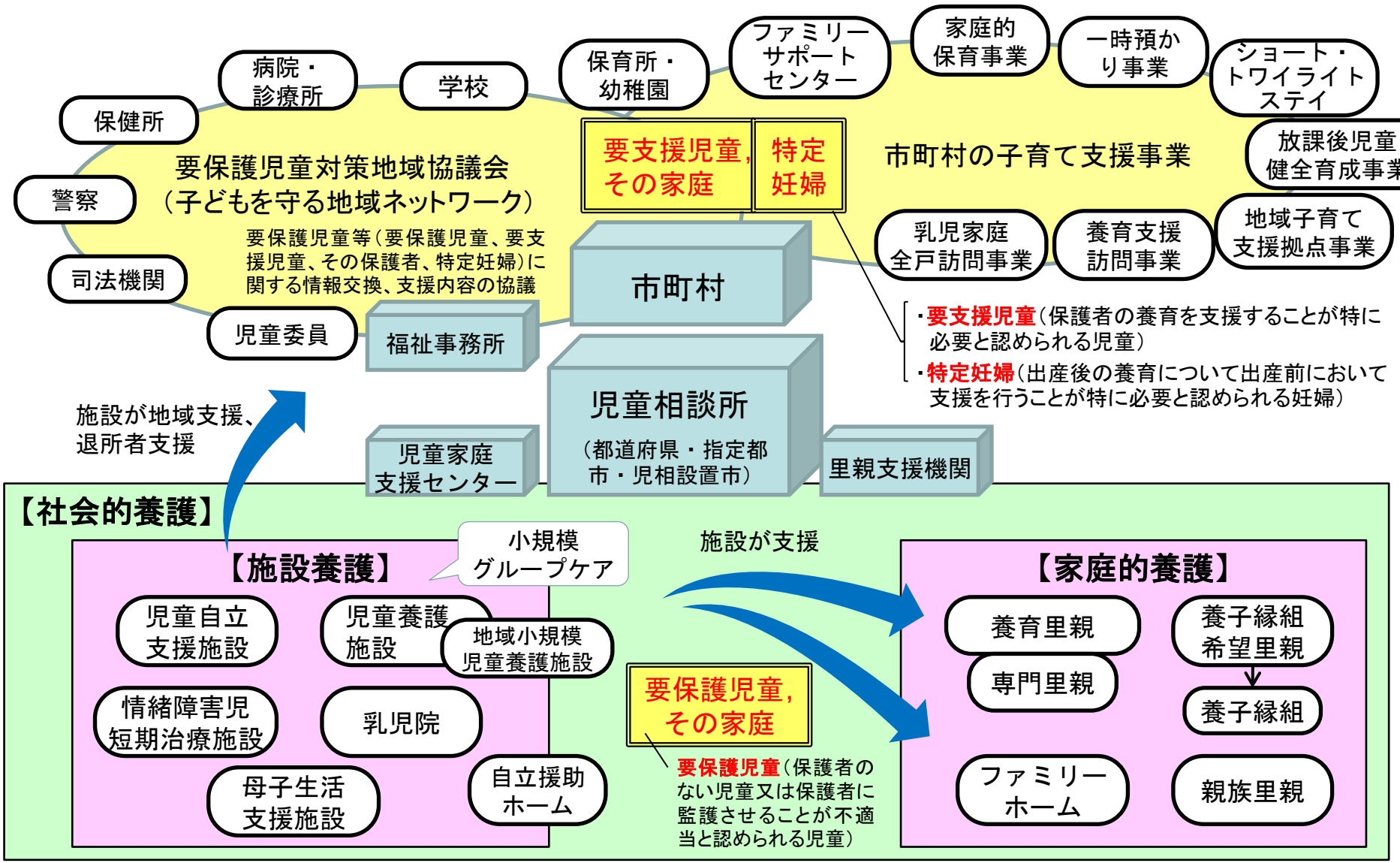

2．社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設の課題と将来像

児童養護施設の７割が大舎制で、定員１００人を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化　→　将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化　→　定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援　→施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

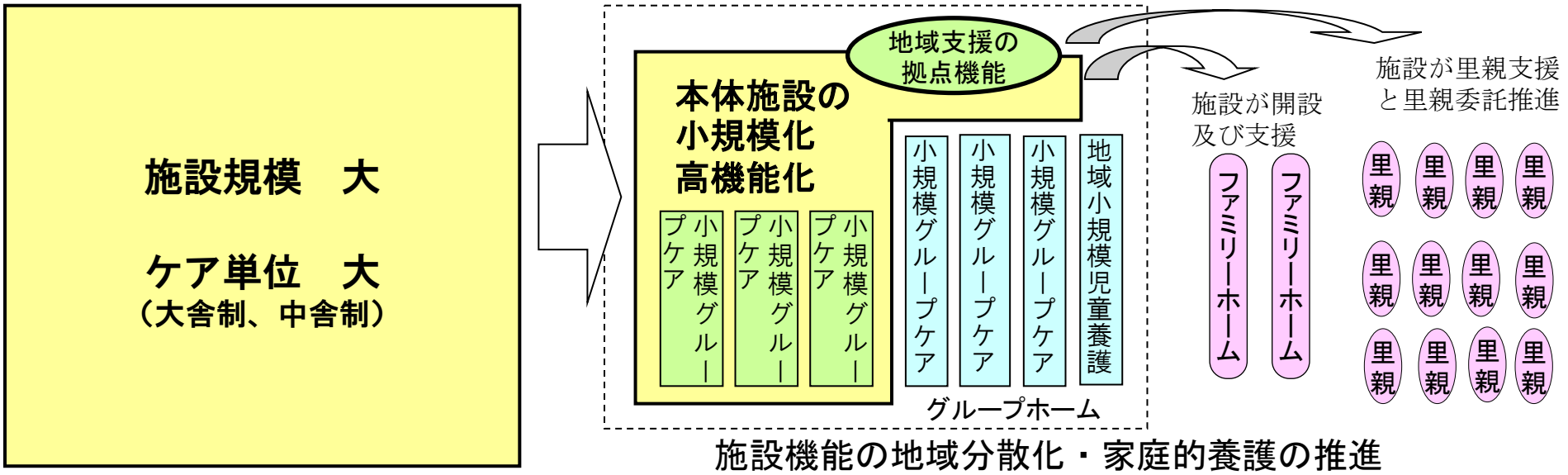

施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

〇できる施設から順次進め、着実に推進。
〇今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に
〇小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
〇グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要
〇個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

地域分散化を進める児童養護施設の姿

○児童養護施設の姿は、１施設につき、小規模グループケア６か所までと小規模児童養護施設１か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。

○また、１施設につき概ね２か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。

○児童養護施設の本体施設での長期入所を無くし、グループホーム、ファミリーホーム、里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、すべての施設を変革していく。

地域分散化した施設機能（７０人～９０人）

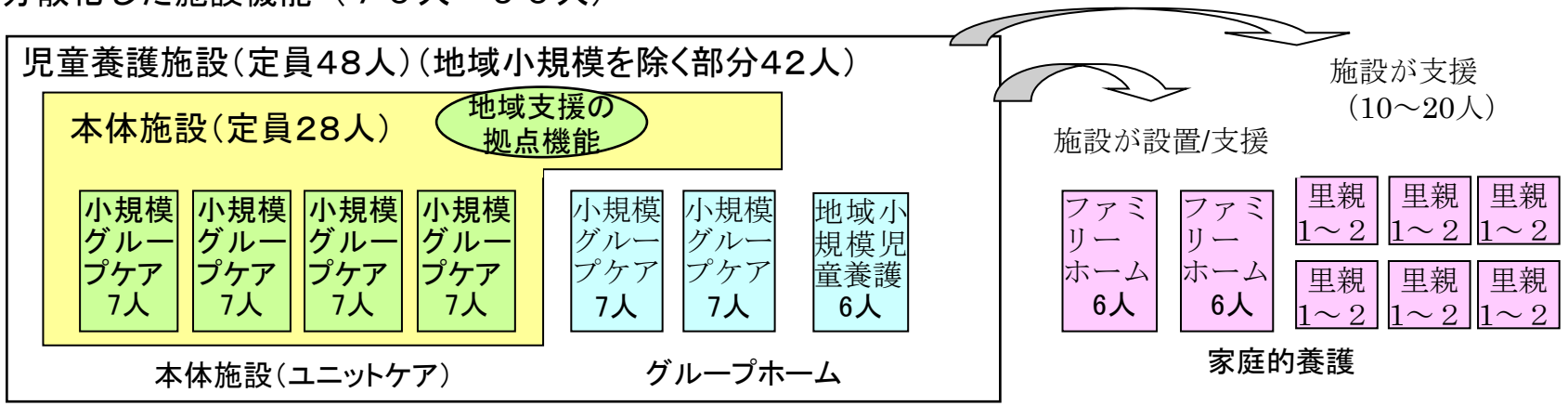

地域分散化した施設機能（７０人～９０人）

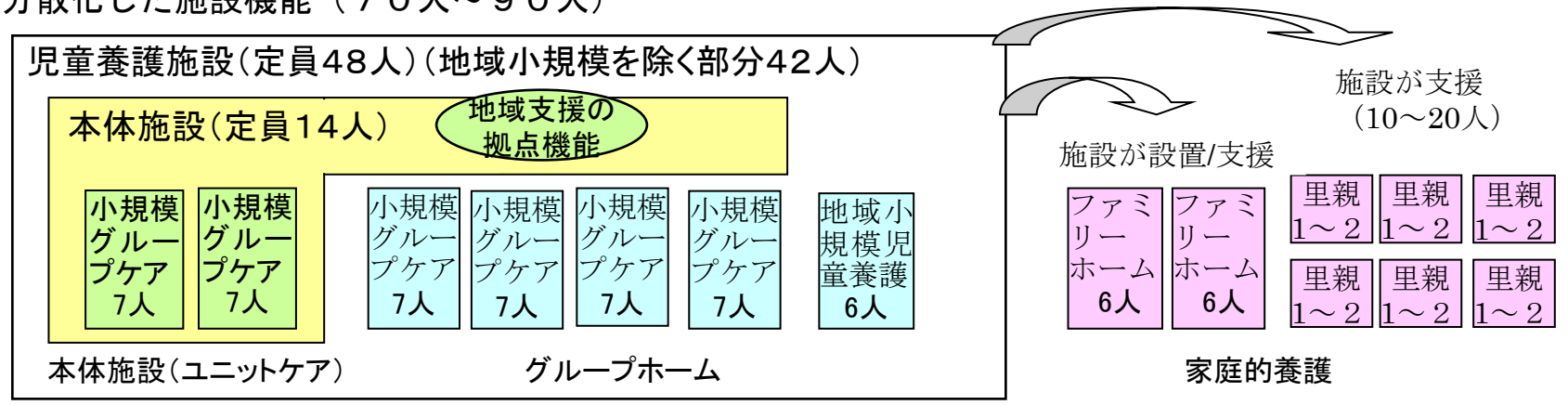

（参考１）社会的養護における家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎（２０人以上）
中舎（１３～１９人）
小舎（１２人以下）

1歳～18歳未満（必要な場合0歳～20歳未満）

職員
施設長等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34，569人
現員30，594人

小規模グループケア（ユニットケア）

本体施設や地域において、小規模なグループによるケアを行う

1グループ6～8人（乳児院は4～6人）

職員1名＋管理宿直を加算

21年度458か所
→26年度目標
800か所
（乳児院等を含む）

地域小規模児童養護施設（グループホーム）

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用し家庭的環境で養育

定員6人

職員2人＋非常勤1人＋管理宿直

21年度190カ所
→26年度目標
300か所

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5～6人

養育者及び補助者合わせて3人

21年度49か所
→26年度目標
140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数　7，180人
うち養育里親　5，823人
専門里親　548人
養子縁組里親　1，451人
親族里親　342人

委託里親数　2，837人
委託児童数　3，836人

→２６年度目標
養育里親登録 ８，０００世帯
専門里親登録　８００世帯

乳児院

乳児（0歳）、必要な場合幼児（小学校就学前）

124カ所
定員3，794人、現員2，968人

里親等委託率
$= \frac{\text{里親＋ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ}}{\text{養護＋乳児＋里親＋ﾌｧﾐﾘｰﾎｰﾑ}}$

２２年３月末　１０．８％
→２６年度目標　１６％

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

(参考２)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の７割が大舎制。　また、定員１００人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数（N=489）	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数４８９

※「職員１人当たり児童数」は、週４０時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※　例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

②定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7　(1.2%)
～ 30	51　(9.0%)
～ 40	83　(14.6%)
～ 50	128　(22.5%)
～ 60	89　(15.6%)
～ 70	74　(13.0%)
～ 80	50　(8.8%)
～ 90	35　(6.2%)
～ 100	20　(3.5%)
～ 110	13　(2.3%)
～ 120	7　(1.2%)
～ 150	6　(1.1%)
151～	6　(1.1%)
総　数	569（100%）

社会福祉施設等調査
（平成20年10月1日）

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

〇乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**

〇**被虐待児・病児・障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能

〇早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
（在所期間は１か月未満が２６%、６か月未満を含めると４８%。長期在所にはこれらの支援が必要）

〇児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**

〇**子育て支援機能**（育児相談、ショートステイ等）

今後の課題

①専門的養育機能の充実

・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実

・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など

②養育単位の小規模化

・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化（４～６人の小規模グループケア）を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。

・乳児院では夜勤が必要なため、例えば２グループを１人の夜勤者がみることができる構造等が必要

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。

・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。

・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進

・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

〇心理的精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。

〇施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。

〇比較的短期間（現在の平均在園期間２年４ヶ月）で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。

〇入所児は、被虐待児が７５%、広汎性発達障害の子どもが２６%、軽度・中度の知的障害の子どもが１２．８%、児童精神科を受診している子どもが４０%、薬物治療を行っている児童が３５%。

今後の課題

① 情短施設の設置推進

・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低１カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要。平成２０年度３２か所であったが現在３７か所。平成２６年度に４７か所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来５７か所を目標。

② 専門的機能の充実

・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。また、今後、児童養護施設に入所している児童が必要な場合に通所利用を可能とする必要。

⑤ 外来機能の設置

・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

〇子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。

〇職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。

〇「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。

〇児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。（現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2）

今後の課題

①専門的機能の充実等

・虐待を受けた経験をもつ子どもが６６％、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが３５％であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。

・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。

・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要

・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要

・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応

②相談、通所、アフターケア機能

・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実

・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会おけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

○母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成９年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。

○近年では、ＤＶ被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。

・個別対応職員の配置推進と２０世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。

・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

・ＤＶ被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用する場合が多い。

・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。

・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み。

(6) 里親委託の推進

里親委託の役割

〇里親委託は、次のような効果が期待できることから、**社会的養護では里親委託を優先して検討**。

(a) 特定の大人との**愛着関係**の下で養育され、**安心感**の中で**自己肯定感**を育み、**基本的信頼感**を獲得できる

(b) **適切な家庭生活を体験**する中で、家族のありようを学び、将来、**家庭生活を築く上でのモデル**にできる

(c) **家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学ん**だり、**地域社会の中で社会性を養う**とともに、豊かな生活経験を通じて**生活技術を獲得**できる

〇里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば**実家的な役割**を持つことができる。

〇養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の４つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

・日本の社会的養護は、施設が９割で里親は１割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。

・しかし、日本でも、新潟県で３２．５%など、里親委託率が３割を超えている県もあり、最近５年間で、福岡市が６．９%から２０．９%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。

・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、ＮＰＯや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、日本でも里親委託率を３割以上に引き上げることは十分可能。

・本年４月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。

・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。

・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

里親委託の推進と里親支援機関

○里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。

○里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、ＮＰＯなど、それぞれの特色に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。

○市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

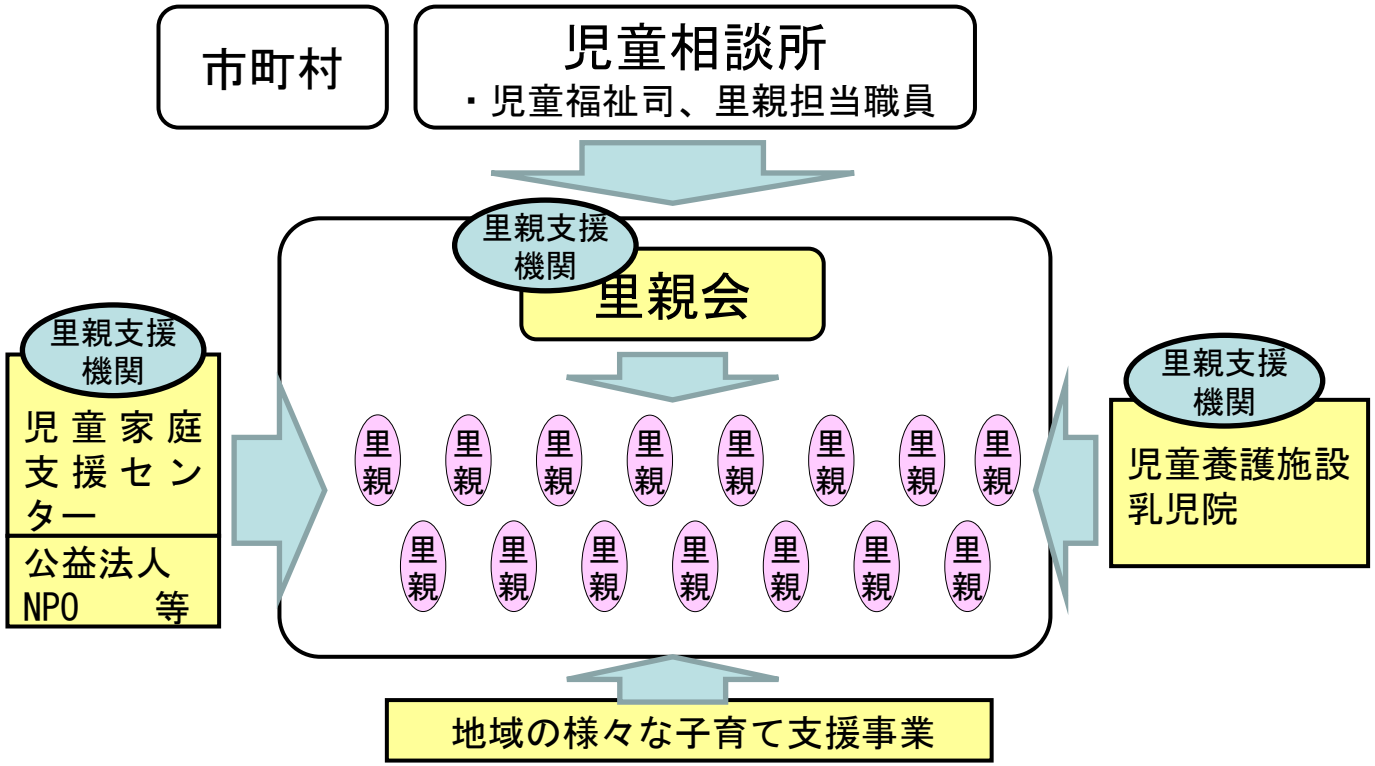

里親支援機関事業

実施主体
・都道府県・指定都市・児相設置市

・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親制度普及促進事業	普及啓発
	養育里親研修
	専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等
	里親家庭への訪問支援
	里親による相互交流

(7) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

○　ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成２１年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

今後の課題

①大幅な整備促進

・子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１４０か所を整備（平成２３年４月現在１２６か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は１０００か所程度を見込む。

・これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。

・整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することを検討。

②専門性の向上と支援体制の構築

・養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した２０歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

・子ども子育てビジョンで、平成２６年度までに１６０か所を整備（平成２３年４月現在７６か所）

②対応の難しい児童等への対応

・自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。

・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援

・虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。その際、通常の自立援助ホームと比べて利用期間が短く、新規利用が多いという特性を考慮する。

③運営費の充実

・平成２３年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
・今後、借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費について検討。

④２０歳以降のアフターケア

・２０歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
・一方、２０歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成９年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成２０年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

今後の課題

①児童家庭支援センターの整備推進

・平成２３年３月末現在８２か所。子ども子育てビジョンでは、平成２６年度までに１２０か所を整備する目標。 児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。

・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。

・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

③里親支援機関としての役割分担の明確化

・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。

・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

３．社会的養護の共通事項の課題と将来像
(1) 施設の運営の質の向上

➢施設の運営の質の差が大きいことから、

①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、

②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成２３年度に指針を作成し、フィードバックしながら順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」の作成

・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成

施設種別毎の「施設運営の手引書」の作成

・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。
・また、児童養護施設については、施設職員の活動指針となるケア標準を作成

指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

「自己点検」の推進

・各施設で、施設長や基幹的職員（スーパーバイザー）を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。
・評価基準の見直しと評価機関

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- 本年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。
- このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める
- 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。２年に１回以上の受講を義務づけ
- 施設長の資格要件は、規定がある児童自立支援施設の規定を参考に検討

② 施設の組織力の向上

- 平成２１年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置（平成21年度～）

- 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらうインターンシップも重要

(3) 親子関係の再構築支援の充実

○虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子関係の回復のため、親子分離に至らない段階での親支援のため、親子関係の再構築支援が重要。

○例えば、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う、

○また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（ＣＳＰ）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われている。

○子どもにとって、その生い立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要。

○親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要。

＜家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の設置＞

・平成11年から乳児院、平成16年から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置

＜心理療法担当職員の設置＞

・平成11年から児童養護施設、平成13年から乳児院、母子生活支援施設、平成18年から児童自立支援施設に配置

＜家族療法事業＞

・平成6年から情緒障害児短期治療施設、平成18年から乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。
措置費の施設機能強化推進費により行われており、平成２２年度は１２１施設で実施。

・対象となる子ども等に数か月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問等により、心理療法担当職員による心理的な関わりと、児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援

＜今後の課題＞

①保護者支援プログラムの開発・普及、支援者のスキルの向上

②施設による親子関係再構築支援の体制（直接ローテーションに加わらない専門職員のチーム）

③児童相談所、施設、児童家庭支援センターの関係機関の連携

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育

・安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力 、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

②特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

・就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要。
・また、大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。

③措置延長や、自立援助ホームの活用

・生活が不安定な場合は、１８歳以降も、２０歳に達するまでの措置延長を活用
・児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、１８歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。
・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

④アフターケアの推進

・平成１６年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
・児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。
・退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
・身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長３年）の延長を検討。
・奨学金の情報を施設団体で整理し、各施設へ提供

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利が定められているとされる。

・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明、

・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。

・当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

・平成２０年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成２１年度の届出・通告受理件数は２１４件、うち虐待と認められた件数は５９件）

・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。

・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

〇施設類型の在り方については、これまで、平成９年、１６年、２０年の改正が行われた。
〇現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題。

＜施設類型の見直しの経緯＞

〇 平成９年改正で、
・養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
・虚弱児施設の児童養護施設への類型統合
が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の５類型となった。児童家庭支援センターと自立援助ホームも法定化

〇 平成１６年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化
・乳児院：　２歳未満　→　必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
・児童養護施設：　乳児（０歳）を除く児童　→　必要な場合は乳児を含む

〇平成２０年改正で、
・ファミリーホームが法定化
・自立援助ホームについて、都道府県に対する申し込み制、対象年齢の２０歳未満までの引上げの改正

＜相互連携の例＞

①児童自立支援施設・情緒障害児短期施設
・児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする、あるいは通所利用

②児童養護施設
・児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する

③母子生活施設と他の施設
・他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じ、親子再統合を図る

地域における総合的な社会資源の整備

○地域での総合的な整備の視点も課題であり、３つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要。

短期の治療的施設

都道府県・指定都市を単位

情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う

- 情緒障害児短期治療施設 約60か所
- 児童自立支援施設 約60か所

施設養護の拠点施設

広域の地域を単位

家庭的養護で対応できない部分を担うとともに、地域の拠点として、家庭的養護の支援や地域の親子等の支援を推進

- 児童家庭支援センター
- 児童養施設 約600か所
- 乳児院 約130か所
- 母子生活支援施設 約260か所

家庭的養護

各市区町村の区域

里親、ファミリーホームを、市区町村の区域を単位に確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする

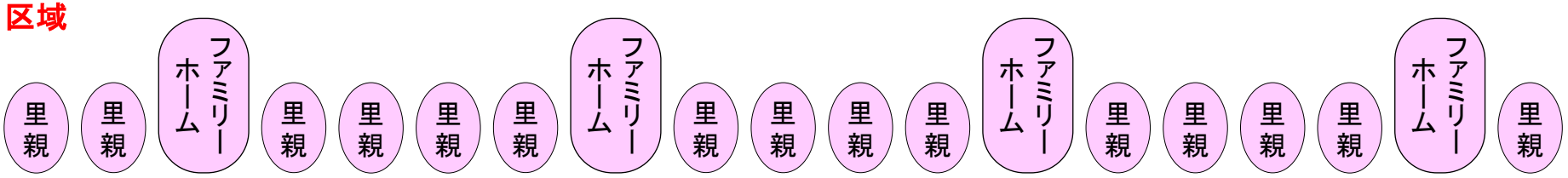

(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

○施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とし、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手などが、つながりをもって、トータルなプロセスを保障。

○また、市町村の児童家庭相談や、養育支援訪問事業等の子育て支援施策との連携を推進。

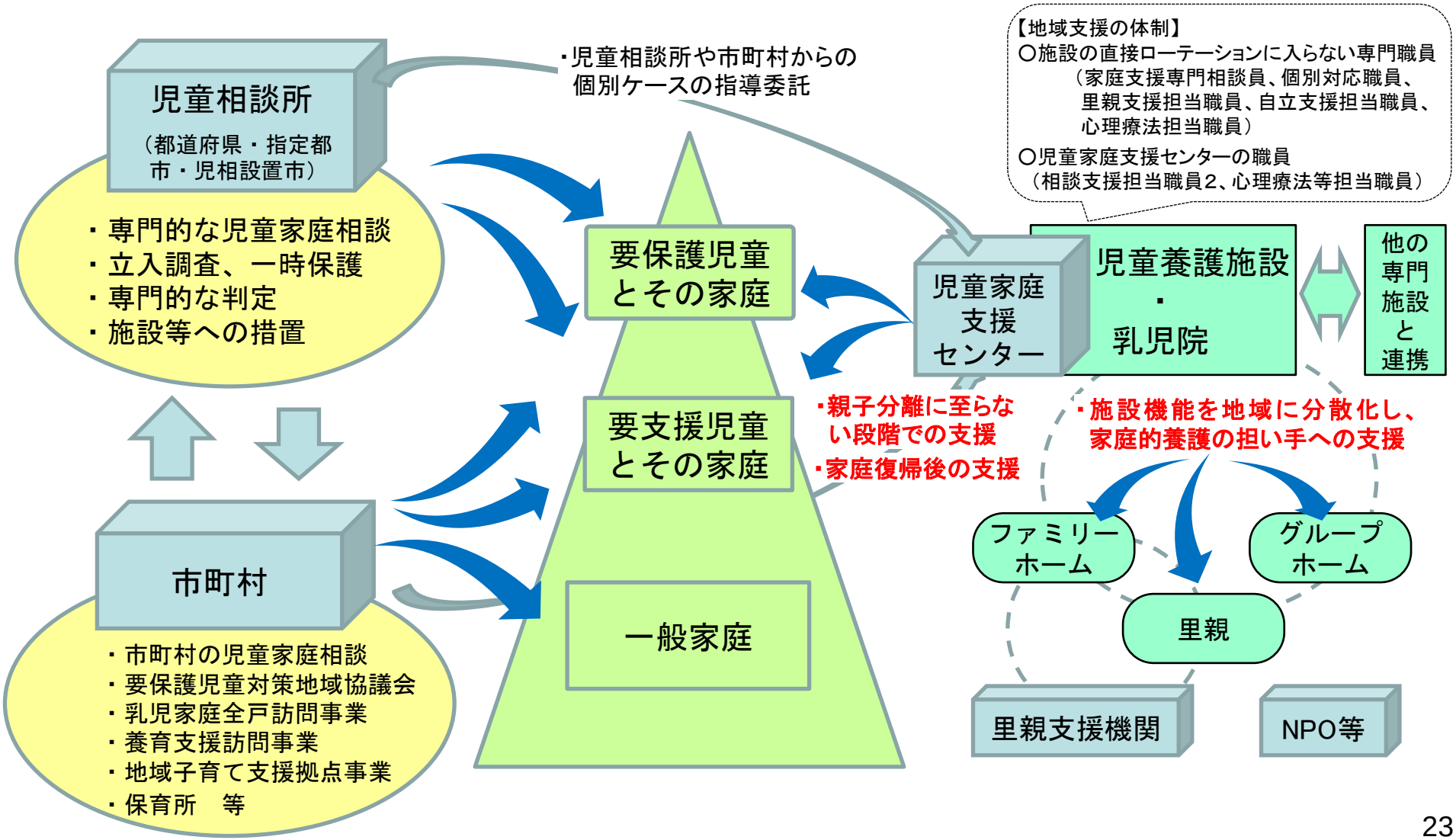

４．施設の人員配置の課題と将来像

(1)直接職員の基本配置の引上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引上げが必要である。以下のような目標水準を念頭に置きながら、段階的な取り組みを含めて、引上げを検討

施設種別	現状	目標水準	考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 ０歳児：　１．７：１ １・２歳児：　２：１ ３歳以上幼児　４：１ 小学校以上　６：１	０・１歳児：　１．３：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　３：１ 小学生以上：　４：１ ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	・６：１は、交代勤務のため１人の職員が１８人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアは困難。地域分散化の推進で、本体施設には一層難しい子どもが増える。 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
乳児院	看護師･保育士・児童指導員 ０・１歳児：　１．７：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　４：１	０・１歳児：　１．３：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　３：１ ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	・乳児院は、虐待、病児、障害等の医学的･発達的課題がある乳幼児が中心。夜勤体制（ＳＩＤＳ対応の１５分毎視診）も必要。現行の集団的養育の人員配置は、心身の発達に重要な時期に不十分。 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士　５：１ 心理療法担当職員　１０：１	児童指導員・保育士　３：１ 心理療法担当職員　７：１	・情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加 ・児童養護施設よりも手厚い体制
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員　５：１	児童自立支援専門員・児童生活支援員　３：１ 心理療法担当職員　１０：１	・非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要 ・心理的ケアが必要な子どもの増加に対応
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき ２０世帯未満１人、 ２０世帯以上２人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき １０世帯未満１人 １０世帯以上２人 ２０世帯以上３人 ３０世帯以上４人	・ＤＶ被害者や虐待を受けた児童への個別支援が必要。 ・現状では、２０世帯で母子支援員・少年指導員合計４名の体制は、交代勤務のため常時１人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、必要な支援が困難。 ・常時複数配置して役割分担できる体制。

(2) 加算職員の配置の充実

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が必要

①里親支援担当職員の配置 (乳児院、児童養護施設)	・日本の社会的養護は、施設が９割、里親等が１割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。 里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。
②自立支援担当職員の配置 (児童養護施設)	・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は２３%にとどまり、一般の高卒の７７%よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。
③心理療法担当職員の全施設配置	・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要があり、このため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。

＜基本配置以外の専門職員＞　※このほか、小規模グループケア加算は、1グループにつき1名を加算

児童養護施設
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・個別対応職員(必置)
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→全施設）
- ・里親支援担当職員(新)
- ・自立支援担当職員(新)
- ・看護師（対象15人以上）
- ・職業指導員（設備を置いて職業指導をする場合）
- ・小規模施設加算(定員４５人以下)
- ・指導員特別加算(非常勤)（定員３５人以下）

乳児院
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・　　同　（非常勤）(定員４０人以上)
- ・個別対応職員（対象８人以上→全施設）
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→全施設）
- ・里親支援担当職員（新）
- ・小規模施設加算（定員２０人以下）
- ・指導員特別加算(非常勤)（定員３５人以下）

情緒障害児短期治療施設
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・個別対応職員(必置)
- ・医師（必置）
- ・看護師(必置)

児童自立支援施設
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・個別対応職員(必置)
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→心理10:1へ）
- ・職業指導員（設備を置いて職業指導をする場合）

母子生活支援施設
- ・個別対応職員（→20世帯以上は早期に必置に）
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→全施設）
- ・保育士（保育設備がある場合30:1(最低１）→保育所並びに）
- ・指導員加算（非常勤)（定員40世帯以上→基本配置に含む）
- ・特別生活指導費加算(非常勤)（対象4人以上→対象数に応じ複数）
- ・夜間警備体制強化加算（体制をとる場合）

（参考１）児童養護施設の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

○小規模グループケアでは、１ユニットに３．６人以上の配置が必要

- 6:00～22:00の16時間を、早番、遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、365日×2人÷243日＝3人となり、１人配置をするために約３人が必要。
- 毎日3時間の２名配置を確保するには、365日×3時間÷8時間÷243人＝0.56人が必要
- 3人＋0.56人＝3.56人が必要　（単純化した試算）

※二人目の配置は、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くことも有効

※宿直を１週１回程度という労働基準法を遵守するため、週４日分を**管理宿直職員の加算**で対応

○小規模ケア加算１人に加え、オールユニット化施設では調理員等をユニット担当に算入できることから、基本配置を6:1から4:1に引き上げれば、1ユニットに3．8人の配置となり、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準		７人ユニットで、小学生以上６人、年少児１人の場合の職員数	小規模ケア加算　＋１	調理員１人をユニット担当に算入　＋１ (A)	実質の配置 (A/7)
	小学生以上	年少児				
現行	６：１	４：１	6÷6 + 1÷4 ＝ 1.25人	2.25人	3.25人	2.15:1
目標水準	４：１	３：１	6÷4 + 1÷3 ＝ 1.83人	**2.83人**	**3.83人**	1.83:1

児童養護施設のモデル施設（児童定員42人＝小規模ケア6グループ×７人）の人員配置のイメージ

従来
施設固定部分 12人
基本配置　7.5人
＝**19.5人**

⇨

目標水準
施設固定部分　12人
基本配置　11人
里親・自立支援 2人
＝**25人**

⇨

目標水準＋小規模ケア
施設固定部分　12人
基本配置　11人
里親・自立支援 2人
小規模ケア　6人
＝**31人**

（注）児童養護施設の小規模ケアは1グループ定員6～8人のため、定員７人のモデルで試算

現行の施設固定部分（12人）
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、 看護師1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1、

今後新設が必要な加算職員（2人）
里親担当職員1、自立支援担当職員1

	基本配置		定員４２人中、小学生以上３６人、年少児６人の場合の児童指導員・保育士数
	小学生以上	年少児	
現行	６：１	４：１	36÷6 + 6÷4 ＝ 7.5人
目標水準	４：１	３：１	36÷4 + 6÷3 ＝ 11人

（参考２）乳児院の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

○小規模ケアで昼間1ユニットに1．5名、夜間2ユニットに1名配置の場合、１ユニットに４．７人以上の配置が必要

- 8:00～21:00の13時間を、1日8時間勤務で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、13時間÷8時間×365日÷243日＝2.44人となり、１人配置では約2.44人、1．5人配置で2.44×1.5＝3.66人が必要
- ２ユニットで１人の夜勤を置くこととし、11時間÷8時間×365日÷243日÷2ユニット＝1.03人が必要
- 3.66人＋1.03人＝4.69人が必要　（単純化した試算）

○小規模ケア加算１名に加え、乳児院では宿直管理加算が非常勤0.4人分に充てられ、計１．４人の加算になることから、基本配置を1．7:1から1．3:1に引き上げれば、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準			５人ユニットで、0･1歳3.4人、２歳1.1人、３歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア＋1.4（A)	実質の 配置 (A/5)
	0･1歳児	２歳児	３歳以上			
現行	1.7 : 1	２ : 1	４ : 1	3.4÷1.7 + 1.1÷4 + 0.5÷4 ＝ 2.68人	4.08人	1.23:1
目標水準	1.3 : 1	２ : 1	３ : 1	3.4÷1.3 + 1.1÷2 + 0.5÷3 ＝ 3.33人	**4.73人**	1.05:1

（注1）さらに、定員20人以下施設については、保育士1名が加算され、1名を4ユニットで分けると、1ユニット0.25人であり、2．6時間を1.5人配置から2人配置に引上げ可能（0.25人×8時間÷365日×243日÷0.5人＝2.66時間）

（注2）このほか、調理員4名中2名は、ユニット担当に組み込むことも可能と見込まれ、2名を4ユニットに分けると、1ユニット0.5人であり、5．3時間を1.5人配置から2人配置に引上げ可能（0.5人×8時間÷365日×243日÷0.5人＝5.33時間）

乳児院のモデル施設(児童定員２０人＝小規模ケア４グループ×５人）の人員配置のイメージ

従来
施設固定部分 11人
基本配置現行 10.8人
＝21.8人

⇨

目標水準
施設固定部分　11人
基本配置　13.4人
里親担当　1人
＝25.4人

⇨

目標水準＋小規模ケア
施設固定部分　11人
基本配置　13.4人
里親担当　1人
小規模ケア　4人
＝29.4人

（注）乳児院の小規模ケアは1グループ定員4～6人のため、定員5人のモデルで試算

現行の施設固定部分 （11人）
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1
今後新設予定 （1人）
里親担当職員1

	配置基準			定員20人中、0･1歳13.6人、２歳4.6人、３歳1.8人の場合の職員数
	0･1歳児	２歳児	３歳以上	
現行	1.7:1	2:1	4:1	13.6÷1.7 + 4.6÷4 + 1.8÷4 ＝ 10.8人
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	13.6÷1.3 + 4.6÷2 + 1.8÷3 ＝ 13.4人

(3) 社会的養護の高度化の計画的推進

○施設運営の高度化を図る方法としては、全ての施設に措置費の改善をするとともに、質の改善を義務づける手法がある。これは、全体の底上げを図っていく方法である。その際、実際に質の改善に結びつくよう、評価・推進の仕組みが必要となる。

○また、一方、国が指針を示し、施設がそれに沿って施設機能の高度化を推進する計画を策定して実施する場合には、措置費の加算を行う手法も考えられる。これは、努力する施設にメリットを与えることにより、質の改善を促す手法である。

○両者を適切に組み合わせて、推進していくことが必要である。

○なお、例えば、児童養護施設において、基本配置のを４：１への引上げを行うに当たっては、施設の小規模化・施設機能の地域分散化に向けた計画の策定や、里親等支援の充実、地域支援の充実などを行うことを要件とすることも考えられる。

※今般、小規模グループケアを１施設上限３カ所から６カ所に拡大するに当たり、施設の小規模化とファミリーホーム開設を行う計画の策定や、里親支援を要件とすることとした。

底上げ方式

・すべての施設に改善を義務づけ
・すべての施設に措置費の引上げ
・質の評価と推進の仕組み

両者の適切な組合せ

加算方式

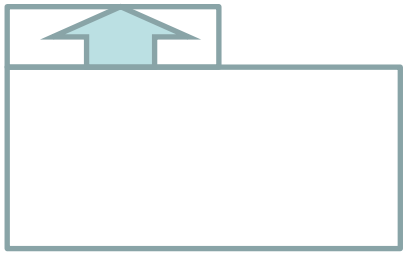

・指針を示して高度化を推奨
・高度化に取り組む施設に措置費の引上げ
・好取り組み事例の全体への普及

５．社会的養護の整備量の将来像
(1) 社会的養護の児童の全体数

○社会的養護の児童数は、この１０年間で１割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成２０年度から平成２６年度までに１割以上の増となると見込んでいる。

○その後の見通しについては、被虐待児童の発生率が更に増える可能性もあるが、家族再構築支援や、子育て支援の施策の進展により、伸びを抑制できる可能性もあり、見通しは難しい。

○当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計（高位推計）では、その後の１０年間で、１８歳未満人口の１割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

平成１１年度末
３万７１００人

平成２１年度末
４万６００人

平成２６年度
（見込み）
４万７６００人

想定される将来像

児童人口当たりの措置児童数が１割増えると見込み、措置児童数は概ね同じと見込む

１８歳未満人口が１割減ることにあわせ、措置児童数も１割減と見込む

※措置児童数は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームに措置等した児童数

※平成２６年度の見込みは、子ども・子育てビジョンの児童養護施設６１０カ所、里親等委託率１６％等の目標値と、現在の施設の平均定員等からの試算

増える要素　・潜在事例の掘り起こし
　　・家庭の複雑さの進展

抑制要素　・子育て支援施策や家族再構築支援の効果

(2) 施設数等

○子ども・子育てビジョンにおいて、平成２６年度までに、児童養護施設は６１０か所、情短施設は４７か所に増やす目標を設定。

○その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。

○情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、更なる増設が必要。１０施設程度が児童養護施設から転換すると見込むと、児童養護施設６００か所、情短施設５７か所となる。

○乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設については、概ね現状維持を見込む。

○地域小規模児童養護施設は、児童養護施設１施設に１か所、自立援助ホームは、児童養護施設２施設に１か所を見込む。ファミリーホームは、里親等委託率の引上げに伴い、5000人程度を見込んで1000か所程度を見込む。児童家庭支援センターは、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

	平成２３年４月	平成２６年度 ※は子ども・子育てビジョンの目標値	想定される将来像
児童養護施設	５８７か所	６１０か所 ※	６００か所程度
地域小規模児童養護施設	２１９か所	３００か所 ※	６００か所程度
乳児院	１２９か所	１３０か所	１３０か所程度
情緒障害児短期治療施設	３７か所	４７か所 ※	５７か所程度
児童自立支援施設	５８か所	５８か所	５９か所程度
母子生活支援施設	２６２か所	２６２か所	２６２か所程度
自立援助ホーム	７６か所	１６０か所 ※	３００か所程度
ファミリーホーム	１２６か所	１４０か所 ※	１０００か所程度
児童家庭支援センター	８２か所	１２０か所 ※	児童養護施設・乳児院の標準装備としていく

(3) 里親等委託率

○里親等委託率（乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置児童合計に対する里親及びファミリーホーム措置児童数の割合）は、平成14年度の7．4%から21年度の10．8%まで、7年間で1．46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成２６年度に１６%とする目標を設定している。

○欧米主要国で３割～７割であることを踏まえ、その後の十数年間で、里親等委託率を３割以上へ引き上げることを目標とする。

○そのためには、現在３万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、２万人程度に抑え、里親やファミリーホームを大幅に増やして移行させることが必要

		平成２１年度 （年度末実績）	平成２６年度 （想定数）	想定される将来像
施設養護	①児童養護施設 （地域小規模を除く）	２９，５８７人	３１，９００人程度	２０，０００人程度 うち半数はグループホームに
	②地域小規模児童養護施設	１，００７人	１，６００人程度	３，２００人程度
	③乳児院	２，９６８人	３，３００人程度	３，０００人程度
家庭的養護	④ファミリーホーム	２１９人	７００人程度	５，０００人程度
	⑤里親委託児童	３，８３６人	６，３００人程度	７，１００人程度 ～１２，５００人程度
合計数（①～⑤）		３７，６１７人	４３，８００人程度	３８，３００人程度 ～４３，７００人程度
里親委託率（④＋⑤）／（①～⑤）		１０．８%	１６%	３１．６%～４０．０%

(人数は一定の条件での試算)

(4) 施設機能の地域分散化の姿

○日本の社会的養護は、現在、９割が乳児院や児童養護施設で、１割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
(a) 概ね３分の１が、里親及びファミリーホーム
(b) 概ね３分の１が、グループホーム
(c) 概ね３分の１が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）
という姿に変えていく。

＜現在＞
施設9割、里親等1割

＜想定される将来像＞
本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

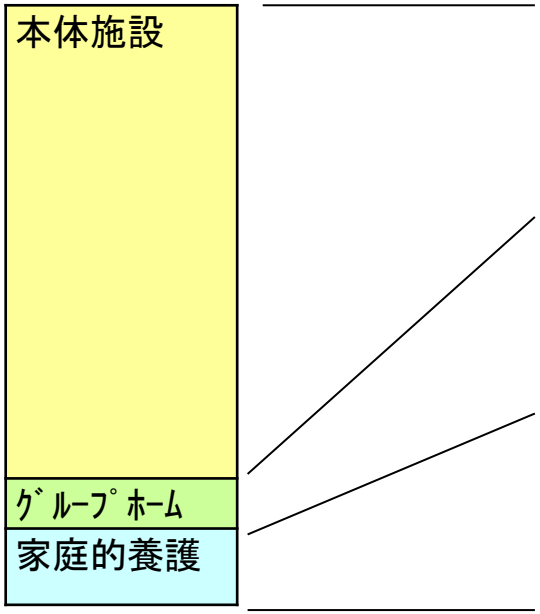

本体施設	乳児院 児童養護 計	３,０００人程度 １１,０００人程度 **１４,０００人 程度** **(37%) ～ (32%)**
グループホーム	地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型 計	３，２００人程度 ９，０００人程度 **計１２，２００人程度** **(32%) ～ (28%)**
家庭的養護	里親 ファミリーホーム 計	７，１００人程度 ～ １２，５００人程度 ５，０００人程度 **１２，１００人 程度 ～ １７，５００人程度** **(32%) ～ (40%)**
児童数合計		３８，３００人 ～ ４３，７００人 （人口比例で１割縮小の場合） （縮小しない場合）

(人数は一定の条件での試算)

（参考）社会的養護の充実のためのステップ

直ちに行った事項

①平成２３年４月の実施要綱等改正（４月実施）
②里親委託ガイドライン策定（4月実施）
③里親委託率の伸びの大きい自治体の取組事例集の作成・各自治体への提供（５月）
④当面の最低基準改正（6月17日施行）

平成２３年度に行う事項

①当面の省令改正事項（施設長資格要件、第三者評価義務づけ等）
②施設運営指針の作成（６種別ごと）
③施設運営の手引書等の作成（６種別ごと）
④第三者評価の評価基準等の検討
⑤里親委託推進のフォローアップ　等

平成２４年度以降に行う事項

新たな予算措置が必要な改善事項

人員配置の目標水準を念頭に置いた引上げ

中長期的な取組み　～社会的養護のハード・ソフトの変革

家庭的養護の推進、施設機能の地域分散化、本体施設の小規模化・高機能化、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実　等

社会的養護の課題と将来像（要点）（案）

資料3

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ要点

1．基本的考え方

○社会的養護は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、現在は、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、障害のある子ども、ＤＶ被害の母子への支援へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。

○子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要。

○社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、 養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

○社会的養護の基本的方向は、① 家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実

○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進

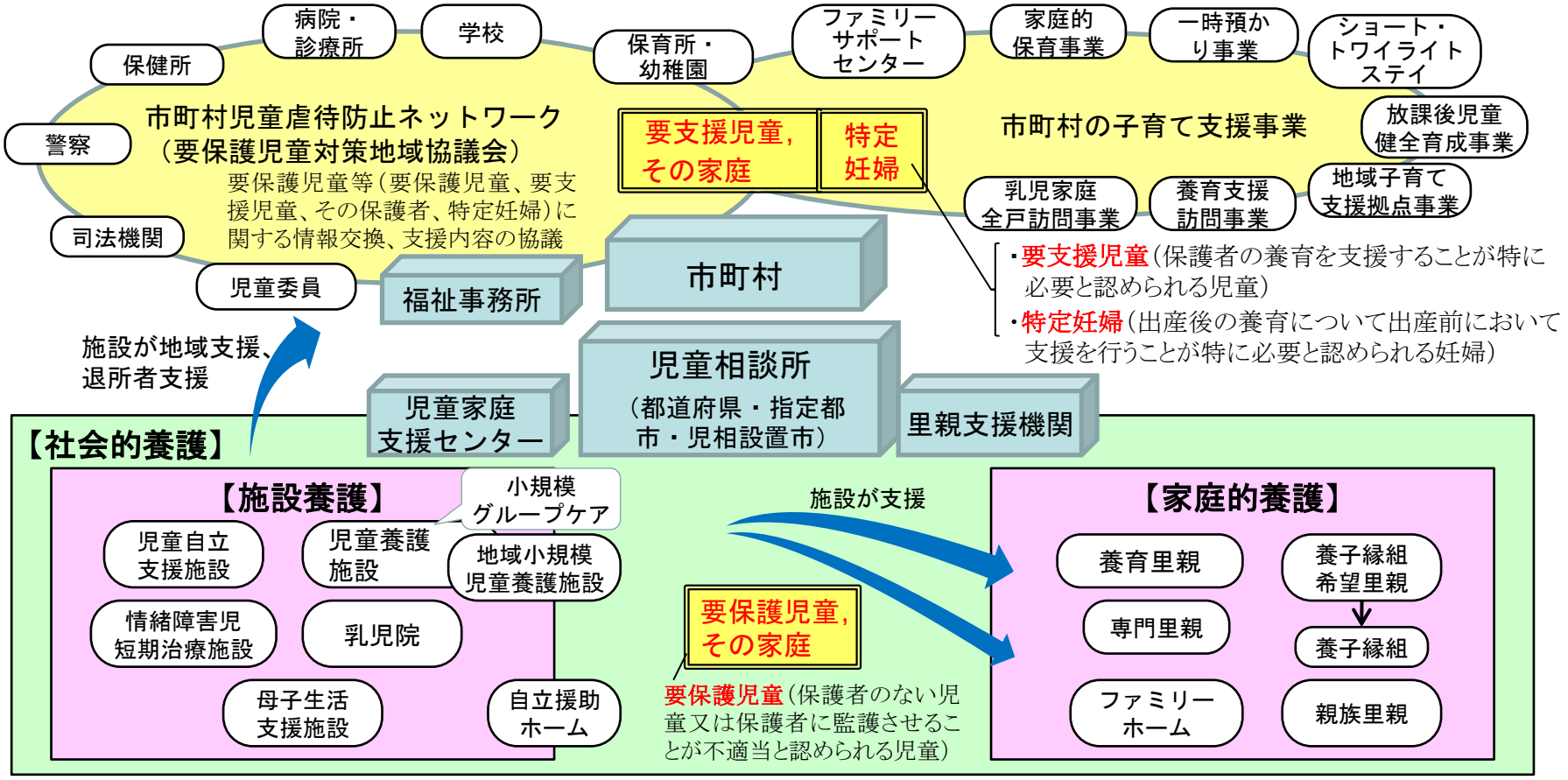

２．社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

(1) 児童養護施設

児童養護施設の７割が大舎制で、定員１００人を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化　→　将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化　→　定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援　→施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化

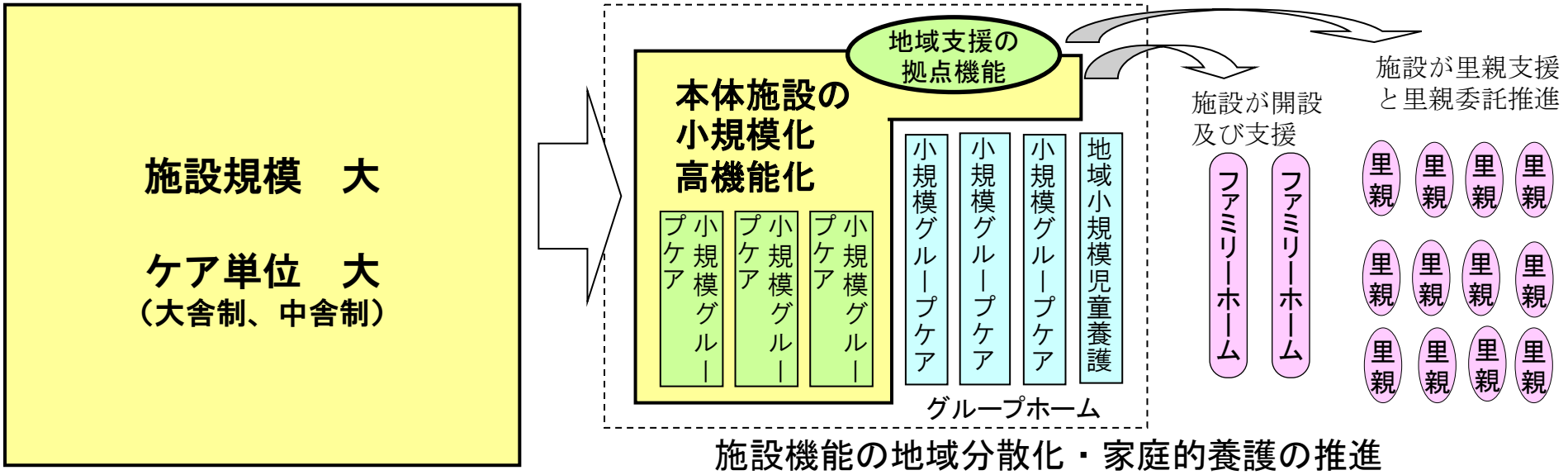

施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

〇できる施設から順次進め、着実に推進。
〇今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に
〇小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
〇グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要
〇個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

(2) 乳児院

① 専門的養育機能の充実
・被虐待児、慢性疾患児、障害児などが増加。個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職の確保が必要

② 養育単位の小規模化
・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きい。４～６人の小規模グループケアを推進

③ 保護者支援機能、地域支援機能の充実
・子育てに不安や負担感をもつ保護者への支援が必要。不必要に施設入所の長期化とならぬよう、里親委託の推進が必要
・里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員などとのチームで、保護者支援、里親支援等を推進
・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進

(3) 情緒障害児短期治療施設

① 情短施設の設置推進・・平成２０年度３２か所が現在３７か所。平成２６年度に４７か所目標。将来５７か所を目標

② 専門的機能の充実・・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要

③ 短期入所機能・・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用・・児童養護施設に入所している児童が必要な場合に、通所利用を可能とする必要

⑤ 外来機能の設置・・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題・・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題

(4) 児童自立支援施設

① 専門的機能の充実・・行動上の問題、特に非行問題を中心に対応。虐待を受けた児童が66%、発達障害・行為障害等が35%など特別なケアが必要な子どもが増加。手厚い人員配置、心理療法担当職員の複数配置が必要
・中卒　・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実

② 相談、通所、アフターケア機能・・相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実

(5) 母子生活支援施設

① 入所者支援の充実・・かつては生活に困窮する母子に住む場所を提供する母子寮であったが、現在は、DV被害者や被虐待児童が半数以上を占める。施設の取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が支援を充実する必要

② 職員配置の充実・・基本配置の引上げ。個別対応職員の推進。保育士の保育所並み配置。処遇困難母子に応じた加算の複数配置

③ 広域利用の確保・・ＤＶ被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用する場合が多い。円滑な広域利用を推進

④ 子どもの学習支援の充実・・児童養護施設にあるような入学時の支度費。学習ボランティアなどを含めた支援を充実

⑤ 児童相談所・婦人相談所との連携・・児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要

⑥ 公立施設の課題・・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み

(6) 里親委託の推進と里親支援機関

①里親委託率の引上げ

- 日本の社会的養護は、施設が９割で里親は１割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- 新潟県で32．5%など里親委託率が３割を超える県もある。最近５年間で福岡市が6．9%から20．9%へ増加。
- 児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、ＮＰＯや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、里親委託率を３割以上に引き上げる。
- 本年４月に「里親委託ガイドライン」を策定。里親委託率を伸ばした自治体の取組事例の普及など、取組を推進。

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- 望まない妊娠出産で保護者が養育できない場合は、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」が有用。
- 親族里親を積極的に活用。なお、扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直しを行う。
- 児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用した「週末里親」「季節里親」を活用。

③里親委託の推進と里親支援機関

- 養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、施設など、多方面から支援。市町村とも連携。

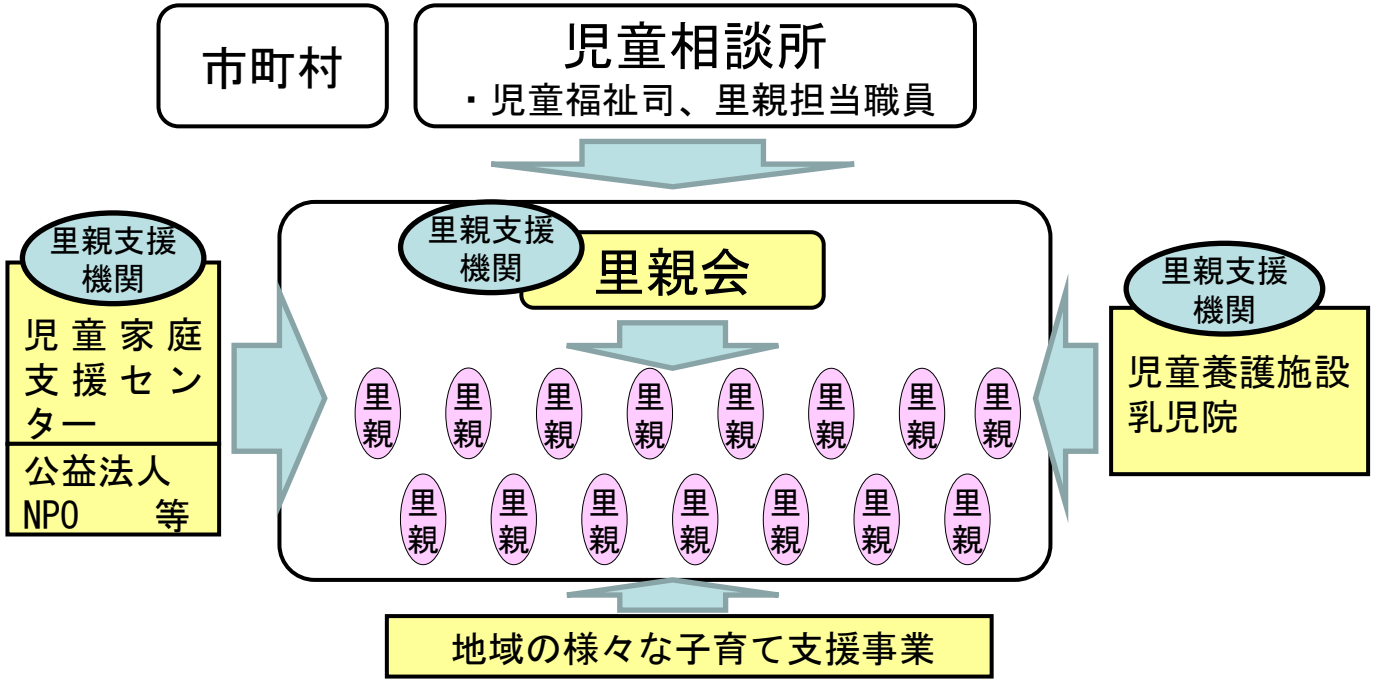

里親支援機関事業

実施主体
・都道府県・指定都市・児相設置市

・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

里親制度普及促進事業	普及啓発
	養育里親研修
	専門里親研修
里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等
	里親家庭への訪問支援
	里親による相互交流

(7) ファミリーホーム

①大幅な整備促進

・平成２６年度までに１４０か所を整備（平成２３年４月現在１２６か所）、将来は１０００か所程度を見込む

・里親からの移行に加え、今後は、児童養護施設等の職員の独立開設や、施設を行う法人による開設が増えると見込む

・整備促進のため、借家によりホームを運営する場合に家賃補助を検討

②専門性の向上と支援体制の構築

・養育者の研修の充実や、訪問や相互交流など、里親支援と同様の支援を推進

(8) 自立援助ホーム

①整備推進

・平成２６年度までに１６０か所を整備（平成２３年４月現在７６か所）

②対応の難しい児童等への対応

・被虐待、発達障害、精神科、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの受けなど、困難な児童等に対応している

・虐待を受けた児童等の緊急の避難先(子どもシェルター)について、自立援助ホームの制度を適用

③運営費の充実

・平成２３年度から措置費の定員払化を行い、運営を安定化

・今後、借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費について検討

④２０歳以降のアフターケア

・２０歳以降の延長は検討課題。２０歳までに一定の力をつけ、アパートで自活し、ホームが相談支援する取組が重要

(9) 児童家庭支援センター

①児童家庭支援センターの整備推進

・平成23年3月末82か所。平成26年度までに120か所を整備。将来は児童養護施設や乳児院の標準装備にしていく

②市町村との連携及び役割分担の明確化

・一般的な子育て相談に近い部分は、市町村等に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高める

・継続的支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援

③里親支援機関としての役割分担の明確化

・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要

３．社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

①「施設運営指針」の作成
- 施設の運営の質の差が大きいことから、各施設種別ごとに、運営理念等を示す「施設運営指針」を作成
- 保育所保育指針に相当するものを、社会的養護の施設種別ごとに検討チームを設置して作成

②「施設運営の手引書」の作成
- 施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- 施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書を作成。児童養護施設では、職員の活動指針となるケア標準を作成

③第三者評価の義務づけ
- 社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、３年に１回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化
- 本年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が大きい。
- 施設長の資格要件を最低基準で定める。また、２年に１回以上の施設長研修の受講を義務づけ。施設団体が実施。

② 施設の組織力の向上
- 平成２１年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」を配置。
- 今後、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、「チーム責任者」を配置し、措置費の俸給格付けを検討
- 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」の形で組織力を発揮する。キャリアアップの仕組みにもなる。

③ 職員研修の充実
- 担い手となる施設職員の専門性の向上のため、各施設種別団体で、職員研修システムを構築

(3) 親子関係の再構築支援の充実

○被虐待児の早期の家庭復帰、虐待の再発防止、親子関係の回復のため、親子関係の再構築支援が重要
- 施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援
- しつけと称して虐待をしてしまう親に、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（ＣＳＰ）など、様々なペアレントトレーニングの技術が開発されている。

○家庭環境の調整は、児童相談所の役割とともに、施設最低基準に定められた施設の役割。施設の措置費で家族療法事業を実施

○今後の課題として、保護者支援プログラムの開発・普及、支援者のスキルの向上が必要

○施設による親子関係再構築支援の体制を整備（直接処遇のローテーションに加わらない専門職員のチーム）

○児童相談所、施設、児童家庭支援センターの関係機関の連携により推進

(4) 自立支援の充実

①自立生活能力を高める養育 ・・安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育む。自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力 、生活スキル、社会的スキルの獲得など、生きていく基本的な力を育む養育

②特別育成費・・・資格取得など高校生の特別育成費の充実が必要

③大学等進学支度費、就職支度費の増額・・大学等進学支度費、就職支度費の大幅増額の必要

④措置延長・・生活が不安定な場合は、１８歳以降も、２０歳に達するまでの措置延長を活用

⑤自立援助ホームの活用・・自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る

⑥アフターケアの推進・・児童養護施設に、自立支援担当職員を置き、自立支援や退所後の相談支援を担当させる体制を整備
・退所児童等アフターケア事業を推進。施設退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
・身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間の延長や、連帯保証期間の延長を検討

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進・・・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の４つの権利が定められているとされる

②子どもの意見をくみ上げる仕組み・・子どもの権利ノートを活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用。当事者の声を聞き、改善に反映させていく取組

③被措置児童虐待の防止・・平成２０年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底

④子どもの養育の記録・・主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方。複数の者が関わる場合の在り方

(6) 施設類型の在り方と相互連携

○現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題。

○地域での総合的な整備の視点も課題であり、３つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備
- ・都道府県・指定都市を単位： 短期の治療的施設（情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）
- ・広域の地域を単位： 施設養護の拠点施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設）
- ・各市区町村の単位： 家庭的養護（里親、ファミリーホーム）

(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

○施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とし、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手などが、つながりをもって、トータルなプロセスを保障

○また、市町村の児童家庭相談や子育て支援施策との連携を推進

４．施設の人員配置の課題と将来像

児童の抱える問題の複雑･多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引上げが必要である。以下のような目標水準を念頭に置きながら、段階的な取組みを含めて、引上げを検討する必要。

施設種別	現状	目標水準	考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 ０歳児：　１．７：１ １・２歳児：　２：１ ３歳以上幼児　４：１ 小学校以上　６：１	 ０・１歳児：　１．３：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　３：１ 小学生以上：　４：１	・６：１は、交代勤務のため１人の職員が１８人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアは困難 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
乳児院	看護師･保育士・児童指導員 ０・１歳児：　１．７：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　４：１	 ０・１歳児：　１．３：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　３：１	・現行の集団的養育の人員配置は、心身の発達に重要な時期に不十分 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士　５：１ 心理療法担当職員　１０：１	児童指導員・保育士　３：１ 心理療法担当職員　７：１	・情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員　５：１	児童自立支援専門員・児童生活支援員　３：１ 心理療法担当職員　１０：１	・非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき ２０世帯未満１人、 ２０世帯以上２人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき １０世帯未満１人 １０世帯以上２人 ２０世帯以上３人 ３０世帯以上４人	・ＤＶ被害者や虐待を受けた児童への個別支援が必要 ・母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、常時複数配置して役割分担できる体制

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が必要

① 里親支援担当職員の配置　(乳児院、児童養護施設)
② 自立支援担当職員の配置　(児童養護施設)
③ 心理療法担当職員の全施設配置

５．社会的養護の整備量の将来像

(1) 社会的養護の児童の全体数

○社会的養護の児童数は、この１０年間で１割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成２０年度から平成２６年度までに１割以上の増となると見込んでいる。

平成11年度末 3万7100人 → 平成21年度末 4万600人 →平成26年度(見込み)4万7600人

○その後は、当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計（高位推計）では、その後の１０年間で、１８歳未満人口の１割縮小が見込まれている。あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。

(2) 施設数等

○子ども・子育てビジョンで平成２６年度までに、児童養護施設は６１０か所、情短施設は４７か所の目標

○情短施設は更に増設が必要。児童養護施設からの１０施設の転換を見込むと、児童養護施設６００カ所、情短施設５７カ所

○地域小規模児童養護施設は児童養護１施設に１カ所、自立援助ホームは児童養護２施設に１カ所を見込む。ファミリーホームは、５０００人程度を見込んで１０００カ所程度を見込む。児童家庭支援センターは施設の標準装備としていく。

	平成２３年４月	平成２６年度 ※は子ども・子育てビジョンの目標値	想定される将来像
児童養護施設	５８７か所	６１０か所 ※	６００か所程度
地域小規模児童養護施設	２１９か所	３００か所 ※	６００か所程度
乳児院	１２９か所	１３０か所	１３０か所程度
情緒障害児短期治療施設	３７か所	４７か所 ※	５７か所程度
児童自立支援施設	５８か所	５８か所	５９か所程度
母子生活支援施設	２６２か所	２６２か所	２６２か所程度
自立援助ホーム	７６か所	１６０か所 ※	３００か所程度
ファミリーホーム	１２６か所	１４０か所 ※	１０００か所程度
児童家庭支援センター	８２か所	１２０か所 ※	児童養護施設・乳児院の標準装備としていく

(3) 里親等委託率

○ 里親等委託率は、平成14年度の7．4%から21年度の10．8%まで、7年間で1．46倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成２６年度に１６%とする目標を設定。その後の十数年間で、３割以上へ引上げる。

○児童養護施設は、児童３万人から２万人程度に抑え、里親やファミリーホームに移行させる必要

		平成21年度（年度末実績）	平成26年度（想定数）	想定される将来像
施設養護	①児童養護施設（地域小規模を除く）	29，587人	31，900人程度	20，000人程度（半数はグループホーム）
	②地域小規模児童養護施設	1，007人	1，600人程度	3，200人程度
	③乳児院	2，968人	3，300人程度	3，000人程度
家庭的養護	④ファミリーホーム	219人	700人程度	5，000人程度
	⑤里親委託児童	3，836人	6，300人程度	7，100人程度 ～ 12，500人程度
合計数（①～⑤）		37，617人	43，800人程度	38，300人程度 ～ 43，700人程度
里親委託率（④＋⑤）／（①～⑤）		10．8%	16%	31．6%～40．0%

（人数は一定の条件での試算）

(4) 施設機能の地域分散化の姿

○今後十数年をかけて、里親等、グループホーム、本体施設が概ね３分の１ずつという姿に変えていく。

＜現在＞
施設9割、里親等1割

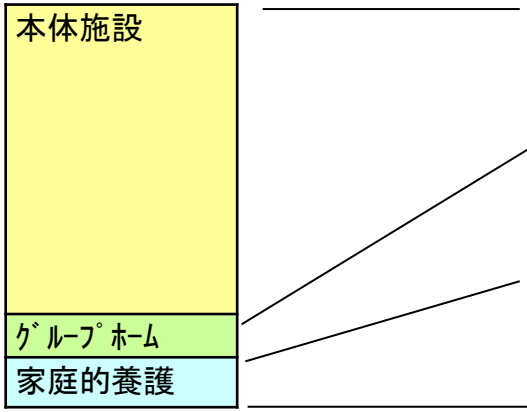

＜想定される将来像＞
本体施設・グループホーム・家庭的養護をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	乳児院 児童養護 計	3，０００人程度 １１，０００人程度 **計 １４，０００人 程度**
グループホーム	地域小規模児童養護 小規模ケアのグループホーム型 計	3，２００人程度 9，０００人程度 **計 １２，２００人程度**
家庭的養護	里親 ファミリーホーム 計	7，１００人程度 ～ １２，５００人程度 5，０００人程度 **計 １２，１００人程度 ～ １７，５００人程度**
児童数合計	（人口比例で１割縮小の場合） （縮小しない場合）	３８，３００人程度 ～ ４３，７００人程度

（人数は一定の条件での試算）

（参考）社会的養護の充実のためのステップ

直ちに行った事項

①平成２３年４月の実施要綱等改正（４月実施）
②里親委託ガイドライン策定（4月実施）
③里親委託率の伸びの大きい自治体の取組事例集の作成・各自治体への提供（５月）
④当面の最低基準改正（6月17日施行）

平成２３年度に行う事項

①当面の省令改正事項（施設長資格要件、　第三者評価義務づけ等）
②施設運営指針の作成（６種別ごと）
③施設運営の手引書等の作成（６種別ごと）
④第三者評価の評価基準等の検討
⑤里親委託推進のフォローアップ　等

平成２４年度以降に行う事項

新たな予算措置が必要な改善事項

人員配置の目標水準を念頭に置いた引上げ

中長期的な取組み　～社会的養護のハード・ソフトの変革

家庭的養護の推進、施設機能の地域分散化、本体施設の小規模化・高機能化、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実　等

資料4

人員配置の引上げの目標水準について

施設種別	現状	とりまとめにおいて目標水準とした水準	（参考）委員から当初提案のあった水準
児童養護施設	児童指導員・保育士 ０歳児：　１．７：１ １・２歳児：　２：１ ３歳以上幼児　４：１ 小学校以上　６：１	０・１歳児：　１．３：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　３：１ 小学生以上：　４：１ ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	０・１歳児：　１：１ ２歳以上幼児：　２：１ 小学生以上：　３：１
乳児院	看護師･保育士・児童指導員 ０・１歳児：　１．７：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　４：１	０・１歳児：　１．３：１ ２歳児：　２：１ ３歳以上幼児：　３：１ ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	０・１歳児：　１：１ ２歳以上幼児：　２：１
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士　５：１ 心理療法担当職員　１０：１	児童指導員・保育士　３：１ 心理療法担当職員　７：１	児童指導員・保育士　３：１ 心理療法担当職員　７：１
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員　５：１	児童自立支援専門員・児童 生活支援員　３：１ 心理療法担当職員　１０：１	児童自立支援専門員・児童生活支援員　２：１ 心理療法担当職員　１０：１
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき ２０世帯未満１人、 ２０世帯以上２人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき １０世帯未満１人 １０世帯以上２人 ２０世帯以上３人 ３０世帯以上４人 ※他に加算を充実	母子指導員： 少年指導員・保育士：それぞれにつき １０世帯未満１人 １０世帯２人 １０世帯以上５世帯増えるにつき１人を加える

（参考１）加算職員の配置の充実

①里親支援担当職員の配置 (乳児院、児童養護施設)	・日本の社会的養護は、施設が９割、里親等が１割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。 里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。
②自立支援担当職員の配置 (児童養護施設)	・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は２３％にとどまり、一般の高卒の７７％よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。
③心理療法担当職員の全施設配置	・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要があり、このため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。

＜基本配置以外の専門職員＞　※このほか、小規模グループケア加算は、1グループにつき1名を加算

児童養護施設
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・個別対応職員(必置)
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→全施設）
- ・里親支援担当職員(新)
- ・自立支援担当職員(新)
- ・看護師（対象15人以上）
- ・職業指導員（設備を置いて職業指導をする場合）
- ・小規模施設加算(定員４５人以下)
- ・指導員特別加算(非常勤)（定員３５人以下）

乳児院
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・　　同　（非常勤）(定員４０人以上)
- ・個別対応職員（対象８人以上→全施設）
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→全施設）
- ・里親支援担当職員（新）
- ・小規模施設加算（定員２０人以下）
- ・指導員特別加算(非常勤）（定員３５人以下）

情緒障害児短期治療施設
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・個別対応職員(必置)
- ・医師（必置）
- ・看護師(必置)

児童自立支援施設
- ・家庭支援専門相談員(必置)
- ・個別対応職員(必置)
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→心理10:1へ）
- ・職業指導員（設備を置いて職業指導をする場合）

母子生活支援施設
- ・個別対応職員（→20世帯以上は早期に必置に）
- ・心理療法担当職員（対象１０人以上→全施設）
- ・保育士（保育設備がある場合30:1(最低１）→保育所並びに）
- ・指導員加算（非常勤)(定員40世帯以上→基本配置に含む）
- ・特別生活指導費加算(非常勤)(対象4人以上→対象数に応じ複数)
- ・夜間警備体制強化加算（体制をとる場合）

（参考２）児童養護施設の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

○小規模グループケアでは、１ユニットに３．６人以上の配置が必要

- 6:00～22:00の16時間を、早番、遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、365日×2人÷243日＝3人となり、１人配置をするために約３人が必要。
- 毎日3時間の２名配置を確保するには、365日×3時間÷8時間÷243人＝0.56人が必要
- 3人＋0.56人＝3.56人が必要　（単純化した試算）

※二人目の配置は、非常勤の家事支援員として必要な時間帯に置くことも有効

※宿直を１週１回程度という労働基準法を遵守するため、週４日分を**管理宿直職員の加算**で対応

○小規模ケア加算１人に加え、オールユニット化施設では調理員等をユニット担当に算入できることから、基本配置を6:1から4:1に引き上げれば、1ユニットに3．8人の配置となり、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準		７人ユニットで、小学生以上６人、年少児１人の場合の職員数	小規模ケア加算　＋１	調理員１人をユニット担当に算入　＋１ (A)	実質の配置 (A/7)
	小学生以上	年少児				
現行	６：１	４：１	6÷6 ＋ 1÷4 ＝ 1.25人	2.25人	3.25人	2.15:1
目標水準	４：１	３：１	6÷4 ＋ 1÷3 ＝ 1.83人	**2.83人**	**3.83人**	1.83:1

児童養護施設のモデル施設（児童定員42人＝小規模ケア6グループ×７人）の人員配置のイメージ

従来
施設固定部分 12人
基本配置　7.5人
＝**19.5人**

⇨

目標水準
施設固定部分　12人
基本配置　11人
里親・自立支援 2人
＝**25人**

⇨

目標水準＋小規模ケア
施設固定部分　12人
基本配置　11人
里親・自立支援 2人
小規模ケア　6人
＝**31人**

（注）児童養護施設の小規模ケアは1グループ定員6～8人のため、定員７人のモデルで試算

現行の施設固定部分（12人）
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、 看護師1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1、

今後新設が必要な加算職員（2人）
里親担当職員1、自立支援担当職員1

	基本配置		定員４２人中、小学生以上３６人、年少児６人の場合の児童指導員・保育士数
	小学生以上	年少児	
現行	６：１	４：１	36÷6 ＋ 6÷4 ＝ 7.5人
目標水準	４：１	３：１	36÷4 ＋ 6÷3 ＝ 11人

（参考３）乳児院の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

○小規模ケアで昼間１ユニットに１．５名、夜間２ユニットに１名配置の場合、１ユニットに**４．７人以上**の配置が必要

・8:00～21:00の13時間を、1日8時間勤務で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、13時間÷8時間×365日÷243日＝2.44人となり、１人配置では約2.44人、1．5人配置で2.44×1.5＝3.66人が必要

・２ユニットで１人の夜勤を置くこととし、11時間÷8時間×365日÷243日÷2ユニット＝1.03人が必要

・3.66人＋1.03人＝4.69人が必要。（単純化した試算）

○小規模ケア加算１名に加え、乳児院では宿直管理加算が非常勤0.4人分に充てられ、計１．４人の加算になることから、基本配置を１．７：１から１．３：１に引き上げれば、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

	配置基準			５人ユニットで、０・１歳3.4人、２歳1.1人、３歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア＋1.4（A)	実質の 配置 (A/5)
	0･1歳児	２歳児	３歳以上			
現行	1.7：１	２：１	４：１	3.4÷1.7 ＋ 1.1÷4 ＋ 0.5÷4 ＝ 2.68人	4.08人	1.23:1
目標水準	1.3：１	２：１	３：１	3.4÷1.3 ＋ 1.1÷2 ＋ 0.5÷3 ＝ 3.33人	**4.73人**	1.05:1

（注1）さらに、定員20人以下施設については、保育士1名が加算され、1名を4ユニットで分けると、1ユニット0.25人であり、２．６時間を1.5人配置から2人配置に引上げ可能（0.25人×8時間÷365日×243日÷0.5人＝2.66時間）

（注2）このほか、調理員4名中2名は、ユニット担当に組み込むことも可能と見込まれ、2名を4ユニットに分けると、1ユニット0.5人であり、５．３時間を1.5人配置から2人配置に引上げ可能（0.5人×8時間÷365日×243日÷0.5人＝5.33時間）

乳児院のモデル施設(児童定員２０人＝小規模ケア４グループ×５人）の人員配置のイメージ

従来
施設固定部分 11人
基本配置現行 10.8人
＝21.8人

⇨

目標水準
施設固定部分 11人
基本配置 13.4人
里親担当 1人
＝25.4人

⇨

目標水準＋小規模ケア
施設固定部分 11人
基本配置 13.4人
里親担当 1人
小規模ケア 4人
＝29.4人

（注）乳児院の小規模ケアは1グループ定員4～6人のため、定員5人のモデルで試算

現行の施設固定部分 （11人）
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1
今後新設予定 （1人）
里親担当職員1

	配置基準			定員20人中、０・１歳13.6人、２歳4.6人、３歳1.8人の場合の職員数
	0･1歳児	２歳児	３歳以上	
現行	1.7:1	2:1	4:1	13.6÷1.7 ＋ 4.6÷4 ＋ 1.8÷4 ＝ 10.8人
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	13.6÷1.3 ＋ 4.6÷2 ＋ 1.8÷3 ＝ 13.4人

資料5

当面の省令改正の検討事項について

1. 社会的養護の施設長の研修義務化と資格要件の省令化

（１）趣旨

○ 社会的養護の施設長の資格要件については、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準（厚生労働省令）に規定がない。

○ これまで、昭和53年の局長通知により、施設長の資格要件は、①社会福祉主事任用資格を有する者、②児童福祉司任用資格を有する者、③児童福祉事業（本庁児童担当課を含む）に2年以上従事した者、④全国社会福祉協議会の社会福祉施設長資格認定講習課程の修了者とされている。

○ 社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、「民法等の一部を改正する法律」が本年５月に成立し、施設長の監護等の措置と親権との関係の明確化や、親権停止制度の新設等が定められ、施設長の役割がますます重要となっている。

○ また、社会的養護の施設では、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。

○ このため、社会的養護の施設について、施設長の研修義務化と施設長資格要件の最低基準への位置付けを行う。

（２）具体的内容（案）

○ 既に施設長資格要件が最低基準に定められている児童自立支援施設の要件を参考に検討

① 実務経験の要件については、幅広い人材を集める観点も踏まえ、３年以上とする。
（家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設では５年以上となっている）

② 施設長就任時とともに、２年に１回以上の研修の義務化を行う。
また、この研修は、厚生労働大臣が指定する団体（施設種別ごとの団体）が行うこととする。
（その団体が行う施設長の全国大会、研究協議会等に合わせて毎年行うことが考えられる。）

③ 実務経験がない者でも、現在局長通知により行われている全国社会福祉協議会が行う施設長講習修了により資格要件を満たす仕組みも、引き続き実施する。

施設長の研修義務化と資格要件省令化の検討イメージ(案)

現行の施設長資格要件 (昭和53年局長通知)	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設 施設長資格要件の検討イメージ	児童自立支援施設 施設長資格要件(最低基準81条)
施設長は、次の①～④のいずれかに該当する者とする。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けた者で、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものとする。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当し、かつ、国立武蔵野学院が行う研修を受けた者で、人格が高潔で識見が高く、施設の運営能力を有するものとする。 (下線部を追加)
	① 精神保健又は小児保健に学識経験を有する医師　(注)乳児院は「小児保健」	① 精神保健に学識経験を有する医師
	② 社会福祉士	② 社会福祉士
①児童福祉事業(本庁児童担当課を含む)に2年以上従事した者	③ その施設と同じ種別の施設に3年以上勤務した者	③ 児童自立支援事業に5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)従事した者
②社会福祉主事資格者 ③児童福祉司資格者 ④全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了した者	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認める者で、次のイロハの期間の合計が3年以上のもの又は全国社会福祉協議会の施設長講習課程を修了したもの イ 児童福祉司資格者にあっては、児童福祉事業(本庁児童担当課等を含む)の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあっては、社会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く。)	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認める者で、次のイロハの期間の合計が5年以上(国立武蔵野学院講習修了者は3年以上)のもの イ 児童福祉司資格者にあっては、児童福祉事業(本庁児童担当課等を含む)の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあっては、社会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロの期間を除く。)
	また、施設長は、2年に1回以上、厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。	左と同様のものを加える。

施設長の資格等の条文案のイメージ（児童福祉施設最低基準改正）

（〇〇施設の長の資格等）

第〇条　〇〇施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、厚生労働大臣が指定する者が行う〇〇施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、〇〇施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一　医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

（注）乳児院については、「医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者」

二　社会福祉士の資格を有する者

三　〇〇施設の職員として三年以上勤務した者

四　都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ　児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ　社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ　社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

２　〇〇施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

※公布の日から施行。
※施行の際現に施設長である者については、第１項の規定は適用しない。

（参考）

【社会福祉主事の資格要件】
① 大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目（※）を修めて卒業した者
② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
③ 社会福祉士
④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
⑤ ①～④と同等以上の能力を有すると認められる者（精神保健福祉士）

※指定科目（次の指定科目のうちいずれか３科目以上の履修が必要）
社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、 社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、 社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、 リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

【児童福祉司の資格要件】
①厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校（※１）その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
②大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設等において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
③医師
④社会福祉士
⑤社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
⑥①～⑤と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの（※２）

※１ 国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導員科、 国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部、上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程児童指導員科

※２ 厚生労働省令で定めるものの例
・大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
・大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
・社会福祉士となる資格を有する者
・社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間もしくは児童相談所の所員として勤務した期間の合計が二年以上である者
・社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者

2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化

（１）趣旨

○ 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、施設長による親権代行等の規定もある。 「民法等の一部を改正する法律」が本年５月に成立し、施設長の役割もますます重要となった。また、社会的養護の施設では、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が求められている。

○ このため、社会的養護の施設に、第三者評価の実施を義務付ける。

（２）具体的内容（案）

○ 最低基準を改正し、社会的養護の施設は、定期的に第三者評価を受けることとし、これらの結果を公表するよう定める。（平成２４年度から実施）

○ 具体的には、３年に１回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととし、また、第三者評価が低かった施設が改善をして翌年再度第三者評価を受けることも望ましいこととする。

○ ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

＜第三者評価の義務実施の規定例＞

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18厚生労働省令第34号）
（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）
第九十七条　１～６　（略）
７　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

＜ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価の努力義務規定（児童福祉法施行規則）＞

第一条の二十八　小規模住居型児童養育事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
第三十六条の二十三　児童自立生活援助事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

＜児童福祉施設最低基準における自己評価の努力義務規定＞
（児童福祉施設の一般原則）
第五条
３　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

第三者評価の義務づけの条文案のイメージ（児童福祉施設最低基準改正）

＜乳児院＞

（業務の質の評価等）

第〇条　乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第三十七条　乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

＜母子生活支援施設＞

（業務の質の評価等）

第〇条　母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第三十八条　母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

＜児童養護施設＞

（業務の質の評価等）

第〇条　児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第四十一条　児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

＜情緒障害児短期治療施設＞

（業務の質の評価等）

第〇条　情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第四十三条の五　情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

＜児童自立支援施設＞

（業務の質の評価等）

第〇条　児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第四十四条　児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

3. 親族里親等の要件の見直し

（１）趣旨

○ これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、３親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。

※親族里親には、措置費で一般生活費（月額47,600円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額1人目72,000円、2人目以降36,000円）は支給していない。これは、親族里親となる３親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがありうることを踏まえ、養育費の実費相当である一般生活費等は支給するが、里親委託を推進するための里親手当は支給していないもの。

○ しかし、３親等内の親族のうちでも、扶養義務のある直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家裁が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。

○ このため、扶養義務者でないおじ、おばについては、親族里親ではなく、通常の養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。

（参考）民法

（扶養義務者）

第八百七十七条　直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

２　家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

（２）具体的内容（案）

○ 児童福祉法施行規則（厚生労働省令）の親族里親の定義を改正し、扶養義務者でないおじ、おばについては、親族里親ではなく、養育里親を適用する。
（親族に養育里親を適用する場合の里親研修の内容は、親族の場合にも必要性の高い内容に重点化）

○ 養育里親では、「経済的に困窮していないこと」が要件となっているが、親族に養育里親を適用する場合には、この要件は、親族里親と同様に適用しない。

○ 養育里親の要件の一つとして、平成２１年まで里親認定省令に規定されており、現在は里親制度運営要綱に規定されている「子どもへの理解、熱意、豊かな愛情を有すること」を、養育里親の省令の要件に位置付ける。

親族里親の定義等の見直しの条文案のイメージ（児童福祉法施行規則改正）

改正案イメージ	現行
第一条の三十三 ② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 養子縁組によつて養親となることを希望する者 二 要保護児童（法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）である親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者	第一条の三十三 ② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。 一 養子縁組によつて養親となることを希望する者 二 要保護児童（法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者
第一条の三十五 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。 一 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。 二 経済的に困窮していないこと（要保護児童の扶養義務者でない親族である場合を除く。）。 三 養育里親研修を修了したこと。	第一条の三十五 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、経済的に困窮していない者であつて、養育里親研修を修了したものとする。

※公布日施行。施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。

（参考）児童福祉法

第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し

（１）趣旨

○ 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込み、入所が決定される仕組みであり、入所希望者の施設の選択に資するため、児童福祉法施行規則第23条第３項及び第36条の27第２項により、行政が、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされ、この中に施設の位置に関する情報も含まれている。

○ しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を検討する「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、自立援助ホームの位置に関する情報については、児童の安全確保のため自由に利用できるような方法で提供することが適切ではない場合がある。

○ また、母子生活支援施設についても、ＤＶを受けた母親や虐待を受けた児童が生活しており、同様である。

○ このため、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置に関する情報の提供方法を見直す。

（２）具体的内容（案）

○ 児童福祉法施行規則（厚生労働省令）を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置に関する情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、自由に利用できるような方法ではなく、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

位置情報の提供方法の見直しの条文案のイメージ（児童福祉法施行規則改正）

改正案イメージ	現行
第三十六条の二十七　法第三十三条の六第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。 一　児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項 二　児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項 三　次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項 イ　児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況 ロ　児童自立生活援助の実施の方針 ハ　その他児童自立生活援助の実施に関する事項 四　運営規程 五　法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項 六　児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項 七　その他都道府県知事が必要と認める事項 ②　法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報にあつては、当該児童自立生活援助事業所に係る入居者の安全の確保のため必要があると認めるときは、同条第一項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助事業所への入居を希望するもの又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。	第三十六条の二十七　法第三十三条の六第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。 一　児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項 二　児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項 三　次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項 イ　児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況 ロ　児童自立生活援助の実施の方針 ハ　その他児童自立生活援助の実施に関する事項 四　運営規程 五　法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項 六　児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項 七　その他都道府県知事が必要と認める事項 ②　法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

※公布日施行

※母子生活支援施設についても同様な規定があり、児童福祉法施行規則第２３条第３項を、次のように改正する

第二十三条

③　法第二十二条第四項及び第二十三条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。ただし、母子生活支援施設の位置に関する情報にあつては、当該母子生活支援施設に入所した者の安全の確保のため必要があると認めるときは、同条第一項に規定する保護者であつて母子生活支援施設への入所を希望するもの又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。

資料6

社会的養護の現状について

１．	社会的養護の現状	・・１
２．	要保護児童数の増加	・・２
３．	虐待を受けた児童の増加	・・４
４．	障害等のある児童の増加	・・７
５．	児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性	・・８
６．	進学、就職の状況、自立支援の推進	・・１０
７．	児童養護施設の人員配置と措置費について	・・１３
８．	職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯	・・１５
９．	里親制度の概要	・・１９
１０．	里親委託率について	・・２３
１１．	里親委託の推進と支援機関	・・３０
１２．	市町村における要保護児童対策	・・３４
１３．	社会的養護の充実のためのこれまでの取組み	・・３６
１４．	社会的養護の充実のために当面直ちに行った事項	・・３８

1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。 対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数
			7,180人	2,837人	3,836人
	区分（里親は重複登録有り）	養育里親	5,823人	2,296人	3,028人
		専門里親	548人	133人	140人
		養子希望里親	1,451人	178人	159人
		親族里親	342人	341人	509人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭的養護を行う（定員5～6名）	
	ホーム数	49か所
	委託児童数	219人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	124か所	575か所	33か所	58か所	272か所	59か所
定員	3,794人	34,569人	1,539人	4,043人	5,430世帯	399人
現員	2,968人	30,594人	1,111人	1,545人	4,002世帯 児童5,897人	283人
職員総数	3,861人	14,892人	831人	1,894人	1,995人	256人

小規模グループケア	458カ所
地域小規模児童養護施設	190カ所

資料：福祉行政報告例（平成22年3月末現在）
※職員数は、社会福祉施設等調査報告（平成20年10月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む（家庭福祉課調）
※自立援助ホームは、家庭福祉課調（施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在）
※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調（平成22年3月末現在）

2. 要保護児童数の増加

要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1．13倍、乳児院が1．2倍に増加。
一方、里親委託児童は、1．8倍に増加。

（注）児童養護施設・乳児院については社会福祉施設等調査（各年度10月1日現在）による。ただし、平成21年度のみ福祉行政報告例（平成22年3月末日現在）
里親については福祉行政報告例（各年度3月末日現在）

○児童養護施設の入所児童数

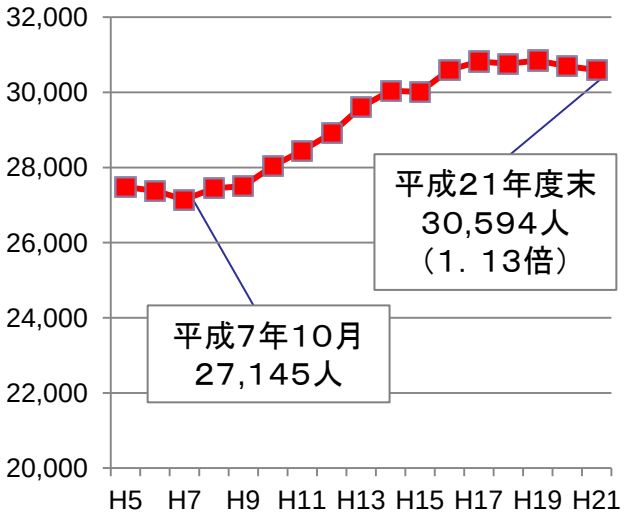

○ 乳児院の入所児童数

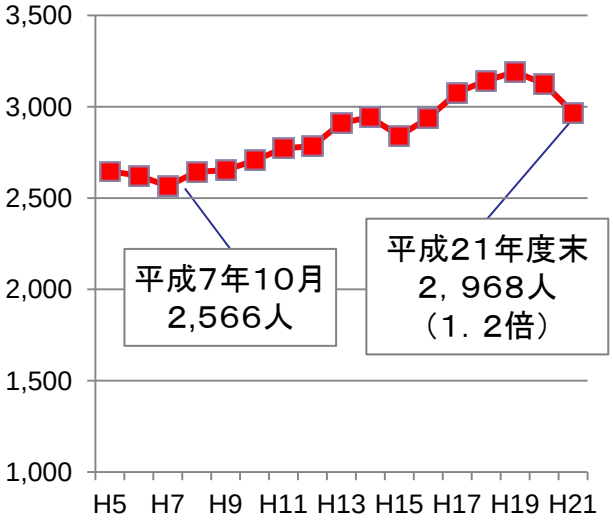

○ 里親への委託児童数

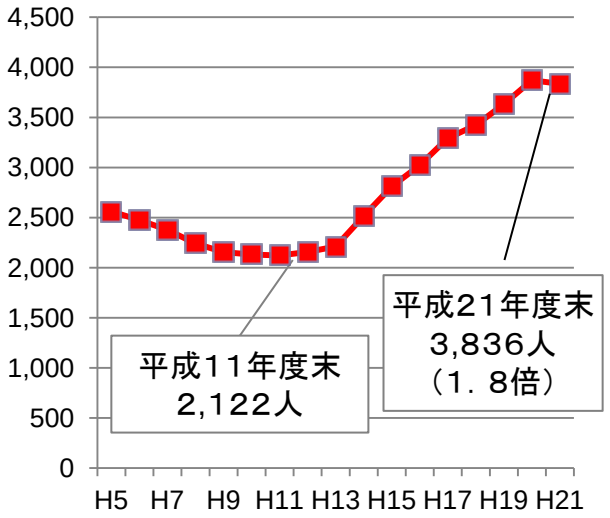

○児童養護施設の設置数

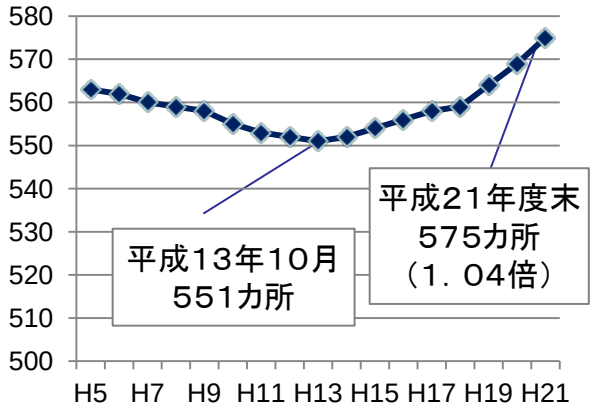

○ 乳児院の設置数

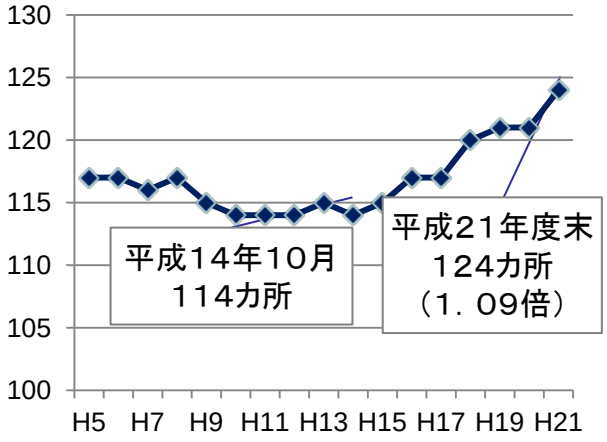

（参考）児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

	在籍児の年齢	入所時の年齢
0歳	6 (0.0%)	59 (0.2%)
1歳	34 (0.1%)	968 (3.1%)
2歳	454 (1.4%)	6,763 (21.4%)
3歳	1,120 (3.5%)	3,949 (12.5%)
4歳	1,520 (4.8%)	2,819 (8.9%)
5歳	1,711 (5.4%)	2,442 (7.7%)
6歳	1,858 (5.9%)	2,432 (7.7%)
7歳	1,860 (5.9%)	1,977 (6.3%)
8歳	1,973 (6.2%)	1,881 (6.0%)
9歳	2,095 (6.6%)	1,657 (5.2%)
10歳	2,300 (7.3%)	1,511 (4.8%)
11歳	2,389 (7.6%)	1,259 (4.0%)
12歳	2,486 (7.9%)	1,154 (3.7%)
13歳	2,466 (7.8%)	1,053 (3.3%)
14歳	2,349 (7.4%)	864 (2.7%)
15歳	2,356 (7.5%)	505 (1.6%)
16歳	1,745 (5.5%)	163 (0.5%)
17歳	1,581 (5.0%)	43 (0.1%)
18歳～	1,256 (4.0%)	9 (0.0%)
総数	31,593 (100%)	31,593 (100%)
平均	10.6歳	5.9歳

（注）総数には期間不詳も含む。

②在籍児童の在籍期間

	在籍児童数
1年未満	5,410 (17.1%)
1年以上-2年未満	4,416 (14.0%)
2年以上-3年未満	3,621 (11.5%)
3年以上-4年未満	3,182 (10.1%)
4年以上-5年未満	2,582 (8.2%)
5年以上-6年未満	2,255 (7.1%)
6年以上-7年未満	2,160 (6.8%)
7年以上-8年未満	1,783 (5.6%)
8年以上-9年未満	1,475 (4.7%)
9年以上-10年未満	1,163 (3.7%)
10年以上-11年未満	959 (3.0%)
11年以上-12年未満	843 (2.7%)
12年以上	1,653 (5.2%)
総数	31,593 (100%)
平均期間	4.6年

（注）総数には期間不詳も含む。

③児童の措置理由

父の死亡	195	(0.6%)
母の死亡	580	(1.8%)
父の行方不明	328	(1.0%)
母の行方不明	1869	(5.9%)
父母の離婚	1304	(4.1%)
父母の不和	252	(0.8%)
父の拘禁	563	(1.8%)
母の拘禁	1048	(3.3%)
父の入院	327	(1.0%)
母の入院	1506	(4.8%)
父の就労	1762	(5.6%)
母の就労	1293	(4.1%)
父の精神疾患等	180	(0.6%)
母の精神疾患等	3197	(10.1%)
父の放任・怠惰	654	(2.1%)
母の放任・怠惰	3707	(11.7%)
父の虐待・酷使	1849	(5.9%)
母の虐待・酷使	2693	(8.5%)
棄　児	166	(0.5%)
養育拒否	1378	(4.4%)
破産等の経済的理由	2390	(7.6%)
児童の問題による監護困難	1047	(3.3%)
その他	2674	(8.5%)
不　詳	631	(2.0%)
総　数	31,593	(100.0%)

児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日現在）

3．虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、**児童虐待防止対策の一層の強化**とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、**社会的養護の量・質ともに拡充が求められている**。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3．8倍に増加。

（件数）

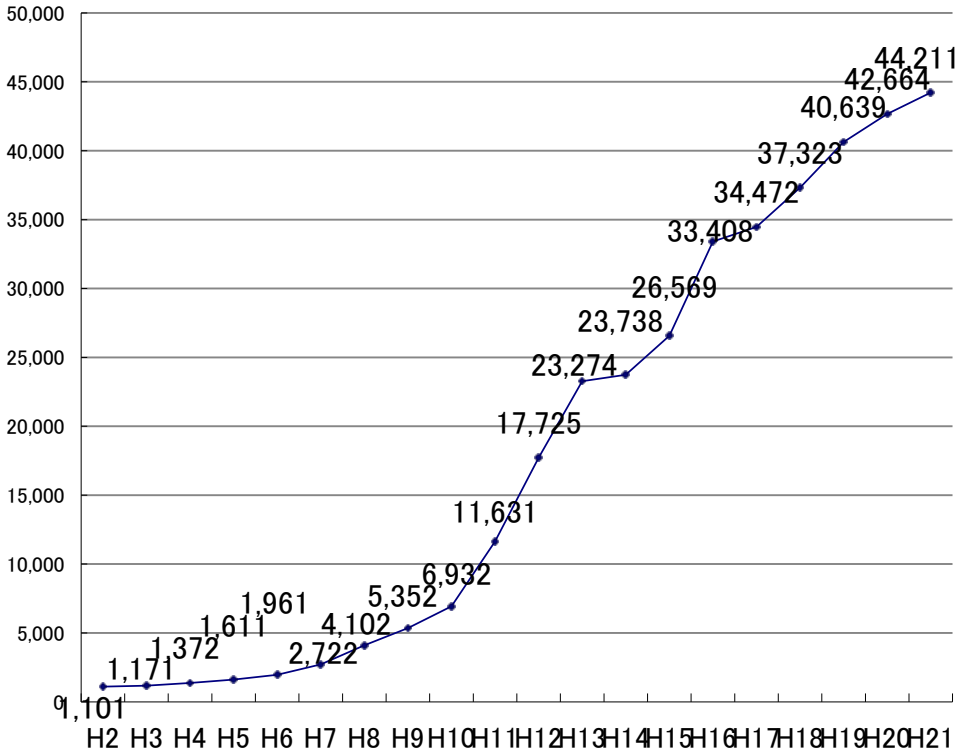

○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。

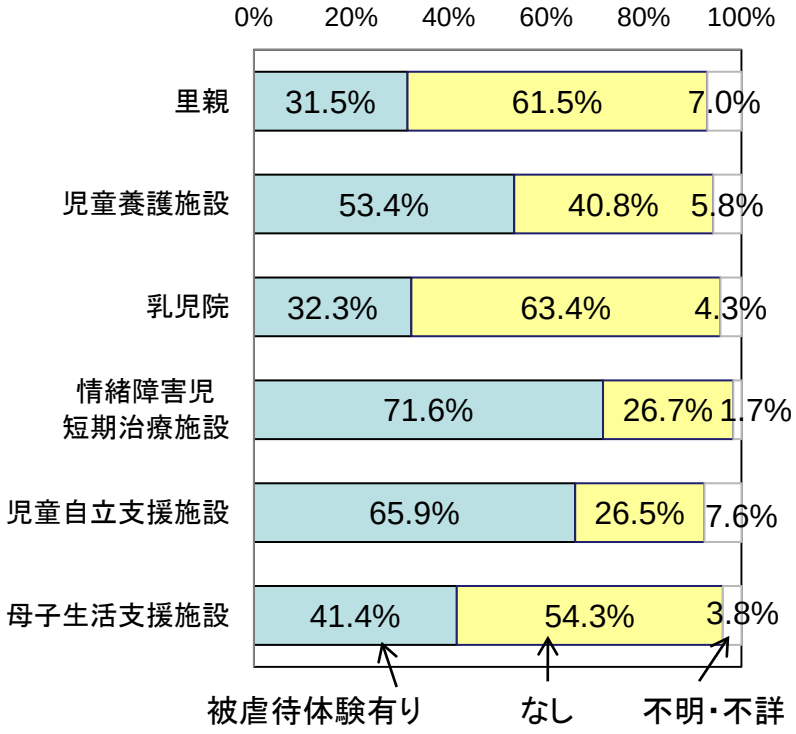

児童養護施設入所児童等調査結果（平成20年2月1日）

平成19年度
社会的養護施設に関する実態調査
（平成20年3月1日現在）

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類（複数回答）

【児童養護施設】N=15,748

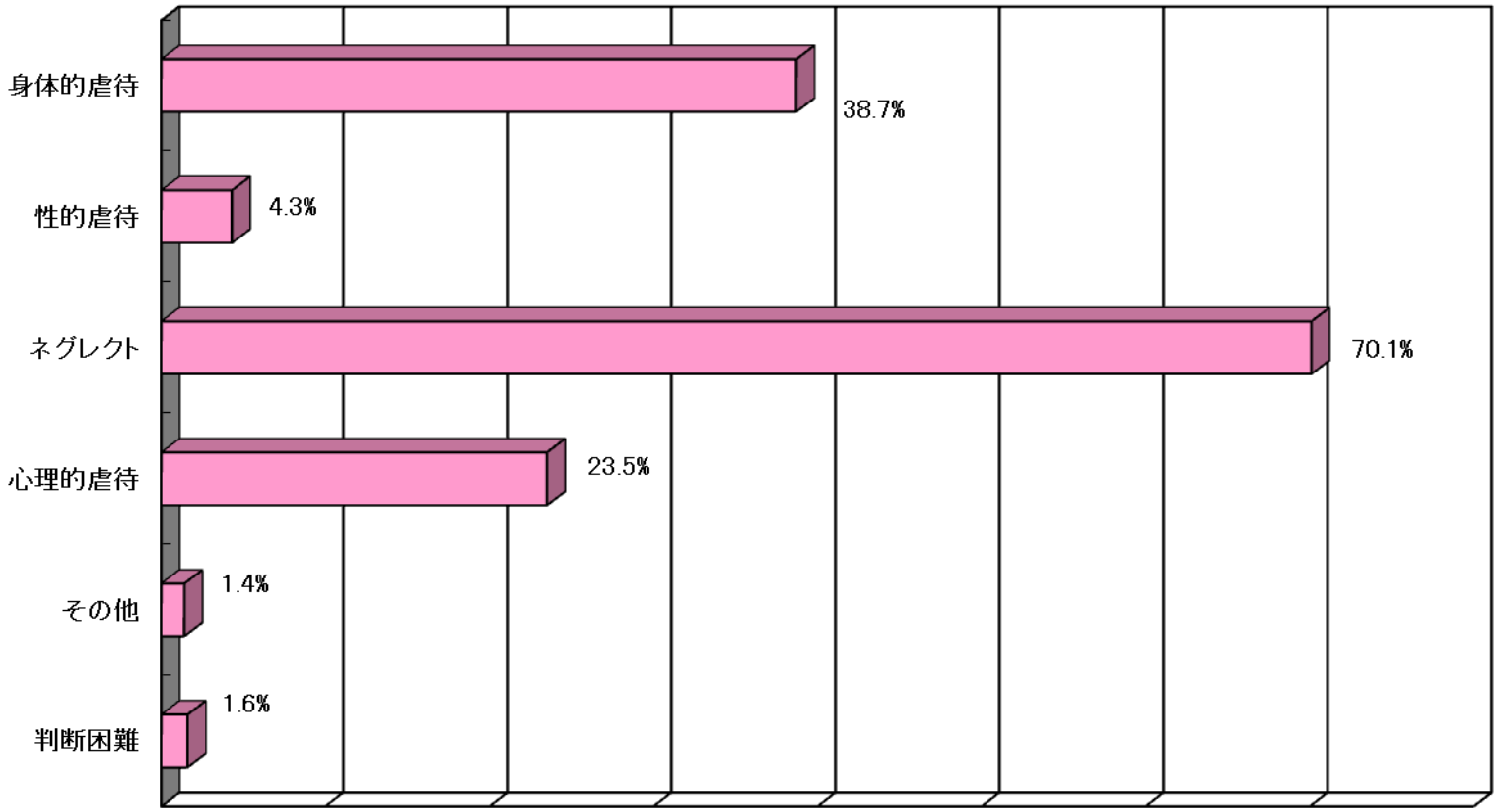

（参考）タイムスタディ調査による子ども１人あたりケア時間の比較

○　児童養護施設でのタイムスタディ調査の結果から、子ども１人あたりケア時間を比較すると、情緒・行動上の問題の多い児童や不適切な養育を受けた児童など、専門的なケアを必要とする児童に対するケア時間は、大幅に長くなっている。

※１人１日あたりに投入されたケア時間は、おおむね３０～４０％長い。

○　この調査は、現行の職員配置基準の制約の下における実態を調べたものであり、十分なケアを行うためには、本来は、更に長いケア時間が必要。

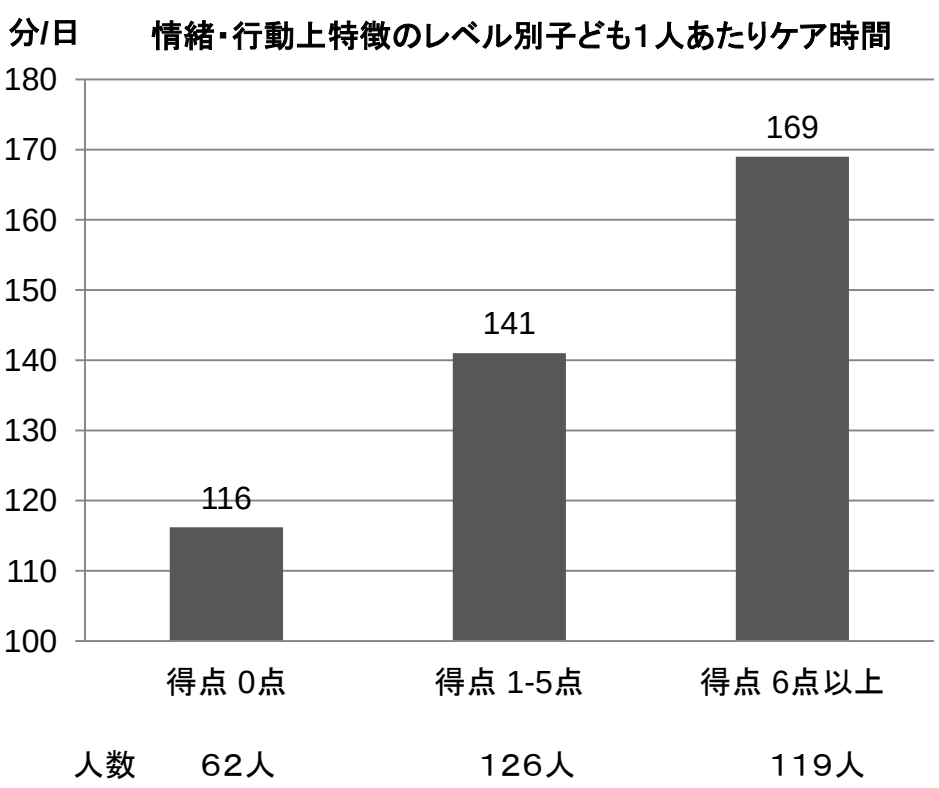

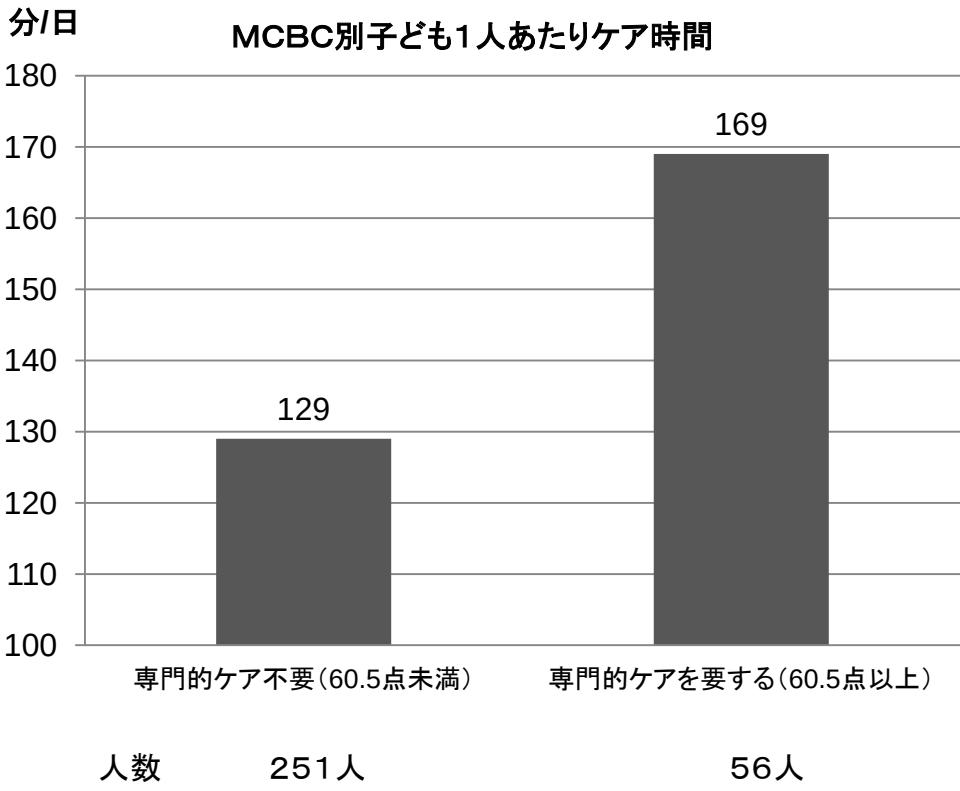

（注）平成２０年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査（タイムスタディ調査）による。

（注）MCBC(Maltreated Child’s Behavior Checklist)は、不適切な養育を受けた子どもの行動チェックリスト

４．障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、**障害等のある児童が増加**しており、児童養護施設においては23．4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別

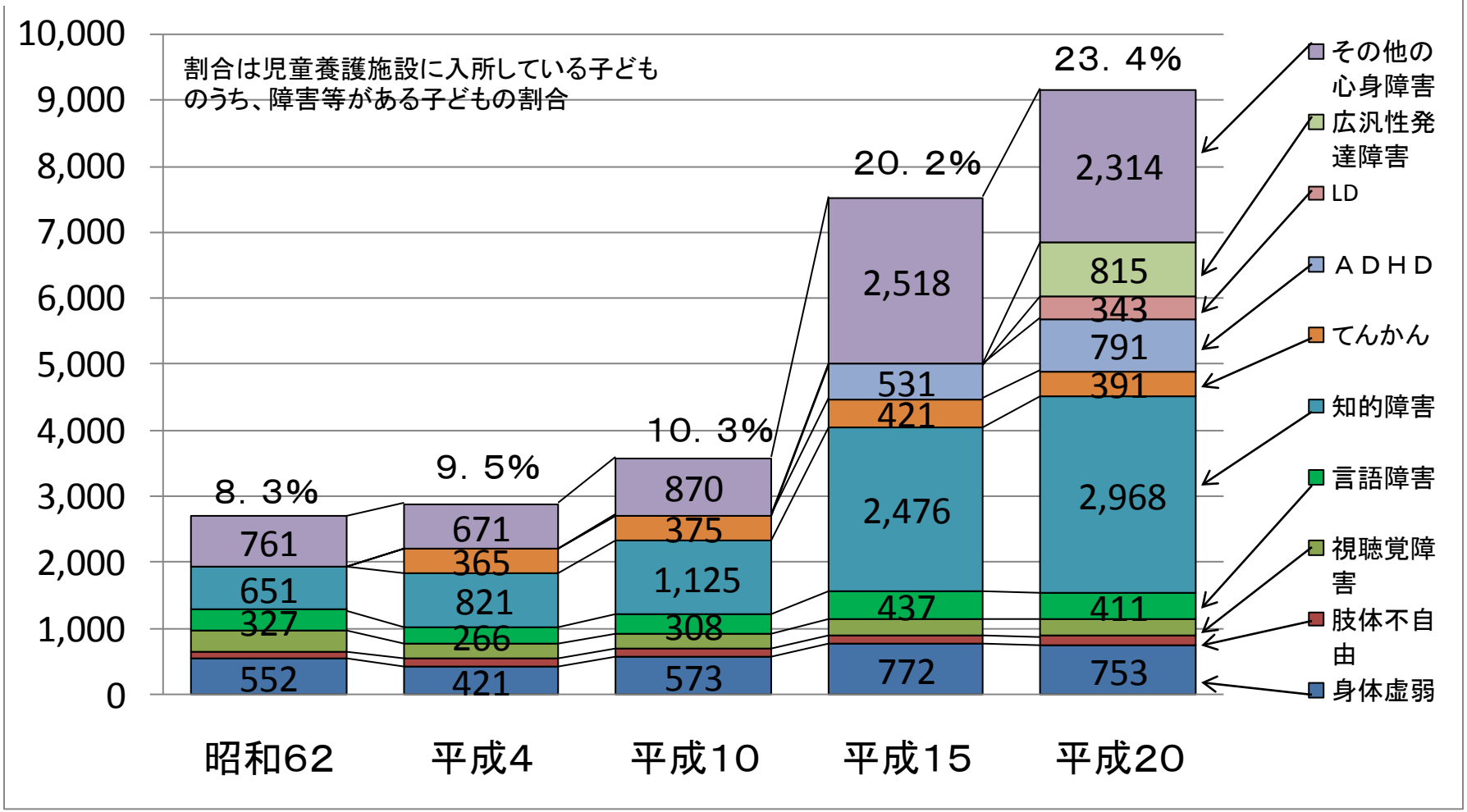

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

5．児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。 また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数（N=489）	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数４８９

※「職員１人当たり児童数」は、週４０時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※「大舎」：1舎当たり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

②定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	7 (1.2%)
～ 30	51 (9.0%)
～ 40	83 (14.6%)
～ 50	128 (22.5%)
～ 60	89 (15.6%)
～ 70	74 (13.0%)
～ 80	50 (8.8%)
～ 90	35 (6.2%)
～ 100	20 (3.5%)
～ 110	13 (2.3%)
～ 120	7 (1.2%)
～ 150	6 (1.1%)
151～	6 (1.1%)
総 数	569 (100%)

社会福祉施設等調査
（平成20年10月1日）

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎（20人以上）
中舎（13～19人）
小舎（12人以下）

1歳～18歳未満（必要な場合0歳～20歳未満）

職員
施設等のほか
就学児童6：1
3歳以上 4：1
3歳未満2：1

575か所
定員34，569人
現員30，594人

小規模グループケア（ユニットケア）

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6～8人
乳児院は4～6人

職員1人＋管理宿直　を加算

21年度458か所
→26年度目標
800か所
（乳児院等を含む）

地域小規模児童養護施設（グループホーム）

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人＋非常勤1人＋管理宿直

21年度190カ所
→26年度目標
300か所

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5～6人

養育者及び補助者合わせて3人

21年度49か所
→26年度目標
140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

児童4人まで

登録里親数　7，180人
［うち養育里親　5，823人
専門里親　548人
養子縁組里親　1，451人
親族里親　342人］

委託里親数　2，837人
委託児童数　3，836人

→26年度目標
養育里親登録8，000世帯
専門里親登録　800世帯

乳児院

乳児（0歳）、必要な場合幼児（小学校就学前）

124カ所
定員3，794人、現員2，968人

里親等委託率
（里親＋ﾌｧﾐ／養護＋乳児＋里親＋ﾌｧﾐ）

22年3月末　10．8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。
小規模ｸﾞﾙｰﾌﾟｹｱ、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

６．進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路 （平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22日5月1日現在の進路）

		進学				就職		その他	
		高校等		専修学校等					
児童養護施設児	2,509人	2,305人	91.9%	64人	2.6%	62人	2.5%	78人	3.1%
里親委託児	209人	197人	94.3%	4人	1.9%	3人	1.4%	5人	2.4%
（参考）全中卒者	1,228千人	1,203千人	98.0%	5千人	0.4%	5千人	0.4%	14千人	1.2%

②高等学校等卒業後の進路 （平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

		進学				就職		その他	
		大学等		専修学校等					
児童養護施設児	1,444人	187人	13.0%	146人	10.1%	969人	67.1%	142人	9.8%
里親委託児	175人	47人	26.9%	34人	19.4%	75人	42.9%	19人	10.9%
（参考）全高卒者	1,069千人	581千人	54.3%	246千人	23.0%	167千人	15.7%	75千人	7.1%

家庭福祉課調べ。 全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査）

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第８２条の２）及び各種学校（第８３条）、並びに職業能力開発促進法第１６条に基づく公共職業訓練施設

（参考1）措置費による教育等の経費

平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めているところ。
また、就職支度費、大学進学等支度費は、毎年度改善（＋2000円）を図ってきている。

		支弁される額　（H23）
幼稚園費　（平成21年度～）		実費
入進学支度費		小学校1年生：39，500円（年額/1人） 中学校1年生：46，100円（年額/1人）
教育費	学用品費等	小学校：2，110円（月額/1人） 中学校：4，180円（月額/1人）
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費（平成21年度～）	実費（中学生を対象）
	部活動費（平成21年度～）	実費（中学生を対象）
特別育成費		公立高校：22，270円（月額/1人） 私立高校：32，970円（月額/1人） 高等学校第1学年入学時（加算）：58，500円（年額/1人）
学校給食費		実費（小学生及び中学生を対象）
見学旅行費		小学校6年生：20，600円（年額/1人） 中学校3年生：55，900円（年額/1人） 高等学校3年生：108，200円（年額/1人）
就職、大学進学等支度費 （近年、逐次改善中）		就職支度費：79，000円（1人一回） 大学進学等自立生活支度費：79，000円（1人一回） 特別基準（両親の死亡等の場合の加算）：137，510円

（参考2）18歳の措置延長制度について

○児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できることとされている。

○実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっている。

児童福祉法　第31条（保護期間の延長等）

2　都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

（注）知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針（平成2．3．5　児発133）

（5）在所期間の延長

ア　児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで（　略　）更に施設入所を継続させることができる。
　特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ　在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1，581人　（平成20年2月1日　児童養護施設入所児童等調査）

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人（平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査）

7．児童養護施設の人員配置と措置費について

児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

措置費の人員配置

- ・施設長1人
- ・医師1人（嘱託）
- ・栄養士　1人（定員41人以上）
- ・調理員等 4人（定員90人以上30人ごとに1人を加算）
- ・事務員　1人
- ・管理宿直専門員（非常勤、1人）

＋

- ・児童指導員、保育士

乳児	1．7：1
1，2歳児	2：1
年少児（3歳～）	4：1
少年（就学～）	6：1

＋

- ・看護師加算　1人
- ・心理療法担当職員加算　1人
- ・家庭支援専門相談員加算　1人
- ・被虐待児個別対応職員加算　1人
- ・小規模施設加算　1人（定員45人以下）
- ・小規模グループケア加算　1カ所1人

措置費

（例）定員45人の場合

事務費

- ・一般保護単価　125,920円
- ・小規模施設加算　9,050円
- ・心理、看護、個別対応職員、家庭支援専門員、基幹的職員加算を行った場合　35,550円
- ・民間施設給与等改善費　3%～18%加算

＋

事業費

- ・一般生活費　47,430円
- ・その他（各種の教育費、支度費、医療費等）　予算額1人平均　11,500円

⇨

児童1人月額　約24万5千円

このほか、
小規模グループケアを
行う場合は加算あり

（参考）児童入所施設等措置費予算の改善経緯

	予算額 （対前年度増加額）	主な改善事項
平成18年度	72,501百万円 （1,240百万円増）	・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進（527か所→549か所） ・就職支度費等の改善（@67,000円→69,000円） ・里親手当の改善（@32,000円→33,000円）
平成19年度	75,255百万円 （2,754百万円増）	・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進（549か所→580か所） ・地域小規模児童養護施設の拡充（100か所→200か所） ・就職支度費等の改善（@69,000円→71,000円） ・里親手当の改善（@33,000円→34,000円）
平成20年度	77,538百万円 （2,283百万円増）	・児童養護施設の看護師の常勤配置（53か所） ・小規模グループケアの推進（580か所→613か所） ・就職支度費等の改善（@71,000円→73,000円） ・里親手当の改善（@34,000円→72,000円（21年1月～）） ・専門里親手当の改善（@90,200円→123,000円（21年1月～））
平成21年度	79,748百万円 （2,210百万円増）	・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置（53か所） ・小規模グループケアの推進（613か所→645か所） ・就職支度費等の改善（@73,000円→75,000円） ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設
平成22年度	81,272百万円 （1,524百万円増）	・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進（645か所→703か所） ・就職支度費等の改善（@75,000円→77,000円）
平成23年度	83,473百万円 （2,202百万円増）	・小規模グループケアの推進（703か所→713か所） ・地域小規模児童養護施設の拡充（200か所→210か所） ・就職支度費等の改善（@77,000円→79,000円） ・児童養護施設における定員規模の見直し（62人→58人）

８．職員配置基準と居室面積基準等の改正経緯

（１）職員配置基準の改正経緯

①最低基準における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S23～S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院（10人以上）		（看護師）3:1	2.5:1					2:1					1．7:1		
児童養護施設	3歳未満	10:1	9:1		8:1			3:1			3:1		2:1		
	3歳以上							6:1			5:1		4:1		
	少年							8:1			7:1		6:1		
情緒障害児短期治療施設		10:1	9:1										5:1		
児童自立支援施設		8:1	7:1		6:1										5:1

②予算上の措置における直接処遇職員の定数改定の経緯

		S37	S39	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S51	S54	S55	S62
乳児院（10人以上）		（看護師）2．5:1						2:1				1．7:1			
児童養護施設	3歳未満	5:1						3:1				2:1			
	3歳以上	10:1	9:1	8:1		7:1	6:1		5．5:1	5:1		4:1			
	少年					8:1			7．5:1	7:1		6:1			
情緒障害児短期治療施設		10:1	9:1						8:1	7:1	6:1	5:1			
児童自立支援施設		8:1	7:1		6:1									5:1	

（２）最低基準における居室面積（１人当たり）の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成10年	平成23年 （今回改正）
乳児院	１．65㎡以上			２．47㎡以上
児童養護施設	２．47㎡以上		３．3㎡以上	４．95㎡以上 （乳幼児のみの居室は3．3㎡以上）
情緒障害児短期治療施設		２．47㎡以上	３．3㎡以上	４．95㎡以上
児童自立支援施設	２．47㎡以上		３．3㎡以上	４．95㎡以上
母子生活支援施設	１人あたり ２．47㎡以上		１人あたり ３．3㎡以上	１室あたり 30㎡以上

（参考）

・平成10年度における居室面積の引上げは、大人の入所施設である養護老人ホーム、身体障害者更生施設の最低基準において、３．３㎡／人以上とされていたこととの並びをとって行ったもの。（その後、養護老人ホームは10．65㎡／人以上、障害者支援施設は9．9㎡／人以上に引き上げられている）

（３）最低基準における居室定員の上限の改正経緯

	昭和23年	昭和36年	平成23年 （今回改正）
児童養護施設	15人以下		４人以下 （乳幼児のみの居室は6人以下）
情緒障害児短期治療施設		５人以下	４人以下
児童自立支援施設	15人以下		４人以下

（４）居室面積（１人当たり）の分布

	今回改正前基準	今回改正後基準	１人当たりの寝室・居室面積の分布 ※( )内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布						
			～2.5㎡	2.5～3.3㎡	3.3～4.95㎡	4.95～6.6㎡	6.6～8.25㎡	8.25～9.9㎡	9.9㎡～
乳児院	1.65㎡	2.47㎡	26% （14%）	14% （10%）	31% （43%）	19% （24%）	6% （5%）	2% （0%）	2% （5%）
児童養護施設	3.3㎡	4.95㎡	29% （13%）			31% （26%）	19% （36%）	11% （12%）	11% （14%）
0～6歳の居室	3.3㎡	3.3㎡	（47%）			（38%）	（10%）	（3%）	（2%）
0～6歳と7歳以上混合	3.3㎡	4.95㎡	（47%）			（37%）	（11%）	（3%）	（3%）
7歳以上の居室	3.3㎡	4.95㎡	（10%）			（25%）	（37%）	（13%）	（15%）
情緒障害児短期治療施設	3.3㎡	4.95㎡	8% （0%）			36% （45%）	26% （13%）	7% （1%）	24% （41%）
児童自立支援施設	3.3㎡	4.95㎡	28% （5%）			47% （74%）	16% （9%）	5% （7%）	4% （6%）
母子生活支援施設	3.3㎡/／1人当たり	30㎡／1室当たり	母子生活支援施設は1室当たりの面積の分布						
			～30㎡		30～35㎡		35～40㎡		40㎡～
			58% （11%）		20% （30%）		11% （26%）		10% （34%）

（資料）平成20年度施設設備実態調査

（５）居室定員の分布

	今回改正前基準	今回改正後基準	寝室・居室定員の分布 ※( )内は建築年度が平成16年度以降の室についての分布										
			～2人	3～4人	5～6人	7～8人	9～10人	11～12人	13～14人	15～16人	17～18人	19～20人	21人～
乳児院	－	－	4%（5%）	7%（14%）	17%（10%）	13%（0%）	21%（33%）	9%（14%）	4%（5%）	10%（5%）	3%（5%）	6%（0%）	6%（10%）
			1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上		
児童養護施設	15人以下	4人以下	23%（39%）	32%（39%）	13%（6%）	18%（12%）	5%（1%）	5%（2%）	1%（0%）	2%（0%）	2%（1%）		
0～6歳の居室	15人以下	6人以下	（2%）	（18%）	（10%）	（23%）	（13%）	（15%）	（2%）	（5%）	（12%）		
0～6歳と7歳以上混合	15人以下	4人以下	（0%）	（24%）	（8%）	（61%）	（0%）	（5%）	（0%）	（0%）	（3%）		
7歳以上の居室	15人以下	4人以下	（41%）	（40%）	（6%）	（10%）	（0%）	（1%）	（0%）	（0%）	（0%）		
情緒障害児短期治療施設	5人以下	4人以下	29%（41%）	31%（31%）	13%（13%）	26%（15%）	1%（0%）						
児童自立支援施設	15人以下	4人以下	3%（13%）	31%（54%）	18%（6%）	30%（25%）	3%（0%）	0%（0%）	0%（0%）	1%（2%）	14%（0%）		
母子生活支援施設	－	－	－	9%（19%）	31%（38%）	29%（21%）	22%（20%）	5%（3%）	4%（0%）	0%（0%）	0%（0%）		

（資料）平成20年度施設設備実態調査

９．里親制度の概要

○里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
・平成20年の児童福祉法改正で、「**養育里親**」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
・平成21年度から、養育里親・専門里親の**里親手当を倍額**に引き上げ
・養育里親と専門里親について、**里親研修**を充実

種類	養育里親	専門里親	養子縁組を希望する里親	親族里親
対象児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次に揚げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童）	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

里親に支給される手当等

- 里親手当（月額）　養育里親　72，000円（2人目以降36,000円加算）／専門里親　123，000円（2人目以降87,000円加算）
  ※平成21年度に引上げ（それ以前は、児童1人当たり、養育里親34,000円、専門里親90,200円）
- 一般生活費　乳児　54，980円、 乳児以外47，680円（食費、被服費等。1人月額）
- その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費等）

（参考１）里親委託の状況

		登録里親数	委託里親数	委託児童数
		7,180人	2,837人	3,836人
区分（里親は重複登録有り）	養　育　里　親	5,823人	2,296人	3,028人
	専　門　里　親	548人	133人	140人
	養子希望里親	1,451人	178人	159人
	親　族　里　親	342人	341人	509人

資料：福祉行政報告例（平成21年度末現在）

（参考２）養育里親の研修と認定の流れ

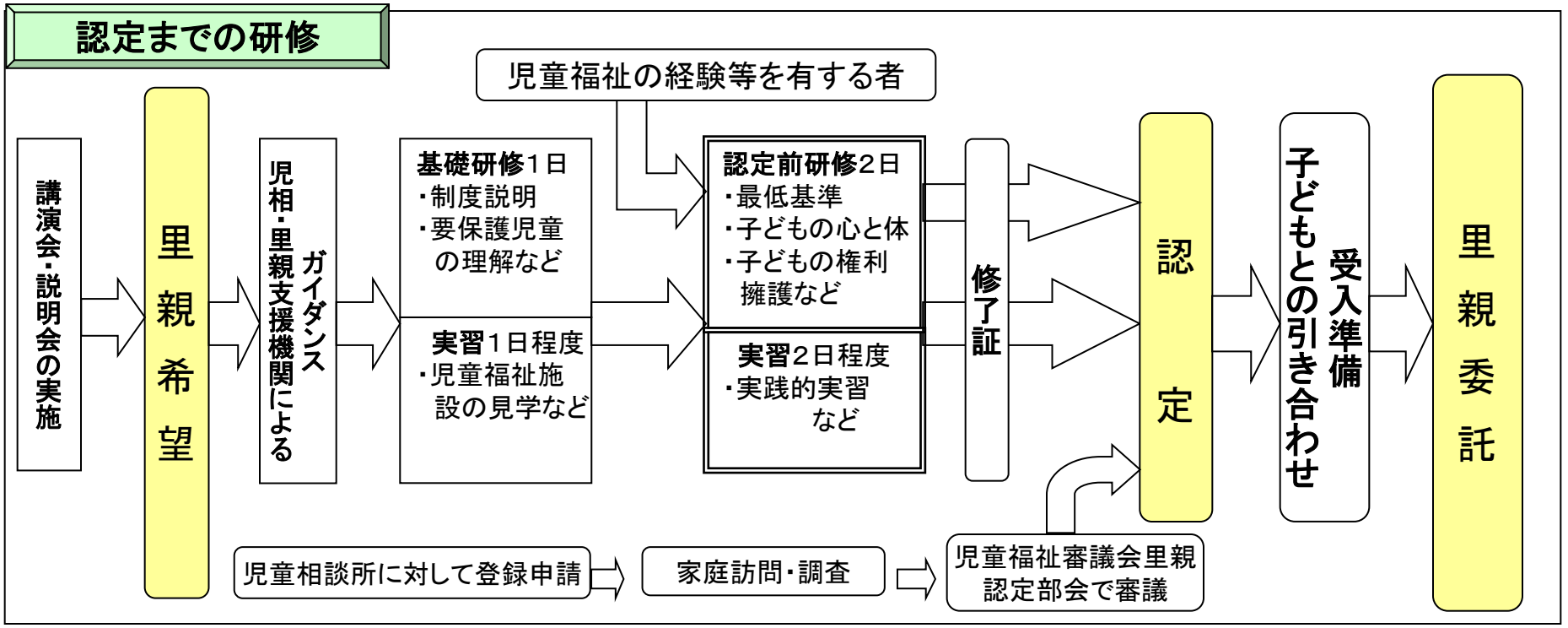

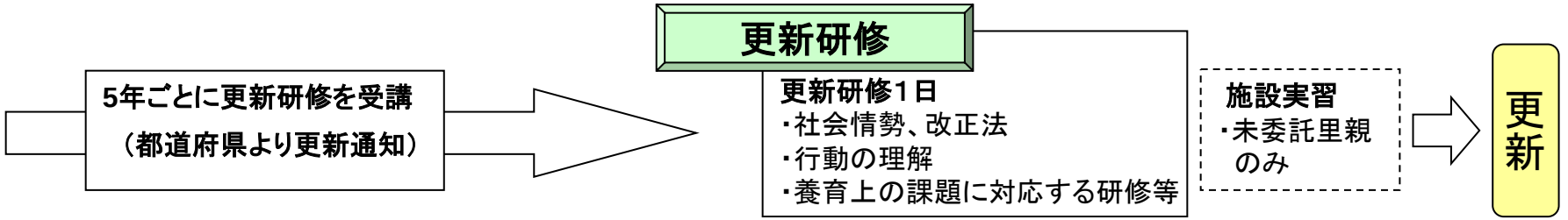

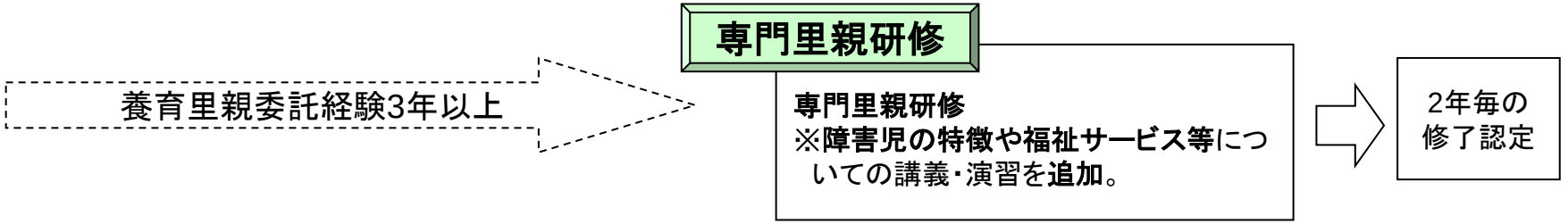

（参考３）里親研修カリキュラム(例)　　・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目　　的	期　間	内　　容
(1)基礎研修 ・養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	１日 ＋ 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	２日 ＋ 実習２日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（ﾏｯﾁﾝｸﾞ、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・登録または更新後5年目の養育里親 ・登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	１日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習（１日）が必要	①社会情勢、改正法など（ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正） ②児童の発達と心理・行動上の理解など（ex子どもの心理や行動についての理解） ③養育上の課題に対応する研修（ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点） ④意見交換（ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換）

１０．里親委託率について
(1)里親委託率の状況

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親委託率は、平成１４年の７．４%から、平成２２年３月末には**１０．８%**に上昇

○子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成２６年度までに**１６%**に引き上げる目標

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在数）

年度	児童養護施設		乳児院		里親等		合計	
	入所児童数（人）	割合（%）	入所児童数（人）	割合（%）	委託児童数（人）	割合（%）	児童数（人）	割合（%）
平成１４年度末	28,988	84.8	2,689	7.9	2,517	7.4	34,194	100
平成１５年度末	29,144	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,701	100
平成１６年度末	29,828	83.3	2,942	8.2	3,022	8.4	35,792	100
平成１７年度末	29,850	82.6	3,008	8.3	3,293	9.1	36,151	100
平成１８年度末	29,889	82.3	3,013	8.3	3,424	9.4	36,326	100
平成１９年度末	30,176	82.0	2,996	8.1	3,633	9.9	36,805	100
平成２０年度末	30,451	81.6	2,995	8.0	3,870	10.4	37,316	100
平成２１年度末	30,594	81.3	2,968	7.9	4,055	10.8	37,617	100

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。ファミリーホームは、平成21年度末で49か所、委託児童219人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

（参考）諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が９：１となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（2000年前後の状況）

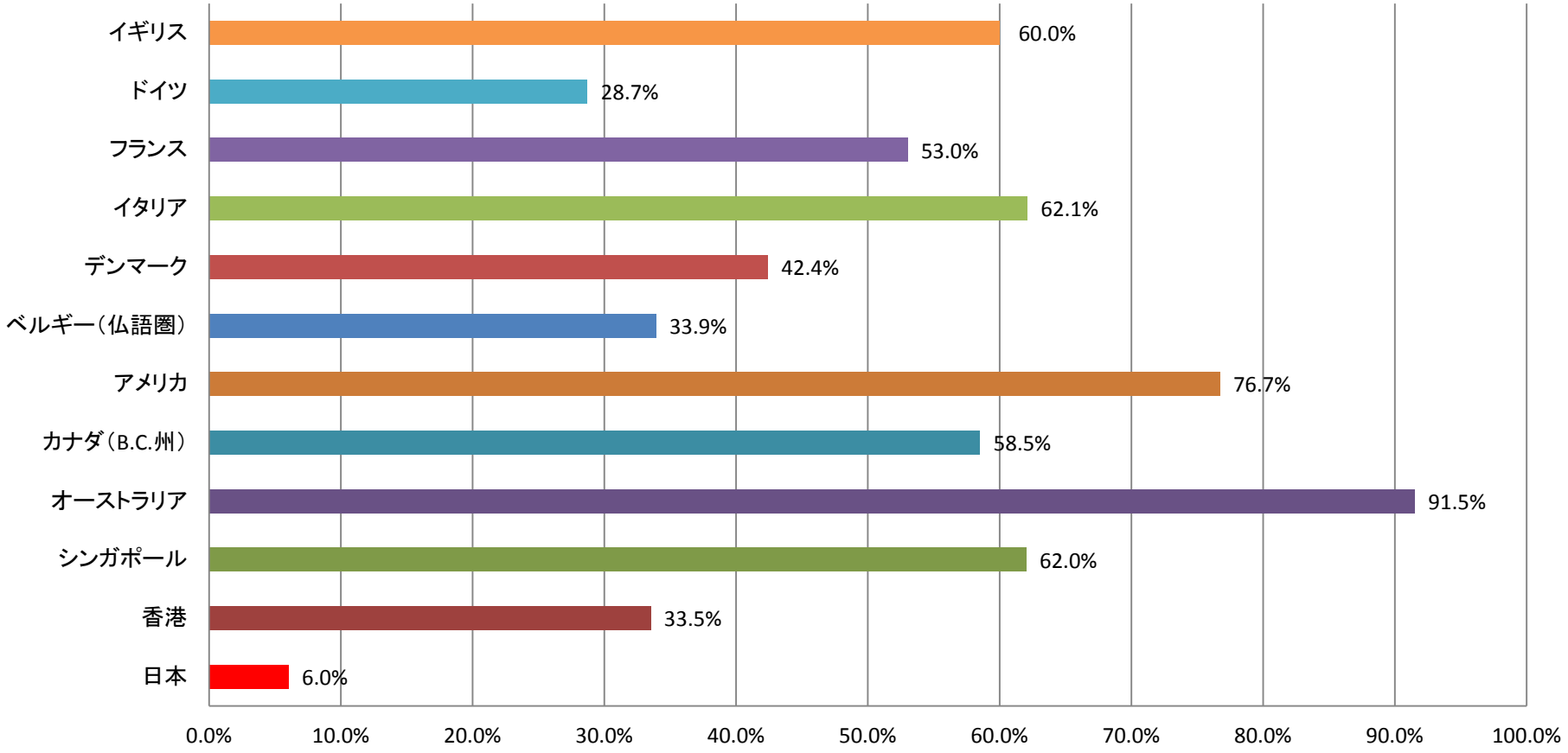

※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者　湯沢雍彦（平成13、14年厚生労働科学研究 ）

※　日本の里親等委託率は、平成21年度は10．8%

※　里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。（例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等）

（2）都道府県別の里親等委託率の差

①都道府県別里親等委託率（平成22年3月末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
全国：　10．8%
最小：　 4．6%　（愛媛県）
最大：　32．5%　（新潟県）

※　里親等委託率（%）　＝　里親・ファミリーホーム委託児童数 ／ 乳児院入所児＋児童養護施設入所児＋里親・ファミリーホーム委託児

（資料：平成21年度福祉行政報告例）

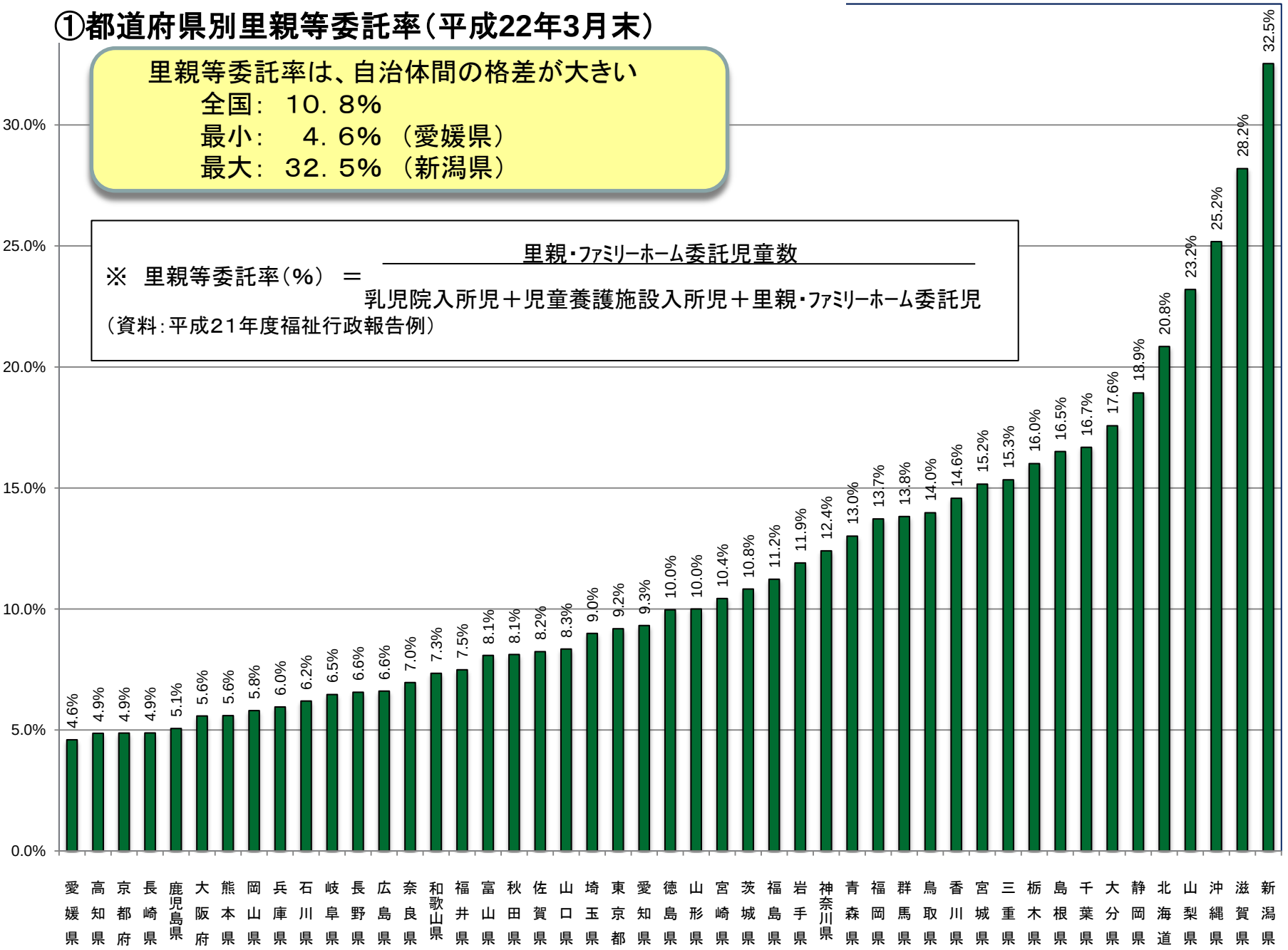

②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合

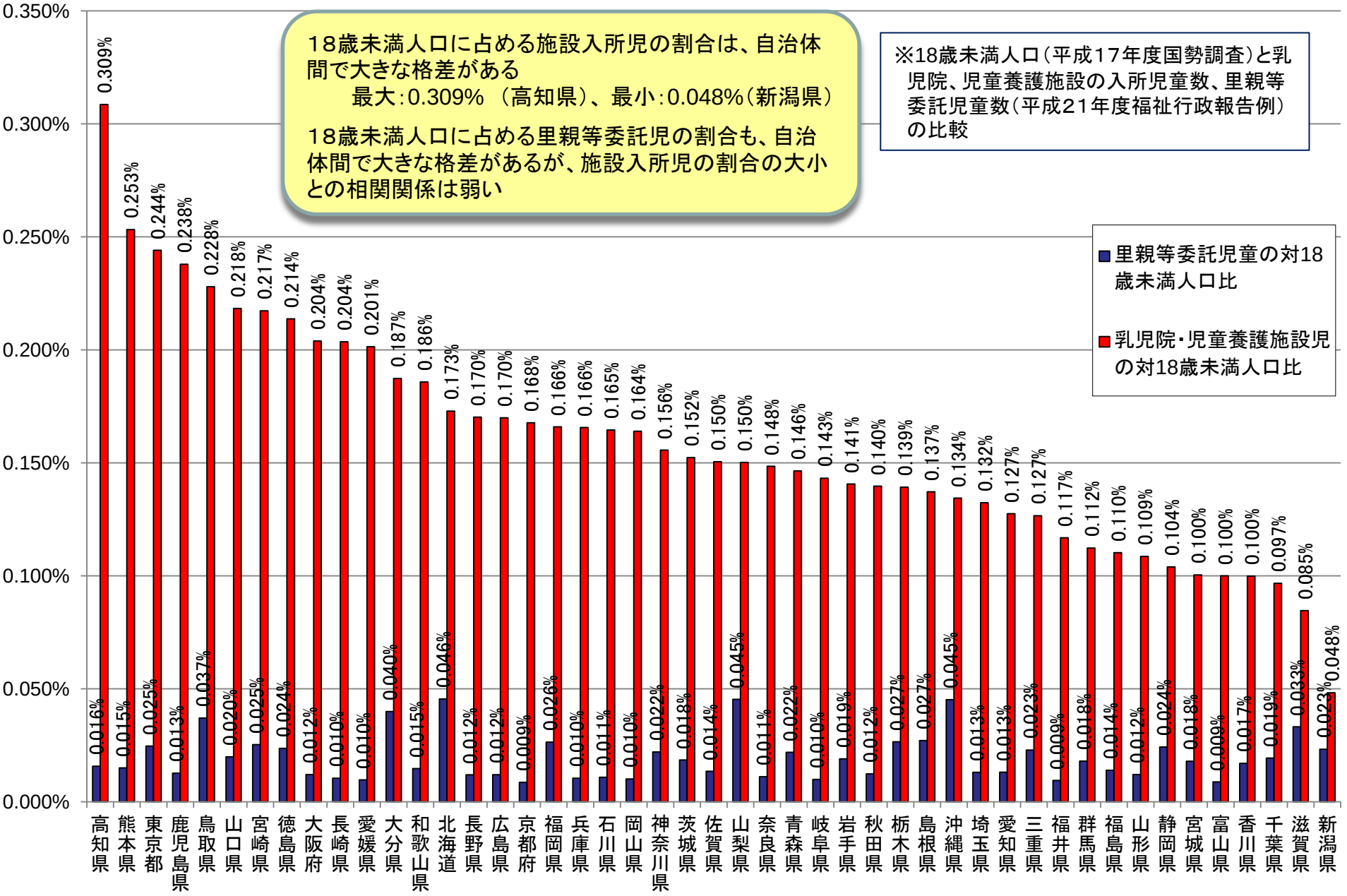

（参考）都道府県市別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

（資料）福祉行政報告例（平成22年3月末現在数）

		里親		児童養護施設		乳児院		計
		数（人）①	率 ②（①/⑦）	数（人）③	率 ④（③/⑦）	数（人）⑤	率 ⑥（⑤/⑦）	⑦（①+③+⑤）
1	北海道	383	20.8%	1,487	76.5%	51	2.6%	1,944
2	青森県	54	13.0%	336	80.6%	25	6.0%	417
3	岩手県	45	11.9%	299	78.5%	34	8.9%	381
4	宮城県	61	15.2%	343	71.6%	60	12.5%	479
5	秋田県	22	8.1%	225	81.5%	24	8.7%	276
6	山形県	15	10.0%	213	83.2%	12	4.7%	256
7	福島県	53	11.2%	403	84.1%	16	3.3%	479
8	茨城県	96	10.8%	720	80.4%	71	7.9%	895
9	栃木県	93	16.0%	414	70.2%	74	12.5%	590
10	群馬県	49	13.8%	365	77.2%	34	7.2%	473
11	埼玉県	156	9.0%	1,408	80.6%	171	9.8%	1,746
12	千葉県	178	16.7%	877	75.4%	82	7.1%	1,163
13	東京都	377	9.2%	3,753	81.3%	429	9.3%	4,618
14	神奈川県	229	12.4%	1,557	78.6%	166	8.4%	1,981
15	新潟県	92	32.5%	169	55.0%	28	9.1%	307
16	富山県	16	8.1%	168	78.5%	14	6.5%	214
17	石川県	22	6.2%	307	82.5%	26	7.0%	372
18	福井県	14	7.5%	156	76.1%	17	8.3%	205
19	山梨県	71	23.2%	210	64.6%	25	7.7%	325
20	長野県	46	6.6%	602	83.5%	53	7.4%	721
21	岐阜県	37	6.5%	502	84.7%	33	5.6%	593
22	静岡県	148	18.9%	618	71.7%	63	7.3%	862
23	愛知県	168	9.3%	1,478	80.9%	157	8.6%	1,826
24	三重県	75	15.3%	383	74.7%	31	6.0%	513
25	滋賀県	86	28.2%	183	55.5%	36	10.9%	284
26	京都府	36	4.9%	627	82.0%	76	9.9%	731
27	大阪府	175	5.6%	2,655	83.9%	307	9.7%	3,102
28	兵庫県	101	6.0%	1,443	83.7%	153	8.9%	1,610
29	奈良県	27	7.0%	326	78.2%	35	8.4%	423
30	和歌山県	26	7.3%	304	79.2%	24	6.3%	372
31	鳥取県	39	14.0%	207	66.8%	33	10.6%	280
32	島根県	34	16.5%	145	60.9%	27	11.3%	199
33	岡山県	34	5.8%	516	83.4%	36	5.8%	605
34	広島県	59	6.6%	798	86.1%	36	3.9%	796
35	山口県	48	8.3%	493	80.8%	34	5.6%	526
36	徳島県	31	10.0%	259	74.6%	21	6.1%	323
37	香川県	29	14.6%	149	63.1%	21	8.9%	184
38	愛媛県	24	4.6%	457	81.6%	41	7.3%	543
39	高知県	20	4.9%	361	80.2%	30	6.7%	411
40	福岡県	226	13.7%	1,275	75.6%	146	8.7%	1,738
41	佐賀県	22	8.2%	228	74.0%	17	5.5%	269
42	長崎県	28	4.9%	508	82.5%	38	6.2%	584
43	熊本県	49	5.6%	769	83.7%	58	6.3%	877
44	大分県	81	17.6%	366	72.5%	14	2.8%	462
45	宮崎県	53	10.4%	430	77.8%	25	4.5%	515
46	鹿児島県	40	5.1%	707	84.6%	43	5.1%	775
47	沖縄県	140	25.2%	395	65.5%	21	3.5%	528
	全　国	4,055	10.8%	30,594	81.3%	2,968	7.9%	3,7316

（３）里親等委託率の最近５年間の増加幅の大きい自治体

○最近5年間で、福岡市が6．9%から20．9%へ増加するなど、里親委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。

○これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

		増加幅 （16→21比較）	里親等委託率	
			平成１６年度末	平成２１年度末
1	福岡市	14.0 増加	6.9%	20.9%
2	大分県	10.2 増加	7.4%	17.6%
3	宮城県	9.1 増加	8.0%	17.0%
4	静岡県	8.3 増加	10.6%	18.9% ※静岡市、浜松市分を含む
5	栃木県	8.1 増加	7.9%	16.0%
6	香川県	8.1 増加	6.5%	14.6%
7	滋賀県	7.9 増加	20.3%	28.2%
8	福岡県	7.4 増加	4.0%	11.5%
9	佐賀県	7.0 増加	1.2%	8.2%
10	新潟県	6.1 増加	26.4%	32.5% ※新潟市分を含む

（4）里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。

・里親の希望する条件（性別、年齢、養子縁組可能性等）と合わない。

・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親が限られる。里親の養育技術向上。

・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。　等

○ 実親の同意の問題

・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。（施設なら同意するが、里親の場合に同意しない）等

○ 児童の問題の複雑化

・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えてきている　等

○ 実施体制、実施方針の問題

・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関われていない。

・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。

・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要

・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題　等

里親委託を推進する取り組み例

○広報・啓発

・区町村や里親会等との連携・協力

・里親子による体験発表会（里親の実情を知ってもらう）

・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業　等

○実親の理解

・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める

・養育里親についての里親の意識

・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託　等

○里親の支援

・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める

・里親の孤立化を防止、訪問支援

・里親研修、養育技術の向上

・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる　等

○実施体制、実施方針

・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実

・里親会の強化

・里親担当職員の増員等

・里親委託のガイドラインの策定

・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める

・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし　等

（各都道府県市へのアンケート結果より）

１１．里親委託の推進と里親支援機関

○里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。

○里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。

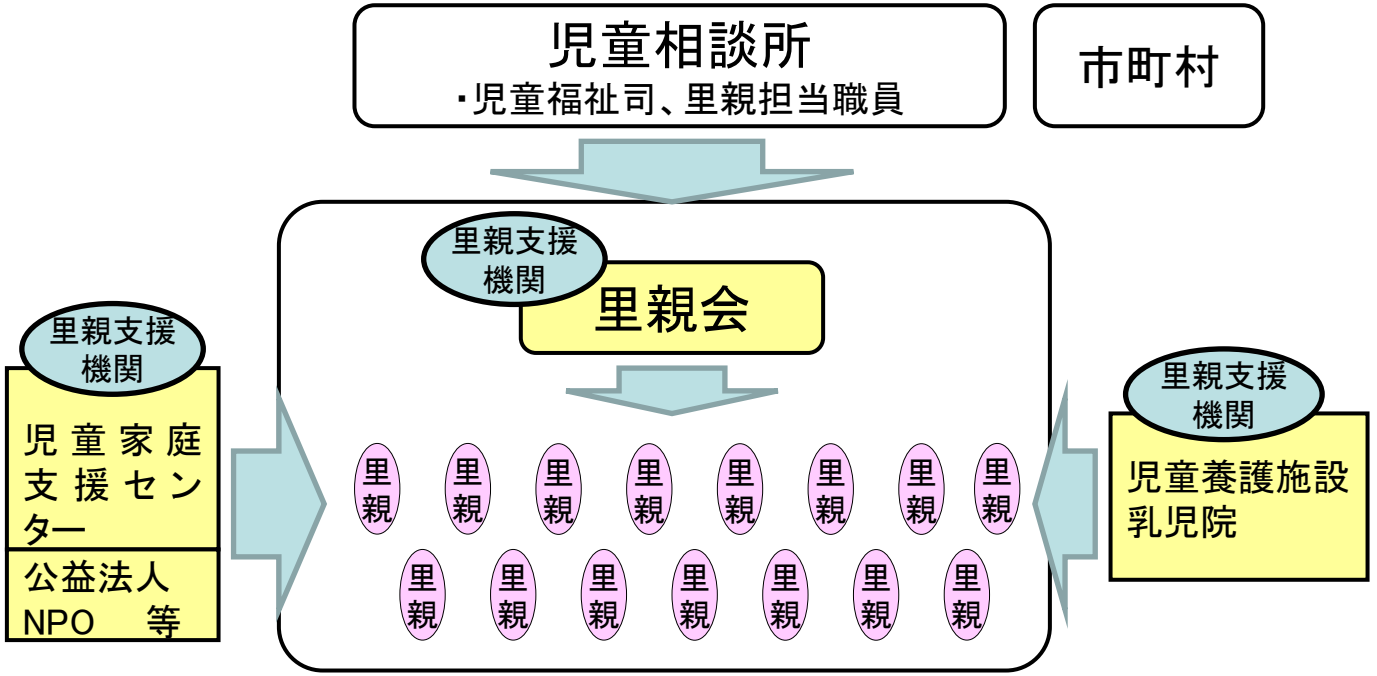

里親支援機関事業		
実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親制度普及促進事業	普及啓発
		養育里親研修
		専門里親研修
	里親委託推進・支援等事業	里親委託支援等
		里親家庭への訪問支援
		里親による相互交流

（参考１）里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

補助基準額：１都道府県市当たり 3,993千円

①普及促進
- 里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する

②養育里親研修
- 養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する

③専門里親研修
- 被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

補助基準額：１か所当たり 7,492千円

①里親委託支援等
- 児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進

②訪問支援
- 里親家庭に訪問し、児童の状態把握・指導等を行う

③相互交流
- 里親希望者等が集い、相互交流により養育技術の向上を図る

実施主体

・都道府県・指定都市・児相設置市

・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成２０年法律第８５号）の施行により、
- 都道府県が行わなければならない業務として、児童福祉法第１１条第１項第２号へに、「里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと」が規定され、
- 同条第４項及び児童福祉法施行規則第１条の３８で、当該業務に係る事務の全部又は一部を、都道府県知事が当該業務を適切に行うことができる者と認めた者に委託することができることとされ、
- 児童福祉法第11条第5項に、委託を受けた者の守秘義務が規定された。同法61条の3に違反した者への罰則も規定された。

（参考２）里親支援機関事業の実施状況（平成２３年度）

事業種別			直営	委託	里親会	児童家庭支援センター	乳児院	児童養護施設	（社福）母子愛育会	公益法人NPO法人等
里親支援機関事業 69自治体 （全都道府県・指定都市・児童相談所設置市）	里親制度普及促進事業 68自治体	普及啓発	42	27	12	5	1	2	0	7
		養育里親研修	51	29	9	4	4	6	0	6
		専門里親研修	12	71	3	1	1	3	59	4
	里親委託推進・支援等事業 60自治体	里親委託支援等	50	13	5	2	1	2	0	3
		訪問支援	47	15	1	5	3	2	0	4
		相互交流	31	37	23	5	1	2	0	6
実施自治体・受託機関数			62	154	30	9	12	33	59	11

家庭福祉課調べ（平成23年4月）

（参考３）里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関（都道府県からの委託）

●里親の掘り起こし事業
- ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
- ・講演会、説明会等の開催

● 里親への研修
- **・登録前研修の実施（更新研修等も実施）**

※ 都道府県に1カ所

●里親候補者の週末里親等の活用
- ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
- ・里親体験の実施

●里親委託の推進
- ・里親の意向調査
- ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

●里親家庭への訪問指導・養育相談

●里親サロン（里親同士の連携）

●レスパイト・ケアの調整
- ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体：都道府県・指定都市(児相設置市含む)
（児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能）

里親登録申請

↓

里親の認定・登録

↓

里親委託

↓

里親の支援、指導等

↓

委託解除

都道府県・児童相談所業務

○認定、登録に関する事務
- ・里親認定の決定、通知
- ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

○委託に関する事務
- ・里親委託の対象となる子どもの特定
- ・子どものアセスメント
- ・措置決定会議において里親委託の決定
- ・担当児童福祉司の決定
- ・自立支援計画の策定

○里親指導等
- ・自立支援計画の実行（指導）
- ・モニタリング

○その他
- ・都道府県間の連絡調整
- ・実親（保護者）との関係調整等

○里親委託の解除
- ・委託解除の決定

12. 市町村における要保護児童対策

○平成１６年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。
- ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
- ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
- ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ

○平成１７年４月に、「市町村児童家庭相談援助指針」等の策定

○平成２０年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。

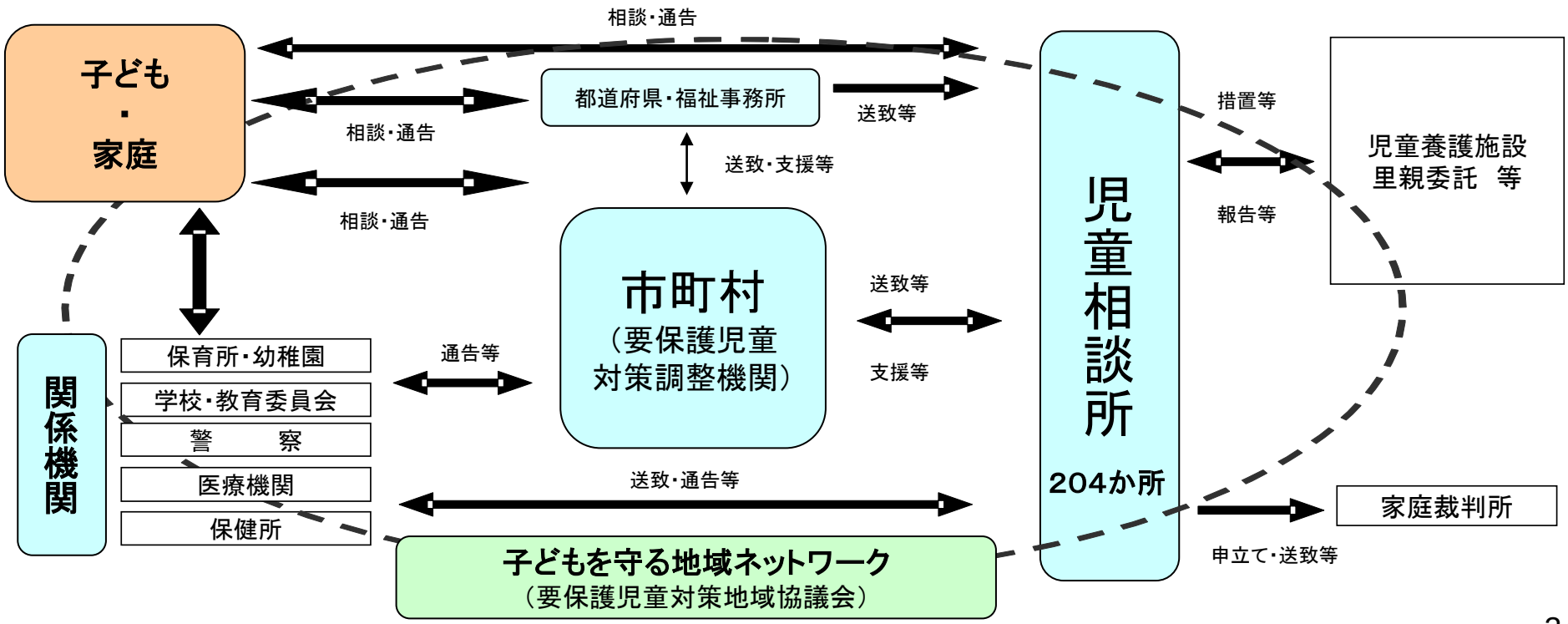

発生予防と早期発見・早期対応のための連携

※乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業は、平成21年4月より法定化・努力義務化

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
【平成22年度実施率：89．2%】

訪問内容
- 子育て支援の情報提供
- 母親の不安や悩みに耳を傾ける
- 養育環境の把握

訪問者

保健師・助産師・看護師、保育士、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、人材発掘・研修を行い、幅広く登用

ケース対応会議

連携

母子保健法に基づく訪問事業

ケース対応会議

特に必要なケース

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）
【平成22年度設置率：98．7%】

調整機関（養育支援訪問事業中核機関）

進行管理

特に必要なケース

進行管理

連絡調整

養育支援訪問事業
【平成22年度実施率：59．5%】

訪問内容

保護者の育児、家事等養育能力を向上させるための支援

訪問者

保健師・助産師・看護師・保育士等

その他の支援

（児童相談所による対応等）

13. 社会的養護の充実のためのこれまでの取組み

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し
- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合（平成9年改正）
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の創設（平成9年改正）
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化（平成16年改正）
  - ・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
  - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け（平成16年改正）

②地域化、小規模化の推進
- ・児童家庭支援センターの創設（平成9年改正）
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設（H14）
- ・地域小規模児童養護施設（H12）、小規模グループケア（H16）

③措置費による加算職員の配置
- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実
- ・施設整備費の基準面積の引上げ（居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12）
- ・最低基準の居室面積の引上げ（2.47㎡→3.3㎡、H10）

⑤行政体制
- ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化）、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)

平成20年児福法改正時からの主な取組

○里親制度等の推進
- ・里親制度の改正（養育里親制度、里親支援機関の創設等）
- ・里親手当の倍額への引上げ
- ・ファミリーホーム創設

○アフターケア事業の充実
- ・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
- ・地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施（平成20年度～）→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業

○施設の質の向上
- ・基幹的職員（スーパーバイザー）の養成・配置
- ・被措置児童等虐待防止

○計画的整備
- ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備　等
- ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定

今後の取組

○ 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充

○ より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進

○ 社会的養護の児童の自立支援策の推進　等

14. 社会的養護の充実のために当面直ちに行った事項

（1）当面の実施要綱改正等の概要（平成23年4月実施）

１． 小規模グループケアの実施要綱改正

①定員要件の弾力化

・児童養護： 「原則６人」→「原則６人～８人」
・情短、児童自立： 「原則５人」→「原則５人～７人」
・乳児院： 「原則４人」→「原則４人～６人」

②グループ数要件の緩和

・「１施設２グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、３グループまで指定可能
（要件）小規模グループケアを５年以上実施、研修の受入、各都道府県原則１施設 」

→「１施設２グループまで。ただし、次の要件を満たす施設は、６グループまで指定可能。
（要件）施設の小規模化・地域分散化を推進する計画（本体施設を全て小規模グループケア化、ファミリーホームを２か所以上開設、本体施設定員を児童養護施設は４５人以下、乳児院は３５人以下としていく内容）を策定するとともに、里親支援を行う。 」

③管理宿直等職員の配置の要件緩和

・３か所以上の小規模グループケアを行う施設を対象に追加

④居室面積の基準の引上げ

・児童養護施設１人３．３㎡以上 → 小学校以上は４．９５㎡

⑤毎年度指定の不要化

・都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

２．地域小規模児童養護施設の設置運営要綱改正

①設置要件の弾力化等

・本体施設の入所率９０％を下回らないという要件の廃止。
・本体施設の定員の一部を地域小規模児童養護施設に振り替えることを可能とする。

②居室面積の基準の引上げ

・１人３．３㎡以上 → 小学校以上は４．９５㎡

③毎年度指定の不要化

・都道府県知事等が毎年度指定する方式から、一度指定されれば継続する方式に改め、事務を簡素化

３．児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①自立援助ホームの措置費の定員払い（運営の安定化）

・平成２１年度より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、自立援助ホームは、性質上、入所児童数の変動が大きいことから、児童養護施設と同様に、定員に基づく計算方法に改める。

４．小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）実施要綱改正、措置費交付要綱等改正

①ファミリーホームの新設後半年間の定員払い（新設時の運営の安定化）

・平成２１年度の制度創設より、児童の毎月の現員数に基づいて措置費（事務費）を計算しているが、ファミリーホームは、新設当初は、措置児童数が少ない場合があることから、新設後６か月間に限り、定員に基づく計算方法に改める。

②ファミリーホームについて、①養育里親経験者が開設する場合、②施設職員経験者が開設する場合、③施設設置法人が開設する場合を明示

③ファミリーホームの養育者及び補助者は、里親に準じて養育里親研修又は専門里親研修の受講に努める旨を規定。

５．児童家庭支援センター設置運営要綱の改正

〇児童家庭支援センターの業務に、里親及びファミリーホームに対する支援を加える。

６．里親支援機関事業実施要綱の改正

〇里親支援機関事業を委託できる者として、里親会、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、ＮＰＯ等を明示。

〇里親支援機関事業の委託先には、児童福祉法上、守秘義務がかかることを周知。

〇里親支援機関事業の内容に、ファミリーホームに対する支援を加える。

７．里親制度運営要綱の改正

〇里親認定の要件、手続き等をわかりやすく整理。

８．里親委託ガイドラインの策定

〇里親委託優先の原則を明示

〇里親委託を推進するため、里親委託の運営方法についての留意事項を整理。

（2）里親委託ガイドラインの概要（平成２３年３月３０日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

１．里親委託の意義

〇何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。

〇社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

２．里親委託優先の原則

〇家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、

①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、

②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、

③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、

などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討するべきである。

〇もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

３．里親委託する子ども

〇里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。

〇障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。

〇施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

４．保護者の理解

〇里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。

〇里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。

〇家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第２８条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

５．里親への委託

〇里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。

〇養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。

○専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。

○養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。

○親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。

○特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。

○１８歳以降、２０歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。

○里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

６．里親の認定・登録

○里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。

○養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが２０歳に達した時に、里親の年齢が概ね６５歳以下であることが望ましい。

７．里親への支援

○里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。

○里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親や子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談など、里親支援を行う。

８．子どもの権利擁護

○里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができることなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

９．里親制度の普及と支援の充実

○市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

○児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、ＮＰＯ法人等へ委託し、広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

（３）児童福祉施設最低基準の当面の見直しの概要（平成23年6月17日公布施行）

１．職員配置基準関係

（１）加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員
※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化
※ 家庭支援専門員の要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、施設従事経験５年以上、児童福祉司の任用資格のある者

② 個別対応職員
※ 乳児院（定員20人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で配置義務化

③ 心理療法担当職員（対象者10人以上に心理療法を行う場合）
※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設で配置義務化
※ 心理療法担当職員の要件は、大学で心理学の課程を修めて卒業し心理療法の技術を有する者　等

（２）現行の措置費に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものを明記

① 乳児院
・看護師・児童指導員・保育士： 1歳児 １．７:１、２歳児 ２:１、３歳以上児 ４:１（現在は乳児１．７:１のみ規定）
・定員10人以上20人以下の施設に、保育士を1人加配

② 母子生活支援施設
・母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員を、20世帯以上施設で各２人配置（現在は各１人のみ規定）
・保育所に準ずる設備がある場合に、保育士を３０:１で配置（最低1人）

③ 児童養護施設
・定員４５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を1人加配
・乳児を入所させる場合に、看護師を乳児１．７:１で配置

※（1）①②は、経過措置として、平成23年度末までは置かないこともできる。
※このほか、児童指導員の任用資格に社会福祉士・精神保健福祉士を追加する等の改正。

２．設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げ

- 乳児院　　1人1．65㎡以上　→　２．47㎡以上
- 母子生活支援施設　1人概ね3．3㎡以上　→　1室30㎡以上
- 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム
  1人3．3㎡以上　→　４．95㎡以上（児童養護施設の乳幼児のみの居室は3．3㎡以上）

② 居室定員の上限の引下げ

- 児童養護施設　　１５人以下　→　４人以下（乳幼児のみの居室は６人以下）
- 情緒障害児短期治療施設　　５人以下　→　４人以下
- 児童自立支援施設　　１５人以下　→　４人以下

③ 相談室の設置の義務化

- 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設　（情短施設は規定済）

※①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用

※このほか、小規模グループケアやグループホームの便所は、男女別の設置を要しないこととする改正

３．各施設の運営理念等関係

① 乳児院における養育（第23条、第25条）

- 「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等、表現の見直し。
- 家庭環境の調整、関係機関との連携について規定。

② 母子生活支援施設における生活支援（第29条）

- 「生活指導」の規定を「生活支援」に変更するとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直し。
- 「授産場」の規定（第30条）を削除（現在は、設置されていないため）

③ 児童養護施設における養護（第４４条、第４５条）

・「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定。

・「生活指導」について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」を追加。

・「学習指導」の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定。

・「職業指導」の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定。

④ 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導、家庭環境の調整（第７６条）

・家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明」「親子関係の再構築等が図られるよう」等の表現の見直し。

４．総則関係

① 運営の一般原則（第5条）

・人権と人格の尊重、地域との交流連携、保護者等への説明、自己評価等を規定

② 施設職員の一般要件の規定（第7条、第7条の2）

・人間性と倫理観、自己研鑽の文言を追加

③ 衛生管理の規定（第10条）

・入浴回数１週２回以上という規定を、希望等を勘案し に改める

④ 食事の規定（第１１条）

・食を営む力の育成（食育）の文言を追加。

・小規模グループケアやグループホームで調理する場合は、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定を弾力化。

資料７

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の概要
（平成２３年６月公布施行）

Ⅰ　概要

１．職員配置基準関係

（１）加算職員の配置の義務化

① 家庭支援専門相談員の配置を義務化する。
※ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

② 個別対応職員の配置を義務化する。
※ 乳児院（定員 20 人以下を除く）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び一時保護施設（１０人以下を除く）

③ 心理療法（指導）担当職員（対象者１０人以上に心理療法（指導）を行う場合）の配置を義務化する。
※ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設
※ 知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）、肢体不自由児療護施設については対象者５人以上、一時保護施設については対象者がいる場合

（２）現行の措置費等に含まれている直接職員で最低基準に明記されていないものの明記

① 乳児院における看護師等（１歳児以上の場合）の配置数を明記する。
※１歳児 １．７：１、２歳児 ２：１、３歳以上児 ４：１（現在は乳児１．７：１のみ規定）

② 児童養護施設における看護師（乳児入所の場合）の配置を明記する。

③ 小規模施設における保育士等の加配を明記する。
※乳児院（定員１０人以上２０人以下）、児童養護施設（定員４５人以下）、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）（定員３０人以下）及び盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）（定員３５人以下）

④ 母子生活支援施設における母子支援員・少年指導員の配置数を明記する。
※２０世帯以上施設で各２人配置（現在は各１人のみ規定）

（注）(1)①②は、経過措置として、平成 23 年度末までは置かないこともできる。

２．設備基準関係

① 居室面積の下限の引上げを行う。

※乳児院　　１人１．６５㎡以上　→　２．４７㎡以上

※母子生活支援施設　１人概ね３．３㎡以上　→　１室３０㎡以上

※児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、一時保護施設及び婦人保護施設

１人３．３㎡以上　→　４．９５㎡以上（児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設及び一時保護施設の乳幼児のみの居室は３．３㎡以上）

② 居室定員の上限の引下げを行う。

※児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く）及び一時保護施設

１５人以下　→　４人以下（乳幼児のみの居室は６人以下）

※情緒障害児短期治療施設　　５人以下　→　４人以下

※児童自立支援施設　　１５人以下　→　４人以下

③ 相談室の設置を義務化する。

※乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設及び一時保護施設（情短施設は規定済）

（注）①②は、改正施行後に新設、増築又は全面改築される居室に、③は改正施行後に新設又は全面改築される施設に適用する。

３．その他

各施設の運営理念の表現の見直し、運営の一般原則の規定の新設等、所要の改正を行う。

Ⅱ　施行期日

公布の日（平成２３年６月１７日）

雇児発０６１７第７号
障発０６１７第４号
平成２３年６月１７日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成２３年厚生労働省令第７１号。以下「改正省令」という。）が平成２３年６月１７日に別添のとおり公布され、同日から施行された。これにより、児童福祉施設最低基準(昭和２３年厚生省令第６３号)、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号)、婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成１４年厚生労働省令第４９号）及び児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７８号）の改正がそれぞれ施行されたところである。

改正省令による改正の趣旨及び内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いする。

記

第１　改正の趣旨

社会的養護の在り方の見直しについては、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会及び児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会において検討を行ってきたところであるが、このうち、当面早急な改正が可能な事項について、

今般、児童福祉施設最低基準等の改正を行うこととし、社会的養護の充実を図るとともに、障害児施設支援の充実等も併せて図るものである。

第２　児童福祉施設最低基準の一部改正（改正省令第１条関係）

１　職員配置基準の改正

(1)　加算職員の配置の義務化

①　家庭支援専門相談員の配置の義務化

ア　乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、家庭支援専門相談員の配置を義務化する。（第２１条第１項、第２２条第１項、第４２条第１項、第７５条第１項及び第８０条第１項）

イ　家庭支援専門相談員の資格要件は、社会福祉士、精神保健福祉士、当該施設において養育又は指導に５年以上従事した者又は児童福祉司の任用資格を有する者とする。（第２１条第２項、第４２条第２項、第７５条第４項及び第８０条第２項）

②　個別対応職員の配置の義務化

乳児院（定員２０人以下の施設を除く。）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、個別対応職員の配置を義務化する。（第２１条第１項、第４２条第１項、第７５条第１項及び第８０条第１項）

③　心理療法担当職員及び心理指導担当職員の配置の義務化

ア　乳児院（定員１０人未満の施設を除く。）、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設において、対象者１０人以上に心理療法を行う場合の心理療法担当職員の配置を義務化する。（第２１条第３項、第２７条第２項、第４２条第３項及び第８０条第３項）

イ　知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）及び肢体不自由児療護施設において、対象者５人以上に心理指導を行う場合の心理指導担当職員の配置を義務化する。（第４９条第３項及び第８項、第６１条第２項並びに第６９条第６項）

ウ　心理療法担当職員及び心理指導担当職員の資格要件は、大学で心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とする。（第２１条第４項、第２７条第３項、第４２条第４項、第４９条第４項及び第８項、第６１条第３項並びに第６９条第７項）

ただし、児童自立支援施設の心理療法担当職員にあっては、大学で心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等で、個人

及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する１年以上の経験を有するものとする。（第８０条第４項）

④　経過措置

ア　家庭支援専門相談員及び個別対応職員については、平成２４年３月３１日までの間は、①ア及び②にかかわらず、これらの職員を配置しないことができる。（改正省令附則第４条第１項）

イ　改正省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に配置されている家庭支援専門相談員に相当する者は、①イにかかわらず、当該乳児院等における家庭支援専門相談員となることができる。（改正省令附則第５条）

(2)　現行の措置費等に含まれている直接処遇職員で児童福祉施設最低基準に配置が規定されていないものの配置の明確化

①　乳児院の職員配置の明確化

ア　乳児院（定員１０人未満の施設を除く。）の看護師、保育士又は児童指導員の数について、１歳以上児については、１歳児おおむね１．７人につき１人以上、２歳児おおむね２人につき１人以上、３歳以上児おおむね４人につき１人以上とする。（第２１条第５項）

イ　定員１０人以上２０人以下の施設に、保育士を１人以上加配することとする。（第２１条第７項）

②　母子生活支援施設の職員配置の明確化

ア　定員２０世帯以上の母子生活支援施設の母子支援員（母子指導員を改称）及び少年指導員の数について、それぞれ２人以上とする。（第２７条第４項）

イ　保育所に準ずる設備の保育士の数について、乳幼児おおむね３０人につき１人以上とする。（第３０条第２項）

③　児童養護施設の職員配置の明確化

ア　定員４５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第４２条第６項）

イ　乳児が入所している施設にあっては、看護師を、乳児おおむね１．７人につき１人以上配置することとする。（第４２条第１項及び第７項）

④　知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３０人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第４９条第５項及び第８項）

⑤　盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配すること

とする。（第６１条第４項）

(3)　職員の資格要件等の改正

①　母子指導員の名称及び資格要件の改正

ア　「母子指導員」の名称を「母子支援員」に改める。（第２７条第１項）

イ　母子支援員の資格要件に、精神保健福祉士を追加する。（第２８条）

②　児童の遊びを指導する者の資格要件の改正

児童の遊びを指導する者の資格要件に、社会福祉士及び大学で社会福祉学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等で都道府県知事等が適当と認めたものを追加する。（第３８条第２項）

③　児童指導員の資格要件の改正

児童指導員の資格要件に、社会福祉士、精神保健福祉士及び大学で社会福祉学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等を追加する。（第４３条）

④　児童自立支援施設の長の資格要件の改正

児童自立支援施設の長の資格要件について、「社会福祉士となる資格を有する者」を「社会福祉士の資格を有する者」に改めるとともに、第８１条第４号イに規定する児童福祉司の任用資格を有する者の児童福祉事業の従事期間について、国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務の従事期間が含まれることとする。（第８１条）

これにより、同号イに規定する児童福祉事業には、本庁児童担当課の職員としての業務のほか、当該職員以外の本庁児童担当行政に携わる職員の児童福祉に関する事務についても含まれるものである。

⑤　児童自立支援専門員の資格要件の改正

児童自立支援専門員の資格要件について、「社会福祉士となる資格を有する者」を「社会福祉士の資格を有する者」に改めるとともに、大学で社会福祉学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等を追加する。（第８２条）

⑥　児童生活支援員の資格要件の改正

児童生活支援員の資格要件について、「社会福祉士となる資格を有する者」を「社会福祉士の資格を有する者」に改める。（第８３条）

２　設備基準の改正

(1)　居室面積の引上げ

①　乳児院の寝室等の面積の下限の引上げ

乳児院の寝室（定員１０人未満の施設にあっては、乳幼児の養育のための専用の室）の面積について、１人につき１．６５㎡以上を、１人につき２．４７㎡以上に引き上げる。（第１９条及び第２０条）

② 母子生活支援施設の母子室の面積の下限の引上げ等

ア 母子生活支援施設の母子室の面積について、おおむね１人につき３．３㎡以上を、１室につき３０㎡以上に引き上げる。（第２６条）

イ 母子室に調理設備、浴室及び便所を設けることとするとともに、施設に調理場、浴室及び便所を設けることとする規定の部分を削除する。（第２６条）

③ 児童養護施設等の居室の面積の下限の引上げ

児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）、盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。ただし、児童養護施設、知的障害児施設及び盲ろうあ児施設の乳幼児のみの居室にあっては、１人につき３．３㎡以上とする。（第４１条、第４８条第１項及び第３項、第６０条第１項及び第３項、第７４条並びに第７９条第２項）

④ 経過措置

改正省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①から③までにかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第３条）

この場合において、改正省令の施行日（平成２３年６月１７日）に現に基本設計が終了している施設及びこれに準ずるものと認められる施設についても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えない。なお、「これに準ずるものと認められる施設」とは、同日に施設を設置する者が確定しており、かつ、当該設置者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、１年以内に確実に建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（母子生活支援施設にあっては、都道府県、指定都市又は中核市）において認めるものとする。

また、同日に現に「建築中のもの」に係るこの取扱いについては、（２）④及び（３）②、第３の１（２）並びに２（２）②及び③、第４の２並びに第５の２（１）②及び（２）②においても同様である。

(2) 居室定員の引下げ

① 児童養護施設等の居室定員の上限の引下げ

児童養護施設、知的障害児施設（第一種自閉症児施設を除く。）及び盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。）の居室の定員について、１５人以下を４人以下（乳幼児のみの居室にあっては、６人以下）に引き下げる。（第４１条、第４８条第１項及び第３項並びに第６０条第１項及び第３項）

② 情緒障害児短期治療施設の居室定員の上限の引下げ

情緒障害児短期治療施設の居室の定員について、５人以下を４人以下に引き下げる。（第７４条）

③ 児童自立支援施設の居室定員の上限の引下げ

児童自立支援施設の居室の定員について、１５人以下を４人以下に引き下げる。（第７９条第２項）

④ 経過措置

改正省令の施行の際現に存する児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①から③までにかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第３条）

(3) 相談室の設置の義務化

① 相談室の設置の義務化

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び児童自立支援施設において、相談室の設置を義務化する。（第１９条、第２０条、第２６条、第４１条及び第７９条第２項）

② 経過措置

改正省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に全面的に改築されたものを除く。）については、①にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第２条）

(4) 少数の児童を対象とする場合の便所の設置

児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の便所について、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等により少数の児童を対象として設けるときは、男女別の設置を要しないこととする。（第４１条、第７４条及び第７９条第２項）

３ 各施設の運営理念等の改正

(1) 乳児院における養育等

① 養育について、「乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し」とする等の見直しを行う。（第２３条第１項及び第２項）

② 家庭環境の調整及び関係機関との連携についての規定を追加する。（第２３条第３項及び第２５条）

(2) 母子生活支援施設における生活支援等

① 「生活指導」の規定を「生活支援」に改めるとともに、「母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう」の字句を追加する等の見直しを行う。（第２９条）

② 授産場の運営の規定を削除する。（改正前の第３０条）

③ 関係機関との連携について、関係機関として婦人相談所を明記する。（第３１条）

(3) 児童養護施設における養護

① 「養護」全体についての規定を設け、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない」旨を規定する。（第４４条）

② 生活指導について、「将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように」の字句を追加する。（第４５条第１項）

③ 学習指導の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定する。（第４５条第２項）

④ 職業指導の規定を見直し、「適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう」支援する旨を規定する。（第４５条第３項）

⑤ 家庭環境の調整について、「親子関係の再構築等が図られるように」の字句を追加する等の見直しを行う。（第４５条第４項）

(4) 知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設における学習指導等

① 学習指導の規定を追加し、「適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう」支援する旨を規定する（知的障害児通園施設を除く。）。 ただし、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができるものとする。（第５０条第２項、第６３条及び第７１条第１項）

② 職業指導について、（３）④と同様の改正を行う。（第５１条第２項、第５７条第２項、第６３条及び第７１条第１項）

(5) 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整

家庭環境の調整について、「保護者に児童の状態及び能力を説明する」、「親

子関係の再構築等が図られるように」とする等の見直しを行う。（第７６条第２項）

(6)　児童自立支援施設における生活指導等

生活指導、職業指導及び家庭環境の調整について、（３）②、④及び⑤と同様の改正を行う。（第８４条第３項）

４　総則の改正

(1)　施設運営の一般原則の追加

人権と人格の尊重、地域社会との交流連携及び保護者等への説明、自己評価等の規定を追加する。（第５条第１項から第３項まで）

(2)　施設職員の一般的要件の改正

人間性と倫理観及び自己研鑽の文言を追加する。（第７条及び第７条の２第１項）

(3)　衛生管理の規定の改正

①　食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めることとする。（第１０条第２項）

②　入浴又は清拭を１週２回以上とする規定を、「入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に」に改める。（第１０条第３項）

(4)　食事の規定の改正

①　小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設により少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、あらかじめ作成した献立に従う旨の規定によらないことができることとする。（第１１条第４項）

②　食を営む力の育成（食育）の規定を追加する。（第１１条第５項）

(5)　入所した者の健康診断の規定の改正

「必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない」旨の規定を削除する。（改正前の第１２条第３項）

５　その他

助産施設について、第一種助産施設に、医療法の診療所を加える。（第１５条第２項）

第３　児童福祉法施行規則の一部改正（改正省令第２条関係）

１　児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）の居室面積の引上げ

(1)　児童自立生活援助事業所の居室の面積の下限の引上げ

児童自立生活援助事業所の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。（第３６条の９）

(2)　経過措置

改正省令の施行の際現に存する児童自立生活援助事業所の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、(1)にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第６条）

２　児童相談所の一時保護施設の基準の改正

(1)　職員配置基準、設備基準等の改正

児童相談所の一時保護施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定を準用することとされているが、改正省令による改正後の当該規定については、家庭支援専門相談員に係る部分及び定員４５人以下の場合における職員の加配に係る部分を除き、準用することとすることとし、次に掲げる改正は、一時保護施設にも適用されるものである。ただし、①については、児童１０人以下を一時保護する施設には適用しないこととし、また、②については、一時保護する児童に心理療法を行う場合に適用する。（第３５条）

①　個別対応職員の配置の義務化（第２の１（１）②）

②　心理療法担当職員の配置の義務化（第２の１（１）③）

③　職員配置の明確化のうち、乳児が入所している場合における看護師の配置（第２の１（２）③イ）

④　居室の面積の下限の引上げ（第２の２（１）③）

⑤　居室定員の上限の引下げ（第２の２（２）①）

⑥　相談室の設置の義務化（第２の２（３）①）

⑦　運営理念の改正（第２の３（３））

(2)　経過措置

①　個別対応職員の配置の義務化に係る経過措置

個別対応職員については、平成２４年３月３１日までの間は、（１）①にかかわらず、これを配置しないことができる。（改正省令附則第４条第２項）

②　居室の面積の下限の引上げ及び居室定員の上限の引下げに係る経過措置

改正省令の施行の際現に存する一時保護施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、（１）④及び⑤にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第３条）

③　相談室の設置の義務化に係る経過措置

改正省令の施行の際現に存する一時保護施設の建物(建築中のものを含み、改正省令の施行後に全面的に改築されたものを除く。）については、（１）⑥にかかわらず、なお従前の例による。(改正省令附則第２条)

３　里親の規定の改正

(1)　親族里親の要件の明確化

親族里親の要件について、要保護児童の両親等が疾病による入院の状態となったことによりこれらの者による養育が期待できない場合も含まれることを明確化する。(第１条の３３第２項)

(2)　養育里親の申請書の添付書類の改正

民法等の一部を改正する法律（平成２３年法律第６１号）により児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１９第１項の規定が改正され、養育里親の欠格事由とされていた同居人が成年被後見人又は被保佐人である場合も養育里親となることができることとされたことから、養育里親の申請書の添付書類である欠格事由に該当しない者であることを証する書類について、同居人にあっては、成年被後見人又は被保佐人に該当しないことを証することを要しないこととする。(第３６条の４１第３項)

４　家庭的保育事業の規定の改正

家庭的保育事業について、改正省令による改正後の児童福祉施設最低基準第７条、第７条の２、第１０条第２項及び第１１条第５項の規定を準用することとする。(第３６条の３８第２項)

第４　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正（改正省令第３条関係)

１　婦人保護施設の居室の面積の下限の引上げ

婦人保護施設の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。(第１０条第４項)

２　経過措置

改正省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、１にかかわらず、なお従前の例による。(改正省令附則第７条)

第５　児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準

の一部改正（改正省令第４条関係）

１　人員に関する基準の改正

(1)　心理指導担当職員等の配置の義務化

①　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）、指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）及び指定肢体不自由児療護施設において、対象者５人以上に心理指導を行う場合の心理指導担当職員の配置を義務化する。（第３条第２項、第５条第２項、第６１条第２項及び第７１条第２項）

②　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）及び指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）において、職業指導を行う場合の職業指導員の配置を義務化する。（第３条第２項、第５条第２項及び第６１条第２項）

(2)　指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３０人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第３条第１項及び第５条第１項）

(3)　指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）の職員配置の明確化

定員３５人以下の施設に、児童指導員又は保育士を１人以上加配することとする。（第６１条第１項）

２　設備に関する基準の改正

(1)　居室面積の引上げ

①　指定知的障害児施設等の居室の面積の下限の引上げ

指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）　及び指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）の居室の面積について、１人につき３．３㎡以上を、１人につき４．９５㎡以上に引き上げる。ただし、指定知的障害児施設及び指定盲ろうあ児施設の乳幼児のみの居室にあっては、１人につき３．３㎡以上とする。（第６条第２項、第８条第２項、第６３条第２項及び第６４条第２項）

②　経過措置

改正省令の施行の際現に存する指定知的障害児施設又は指定盲ろうあ児施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第８条）

(2)　居室定員の引下げ

①　指定知的障害児施設等の居室定員の上限の引下げ

指定知的障害児施設（指定第一種自閉症児施設を除く。）及び指定盲ろうあ児施設（指定難聴幼児通園施設を除く。）の居室の定員について、１５人以下を４人以下（乳幼児のみの居室にあっては、６人以下）に引き下げる。（第６条第２項、第８条第２項、第６３条第２項及び第６４条第２項）

②　経過措置

改正省令の施行の際現に存する指定知的障害児施設又は指定盲ろうあ児施設の建物（建築中のものを含み、改正省令の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、①にかかわらず、なお従前の例による。（改正省令附則第８条）

３　運営に関する基準の改正

食事及び健康管理の規定について、第２の４（４）②及び（５）と同様の改正を行う。（第２８条第４項、改正前の第３０条第３項等）

第６　施行期日

改正省令は、公布の日（平成２３年６月１７日）から施行する。（改正省令附則第１条）

児童福祉法最低基準等の一部を改正する省令　新旧対照条文（抄）　目次

○　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（第一条関係）・・・

○　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一章　総則	第一章　総則
（児童福祉施設の一般原則）	（児童福祉施設の構造設備の一般原則）
第五条　児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	（新設）
2　児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	（新設）
3　児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	（新設）
4　児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	第五条　児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
5　児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。	2　児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。
（児童福祉施設における職員の一般的要件）	（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第七条　児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二　児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　（略）

（衛生管理等）

第十条　（略）

2　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　児童福祉施設（助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。）においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4　（略）

（食事）

第七条　児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第七条の二　児童福祉施設の職員は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2　（略）

（衛生管理等）

第十条　（略）

2　児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3　児童福祉施設（助産施設、乳児院、保育所、児童厚生施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を除く。）においては、一週間に二回以上、入所している者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

4　（略）

（食事）

第十一条　（略）

２・３　（略）

４　調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

５　児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第十二条　児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

２　（略）

（削る）

３　第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

４　児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している

第十一条　（略）

２・３　（略）

４　調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

（新設）

（入所した者及び職員の健康診断）

第十二条　児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

２　（略）

３　児童福祉施設の長は、第一項の健康診断に当たつては、必要に応じ梅毒反応検査を行わなければならない。

４　第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

５　児童福祉施設の職員の健康診断に当たつては、特に入所している

者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第二章　助産施設

（種類）

第十五条　（略）

２　第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院又は診療所である助産施設をいう。

３　（略）

第三章　乳児院

（設備の基準）

第十九条　乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　寝室の面積は、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

三　観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

第二章　助産施設

（種類）

第十五条　（略）

２　第一種助産施設とは、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の病院である助産施設をいう。

３　（略）

第三章　乳児院

（乳児院の設備の基準）

第十九条　乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

（新設）

第二十条　乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一　乳幼児の養育のための専用の室及び相談室を設けること。

二　乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上であること。

（職員）

第二十一条　乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、乳幼児二十人以下を入所させる施設にあつては個別対応職員を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3　心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号

第二十条　乳児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

一　乳児の養育に専用の室を設けること。

二　前項の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳児一人につき一・六五平方メートル以上であること。

（職員）

第二十一条　乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　看護師の数は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・七人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上（これらの合計数が七人未満であるときは、七人以上）とする。

6　看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳幼児十人の乳児院には二人以上、乳幼児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

7　前項に規定する保育士のほか、乳幼児二十人以下を入所させる施設には、保育士を一人以上置かなければならない。

第二十二条　乳幼児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2　（略）

（養育）

第二十三条　乳児院における養育は、乳幼児の心身及び社会性の健全な発達を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなけれ

2　看護師の数は、おおむね乳児の数を一・七で除して得た数（その数が七人未満であるときは七人）以上とする。

3　看護師は、保育士又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができる。ただし、乳児十人の乳児院には二人以上、乳児が十人を超える場合は、おおむね十人増すごとに一人以上看護師を置かなければならない。

（新設）

第二十二条　乳児十人未満を入所させる乳児院には、嘱託医、看護師及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2　（略）

（養育の内容）

第二十三条　乳児院における養育は、乳児の健全な発育を促進し、その人格の形成に資することとなるものでなければならない。

ばならない。

2　養育の内容は、乳幼児の年齢及び発達の段階に応じて必要な授乳、食事、排泄、沐浴、入浴、外気浴、睡眠、遊び及び運動のほか、健康状態の把握、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

3　乳児院における家庭環境の調整は、乳幼児の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（乳児の観察）

第二十四条　乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二　乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳幼児について、乳幼児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（関係機関との連携）

第二十五条　乳児院の長は、児童相談所及び必要に応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センター等関係機関と密

2　養育の内容は、精神発達の観察及び指導、毎日定時に行う授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴及び安静並びに定期に行う身体測定のほか、第十二条第一項に規定する健康診断及び必要に応じ行う感染症等の予防処置を含むものとする。

（新設）

（乳児の観察）

第二十四条　乳児院（乳児十人未満を入所させる乳児院を除く。）においては、乳児が入所した日から、医師又は嘱託医が適当と認めた期間、これを観察室に入室させ、その心身の状況を観察しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第二十四条の二　乳児院の長は、第二十三条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の乳児について、乳児やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

（保護者等との連絡）

第二十五条　乳児院の長は、乳児の保護者及び必要に応じ当該乳児を取り扱つた法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以

接に連携して乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章　母子生活支援施設

（設備の基準）

第二十六条　母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　母子室、集会、学習等を行う室及び相談室を設けること。

二　母子室は、これに調理設備、浴室及び便所を設けるものとし、一世帯につき一室以上とすること。

三　母子室の面積は、三十平方メートル以上であること。

四　乳幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

五　乳幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第二十七条　母子生活支援施設には、母子支援員（母子生活支援施設

下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、乳児の養育につき、その協力を求めなければならない。

第四章　母子生活支援施設

（設備の基準）

第二十六条　母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　母子室、集会、学習等を行う室、調理場、浴室及び便所を設けること。ただし、付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる。

二　母子室は、一世帯につき一室以上とすること。

三　母子室の面積は、おおむね一人につき三・三平方メートル以上であること。

四　乳児又は幼児を入所させる母子生活支援施設には、付近にある保育所又は児童厚生施設が利用できない等必要があるときは、保育所に準ずる設備を設けること。

五　乳児又は幼児三十人未満を入所させる母子生活支援施設には、静養室を、乳児又は幼児三十人以上を入所させる母子生活支援施設には、医務室及び静養室を設けること。

（職員）

第二十七条　母子生活支援施設には、母子指導員（母子生活支援施設

において母子の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。

2　心理療法を行う必要があると認められる母子十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4　母子二十世帯以上を入所させる母子生活支援施設の母子支援員及び少年を指導する職員の数は、それぞれ二人以上とする。

（母子支援員の資格）

第二十八条　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一～三　（略）

四　精神保健福祉士の資格を有する者

五　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有す

において、母子の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医、少年を指導する職員及び調理員又はこれに代わるべき者を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（母子指導員の資格）

第二十八条　母子指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一～三　（略）

（新設）

四　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大

ると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活支援）

第二十九条　母子生活支援施設における生活支援は、母子を共に入所させる施設の特性を生かしつつ、親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに関係機関との連絡調整を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（保育所に準ずる設備）

第三十条　第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

2　保育所に準ずる設備の保育士の数は、乳幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

（関係機関との連携）

第三十一条　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童家庭支援センター、婦人相談所等関係機

臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

（生活指導）

第二十九条　母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない。

（授産場の運営）

第三十条　母子生活支援施設に授産場を設けるときは、その運営につき労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の精神を遵守しなければならない。

（関係機関との連携）

第三十条の二　母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童家庭支援センター、母子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ児童の通学する学校、児童相談所等関係機関と密接に

関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

（削る）

第五章　保育所

（設備の基準）

第三十二条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ～ホ　（略）

へ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト・チ　（略）

（保育時間）

連携して、母子の保護及び生活の支援に当たらなければならない。

（準用する規定）

第三十一条　第二十六条第四号の規定により、母子生活支援施設に、保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）を準用する。

第五章　保育所

（設備の基準）

第三十二条　保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

一～七　（略）

八　乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次のロからチまでの要件に該当するものであること。

イ～ホ　（略）

へ　保育室等その他乳児又は幼児が出入し、又は通行する場所に、乳児又は幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト・チ　（略）

（保育時間）

第三十四条　保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保護者との連絡）

第三十六条　保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第六章　児童厚生施設

（職員）

第三十八条　（略）

2　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二　（略）

三　社会福祉士の資格を有する者

四　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

第三十四条　保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保護者との連絡）

第三十六条　保育所の長は、常に入所している乳児又は幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第六章　児童厚生施設

（職員）

第三十八条　（略）

2　児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二　（略）

（新設）

三　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの

イ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第七章　児童養護施設

四　学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五　次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事（指定都市にあつては、市長とし、児童相談所設置市にあつては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。）が適当と認めたもの

イ　学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ロ　学校教育法の規定による大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ　学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ　外国の大学において、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

第七章　児童養護施設

（設備の基準）

第四十一条　児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、相談室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

五・六　（略）

（職員）

第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（設備の基準）

第四十一条　児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五・六　（略）

（職員）

第四十二条　児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

3　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

4　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6　児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。ただし、児童四十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

7　看護師の数は、乳児おおむね一・七人につき一人以上とする。ただし、一人を下ることはできない。

（児童指導員の資格）

第四十三条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　精神保健福祉士の資格を有する者

四　学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、

（新設）

（新設）

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする。

（新設）

（児童指導員の資格）

第四十三条　児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

（新設）

（新設）

二　学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しく

教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五　学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九　学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

十　三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

は社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

三　学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

四　学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五　外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六　学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

七　学校教育法の規定により、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

八　三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣又は都道府県知事が適当と認めたもの

（養護）

第四十四条　児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。

（生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整）

第四十五条　児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行わなければならない。

2　児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3　児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等及び必要に応じ行う実習、講習等の支援により行わなければならない。

4　児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

（新設）

（生活指導及び家庭環境の調整）

第四十四条　児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重し、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的として行わなければならない。

（新設）

2　児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

（削る）

（自立支援計画の策定）

第四十五条の二　児童養護施設の長は、第四十四条の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第八章　知的障害児施設

（設備の基準）

（職業指導）

第四十五条　児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない。

2　職業指導は、営利を目的とせず、かつ、児童の福祉を損なうことのないようこれを行わなければならない。

3　私人の設置する児童養護施設の長は、当該児童養護施設内において行う職業指導に付随する収入があつたときには、その収入を適切に処分しなければならない。

4　児童養護施設の長は、必要に応じ当該児童養護施設外の事業場等に委託して児童の職業指導を行うことができる。ただし、この場合、児童が当該事業場から受け取る金銭の使途については、これを貯金させる等有効に使用するよう指導しなければならない。

（自立支援計画の策定）

第四十五条の二　児童養護施設の長は、第四十四条第一項及び前条第一項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童やその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

第八章　知的障害児施設

（設備の基準）

第四十八条　知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。次条において同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　児童の居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けること。ただし、児童三十人未満を入所させる施設にあつては、医務室を設けないことができる。

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

三　入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

五　入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

2　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）の設備の基準は、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けることとする。

3　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症児施

第四十八条　知的障害児施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　知的障害児施設（自閉症を主たる症状とする児童を入所させる知的障害児施設（以下「自閉症児施設」という。）を除く。）については、第四十一条の規定を準用する。ただし、静養室は、必ずこれを設けなければならない。

二　自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要するものを入所させる自閉症児施設（以下「第一種自閉症児施設」という。）には、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、観察室、静養室、訓練室及び浴室を設けること。

三　自閉性を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないものを入所させる自閉症児施設（以下「第二種自閉症

設」という。）の設備の基準については、第一項の規定を準用する。ただし、医務室は、必ずこれを設けなければならない。

（職員）

第四十九条　知的障害児施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　知的障害児施設の嘱託医は、精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

3　知的障害児施設において、心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

4　知的障害児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5　知的障害児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。ただし、児童三十人以下を入所させる施設にあつては、更に一以上を加えるものとする。

児施設」という。）については、第四十一条の規定を準用する。ただし、医務室及び静養室は、必ずこれを設けなければならない。

（職員）

第四十九条　知的障害児施設（自閉症児施設を除く。次項において同じ。）については、第四十二条の規定を準用する。ただし、児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を四・三で除して得た数以上とする。

2　知的障害児施設には、精神科の診療に相当の経験を有する嘱託医を置かなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

6　第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

7　第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

8　第二種自閉症児施設には、第一項から第五項までの職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

9　第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

10　自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

（生活指導及び学習指導）

第五十条　（略）

2　知的障害児施設における学習指導については、第四十五条第二項の規定を準用する。

（職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項）

第五十一条　（略）

2　前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第三項の規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第五十三条　知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び

3　第一種自閉症児施設には、医療法に規定する病院として必要な職員のほか、児童指導員及び保育士を置かなければならない。

4　第一種自閉症児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を六・七で除して得た数以上とする。

5　第二種自閉症児施設には、第一項及び第二項の職員並びに医師及び看護師を置かなければならない。

6　第二種自閉症児施設の看護師の数は、児童おおむね二十人につき一人以上とする。

7　自閉症児施設の医師は、児童を対象とする精神科の診療に相当の経験を有する医師でなければならない。

（生活指導の目的）

第五十条　（略）

（新設）

（職業指導を行うに当たつて遵守すべき事項）

第五十一条　（略）

2　前項に規定するほか、知的障害児施設における職業指導については、第四十五条第二項から第四項までの規定を準用する。

（保護者等との連絡）

第五十三条　知的障害児施設の長は、児童の保護者に児童の性質及び

能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱つた法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」という。）又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導、学習指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

第八章の二　知的障害児通園施設

（職員）

第五十六条　知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

（生活指導及び職業指導）

第五十七条　知的障害児通園施設における生活指導については、第五十条第一項の規定を準用する。

2　（略）

能力を説明するとともに、児童の通学する学校及び必要に応じ当該児童を取り扱つた児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない。

第八章の二　知的障害児通園施設

（職員）

第五十六条　知的障害児通園施設については、第四十九条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、知的障害児通園施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び少年の数を七・五で除して得た数の合計数以上とする。

（新設）

（新設）

（生活指導及び職業指導）

第五十七条　知的障害児通園施設における生活指導については、第五十条の規定を準用する。

2　（略）

第九章　盲ろうあ児施設

（設備の基準）

第六十条　盲児施設（盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とする。

四～六　（略）

2　ろうあ児施設（盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものをいう。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設（以下「難聴幼児通園施設」という。）を除く。次項において同じ。）には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映像に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　（略）

3　（略）

（職員）

第九章　盲ろうあ児施設

（設備の基準）

第六十条　盲児施設（盲ろうあ児施設のうち、盲児を入所させるものをいう。以下同じ。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　児童の居室の一室の定員は、これを十五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

四～六　（略）

2　ろうあ児施設（盲ろうあ児施設のうち、ろうあ児を入所させるものをいう。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一　ろうあ児施設（強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設（以下「難聴幼児通園施設」という。）を除く。次項において同じ。）には、児童の居室、講堂、遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、映写に関する設備、調理室、浴室及び便所を設けること。

二　（略）

3　（略）

（職員）

第六十一条　盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。以下この条において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　盲ろうあ児施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

3　盲ろうあ児施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4　盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。ただし、児童三十五人以下を入所させる施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

5　難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第六十一条　盲ろうあ児施設（難聴幼児通園施設を除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

2　盲ろうあ児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上とする。

（新設）

3　難聴幼児通園施設には、第一項に規定する職員並びに聴能訓練を担当する職員（以下「聴能訓練担当職員」という。）及び言語機能の訓練を担当する職員（以下「言語機能訓練担当職員」という。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては、栄養士を置かないことができる。

6　難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

7　嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

8　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第六十三条　盲ろうあ児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、難聴幼児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

第九章の三　肢体不自由児施設

（職員）

第六十九条　（略）

2　（略）

3　肢体不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

4　難聴幼児通園施設の児童指導員、保育士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の総数は、通じておおむね幼児四人につき一人以上とする。ただし、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員の数は、それぞれ二人以上でなければならない。

5　嘱託医は、眼科又は耳鼻いんこう科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

6　職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第六十三条　盲ろうあ児施設における生活指導及び職業指導並びに盲ろうあ児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

第九章の三　肢体不自由児施設

（職員）

第六十九条　（略）

2　（略）

3　肢体不自由児施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じて、乳児又は幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上とする。

4・5　（略）

6　肢体不自由児療護施設において心理指導を行う必要があると認められる児童五人以上に心理指導を行う場合には、心理指導担当職員を置かなければならない。

7　肢体不自由児療護施設の心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

8　肢体不自由児療護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

9　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第七十一条　肢体不自由児施設における生活指導、学習指導及び職業指導並びに肢体不自由児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。ただし、肢体不自由児通園施設については、学習指導を行わないことができる。

2　（略）

第九章の五　情緒障害児短期治療施設

4・5　（略）

（新設）

6　肢体不自由児療護施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童の数を三・五で除して得た数以上とする。

（新設）

7　職業指導を課する場合には、職業指導員を置かなければならない。

（生活指導等）

第七十一条　肢体不自由児施設における生活指導及び職業指導並びに肢体不自由児施設の長の保護者等との連絡については、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定を準用する。

2　（略）

第九章の五　情緒障害児短期治療施設

（設備の基準）

第七十四条　情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

（職員）

第七十五条　情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2　（略）

3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療

（設備の基準）

第七十四条　情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　児童の居室の一室の定員は、これを五人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三　（略）

四　便所は、男子用と女子用とを別にすること。

（職員）

第七十五条　情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法を担当する職員、児童指導員、保育士、看護師、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2　（略）

3　心理療法を担当する職員は、学校教育法の規定による大学の学部で心理学を修め学士と称することを得る者又は同法の規定による大学の学部で心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理

法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、情緒障害児短期治療施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5　心理療法担当職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

6　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十六条　情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2　情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

第十章　児童自立支援施設

療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

（新設）

4　心理療法を担当する職員の数は、おおむね児童十人につき一人以上とする。

5　児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（心理療法、生活指導及び家庭環境の調整）

第七十六条　情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるように行わなければならない。

2　情緒障害児短期治療施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の保護者に児童の性質及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない。

第十章　児童自立支援施設

（設備の基準）

第七十九条　（略）

２　前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条（第二号ただし書を除く。）の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員）

第八十条　児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

２　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第二項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

３　心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上に心理療法を行う場合には、心理療法担当職員を置かなければならない。

４　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した

（設備の基準）

第七十九条　（略）

２　前項に規定する設備以外の設備については、第四十一条の規定を準用する。ただし、男子と女子の居室は、これを別にしなければならない。

（職員）

第八十条　児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

（新設）

（新設）

者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5　実習設備を設けて職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

6　児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格）

第八十一条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　（略）

四　厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以

2　職業指導を行う場合には、職業指導員を置かなければならない。

3　児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数は、通じておおむね児童五人につき一人以上とする。

（児童自立支援施設の長の資格）

第八十一条　児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条に規定する児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士となる資格を有する者

三　（略）

四　厚生労働大臣又は都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が五年以上（養成所が行う講習課程を修了した者にあつては、三年以

上）であるもの

イ　児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ・ハ　（略）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条　児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　（略）

四　学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に

上）であるもの

イ　児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間

ロ・ハ　（略）

（児童自立支援専門員の資格）

第八十二条　児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士となる資格を有する者

三　（略）

四　学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

五　学校教育法の規定による大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの

従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七・八　（略）

（児童生活支援員の資格）

第八十三条　児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士の資格を有する者

三　（略）

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条　児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的として行わなければならない。

2　（略）

3　生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十五条

又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

六　外国の大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は前条第一項第四号イからハまでに掲げる期間の合計が二年以上であるもの

七・八　（略）

（児童生活支援員の資格）

第八十三条　児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一　（略）

二　社会福祉士となる資格を有する者

三　（略）

（生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整）

第八十四条　児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、すべて児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営んでいくことができるよう支援することを目的としなければならない。

2　（略）

3　生活指導、職業指導及び家庭環境の調整については、第四十四条

（第二項を除く。）の規定を準用する。

及び第四十五条の規定を準用する。

○　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条の三十三　（略）	第一条の三十三　（略）
②　法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。	②　法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
一　（略）	一　（略）
二　要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者	二　要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者
第六条　法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。	第六条　法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
一～十二　（略）	一～十二　（略）
十三　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第六項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの	十三　児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの

第二十五条の二十八　（略）

②　法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　児童福祉施設最低基準第二十一条第六項に規定する児童指導員

第三十五条　法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定（家庭支援専門相談員に係る部分及び同令第四十二条第六項ただし書を除く。）を準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「ただし」とあるのは「ただし、児童十人以下を一時保護する施設にあつては個別対応職員を」と、同条第三項中「心理療法を行う必要があると認められる児童十人以上」とあるのは「一時保護する児童」と読み替えるものとする。

第三十六条の九　児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

三～五　（略）

第二十五条の二十八　（略）

②　法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるものは、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一～五　（略）

六　児童福祉施設最低基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十五条　法第十二条の四の規定による児童を一時保護する施設の設備及び運営については、法第四十五条の規定により児童養護施設について定める最低基準を準用する。

第三十六条の九　児童自立生活援助事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一　（略）

二　入居者の居室の一室の定員は、これをおおむね二人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

三～五　（略）

第三十六条の三十八　（略）

②　児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項、第三項及び第五項、第十二条第一項、第三項及び第四項、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十一条第三項	入所している者	保育を行っている乳幼児
第十一条第五項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
（略）	（略）	（略）
第十二条第一項	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第四項を除き、以下この条において同じ。）	家庭的保育事業を行う市町村
（略）	（略）	（略）
（削る）		

第三十六条の三十八　（略）

②　児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第十一条第三項	入所している者	保育を行っている乳幼児
（新設）		
（略）	（略）	（略）
第十二条第一項	児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第五項を除き、以下この条において同じ。）	家庭的保育事業を行う市町村
（略）	（略）	（略）
第十二条第三項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村

第十二条第三項		
入所した者	保育を行っている乳幼児	
入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は	当該乳幼児についての家庭的保育事業による保育を	
児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村	
第十二条第四項		
児童福祉施設の職員	家庭的保育者	
入所している者	保育を行っている乳幼児	
（略）	（略）	（略）

第三十六条の四十一　（略）

②　（略）

③　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　法第三十四条の十九第一項各号（養育里親希望者の同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

④　（略）

第十二条第四項		
入所した者	保育を行っている乳幼児	
入所の措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施を解除又は	当該乳幼児についての家庭的保育事業による保育を	
児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村	
第十二条第五項		
児童福祉施設の職員	家庭的保育者	
入所している者	保育を行っている乳幼児	
（略）	（略）	（略）

第三十六条の四十一　（略）

②　（略）

③　第一項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一～三　（略）

四　法第三十四条の十九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

五　（略）

④　（略）

第三十六条の四十三　養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十四条の十九第一項第一号に該当するに至つた場合　その後見人又は保佐人

三　本人又はその同居人が法第三十四条の十九第一項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つた場合　本人

四　（略）

②　（略）

第三十六条の四十三　養育里親が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一　（略）

二　法第三十四条の十九第一号に該当するに至つた場合　その後見人又は保佐人

三　法第三十四条の十九第二号から第四号までに該当するに至つた場合　本人

四　（略）

②　（略）

○　婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第四十九号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（設備の基準） 第十条　（略） ２・３　（略） ４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居室 イ　入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね四・九五平方メートル以上とすること。 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）	（設備の基準） 第十条　（略） ２・３　（略） ４　前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。 一　居室 イ　入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね三・三平方メートル以上とすること。 ロ・ハ　（略） 二～五　（略）

資料8

児童福祉施設最低基準の条例委任について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
（児童福祉法関係）

1．改正の背景

○　地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）で方針が示された以下の3つの重点事項のうち特に地方要望に係る事項を中心に、地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）に基づき関連法律の改正を行う。

（a）施設・公物設置管理の基準
（b）協議、同意、許可、認可、承認
（c）計画等の策定及びその手続

2．改正の概要

（a）施設・公物設置管理の基準の見直し

○　児童福祉法の一部改正

◆児童福祉施設・サービスの人員・設備・運営基準を、都道府県等の条例に委任。

◆人員・居室面積・人権侵害防止等の厚生労働省令で定める基準は「従うべき基準」、その他は「参酌すべき基準」とする。

◆ただし、保育所の居室面積基準については、厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間は、「標準」とする。

3．施行期日

○　平成24年4月1日

※　施行日から1年を超えない範囲内で、条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を条例で定める基準とみなす旨の経過措置あり

児童福祉施設に係る基準について

【従うべき基準】：条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

●人員配置基準

＜保育所＞

・保育士、嘱託医、調理員の配置

・保育士の数　→　0歳児3人につき1人、1歳、2歳児6人につき1人、
3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人

＜児童養護施設＞

・児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、（乳児が入所している施設の場合は）看護師、（心理療法を10人以上に行う場合は）心理療法担当職員、（実習設備を設けて職業指導を行う場合は）職業指導員の配置

・児童指導員と保育士の総数→　0～2歳児2人につき1人、3歳以上児4人につき1人、少年6人につき1人

●居室面積基準

＜保育所＞

・0、1歳児を入所させる保育所　→　乳児室の面積：1.65㎡／人　　ほふく室の面積：3.3㎡／人

・2歳以上児を入所させる保育所　→　保育室の面積：1.98㎡／人　　遊戯室の面積：1.98㎡／人

＜児童養護施設＞

児童の居室　→　　面積：4.95㎡／人（乳幼児のみの居室は3.3㎡／人）

●人権に直結する運営基準

虐待等の禁止、懲戒に係る権限の濫用禁止、調理室の設置（自園調理）、保育所における保育の内容、秘密保持等

【標準】：法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

保育所の居室面積基準（※待機児童問題が深刻でかつ地価の高い地域に限る。）

【参酌すべき基準】：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

衛生管理、入所者・職員の健康診断、（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設における）関係機関との連携等

児童福祉施設最低基準 「従うべき基準」一覧表

基準の種類	条項	規定内容
①人員配置基準	第8条ただし書（他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準）	入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第17条（第2種助産施設の職員）	・専任又は嘱託の助産師（医療法に配置が規定されている助産師とは別に最低1人配置） ・第2種助産施設の嘱託医の要件：産婦人科の診療に相当の経験を有する者。
	第21条（乳幼児10人以上を入所させる乳児院の職員）	・小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、（対象者10人以上に心理療法を行う場合は）心理療法担当職員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ※乳幼児20人以下を入所させる施設は個別対応職員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・看護師の配置（最低7人配置） 2歳未満の乳幼児おおむね1.7人につき1人 2歳～3歳未満の幼児おおむね2人につき1人 3歳以上の幼児おおむね4人につき1人 ※看護師は、保育士又は児童指導員をもって代えることができる（ただし、乳幼児10人の乳児院には2人以上、乳幼児10人を超える場合は、おおむね10人増すごとに1人以上の看護師を配置）。 ※乳幼児20人以下を入所させる場合には、上述の保育士のほか、保育士を1人以上配置。
	第22条（乳幼児10人未満を入所させる乳児院の職員）	・嘱託医、看護師、家庭支援専門相談員、調理員又はこれに代わるべき者 ・看護師の配置（最低7人配置（1人を除き、保育士又は児童指導員で代替可能））
	第27条、第30条（母子生活支援施設の職員）	・母子支援員、嘱託医、少年を指導する職員、調理員又はこれに代わるべき者、（対象者10人以上に心理療法を行う場合は）心理療法担当職員 ・母子20世帯以上を入所させる施設の場合は、母子支援員2人、少年を指導する職員2人 ・保育所に準ずる設備の保育士の配置（最低1人配置）乳幼児おおむね30人につき1人
	第28条（母子支援員の資格）	母子支援員の資格要件
	第33条（保育所の職員）	・保育士、嘱託医、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・保育士の配置（最低2人配置） 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人 3歳～4歳未満の幼児おおむね20人につき1人 4歳以上の幼児おおむね30人につき1人 ※認定こども園である保育所の場合 乳児おおむね3人につき1人 1歳～3歳未満の幼児おおむね6人につき1人 3歳～4歳未満の幼児： 短時間利用児：おおむね35人につき1人 長時間利用児：おおむね20人につき1人 4歳以上の幼児： 短時間利用児：おおむね35人につき1人 長時間利用児：おおむね30人につき1人
	第38条（児童厚生施設の職員）	児童の遊びを指導する者の配置、資格要件

第42条（児童養護施設の職員）	・児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、（乳児が入所している施設の場合は）看護師、（対象者10人以上に心理療法を行う場合は）心理療法担当職員、（実習設備を設けて職業指導を行う場合は）職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童指導員及び保育士の配置（児童45人以下を入所させる施設にあっては、下記に更に1人以上を加える。） 3歳未満の幼児おおむね2人につき1人 3歳以上の幼児おおむね4人につき1人 少年おおむね6人につき1人 ・看護師の配置（最低1人以上配置） 乳児おおむね1.7人につき1人
第43条（児童指導員の資格）	児童指導員の資格要件
第75条（情緒障害児短期治療施設の職員）	・精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・心理療法担当職員、家庭支援専門相談員の資格要件 ・心理療法担当職員の配置 おおむね児童10人につき1人 ・児童指導員及び保育士の配置（総数） おおむね児童5人につき1人
第80条（児童自立支援施設の職員）	・児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員、（対象者10人以上に心理療法を行う場合は）心理療法担当職員、（実習設備を設けて職業指導を行う場合は）職業指導員 ※児童40人以下を入所させる施設は、栄養士を置かないことができる。 ※調理業務の全部を委託する施設は、調理員を置かないことができる。 ・家庭支援専門相談員、心理療法担当職員の資格要件 ・児童自立支援専門員及び児童生活支援員の配置（総数）：おおむね児童５人につき１人
第81条（児童自立支援施設の長の資格）	児童自立支援施設の長の資格要件 ※このほか、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の施設長の資格を新たに追加することを予定。
第82条（児童自立支援専門員の資格）	児童自立支援専門員の資格要件
第83条（児童生活支援員の資格）	児童生活支援員の資格要件
第88条の3（児童家庭支援センターの職員）	センター業務担当職員の配置、資格要件

②居室面積基準	第8条ただし書（他の社会福祉施設を併置するときの設備及び職員の基準）	入所者の居室、各施設に特有の設備、入所者の保護に直接従事する職員については、併置している社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることはできない。
	第19条（乳幼児10人以上を入所させる乳児院の設備の基準）	寝室（2.47㎡/人）、観察室（1.65㎡/人）
	第20条（乳幼児10人未満を入所させる乳児院の設備の基準）	乳幼児の養育のための専用の室（2.47㎡/人）
	第26条第1号～第3号、第30条第1項（母子生活支援施設の設備の基準）	母子室（30.0㎡/室） ※保育所に準ずる設備を設けるときは、保育所の居室に関する規定を準用
	第32条第1号～第3号・第5号・第6号(保育所の設備の基準) ※　乳児室（第2号）、ほふく室（第3号）、保育室又は遊戯室（第6号）の面積基準は、待機児童が多く、地価の高い地域では「標準」とする。	・0、1歳児を入所させる保育所 乳児室（1.65㎡/人）又はほふく室（3.3㎡/人） ・2歳以上児を入所させる保育所 保育室（1.98㎡/人）又は遊戯室（1.98㎡/人）
	第41条第1号・第2号（児童養護施設の設備の基準）	児童の居室（4.95㎡/人（乳幼児のみの居室は3.3㎡／人））
	第74条第1号・第2号（情緒障害児短期治療施設の設備の基準）	児童の居室（4.95㎡/人）
	第79条第2項（児童自立支援施設の設備の基準）	児童の居室（4.95㎡/人）
③人権に直結する運営基準等	第9条（入所した者を平等に取り扱う原則）	入所した者を平等に取り扱う原則
	第9条の2（虐待等の禁止）	法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為の禁止
	第9条の3（懲戒権限の濫用禁止）	法第47条の規定により施設長が懲戒するとき等に関する権限の濫用禁止
	第11条（食事）	児童福祉施設における自園調理の原則、及びその場合の留意事項
	第14条の2（秘密保持等）	職員の守秘義務、施設が秘密保持のために必要な措置をとる義務
	第15条（助産施設の医療法上の位置づけ）	・第1種助産施設：医療法の病院又は診療所である助産施設 ・第2種助産施設：医療法の助産所である助産施設
	第19条第1号、第26条第2号、第30条第1項、第32条第1号・第5号、第41条第1号、第74条第1号、第79条第2項（設備の基準（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設））	調理室の設置（乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設）
	第32条の2（保育所での食事に関する外部搬入の特例）	第11条第1項（自園調理の原則）に関わらず外部搬入を認める要件
	第35条（保育指針）	保育の内容を、厚生労働大臣が定めること。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律　新旧対照条文

○　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
第三十条の二　都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条第二項及び第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。	第三十条の二　都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親（第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。第三十三条の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の三、第四十五条第一項及び第二項、第四十六条第一項、第四十七条第二項並びに第四十八条において同じ。）及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。
第四十五条　都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。	第四十五条　厚生労働大臣は、児童福祉施設の設備及び運営並びに里親の行う養育について、最低基準を定めなければならない。この場合において、その最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
②　都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。	
一　児童福祉施設に配置する従業者及びその員数	
二　児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとし	

て厚生労働省令で定めるもの

三　児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

③　児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

④　児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十五条の二　厚生労働大臣は、里親の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

②　里親は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条　都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　（略）

③　都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の

---

②　児童福祉施設の設置者及び里親は、前項の最低基準を遵守しなければならない。

③　児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

第四十六条　都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　（略）

③　都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達

基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④　都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五の二（略）

六　都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

六の二　都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四（略）

七　都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条第一項又は第四十五条の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害

しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④　都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第五十条　次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一～五の二（略）

六　都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

六の二　都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条の最低基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第五十六条第三項において同じ。）

六の三、六の四（略）

七　都道府県が、第二十七条第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五条の最低基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期

児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。） 七の二～九（略）	治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。） 七の二～九（略）

附　則（抄）

（保育所に係る居室の床面積の特例）

第四条　都道府県が第十三条の規定による改正後の児童福祉法第四十五条第一項の規定により条例を定めるに当たっては、保育の実施への需要その他の条件を考慮して厚生労働省令で定める基準に照らして厚生労働大臣が指定する地域にあっては、政令で定める日までの間、同条第二項の規定にかかわらず、保育所に係る居室の床面積については、同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとする。

資料9

「ケア内容検討会」の検討経緯

目的

○平成２２年度において、子どもの状態を適切に把握する指標の開発やケア標準の作成について検討するため、「ケア内容検討会」を設け、タイムスタディ調査（業務量調査）等のグループインタビューに協力いただいた施設の中から参加を得て、具体的なケアの内容や自立支援計画などについて討議・分析を行い、「子どもの状態に応じた適切なケア」とは何かという共通認識を作成し、ケアの向上を図っていくにあたり必要な議論のために、たたき台の作成を行うこととした。

メンバー

委員長	山縣　文治	大阪市立大学大学院人間福祉学科教授
	筒井　孝子	国立保健医療科学院福祉サービス部福祉マネジメント室長
	西山　秀則	みちのくみどり学園養育部長（児童養護施設）
	大塚　哲司	梅光児童園施設長（児童養護施設）
	山下　　学	鳥取こども学園希望館副館長（情短施設）
	中島　喜伸	大村椿の森学園園長（情短施設）

検討経過及び今後

○平成２２年７月２１日に第１回を開催し、８月２４日、１０月２７日、１２月１日、平成２３年２月８日の計５回の会合を開催。その後委員間で連絡をとりながら５月にたたき台をとりまとめた。

① 委員の所属施設で実際に作成している自立支援計画を基に、支援目標や支援内容の共通項を見出して整理し、支援目標のテーマ分類案等を作成

② 各テーマ分類案等ごとに、児童の目標およびその際に行われる職員の支援内容について整理

③ 「児童目標と支援方法」の形にとりまとめ

○平成２３年度において、新たなワーキングを設け、更に検討を進める。

児童目標と支援方法一覧表

Ⅰ　基本的生活	
	1：身体的健康に関すること　～身体的成長（身長、体重、体力、視力、聴力、第二次性徴等）～
	2：食事に関すること　～栄養バランス・マナー等～
	3：排泄等に関すること　～処理と清潔～
	4：着脱に関すること　～ホック、スナップ、ファスナー、ボタン、紐結び、適切な着衣選択～
	5：身体清潔に関すること　～頭髪、躯幹、四肢に関する衛生観念の育成～
	6：睡眠に関すること　～安定した充分な睡眠リズム～
	7：遊び・趣味等余暇活動　～施設生活場面における遊び、趣味、交友など～
	8：自己管理等（整理整頓・洗濯・清掃他）
	9：報・連・相　～幼稚園・学校・バイト先・家庭等からの連絡、外出先などについて年齢に応じた適切な報告・連絡・相談～
Ⅱ　自己形成等	
	1：自己選択・自己決定　～意思決定を支え自信を与える。自分で意思決定できる～
	2：自己実現　～夢を大切にし実現できるよう努力する～
	3：自己有用感・自己効力感　～誰かの役に立つことを喜び社会的自我の基礎を築く～
	4：自尊感情（自己肯定感）　～入所児が自身を大切な存在と感じ、I am OK！と思えること～
	5：自己理解　～思考パタン、行動パタン等の言語化（国籍問題やルーツを含む～
	6：自己表現　～失敗を恐れない心～
Ⅲ　対人関係	
	1：愛着形成（良好な二者関係の基礎）　～特定の職員との退行的時間の共有～
	2：他者理解
	3：集団適応（三人以上）　～他児との協調、他者への配慮を養う～
Ⅳ　社会生活	
	1：規範意識　～社会的なきまりを守る～
	2：適切な金銭感覚の獲得
	3：社会参加　～地域活動等に参加する～
	4：性モラル形成
	5：リービングケア
Ⅴ　学校との関係	
	1：進路の支援（選択）
	2：安定した通学
	3：施設における学習
	4：部活動
Ⅵ－1　家族との関係調整・家庭復帰に向けた取組（主たる保護者）	
	1：施設入所にいたった経緯の理解
	2：生活状況
	3：経済状況
	4：子どもの状況に対する理解・対応
	5：家族自身の対人関係･社会性
	6：家族の疾患について
	7：家庭復帰に向けての訓練
	8：関連機関との調整
Ⅵ－2　家族との関係調整・家庭復帰に向けた取組（児童本人）	
	1：入所の理由の理解
	2：親に気持ちを話せる
	3：親との関係作り
	4：親と過ごす練習
	5：自身の身の守り方
	6：退所について

Ⅰ　基本的生活

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
1：身体的健康に関すること　～身体的成長（身長、体重、体力、視力、聴力、第二次性徴等）～					
	○			不調や傷病を周りの大人に訴えることができる	・子どもの様子を観察し、痛い部位等を触って見せながら身振りや発声で訴えられるよう促す。
		○		体調・症状について支援職員、学校の担任教員等に説明することができる。	・日頃より児童と健康管理について話をする。 ・定期的に健康診断・検便等を行う。 ・不調、傷病の症状を具体的に教え訴えるよう促す。 ・毎日、健康チェックを行う（起床時、機嫌、食欲、顔色などの観察）。 ・身体的成長や発育状況の確認を行う。 ・食事前うがい手洗いの声かけをする。 ・体調が悪い時受診対応を行う（一緒に受診）。 ・精神科・慢性疾患の受診対応をする。 ・薬等の服薬援助を行う。 ・必要に応じ検温を行う。
		○		できる範囲で体調管理に努める	
		○		服薬が行える	・薬の服薬確認、援助を行う。必要に応じ食品に混入するなど工夫する。
		○	○	第二次性徴を正しく理解する・自身の体の変化をポジティブに受け入れる。	・年齢や状況に応じながら子どもに応じて適切に理解できるよう援助する。
			○	体調管理に努め、自身で判断しながら休養や通院の必要を支援職員に訴え、行うことができる。	・日頃より児童と健康管理について話をする。 ・定期的に健康診断を行う。 ・不調、傷病の症状を具体的に教え訴えるよう促す。 ・毎日、健康チェックを行う（起床時、機嫌、食欲、顔色などの観察）。 ・身体的成長や発育状況の確認を行う。 ・食事前うがい手洗いの声かけをする。 ・体調が悪い時受診対応を行う（一緒に受診）。 ・薬の服薬確認、援助を行う。 ・精神科・慢性疾患の受診対応をする。 ・必要に応じ検温を行う。
2：食事に関すること　～栄養バランス・マナー等～					
	○			自分で飲む、自分で食べる。	・スプーン、フォーク、コップの握り等を教え、必要に応じて介助する。
	○	○	○	いろいろな味を楽しみ、好き嫌いなく食べる。	・いろいろな食材、食品、調理を工夫し、食の経験を豊かにする。
	○			落ちている物や誰の物か分からない物を口に入れない。	・乳児が口に入れてはいけない物を放置しない（安全への配慮）。 ・異物を口に入れてしまった場合は、驚かさぬよう注意しながら、はっきりとダメであることを伝える。
		○		食べ過ぎないで適量の食事を摂る。	・配膳（自分でご飯等を盛る）支援 ・食器、弁当箱の洗い方支援 ・嗜好調査（栄養士が中心となって） ・食後の掃除 ・児童禁止食品の確認 ・肥満児童への食事支援 ・子どもに合わせて好き嫌いを理解し適量を盛りつける。（自発的な手伝いを認める） ・食材の買い物に一緒に行く。 ・外食するなど食に対する情報を与える。 ・栄養士を中心に、バランスのとれた献立をたてる。 ・調理補助の経験機会を与える。 ・メニューに応じ食器を用意する。 ・食材や調味料等の買い物、調理、盛りつけなどを見せ、子どものアイデアを取り入れる。
	○	○		食べず嫌いや好き嫌いをしないで、さまざまな食品を食べる。	・配膳の際に食事量を確認し、必要時には指摘をする。 ・間食を把握し必要に応じて調整を促す。 ・偏食に対して、一口だけでも食べられるよう支援する。 ・職員が子ども時代に嫌いだった食品を話題にし、どんな風に克服したかについて経験を聞かせ、食べてみようというチャレンジ心を刺激する。
		○		メニューに応じた食器具の選択とマナーの習得。	・配膳時にお皿が良いか鉢が良いか、箸が良いかフォークが良いかを子どもに尋ねたり、実際に配膳を任せるなど食に積極的に関われる機会を与える。
		○		落ち着いて食事を摂る	・複数の子どもが居る場でも、落ち着いて食事を摂れているか確認、促しの実施。 ・他児が刺激になる場合は、1人で落ち着いて食事を摂る空間を用意する。
			○	社会的場面での食事マナーの習得。	・施設の食事場面で、配膳位置や調理ごとに異なる食べ方について教えたり、外食機会を設け洋食器の扱い順序等を体験させる。
			○	栄養について知り、バランスのとれた食事を心掛ける。	・栄養士と一緒に自炊訓練をするなど、献立を話し合う段階で簡単な栄養バランスについて教える。 （・退園時に栄養士手作りの一人暮らし養献立レシピを手渡す）

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
3：排泄等に関すること　～処理と清潔～					
	○			排尿・排便を周りの大人に知らせる。	・下腹部や臀部を触ったり、「ウンチ」「シッコ」など言葉で伝えられるよう促す。 ・排泄指導の職員の基本的態度として、排泄に罪悪感を持たせることがないよう、失敗しても嫌な顔をしたり叱ったりせず笑顔で励ますよう心掛ける。排泄に関して抱くネガティブイメージは意外に心の傷となる場合があり、他の精神症状に繋がる可能性があるので留意が必要。当然、上手にできたときには誉め、自信を与える。
	○			尿意や便意を周りの大人に伝える。	
	○			自分で排泄（おまる等）する。トイレの水を流す。	
		○		排泄後、清潔に処理（お尻ふき等）をする。	・登校前、外出前などのトイレへの促し ・夜尿時などの洗濯支援 ・定期的な排泄の声掛け。但し、頻回過ぎると強迫性を強化するので注意が必要。 ・排泄後の確認（拭き取りや遺尿など） ・夜尿時などの着替え、汚物処理支援 ・トイレ掃除をする（常に清潔にしておく）。 ・失敗時、発見、報告を受けたら片付け、着替えを手伝い、清潔に早期に回復するように努める。 ・排泄後の処理を適切に行えるように教える。 ・排泄後、及び洗濯時に下着をチェックする。 ・失敗時は早期に清潔に回復するようにする。
		○		トイレを清潔に使用する。	
		○		失敗時の報告、片付け、着替えをする。	
			○	（女子）生理用品の正しい使用と適切な処理の習慣化。	・初潮を迎える前に、あらかじめ女性職員が適切な処理について教えておく。 ・子どもが面倒くさがっても肯定的に受け入れられるよう支援する。
			○	（男子）汚れた下着等を適切に処理する。	・あらかじめ男性職員が夢精等が起こるかもしれないことを予告し、適切な処理について教えておく。
4：着脱に関すること　～ホック、スナップ、ファスナー、ボタン、紐結び、適切な着衣選択～					
	○			自分で脱ぐ。自分で着る。自分で穿（履）く。	・発達に応じて介助しながら、時間が掛かってもできるだけ本人にやり遂げさせ、子どもの意欲を損なわないよう留意する。
	○			ファスナー、スナップ、ホック、紐結び等の動作を獲得する。	・連続する複数動作の一つ一つの動作を獲得する度に誉め、意欲を高める。
		○		季節や当日の天候に合わせた着衣を選択する。	・衣替えなど定期的な衣服の入れ替え支援 ・日々の衣服状況の見守り（気候、天気を考え体調を子どもに確認の上） ・行事などの際の衣服準備支援 ・月ごと（季節ごと）に衣類の調整、買い足し等の支援 ・登校時、外出時等に衣服の状況の確認と支援を行う
		○		季節に合わせた服を着ることができる	
			○	イベントや礼典等に応じて適切な着衣や靴、持ち物を選択する。	
			○	制服を着崩さずに着ることができる	・姿見の鏡を用意し、子どもが自分でチェックできるようにする。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
5：身体清潔に関すること　～頭髪、躯幹、四肢に関する衛生観念の育成～					
	○			怖がらないで支援職員に洗顔や洗髪、散髪や爪切り、耳かき、歯磨き等を任せられる。	・穏やかで優しい声掛けを心がけながら介助し、清潔が保たれていることを伝え一緒に喜ぶ。「綺麗になったよー」等。
	○			自分で洗顔、洗髪、背中以外の体洗い、手洗い、うがい、歯磨き等をする（※仕上げは支援職員）。	・できるだけ支援職員も子どもと一緒に（やって見せ）しながら楽しく行い、習慣化できるよう援助する。
		○		ある程度綺麗に洗顔、洗髪、体洗い、手洗い、うがい、歯磨き、爪切りをする。	・入浴時の見守り ・日々の洗面、歯磨き、手洗い、うがいの見守り ・定期的な爪切り、耳かきの声掛けや支援 ・洗体、洗髪の見守りと援助（一緒に風呂に入り指導する） ・日々の洗面、歯磨き、手洗い、うがいの確認
			○	衛生観念を養い、清潔を保つ。	・衣服や下着の汚れ、無精髭など同性の職員が声掛けし意識を高める。
6：睡眠に関すること　～安定した充分な睡眠リズム～					
	○			安心して入眠する。しっかり眠る。	・就寝時の着替え等 ・本読み ・夜尿起こし ・夜尿シーツの準備 ・就寝時間、起床時間を設定しておく。 ・布団シーツ、パジャマ等常に清潔にしておき心地よく寝れるようにする。 ・安心して寝れるよう添い寝をする。 ・入眠中の巡回確認 ・入眠感の声かけ確認と寝起き状況の確認をする。 ・声かけによって起床を促す。 ・天候の良い土日を利用して支援職員と一緒に定期的に布団を干すよう促す。
		○		充分な睡眠を取り、爽やかに目覚める。	
			○	体調を考慮しながら充分に睡眠を取る。	
			○	目覚まし時計等を使って自分の意思で目覚める。	・目覚まし時計を貸与し、自覚を促す。
7：遊び・趣味等余暇活動　～施設生活場面における遊び、趣味、交友など～					
	○			オモチャや絵本、創作活動など一人遊びに熱中する。	・導入としておもちゃを使って一緒に遊んだり、絵本を読み聞かせる。
	○			オモチャや物を何かに見立て、イメージを膨らませて遊ぶ。	・見立てたイメージについて語らせ、喜怒哀楽豊かに子どもの話に反応する。
	○			平行遊びをしながら同年代他児と一緒の空間で過ごす。	・遊び時間を設定し、子ども同士で自由に遊べるようにする。
	○			他児との関わりを楽しんだり、ごっこ遊びをする。	
		○	○	様々に発想しながら遊びを創造する。	・地域の友達との交流支援 ・地域の展示会・芸術発表 ・招待行事の参加等の引率支援 ・スポーツ・芸術のサークル、クラブに積極的に促し、参加させる。 ・体験を増やしていく。 ・職員と一緒にする。 ・社会的なつながりの体験に慣れさせる。
		○	○	特定のスポーツや芸術活動、知的満足を得ること等に熱中する。	
		○	○	仲間と一緒に好きなこと（テレビゲームや携帯ゲームを除く）をして楽しむ。	

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
8：自己管理等（整理整頓・洗濯・清掃他）					
	○			オモチャを出す、片付ける。洗濯物を洗濯篭に入れる。ゴミをゴミ箱に捨てる。	・子どもに分かりやすい場所に子どもが扱いやすいように篭などを置き、片付けを促す。
		○		自分の持ち物を自分の収納スペースに片付ける。	・洗濯支援 ・定期的に私物の確認を行う ・季節に応じた衣類の整理整頓 ・おもちゃ等の定期的な消毒 ・ケースによってはチェック表、トークンを活用し承認する ・各自の収納スペースを確保する。 ・共有するものに関しても収納スペースを はっきりさせておく。 ・使ったら元に戻すように声かけし促す。 ・個人の持ち物を自分のものとして大切にするよう促す。 ・部屋の整理整頓、習慣化できるまで職員が一緒に片付け導く。 ・整理整頓されていると使いやすいことを強調し、意識づける。 ・使ったものの片付けを声かけし習慣づける。 ・持ち物への記名をする。（自分で記名したい子についてはさせる）
		○		みんなで使う物を使用後、決められた場所に片付ける。	
		○		洗濯物を洗濯機もしくは洗濯篭に入れる。	
		○		固有スペース（ベッド、机、タンス等）の整理整頓ならびに清潔を保ち、適度な清掃を心掛ける。	
		○		自分の持ち物に記名したり他に紛れない工夫をする。	
			○	共有スペース（食堂、廊下、集会室、体育館、グラウンド、浴室、トイレ等）の整理整頓や清潔に気配りし、進んで環境改善のために努力する。	・家具の購入や配置、整理や掃除の仕方について、できる限り子どもの意見を取り入れる。
9：報・連・相　～幼稚園・学校・バイト先・家庭等からの連絡、外出先などについて年齢に応じた適切な報告・連絡・相談～					
	○			トイレ等一人で行動する際に、近くにいる大人に声を掛ける。	・状況が把握できるように、具体的に質問をする（責める言い方にならないように注意する）。 ・単語で答えられるように質問をする。 ・状況を整理し、児童に再度確認をする。 ・その都度、言い方、伝え方（起承転結、５W1Hなど）の練習を行なう
	○			遊びの中での出来事や幼稚園での出来事等を身近な大人に話す。	
	○			困っていることなどを身近な大人に相談する。	
		○	○	危険や災害を察知した際、速やかに支援職員に報告し相談する。	・地域との連携 ・地域学校等との連絡調整 ・支援学校との連絡会等 ・危険な状況などの報告するよう指示する。 ・災害などの避難、危険回避の訓練をする。 ・危険、災害時の報告相談の支持を徹底する。 ・災害時にどのように行動するか訓練をする。
		○	○	学校、クラブや部活、地域の子供会や遊びの中での出来事を支援職員に話し、必要に応じて相談する。	・普段から何でも話せる関係性を構築するよう努める。
		○	○	学校や子供会、クラブや部活等からの連絡やプリントを速やかに支援職員に報告・伝達する。	
		○	○	家族や他の支援職員等からの伝言を当該支援職員に正しく伝える。	
		○	○	外出する際、①誰と②どこへ③どうやって行き④何時頃に戻る予定か事前に支援職員に伝える。	・小舎制の場合、職員がユニット（ホーム）を不在にする際は予め入所児と隣接ホーム職員並びに事務所職員に伝えて、子どもに隣接ホーム職員及び事務所職員に①②③④を伝えてから外出するよう指示。職員は連絡漏れのないよう努める。

Ⅱ　自己形成等

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
1：自己選択・自己決定　～意思決定を支え自信を与える。自分で意思決定できる～					
	○			自分のやりたいこと遊びなどを選びチャレンジする	・幼稚園の担任と連絡を取り何に興味を持っているか何に取り組んでいるのか把握しその子どもに声をかけ協力する。 ・子どもと一緒に遊ぶ。 ・幼稚園の設定保育や自由保育場面で自ら遊びを見出したり創出したりして楽しめているかについて話題にし、子どもの言葉に耳を傾ける。 　この目標について幼稚園教員の評価と支援方法について懇談等を通じ話し合う。 ・「どうしたいか」を意図的に問いかけ、自分の気持を言う訓練をする。 ・したいことが叶えられる体験を提供する。
	○			幾つかある中から遊びたいオモチャ、身に付けたい着衣や靴などを選ぶ。	
	○			自分のしたいことを選択し決める。	
		○	○	自分が意欲を持って活動できることを見つける	・学校での活動を担任と連絡を取り、把握しておくそして家でもいろいろな多種の活動に導いて幅を拡げる。 ・思いっきり子どもが活動できるように協力する。（用意、準備ｅｔｃ） ・国語、算数（数学）、理科、社会、英語、音楽、美術（図画工作）、家庭科、体育など教科毎の目標を能力に応じ個別に話し合い、子どもの努力を認めたり成果を誉める（子どもが持ち帰るテストの答案や成績通知表には必ず目を通し）など学習への意欲が向上するよう 働き掛ける。 ・スポーツ少年団や部活動、委員会活動をバックアップする。
		○	○	学校場面で他児の意見に流されず、自分の意見を述べることが出来る	・学級会、班会や委員会、級友同士の遊びなど学校場面で意見交換や採択する場合、人の意見に流されることなく自身の意見を自信を持って述べられるようになることを奨励する。この目標について学校教育の評価と支援方法について懇談等を通じ話し合う。
		○	○	進路（就職、進学）について自分の意志で決定できる	・担任と職員と本人とで一緒に話し合いそれぞれの立場での意見を出してもらい、それを参考にした上で本人自身が自信もって意志決定を行う。 ・学校で進路選択にあたっては、施設職員と一緒に検討するものの、最終決定は自分の意志を教員にぶれなく伝えられるように励ます。
		○	○	日用品や玩具、文房具、着衣等の購入時に適切な価格帯の中から好みの物を選択する。	・土日を利用して生活に必要な用具や衣類、靴などの購入に子どもたちを連れ出す。
		○	○	生活で使うあらゆる物について選択し、使用する。	・食器や掃除道具、衣類や靴などできるだけ自己選択を促す。適確な選択をし良い成果が得られたときに誉める。
		○	○	周囲に流されないで意見や行動を選択したり決定したりする。	・ユニットや子ども同士で話し合う場面をとらえて、自身行動や意見を自分の納得を伴って選択できるよう促し、良い成果が得られたときに誉める。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
2：自己実現　～夢を大切にし実現できるよう努力する～					
	○			設定された時間を上手に使いしっかりと遊びきる	・熱中できる遊びの材料（場所、物）を提供し、時間をたっぷり与える。
	○			幼稚園場面で与えられた役割（リーダーや当番、楽器、配役など）をやり遂げる	・幼稚園生活を送る中で与えられた役割を自分なりに達成し、満足を得ているものについて共感し賞賛、時に励ます。
	○			自分でやりたいと決めたこと（脱ぐ、着る、穿く、食べる等）を周囲の大人に主張しチャレンジする。	・どうしても時間的に制約がある場合を除いて主張を受け入れ、できるだけ最後までやり遂げられるように支援する。
	○	○		絵画や造形等のびのびと表現し、成果や作品を楽しむ。	・子どもの興味を示ししたがることに対して積極的に協力する。またアイデアを提供する。 ・芸術系の塾やクラブ活動、スポーツ少年団等のバックアップ。
		○		自らに課題を課して挑戦し努力する。（有言実行）	・芸術や、スポーツや、学習等に自ら課した目標を達成できるよう励ます。
		○		自分の考えを述べ、提案した事柄を具体化できるよう努力する。	・行事等を職員で一方的に決めてしまうのでなく、子どもに意見表明の機会を与え、共に考える共に作り上げる風土を作る。 ・施設生活について、子どもの提案を促し、良い意見はできるだけ吸い上げる形で具体化できるよう支援する。
		○		能力に合わせた学習や取り組みをして達成感を味合う	・担任と連携の上補習授業などに参加させる。 ・連絡帳等で密接な連絡を取り合い、施設でも苦手部分の学習を補強する。 ・達成できたときには褒め、がんばりを評価する。 ・学習年齢に合わせた教材の提供を行う ・学習に付き添い、躓きを支える
		○		いろいろな体験をして社会経験を増やし達成感を味合う	・学校での行事やグループ学習など友達と取り組んで達成感を味合えるように協力する。 ・行事等を通じて体験する場面を用意する ・行事等に子どもの意見を取り入れ、実施する ・行事等で子ども達に役割を持たし、自分たちで達成する感覚を提供する
		○		将来のことを考え、夢やしたいことを探す	・先生のいろいろな体験談を聞く。 ・学校の活動を積極的にして友達と自分たちの将来のこと夢を語り合うこと見守る。 ・社会体験活動を行う ・仕事を調べられる場面を用意する
		○		担任、職員と将来、そして進路を相談する	・子ども達が相談するように促す。
		○		目標（就職、進学、その他）を持ち具体的に行動できるようにする	・目標に向けて何をすべきか進言し具体的に行動できるよう協力する。 ・自分に合った目標の建て方の練習をする ・目標を達成するための計画作りを練習させる ・計画を実施し、目標が達成される成功体験を積ませる
			○	スポーツや芸術（美術、音楽、文学、料理等）を通じて技能と個性を磨き、目標達成のために努力する。	・努力によって得た賞などを生活の中で公表し賞賛するとともに、みんなで応援していることを伝える。時には試合や発表会に他児らを伴って出掛ける。
			○	将来の目標に向かいステップを昇るよう計画的に努力する。	
			○	現実を認識した進路選択ができる	・自分のやりたいことや望みに繋がるように相談に乗ったり進路先を見学に行ったりして現実的にしていく。 ・在籍中学や高校の職員と連携しながら、正しい進路情報を提供 し、児童自らが進路を選択・決定できるよう奨励する。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
3：自己有用感・自己効力感　～誰かの役に立つことを喜び社会的自我の基礎を築く～					
	○			簡単なお手伝いやお使いができる。	・お手伝いのできる環境を作り実際やってもらう。 ・お手伝いができたことを評価し、してくれたことを褒める。
		○		自分の役割を果たしクラスでの自分の存在感を感じる	・一人では出来ないことが、みんなでやると素晴らしい成果を得られることにについて強調し、子どもの担った部分が全体にとってどれほど重要な働きであったかを解説しつつ誉める。 ・行事等で役割を提供し、達成感を持たせる ・自分の仕事を成し遂げた信頼を得たことを自信につなげるよう褒め認める。 ・生き物を育てる。
		○		自発的に支援職員を手伝ったり、お使いをしたりする。	・自治会の話し合い等の支援 ・談話室等の掃除支援 ・職員の忙しいとき、できるだけ子どもに協力を仰ぐ。 ・どのような時に手伝いが必要かを体験させる。 ・気づきを大切にする。 ・手伝いをしてもらうことにより生活の内容を理解してもらう。
		○		自ら生活環境改善等についてのアイデアを出したり、実行する。	
		○	○	子ども同士のもめ事を仲裁したり、他児のために力を貸したりする。	・もめ事があった時は、職員に相談、報告をする。
			○	自治会活動等で役割を担い、施設環境の改善について提言する。	・他児から推挙され与えられ果たせている役割について肯定的に伝えながら誉めたり励ましたりする。
		○	○	自分の意見や思いを伝えることができる	・意見をみんなの前でいえるように練習準備しておくよう促す。思い切って言うことができるように支援する。 ・職員が代弁をしながら、言って良いこと、言い方を学ぶ ・適切な言葉、言い方を使用する練習を行う ・適切な言い方ができたときには、ほめて強化する
		○	○	頑張りや成長を認めてもらう	・担任と常に連絡を取り学校でがんばっていることは伝えてもらうようにする。そして褒め認める。 ・学校生活の中で採用された良い意見（スローガンや標語など）や作品（啓発ポスターなど）、学級や学校のために果たした貢献を誉める。 ・できた事を意図的にほめる ・失敗した場合は、できていたところまでほめる
		○	○	ボランティア活動などに取り組む	・イベントの役割や奉仕活動などに参加した際には評価し誉めて励ます。 ・理解し協力することを支援する。
			○	友達、先生に自分の意見を聞いてもらう	・自分の話を聞いてくれる信頼できる人が獲得できるように支援する。 ・見守る。
			○	家庭環境や自分の状況を理解の上進路選択する	・現実と向き合えるようにおかれた状況を理解していない場合は伝える。
			○	他者の成功を賞賛でき良さを認めあえる	・人のできていることを意図的に職員が褒める。 ・クラブの試案など他者を応援できる場面を用意する。
4：自尊感情（自己肯定感）　～入所児が自身を大切な存在と感じ、I am OK！と思えること～					
	○			自身について適度な有能感を得ている。	・存在を褒める声かけを実施する ・児童個人の物、時間がきちんと守られるように配慮する ・何故、学園にいるのか、丁寧に説明する ・少し努力すればできる事を目標にして実施してみるよう促し、できたときには誉める。 ・目標を段階付けにし、今どの段階にいるのかわかるようにする
	○			万（全）能感を口にする。	
		○	○	自身に適度な有能感を抱き、自信をもって、あるいは励ましや勧めに応えて新しい事柄にチャレンジする。	
		○	○	現実を受け入れながら、将来の目標や夢をより具体的なものへポジティブに修正する。	
		○	○	できることをこなせる	

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
5：自己理解　～思考パタン、行動パタン等の言語化（国籍問題やルーツを含む～					
	○			人と人との関わりの中で快や不快を感じ、感情形容詞を実際の自身の感情と一致して理解できる。	・何かあったときに「どうした？」と必ず確認する ・困っている、嫌そうな表情・行動をした時に声をかけ、困っていないか、嫌ではないか確認をする（感じているであろう感覚をこちらか意図的に言葉にするよう促す）。 ・他児の言動に巻き込まれたり、振り回されているときに、その状況を言葉で伝え、とるべき行動を促し、後にその時の感情を確認する。 ・暴力行為そのものには歯止めを実施 ・行為に至った気持ちを、一緒に確認し十分に認める
		○		言葉や手紙、日記などで自身や他者の感じ方、考え方、性格や能力、家族や友人との関係について語ったり綴ったり分析を加えたりする。	
		○	○	嫌な事があったときに、行動ではなく言葉で言えるようになる	
	○	○	○	自分の気持ちを言葉で表現できるようになる	・何かあったときに「どうした？」と必ず確認する ・困っている、嫌そうな表情・行動をした時に声をかけ、困っていないか、嫌ではないか確認をする（感じているであろう感覚をこちらか意図的に促す）。 ・他児の言動に巻き込まれたり、振り回されているときに、その状況を言葉で伝え、とるべき行動を促し、後にその時の感情を確認する。 ・暴力行為そのものには歯止めを実施 ・行為に至った気持ちを、一緒に確認し十分に認める
6：自己表現　～失敗を恐れない心～					
	○			自分で食べる、自分で着る、自分で穿くなど、やりたいことを周囲に自己主張する。	・自己主張を認め、たとえ上手にできなくても出来ていることについて誉めながら次の意欲を養わせる。
	○			感情を言葉で表す。	・場面をとらえて喜怒哀楽の表現を「○○しいねぇ」と教える。
	○			ことばを通して相手に伝えることや表現できる力を身につける	･１対１で話す機会を多く持つ ･食事時や団らんの時間に話す機会を大人が話しかけることによって多く持てるように計らう ･不安や不満を行動ではなく言葉で表せるように代弁をする ･自分の意見を言う練習を行う
		○		文書に思いや考えをしたためる。	・日記や作文などに事実の記述だけでなく、思ったことや気持ちなどを書く。
		○		同年代の子どもたちの間で自分の考えを述べたり、提案をしたりする。	・ホーム会や誕生会、小学生会などで発言の機会を与え、発言できたこと、発言の内容について誉める。
		○		自分の思いや考えをまとめ、論理的に話したり文章で表現する。	・年齢に応じた文章表現についてアドバイスを与える。
	○	○	○	スポーツや芸術（美術、音楽、文学、料理等）を通じて表現する	・良いところを伝え、励みに出来るよう支援する。

Ⅲ　対人関係

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
1：愛着形成（良好な二者関係の基礎）　～特定の職員との退行的時間の共有～					
	○			安心して身を任せて抱かれ、母乳（ミルク）を飲む。	・担当と1対1で関わる時間を用意する ・出勤時に、心理状態を含めた生活状況を確認する ・対象恒常性が養われているかについてチェック。
	○			あやすと目を合わせて笑う。	
	○			愛着対象を目で追ったり、後追いする。	
	○			人見知りをしてぐずったり泣いたり分離不安を示す。	
	○			愛着対象（特定の大人）から叱られても応じて行動を修正する。（注：抑圧を受け隷従的に応じるのではなく、愛着対象を喜ばせたい思いで応じることがポイント）	
	○	○		自分が守られていることの安心感を持つ	・いつもそばにいてくれる。何かあったときにきてくれる。という信頼関係を維持する。 ・自分は大事にされている感覚を得られる様な言葉かけ ・適度なスキンシップ（頭なでる等）をしながら会話をする ・怖い体験をする場合にすぐに守られる状況をつくる
	○	○		満たされた安定した大人との信頼関係により自尊感情の定着	・日常生活（寝る、ご飯を食べる、一緒に遊ぶ、風呂に入る、etc） ・大人と一緒にいる時間を増やす。 ・ことばをかける。 ・ほめられたり認められたりする中で信頼関係を結ぶ。
2：他者理解					
	○			身近な大人や子ども、絵本や物語の登場人物（人形や物など）に感情移入し、感じているであろう言葉を口にする。	・しっかりと子どもの話を聴く。
	○			相手の感情を察して適切に振る舞う。	・必ず職員をモデルにするので、職員が共感的に子どもに寄り添うことがポイントになる。
		○		他者の気持ちを理解する共感性を身につける	·感情の言語化から、思いを感じ取れるように支援する ·一緒に何かを成し遂げることをできるようにまたするように促す
3：集団適応（三人以上）　～他児との協調、他者への配慮を養う～					
	○			身近な大人と一緒に同年代の子どもの中で過ごす。	・10人弱の環境で落ち居て過ごせるか確認する。 ・児童が複数になると、落ち着かない状況になる場合は、個人行動に戻す。 ・複数の児童との関わりが向上し始めたら、少しづつ集団場面、社会場面（外出等）を広げていく。 ・状況を子どもと一緒に振り返る。
	○			同年代の子ども同士で簡単なルールを決め、仲良く遊ぶ。	・問題なく参加できそうな行事を選び、成功できる状況をつくる。 ・成功できるよう、行事の仕方を工夫する。 ・得意科目で集中ができる時間のみ、登校を実施する。 ・登校時に失敗しないよう、職員が自主学習時に学習指導を個別に行なう。 ・友達を招いたり、訪ねたりする機会を増やす。 ・自由保育場面で他児に交じって関わりを持ちながら楽しく遊べるよう教員の配慮を依頼する。
	○			幼稚園等設定保育場面や行事等で、ルールに従い、他児等と協調しながら集団行動ができる。	・友達を招いたり、訪ねたりする機会を増やす。 ・自由保育場面で他児に混じって関わりを持ちながら楽しく遊べるよう教育の配慮を依頼する。 ・発達障がい傾向のある児など特別な配慮を要する場合には、学校教員に子どもの特性を説明し学校場面での工夫や連携について依頼する。
		○		施設の体育館やグランド等で同年齢他児、異年齢他児に混じって行動し、主張したり譲ったりしながら楽しむ。	・子どもの遊びを時折観察し、上手に遊べていることやトラブルを上手に回避できていたことなどを話題にする。
		○		集団に生ずる軋轢やトラブルを解決するために努力する。	

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
		○	○	集団の中で自分の欲求をある程度まわりにあわせながら、友達を大切にして仲良く遊ぶ（友人関係に対する不安、不満の解消、グループ活動を通して友達とともに達成感を味わう）	・施設内でも友達を呼んで交流が持てるように環境や雰囲気作りを支援していく。 ・友達があそびにきてもらえるように家の中の生活を落ち着ける。 ・心地よくかえってもらえるようにこころがける。 ・学校場面や放課後の時間や休日に学校の友達と交わって遊べるよう、子どもと交友を話題にする中で相互理解が深められるよう助言を与える。 ・職員が介入しながら、子どもの言葉を代弁しながら言葉の補足をする ・喧嘩の介入、整理、仲直りを促す ・相手が不快になる言動を指摘する ・がまんすることも覚え、家でそのことを話し発散できるようにする。 ・話を聞いてあげるようにする。 ・発達障がい傾向のある児など特別な配慮を要する場合には、学校教員に子どもの特性を説明し学校場面での工夫や連携について依頼する。 ・集団の中でとるべき行動を教え、できたらほめる ・自分の意見は言い、相手の意見と調整する練習を行う
					・小グループ活動を計画し役割を持たせながら、楽しい体験を通して共感性や自信につなげいく。 ・積極的に参加できるように協力する。 ・班別行動やグループ活動に交わり、失敗を恐れず自信を持って意見を述べたり活動できるよう教員の配慮を願う。
			○	集団に上手く馴染めない他児に配慮し、上手く交われるよう工夫する。	・子どもが他児に良い援助を与えていた際には見逃さず、できるだけ早い段階で支持し、誉める。

Ⅳ　社会生活

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
1：規範意識　～社会的なきまりを守る～					
	○			ひとりでできる遊びや日常生活の中で物の使い方の習得を通して、社会性や理性を獲得する	・大人と子ども一対一で遊ぶ機会をつくる。 ・1対1の関係の中に、一定のルールを設ける ・職員との遊びで自信をつけ、勝負に負けても受け入れられるようにする ・ルーティーン業務中も一緒にそのことを見せ話しかけ何をしているか教える。 ・共有のオモチャ、本人所有のオモチャ、他児のオモチャを区別し、他児のオモチャを使用したい場合には許可を得たり、本人所有のオモチャを他児に貸し与えたりコミュニケーションを通じて社会性を養わせる。
	○			集団の中で協同する遊びを通して役割分担やルールのある遊びを覚える	・職員と共に他児と関わる場面を設定する ・友達の家に遊びに行けるように、友達に遊びに来てもらうようにして、友達と一緒に遊べる機会を増やす。 ・他児と関わる際に、良好な関係を築くように誘導する ・友達の親とのコミュニケーションも大事。 ・遊びや作業の中で異なる役割を担いながら協同（協働）によって何かを完成したり達成することで、他の人と繋がって一人ではでき得ないことを成し遂げる成果を楽しめるよう導く。 ・ルールのある遊びを意図的に用意し職員も含め遊ぶ。
		○		日常生活の中で大切なマナーや道徳的な内容を理解する	・一緒に生活する中で理解を促す。（食事の時、遊ぶとき、風呂に入るとき、団らんの時、etc） ・大人がモデルとなり声をかけ、促し伝えていく。 ・あいさつを中心に、生活の中で「ありがとう」「ごめんなさい」「いただきます」「ごちそうさま」「こんにちは」「さようなら」など感謝や謝罪の言葉が自然と口に出来るよう導く。 ・日常生活の中でのトラブルを好機として捉え、当事者である子ども達と振り返りをしながら、互いの誤解を整理しつつその行為が相手にどのように捉えられ何が相手を傷つけたかについて話し合う。
		○		集団の中で協調的に行動できる	・共通の目標を持って、グループによる活動を実施する。 ・旅行、キャンプなどでお出かけし協力してその行事を創り上げる。 ・家の中での自分の役割を理解し人に対する気遣いを覚えるよう促す。 ・児童間で自分の気持を適切な方法で言えるように練習をさせる ・児童間で相手の意見を適切な方法で聞けるように練習をさせる ・児童間で意見のやりとりができるような関係作りを行う
		○		主に遊びを通して集団でのルールや規範意識を育てる中で自己有用感を獲得する	・みんなの共有物や借りた物を大切に使い、約束に沿ってきちんと返す。その際にお願いをしたり、お礼を言ったり、破損した場合には誤ることを教える。 ・スポーツ少年団、クラブ活動に参加させ規範を守る努力、自分の役割を理解し、人に気遣い協力することによって自分の存在感を確かめることを促す。
		○		おもちゃや自分の持ち物を大切にして、他者のものも大切にする	・おもちゃなどを自分のルールなどでケースなどに片づけられるように手伝う。 ・共通の持ち物を少なくして自分の物として大切にするようにする。 ・共有物とは別に衣類やおもちゃに名前や目印（児童個々専用のキャラクターやピクトシールを貼るなど）を付け、他児の物と区別させる。 ・個別の収納場所を指定する。 ・自分の区域と、他児の区域を物理的に分ける ・借りたものを壊したり紛失しないように教える ・子どもと一緒に遊び、片付けをする中で支援する。 ・自分のものを大切にし、それと同じように他者が大切にすることを理解するように教える。
		○	○	約束が成立する関係を築く	・支配的な関わりにならないように共存的な関係を教える。 ・信頼関係のできる付き合いをするよう促す。 ・生活支援職員など大人や他児と交わした約束を果たせた機会をとらえて賞賛し、信頼を築くことの大切さを教える。 ・約束した事項は必ず守り、できない約束はしない ・約束した事項はすぐに行う

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
		○	○	よいこと悪いことを判断し行動する	・子どもに毎日学校であったこと友達のことについて話を聞いたりそれについて話したりして、様子を知る。その中でいいこと悪いことなど常識的な判断を教えることを盛り込む。 ・法律を通じて社会的なルールを教える。 ・学園のルールを通じて、ルールの解釈を教える。 ・良いことは褒め、悪いことを叱るしつけをお行う。 ・失敗した場合にとるべき行動を教える。
2：適切な金銭感覚の獲得					
	○			大人と一緒にお金で買い物できる	・お金の価値を教える。 ・お金の種類を教える ・お金で物が買えるしくみを教える（模擬体験学習） ・子どもと一緒に買い物に行く機会を増やす。 ・幼稚園の園外保育等おやつを購入する場面などを捉えて、お店の人に代価としてお金を渡すことが理解できるよう支援する。 　普段、遊びの中でお店屋さんごっこ等でシミュレーションしておくと良い。
		○		決められた金額の中で買い物をする（通帳でお小遣いを貯める短期的な貯金計画）	・個人のお金の管理に通帳、小遣い帳を使う。その中で大人と子どもとが相談しながら、自分が考えて買い物する体験を行う。 ・毎月、小遣いの中から本人専用の通帳に貯金し、貯まったお金をどのように使うかについて話し合い計画する。 ・月の小遣いより高額な物は目標金額を設定し貯めてから使うことを教え体験させる。 ・数字の概念や数え方（足し算、引き算）を教える
		○		お金の価値がわかり、物を大切にする	・自分の持ち物を大切にするということから教える。 ・無駄遣いをなくすようにお金の使い方（買い物）を指導する。 ・もらったもの、家財などその心の価値、物的な価値の度合いを理解するよう大人が伝える。 ・自分の物を大事にされている感覚が得られるような体験を行う ・特定の職員（愛着対象）の物を大事にできる場面を用意する ・物を大切にするということは、買ってくれた人、作った人、そのものに託した人の心を大切にするということにつながることを伝える。 ・お金が手に入る仕組みを教える。
			○	アルバイト等で働くことでお金の価値を理解しながら将来の目標に役立てる	・高校の許可が得られる場合、アルバイト就労させ、労働の対価としてお金が支払われることを理解し、自立資金を蓄えながら継続的に適切な使用の仕方を話し合う。 ・職場見学やいろいろな社会体験を通して、その現場で働いている人の苦労を理解する。 　またアルバイトを通してその仕事がどれくらいの価値と認められているか実感させたい。 ・自分が今後必要となる金額を具体的に調べさせる体験をさせる。 ・自分の稼ぎたい金額設定と、実労働で得られるお金の感覚をつかませる。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
３：社会参加　～地域活動等に参加する～					
	○	○		地域子ども会へ参加する	・資源回収などの各活動について、地域社会への参加であり積極的に参加するように促す。 ・地域でのポジションを得る。 ・大人も地域の活動に参加し地域に貢献する。
		○		近所や友達の家に遊びにでかけた際に挨拶や時間通り帰ってくる	・外出カードなどを用いて、行き帰りの時間や行き先を伝える。 ・普段から友達の親御さんとコミュニケーションを取り、いつでも連絡を取れるようにしておき子ども達が双方を行き来できるようにする。その上で情報交換し指導する。
		○		役員の選出に関わることができる	・積極的な関わりを応援する。
		○		定期的な役員会に参加する	・自分たちの生活を話し合える役員会になるように、代表の役員を決める。 ・役員会に参加することによって責任感、行動力を養う。 ・自主的参加を促し励ます。
		○		スポ少等に参加することができる	・スポ少等に参加することによって集団での規範、ルールなどの中での活動を覚え、仲間との協力、達成感を得ることができる。 ・積極的に参加できる体制を創ってあげる。 ・少年団で失敗しないように情報の共有を行う。
		○	○	場面に応じた言葉づかいができる	・外出時、来客時等を利用し、いろいろな場面に顔を出すことによってその場に応じた態度や言葉遣いができるように助言していく。 ・年上の他児や目上の人に敬語を使って話すことができるように教える。
			○	ひとりで交通機関を調べて利用できる	・まず近所のバス停の時刻表から時刻表とパソコンなどで調べることを教え、最後は人に聞くことを教える。 ・大人と一緒に体験（例えば旅）することもよい。 ・機会をとらえて子ども達だけで公共交通機関を利用させるなど、自立を見据えた働き掛けをする。 ・交通機関の仕組みを知り、方法を学ばせる。
			○	積極的な清掃等のボランティア活動に参加できる	・施設や学校の自治会活動や、コミュニティー主催のボランティア活動（清掃や資源回収など）への理解と参加を促す。 ・たくさんの社会経験のうち、人に感謝されたり褒められたりすること、自分の存在感や充実感、嬉しさを味わえることを体験する。 ・職員が一緒に行う姿をみせる
			○	社会経験を(実習、アルバイト、ボランティア活動など）を積み将来の生活に備える	・社会経験になるような活動には積極的に進め参加を促す。 ・アルバイトを通じ働く体験をおこなう ・継続できるように、立ち振る舞い、対応方法を練習し実践させる
			○	社会情勢や情報に関心を高め現実の利益や自立した生活を築く	・新聞、テレビ、本、パソコンなどの情報を得ることができるようにする。 ・生活の中でテレビのニュースや新聞記事、インターネットや携帯サイトの情報について話題にして解説したり子どもの疑問に答える。 ・大人がニュースや新聞に関心を持つ姿を見せる。 ・いろいろな社会経験を積むことに協力する。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
４：性モラル形成					
	○			異性との体の違いを認識する・体の部分の役割を知る	・絵本、模型、人形や紙芝居、エプロンシアター等で体の部分の名前や役割を教える。 ・内蔵等の体の機能を中心とした性教育 ・入浴や水浴、排泄等の機会をとらえ児童の疑問に理解度に合わせて丁寧に答える。 ・着替え場面で異性に対して恥ずかしいことを教えていく。 ・プライベートゾーンを教える。
		○		二次性徴を迎える準備	・学校で実施される性教育を材料としながら、体の変化は勿論のこと心にも変化が生じることを教え、誰にも起こりうる変化として心配しないでいいことを伝える。 ・特に女の子は初潮をネガティブイメージを抱くことがないよう、喜ばしい変化として伝え、報告があった場合には共に成長を祝える雰囲気作りを心掛けるに受け止めることがないよう注意する。 ・性衝動、情動コントロールを行う練習
		○		他者との様々な違いについて理解する	・『男の子』『女の子』の体の違いについて ・自分の存在、他者の存在を理解できるようにいろいろなグループに顔を出し共に活動する機会を勧める。 ・自分の特徴、人の特徴を職員と一緒に確認する
		○		身体の成長について理解する	・二次性徴期について ・時期を見て正しい知識を子ども達に伝える機会を設ける。
		○		命についての理解を深める	・自分が大切にされていると実感できるような関わりをする。 ・動植物の世話などを任せる。
			○	「大切なわたし・大切なあなた」の理解	・「自分の体を傷つけない。」「他人を傷つけない。」お互いを思いやる生活をさせる。
			○	デートＤＶ等の犯罪や人権侵害について適切な理解をする	・人権侵害についての考え方、性被害を防ぐためにどうしたらいいか勉強会、意見交換の機会を作りこのことについて考える。 ・新しい職員に恋話（片思いや憧れ）をしてきた機会をとらえてデートＤＶや性犯罪を話題にし、被害に遭わないための予防や被害者となった場合の物理的・精神的痛みや社会的制裁等について話し合う。 ・命を生み出すことの責任の重さや、中絶することの責任の重大さ、適切な避妊法について教え、何でも職員に相談できる雰囲気作りに努める。 ・自分の身の守り方、立ち居振る舞いでの身の守り方の学習の提供。 ・法律に基づいた行動の指導。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
5：リービングケア					
		○		簡単な食事やおやつ作り	・比較的簡単な食事作りの体験の支援。食事を一緒に作り、指導をする。 ・自ら決められた食材で、決められたものを作らせる。 ・自分で作りたい物を決め、それに合わせた食材の購入をさせ、作らせる。 ・日常生活の中で、大人と一緒にすることから自分でできるように導く。
			○	職場体験・職場実習支援と地域企業やハローワークとの連携	・学校や地域資源の活用、児童の意思を確認しながら協力や支援ができるネットワークつくり。 ・ハローワークの利用の仕方を大人と一緒に行って実際に求人活動をしてみることで利用法を学ばせる。 ・職を決めるに当たっていろいろ可能性にチャレンジすることを進める。 ・中学校や高校等で行われる職場体験学習の機会をとらえて、働くことの意味と目的について児童と話し合う機会を設ける。 ・必要に応じて企業訪問、ハローワーク訪問に同伴する。（ただし、職員は決して前面に出ないよう心掛け
			○	生活技術を身に付ける（食生活・生活器具・健康管理等自立支援プログラム）	・栄養士、看護師と調整し生活リズムの定着。 ・バランスの良い食事作りや生活環境作りの支援。 ・施設の親子訓練棟（室）や自活訓練棟（室）を活用して自炊させるなど擬似一人暮らし体験を計画的段階的に実施する。体験直後に職員との振り返りの時間を設け、評価を与え強化すべき点について児童自らが考えられるよう支援する。 ・自ら生活日課を作らせ、生活体験をさせる。 ・生活で困った際に、助けを求められる機関を繋げる。
			○	衣類の管理（場に応じた衣類の調整、クリーニング等）	・スーツや必要な衣類の購入等。 ・季節の服を選ぶ。 ・TPO似合わせた服を選ぶことを教える。 ・自分で洗濯をして、洗濯された衣類の整理や交換をする。
			○	金銭の管理（カードローンや消費者金融の正しい理解）	・給料明細の見方や生活にかかる光熱費等の支払い援助（ハンドブック等を活用して説明し教えていく） ・消費者センター等のリーフレットを用いて指導を行う。 ・振り込め詐欺や架空請求等に欺されないための対処法を解説すると共に、困ったときには退所後であっても施設職員に相談するよう伝える。 ・講師をよんで、世の中で起こっている金銭に関わる問題を教えてもらい子ども達に正しい情報を入れる。 ・正しいお金の管理を実践してみる。 ・就職を見据えた銀行口座開設や既に開設している口座の出入金に付き添い、やり方と教え、させてみる。
			○	居住空間の獲得管理（不動産等の契約について）	・施設退所後にアパート自立を検討している児について、退所数ヶ月前に職員と一緒に不動産屋回りをし、敷金（保証金）、礼金や初度調弁（家具や家電等の購入費用）、引っ越し費用などの初期投資と、家賃や管理費についてのランニングコスト等をシミュレーションしながら具体的に生活をイメージできるよう理解を促す。契約において気をつけることを教える。 ・居住先の選び方も教える。 ・住所変更の仕方の指導 ・保証人の理解と賃貸についての指導
			○	個人情報の管理や出会い系サイト（携帯電話の利用）等の犯罪の理解	・被害に遭わないように対策を教える。 ・専門家を呼んで留意点を犯罪の危険性をこどもたちに知らせる。 ・高校生等年長児が施設から支給の訓練費やバイト収入等で携帯電話を所持する場合、事前に携帯電話及び携帯サイト（出会い系を含む）の利便性と危険性についてリーフレット等を用いながら説明し、注意を喚起する。 ・事件性のものに巻き込まれた際の対処法の学習
			○	社会人、職業人に求められるマナーの習得	・アルバイトなど社会の中でマナーを覚える機会を作る。また、直接伝える機会を持つ。 ・社会人となる上での基本的な心得「礼儀、作法、法律や就業規則の遵守」について、何故そうしたことが社会生活に必要であるかについて説明の機会を設ける。 ・受け答え、格好、言葉遣いの指導。
			○	生活に必要なお金について具体的に理解する	・施設生活が長い児にとって生活費が具体的にどの程度かかるかについて分かっていない場合が少なくない。 　アパート自立した場合には大まかに食費、光熱水費、被服費、交際費、交際費（原付自動車や車を所有する場合の税金、保険、燃料代を含む）が月にどの程度必要かなどについて説明し子どもと一緒にシミュレーションをする機会を設ける。
			○	就職や進学に必要な資格手続きを行う	・各種検定の受検、進学希望先の受験、自動車学校入校、自動車免許受験、住民異動などの手続きと支払を職員がサポートしつつできるだけ児童自身に行わせる。

Ⅴ　学校との関係

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
1：進路の支援（選択）					
2：安定した通学					
3：施設における学習					
	○			たくさんの文化、スポーツなどにふれる	・いろいろなことに興味を持たせるように体験を増やし選択肢を広げる。 ・幼稚園の保護者会などで、より質の高い芸術鑑賞や芸術教室、スポーツ観戦やスポーツ教室等の行事企画を提案したり、施設で協議会や支援団体の協力を仰ぎ、機会を設ける。
		○		日々の学校の宿題を確実にこなす	・正答を回答することに固執するのではなく、担任教員との約束を果たす（やりとげる）ことを支援する。施設の支援職員は教員的な関わりとならないよう心掛ける。たとえ子どもの導き出した答が間違っていたとしても、翌日の学級の学習の中で修正できれば良い。
		○		基本的な学力の定着、ひらがな、カタカナ、九九など基本的なところを獲得する	・基礎学力の定着を、学校と連携して支援していく。　担任と連絡を取りながら根気よくつき合って励まして学習意欲を高めるよう関わりながら定着を目指す。 ・学習障がい傾向のある児など特別な配慮を要する場合には、担任教員等に子どもの特性を説明し学習の工夫や連携を依頼する。 ・自主学習の保障
		○		自分の能力に合わせて個別的に伸ばす	・子どもの良いところ足りないところを把握できるように学校と連絡を取りながらそれに取り組む。 ・一人ひとりの好きな分野、得意な分野を知り、認めたり誉めたりすることで持っている力を伸ばせるよう支援する。 ・得意な物をできる環境を整える
		○		文化・スポーツ活動へ積極的に参加する	・参加するために準備を整えモチベーションを高め送り出す。 ・クラブ活動、部活動への積極的な参加を勧める。
		○		学習環境を整え課題克服の努力をする	・机、文房具、参考書などを必要に応じて揃える。 ・毎日の学習時間を設定し個別に集中して学習できる環境を整える。 ・学習強化支援（学習ボランティアの利用）
			○	目標に向けての学習環境を整える	・どの教科をどういった時間配分で学習するか一緒に考える。 ・子どもの学力によっては学習ボランティアや家庭教師、塾の利用を検討し活用する。 ・個別の学習時間を設け実施する
			○	目標に向かっていく意欲を持ち自ら行動する	・モチベーションを与えるように情報を提供する。 ・志望進学先への受験に向けた学習保障を行う。 ・必要に応じて、検定や資格試験の受験を支援する。
4：部活動					
		○		文化・スポーツクラブに参加して活動により社会見聞を広げる	・部活動に入部（必要な諸経費について支援する） ・支援職員もPTAとして活動の場に行き協力する。 ・子どもの希望に応じて、地域の少年スポーツクラブや芸術教室、ＰＴＡ主催のスポーツ少年団や子供会交流行事に参加させ、見聞を広げられるよう援助する。
			○	部活動を続ける	・入部前に諸費用（ユニフォーム一式の代金や道具一式の代金、月毎の活動費や遠征費等）について説明し、簡単に辞めたり転向したりしないよう約束を交わす。その上で、継続することの大切さや経験によって何を得ようとし、何が得られるのかについて話し合う。 ・励まし。がんばりを認めてあげる。 ・子どもが能力の限界を感じたりくじけそうになったときには相談に乗り、継続できるよう支える。 ・保護者（支援職員）で分担する役割があればそれを担い、活動を側面的に支援する。 ・その他いろいろ
			○	部活動を通じて仲間を作る	・仲間を大切にすることを教える。 ・仲間と支え合ったり助け合ったり出来ていることを第三者の目で客観的に評価し、承認を与える。
			○	仲間との協調と目標への努力達成感を味わう	・目標の達成それに至る努力を評価し共に喜ぶ。

Ⅵ－１　家族との関係調整・家庭復帰に向けた取組（主たる保護者）

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	主たる保護者の目標	支援方法
１：施設入所にいたった経緯の理解					
				家族が、なぜ施設利用に至ったかの状況を理解している	・児相ケースワーカーと面談し確認する。 可能であれば園としても保護者に聴取確認する。
				家族の生活史、家族の情報を話せている。	・アセスメントの段階で児相が完了すべき内容であるが、園としても人間関係を作った上で重ねて確認する。
				入所セレモニー（式）への参加	・２８条等保護者の同意なき入所の場合を除き、できる限り入所セレモニー（式）に参加してもらい、子どもが施設生活の中で何をどう頑張ろうとしているかの気持ち聴くと共に、保護者自身が再び子どもと一緒に暮らすためにどう努力していこうとしてるのかについて表明するよう促す。（親子の関係が切れたり、希薄（施設育児依存的）になったりしないよう努める）
				児童への行為や、主訴に対する改善の意識を持っている	・入所時アセスメントに不十分な部分について繰り返し面接を行う中で、主訴への改善意識を持ってもらい家庭復帰を目標に据えながら努力を認めつつ、励ます。
２：生活状況					
				入所前の生活状況を話す事ができている	・児相、及び施設に心を開いてもらえるよう面談を繰り返す。 ・入所後の子どもの様子を伝え、支援職員の養育態度や関わり方について説明し理解を促す。
				保護者への支援をする大人（キーパーソン）が周囲にいる状況である	・キーパーソンの協力について保護者と打ち合わせながら家族にとっての最善の利益は何かを考えてもらう。
				家に出入りする大人の把握、調整ができている	・家庭調査を行い実態を把握する。
				子どもにとって適切な養育環境（性的環境も含む）が整えられている	・保護者と話ないながら、適切な養育環境を整えるために何が不要で、何が必要かについて一緒に考える。
				家族のストレスフルな状況（虐待リスク）が軽減されている	・保護者の状態に応じてカウンセリングなど専門的な支援を検討し、必要があれば専門相談機関や医療相談機関を紹介し、連携を図る。
				子どもが家庭で過ごす時間帯（特に夜）は、必ず大人が共に過ごせる状態にある。必要に応じて、祖父母や親戚などの協力を得ることができるよう約束が交わされている。	・家庭訪問や面談を繰り返し、家庭状況を把握して今後について一緒に考える。
３：経済状況					
				所得、出費、借金等、子どもの生活に関わる経費について話をすることができる	・相談に乗ることもあり、その時は関係機関（簡易裁判所、家庭裁判所、福祉事務所、職業安定所等）に紹介したり、ソーシャルワーク的支援を行う。保護者の状態に応じて成年後見人制度の利用を勧める。
				子どもを養育するための必要最低限の経済状況が整っている	・保護者に安定した就労を勧めアドバイスする。 ・家庭訪問、面談を繰り返し家族の経済状況、生活実態を把握し指導を行う。
				適切な経済観念が備わっていて、公的な経済支援を受けられる状況にある	・安定した生活を望み何とかしようとして動き出すよう促す。 ・ギャンブルや過度な嗜好依存等があれば話し合い、改善を促す。
				仕事に就いている若しくは、社会保障等により収入が安定的に確保できている	・手続きやどのような保証があるか紹介する。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	主たる保護者の目標	支援方法
4：子どもの状況に対する理解・対応					
				子どもの特徴、疾患、2次障害を理解している	・必要があれば子どもを病院に受診させ、医師の診断、指示など情報を正確に保護者に伝える。
				二次障害と家族の行為との関係性を理解している	・保護者に客観的状況を解説する。
				子どもに向かって、存在を否定するような言葉や脅しの言葉、暴言を吐かない	・園での取り組みを紹介し、対処法をアドバイスしたりペアレントトレーニングを実施する。
				子どもに向かって表情や動作による威圧、暴力を用いた養育を行なわない	
				子どもに適切な躾を行なうことができる	・どうしてそのように振る舞うことが良いのかについて説明し、子どもが理解し納得した上で行動できるようアドバイスする。
				子どもの話を聴き、共感したり、一緒に考えたり、共に問題解決に向けた対応ができる。	・子どもに寄り添う姿勢をアドバイスする。
				子どもの問題行動に対し、適切な対応を行なうことができる。	・叱責時は決して人格（存在）を否定せず、子どもの好ましくなかった言動に局限して叱るよう心掛けることをアドバイスする。
				子どもが医療（薬物・入通院）を必要とする際に、適切な対応を行えている	・事前に保護者に詳しく説明しておく。
5：家族自身の対人関係･社会性					
				約束を守る事ができる	・面会、面談、約束した時間を守るよう注意を喚起する。
				施設の支援を受け入れる	・顔を合わせて話し合うことを通して人間関係を構築し理解を促す。
				不満や不安を適切に処理できる	・困ったときには施設や児童相談所に相談するようアドバイスし、必要に応じて実際に援助する。
				反社会的行為を行なっていない	・反社会的行為を感じたときは注意し改めるよう促す。 （例えば飲酒運転）
				公共機関への提出物を適切に処理できる	・わからないことについてはアドバイスしたり、実際に付き添って行動するなどの支援を行う。
				感情のコントロールができている	・対処法、気分転換の方法をアドバイスする。
				自身の育ちの問題を整理できている	・保護者の話にしっかりと耳を傾ける。
				自身の能力に合わせた対処法がとれる。	・自身置かれている状況を把握できるよう必要に応じて解説を与えたり、利用できる福祉サービス制度等を一緒に考える。
				子どもへの行為に対する振り返りができている	・面談等において過去の家族関係を振り返り、今後どうしていけば良いかについて話し合う。
				相談できる適切な相手がいる	・ここと言うときに相談できるひとがいるか確かめる
6：家族の疾患について					
				家族が、自身の疾患（身体・精神）を理解、把握し、対処している。	・面談等を通じて状態を確認し、必要に応じて適切な治療を受けるよう勧める。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	主たる保護者の目標	支援方法
7：家庭復帰に向けての援助					
				電話連絡等が問題なく行なえる	・定期的な電話連絡を求めたり、施設側からも定期的に連絡を取る。
				面会や外出、施設内宿泊が問題なく行なえる	・保護者と子どものお互いの気持ちがほぐれ、親子関係が再構築され面会から外出、外泊へとステップアップしていく。
				家庭訪問を受け入れる	・施設、児相と良好で安定した関係を築けるよう支援し、し、面談、面会、家庭訪問を繰り返す。
				外泊訓練が問題なく行なえる	・定期的に短期の外泊を繰り返す。 ・子ども保護者双方から帰宅外泊時の様子を聴取し、その都度評価を返す。
				長期外泊訓練が問題なく行なえる	・短期の外泊を積み上げ、様子を見て期間を延ばしていく。
8：関連機関との調整					
				学校と良好な関係を維持、継続できる	・学校と家族の関係調整。
				福祉事務所、保健師等市町村、県との連携機関と関係が取れている	・必要に応じて家族を支えるであろう関係機関が集まって支援会議を開催し、支援体制を整える。
				児童の地域の福祉サービス、施設利用ができる	・どのような福祉サービスがあるか紹介する。
				児童の治療について医療機関との連携が取れる	・医師、ケースワーカー、施設、保護者とで今後の治療方針を確認する。
				地域と良好な関係を繋いでいる	・必要に応じて民政児童委員や民生委員等との連携・協力を要請する。

Ⅵ－２　家族との関係調整・家庭復帰に向けた取組（児童本人）

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
１：入所の理由の理解					
				施設入所となった理由を理解している	・幼児以上の子どもについては児相児童福祉司、施設支援職員から機会を捉えて、子どもに分かりやすい表現で説明を繰り返す。子どもの疑問・質問には丁寧に答える。
				入所の挨拶をする	・入所セレモニー（式）などの機会を捉えて、挨拶し、施設生活の中でどんなことを頑張りたいか気持ちを話せるよう支援する。 （同席の保護者にも再び子どもと一緒に暮らすために努力することを表明してもらい、子どもに安心感を与えて施設で生活を始めることへのモチベーションを高める。）
				退所できる状況を理解している	・家族の状況、子ども自身の状況がどうなれば退所の条件が整うのかについて説明する。保護者と確認の上、目安となる目標期日を設定し、子どもに安心感を与える。年度末が近づく毎に確認し、子どもの疑問・質問には丁寧に答える。
２：親への気持ちを表現できる					
				大人に自分の気持ちを適切な方法で示す事ができる	・カウンセリング担当者や生活支援職員が子どもの話に耳を傾ける。
				親に対する気持ちを文書や言葉で示す事ができる	・機会を捉えてカウンセリング担当者や生活支援職員が子どもの親への思いに耳を傾ける。
				親に自分の気持ちを文書等で伝える事ができる	・子どもが手紙等を用いて、親に自身の気持ちを伝えることを支持し、支援職員が仲介する。
				親の不適切な要求を断る事ができる	・嫌なことは「嫌」と断れるようになることを支持し、支援職員が仲介する。
３：親との関係作り					
				親と物だけのつながりとなっていない	・人とは気持ちで繋がることを日々の生活の中で感じられる支援を心掛ける。学童以上の児には、「物は気持ちを表すのに有効なツールにもなるが、大切なのは物ではなく、物に込められた気持ちの方」である旨を、機会を捉え子どもに分かりやすい表現で解説する。
				親と電話で通話したり、面談したりできる	・支援職員が同席して親との電話を受電・架電して通話を支えたり、相談室などを用いての親子合同の面談を支える。必要に応じて、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員等が担う。
				親との支配関係から抜け出せている	・日常的に子どもの状態や症状に目を配ったり、言葉で表現できる子どもについては質問し回答させる。 ・子どもの不安や緊張の度合いについて、職員会やケースカンファレンス等を通じ複数の職員で定期的に評価する。
４：親と過ごす練習					
				短時間、親と良好な関係を保ち過ごすことができる	・施設や児相の面会室や親子宿泊室等を用いて親子水入らずの面会場面を設定する。
				半日程度、親と良好な関係を保ち過ごすことができる	・施設の面会室や親子宿泊室、外出等親子水入らずで過ごせるよう支援する。
				一日、親と良好な関係を保ち過ごすことができる	
				親と一緒に宿泊し良好な関係を保って過ごすことができる	・施設の親子宿泊室や帰宅の一泊を設定し、家族水入らずで過ごせるよう支援する。
				親と共に数日間（複数泊）、良好な関係を保って過ごすことができる	・施設の親子宿泊室や帰宅、保護者実家への帰省等複数泊を設定し、家族や親戚と過ごせるよう支援する。その都度評価を返し、様子を見ながら段階的に泊数を延ばしていく。

カテゴリー	乳・幼児	小学生	中学・高校生	児童目標	支援方法
５：自身の身の守り方					
				危機が迫った場合、逃げ出す場所がある	・帰宅中や帰省中などで親子関係喧嘩となり危険を感じたり、いたたまれなくなった場合には、近所の親しい人の家に逃れる、或いは施設や児童相談所に連絡することを教え、帰宅時には緊急時の連絡先を記した物を持たせておく。
				相談をできる相手、場所がある	・原則的には施設や児相が相談に乗るが、措置変更の場合は措置先の施設、遠隔に転出する場合には現地の相談機関や医療機関と連絡調整し繋いでおく。
６：退所について					
				入所時の問題がほぼ改善している	・子ども自身の問題、家族の問題が共に改善していたとしても、入所期間中の親子の空白期間があるため、それを埋めるための親子間の擦った揉んだが予想されることを親子双方に伝え、困ったことがあれば何でも相談してほしいと伝えておく。
				退所の挨拶をする	・暮らしたユニット（ホーム）・施設の職員や他児らに向けて「お別れ会」や「卒園を祝う会」等の機会を捉え、挨拶を促す。
				福祉サービス等の支援を受けられる状況にある	・福祉サービスや自助グループ、児童施設退所当事者団体等を紹介し、必要に応じて繋ぐ。
				他の入所施設で適応できる状況にある	・措置変更先の施設と連絡を取り、綿密な引き継ぎを行う。必要に応じて、子どもを伴って変更先の施設を見学したり、体験入所を設定、実施する。

資料１０(1)

育てノート

かけがえのない大切なこどものために

第１版

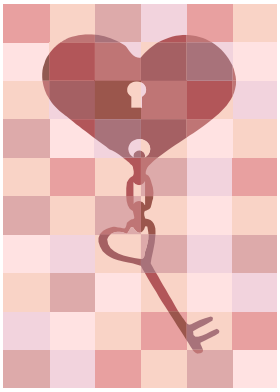

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日

目　次

はじめに　……　１
養育者一覧、養育者から養育者へのメッセージ、養育者から子どもへの告知　……　２
フェイスシート　……　５
子どもの発育、健康やライフイベントに関する記録、環境に関する記録　……　７
胎児期　……１３
乳児期　……１６
幼児期　……２５
学童期（小学１～３年生）　……５６
学童期（小学４～６年生）　……６５
思春期（中学生）　……７４
思春期（高校生（中卒生））　……８１
思春期（対人関係の記録、ライフイベント・変化の記録、自分自身に対する記録）‥８９

思春期（別冊）　……　全２ページ

「育てノート」作成マニュアル　……　全２３ページ

はじめに

現在、社会的養護においては、施設、里親、児童相談所等、各関係機関・関係者間の連携・協働が十分とは言えず、社会的養護の下で暮らす子どもに対して、最適の養育環境が与えられ、一人ひとりの子どもがつながりのある道すじを主体的に歩むことができているとは言い難い状況がある。

このような状況を踏まえて、本研究会では、各関係団体が十分な協働・連携のもと、社会的養護の下で暮らすすべての子どもの、つながりのある健やかな「育ち」「育て」を目指して、ケア・支援の質の向上を図るために、「育てノート」を作成することとした。

本来、子どもについての情報・記録は子どもについていくものであり、子どものためにあるものであることは言うまでもない。しかしながら、これまでの児童相談所から送付されてきた子どもに関する情報や、他の施設などから送付されてきた情報は、子どもの問題性やその背景などの情報が中心であった。しかし、これからは、その子どもらしさ（強みなど）の成長の歩みについての多面的な情報、子どもや家族及び関わってきた人々の考えや思いなどについての情報についても、十分に収集することができている、ということが求められている。

ここでいう「育てノート」とは、今までのいわゆる養育記録や生活記録にはない特徴、すなわち、子どもが健やかに成長するライフヒストリーについて、その子どもの成育の過程での重要なエピソードやイベント、子どもにとって大切な人・物・場所・思い出、その子どもが関わった人々との交流の様子、その子どもが自由に活動した様子、その子どもらしさなどについて、客観的な内容のみならず、関わった人々の思いや願い、あるいはその子どもの気持ちや主張など主観的な内容などが盛り込まれた記録である。

特に、社会的養護の下での暮らしの中で、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という４つの権利がどう確保され、どのようなつながりのある育ちの道すじをたどってきたのか明らかになるように努め、作成している。したがって、乳幼児期などについての記録は、子どものアドボカシーとして、養育者などが子どもの思いなどを綴っている。

このノートが使われることこそがとても重要であり、このノートの使用は、子どものつながりのある育ち・育てを確保することに結びついており、子どもの権利擁護の推進はもとより、社会的養護関係者の子どものニーズに対応した専門性の強化を図るものである。

なお、このノートはあくまで 1 つのモデルであり、子どものライフストーリーを記録するための内容が網羅されているわけではない。このような点については十分に認識した上で創意工夫して活用して頂きたい。今回作成した「育てノート（第１版）」は現場で活用しながら検討し、今後も改訂を続けて精緻化して行く予定である。

最後に、このノートには、子どもが自分自身のライフストーリーについて考え、自身の育ちについてのアルバム（「育ちアルバム」）を作成するために役立つ資料となるような内容も盛り込まれており、今後、本研究会においては「育ちアルバム」の作成についても検討していきたいと考えている。

社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会

＜養育者一覧＞　子どもを直接担当する養育者（育てノート記入者）を記入してください

	養育者氏名、職名、関係など （※主たる記入者にｱﾝﾀﾞｰﾗｲﾝ）	備　　考 （施設名、場所、その他特記すべきこと）
胎児期		
0~6ヵ月未満		
6ヵ月~1歳3ヵ月未満		
1歳3ヵ月~2歳未満		
2歳		
3歳		
4歳		
5歳		
6歳		
7歳		
8歳		
9歳		
10歳		
11歳		
12歳		
13歳		
14歳		
15歳		
16歳		
17歳		
18歳		
19歳		

＜養育者から養育者へのメッセージ＞

養育者（そだてノート記入者）が変更した時に記入してください

（　　）から次の養育者へ　　記入年月日：　年　月　日
（　　）から次の養育者へ　　記入年月日：　年　月　日
（　　）から次の養育者へ　　記入年月日：　年　月　日
（　　）から次の養育者へ　　記入年月日：　年　月　日

＜養育者から子どもへの告知＞

子どもに告知していなかった内容について告知を行った場合（軽微な内容にものを除く）に記入してください。すでに育てノートに記入してある内容を告知する場合は、記入してある頁と項目を必ず記入してください。

告知した 年月日	告知した人 （立会った人）	告知した理由と内容 （ノートの頁、項目を記載する）	告知したときの子どもの様子
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			
年　月　日			

＜フェイスシート＞　記入日：　年　月　日　記入者：（　　）

名前		生年月日		性別	男・女

家族構成

住所				
関係	名前	年齢	職業	連絡先

[ジェノグラム]

[特記事項]

保育園・学校など

年月日	機関名	連絡先	担任	その他

児童相談所・福祉事務所

年月日	児童相談所名	電話	住所	担当名

[その他]

＜フェイスシート＞　　記入日：　　年　　月　　日　記入者：（　　）

名前		生年月日		性別	男・女

ジェノグラム（家族構成）に変化があった時に記入してください

記入日：　　年　　月　　日　　記入者：（　　）

家族構成				
住所				[ジェノグラム]
関係	名前	年齢	職業	連絡先
[特記事項]				

記入日：　　年　　月　　日　　記入者：（　　）

家族構成				
住所				[ジェノグラム]
関係	名前	年齢	職業	連絡先
[特記事項]				

＜子どもの発育・健康やライフイベントに関する記録＞

子どもの健康やライフイベントに関する記録		
	発育状態・健康状態（身長・体重、年齢に応じた発育・健康の状態（入院・服薬等）、障害、予防接種、第二次性徴等）	ライフイベント（大きなできごと）
０歳	出生児体重　　g（　　年　　月　　日）	
ヵ月	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
ヵ月	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
ヵ月	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
１歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
２歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
３歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
４歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
５歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
６歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	

＜環境に関する記録＞

居住・養育・地域環境に関する記録			
	居住環境（施設等の名称、住所、住居形態など）	養育環境（施設、職員、里親、保護者など）	地域環境（児相等の関係機関、保育所・子育て支援事業の利用、近隣・親戚との関係など）
0歳			
ヵ月			
ヵ月			
ヵ月			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
5歳			
6歳			

子どもの健康やライフイベントに関する記録		
	発育状態・健康状態（身長・体重、年齢に応じた発育・健康の状態（入院・服薬等）障害、予防接種等）	ライフイベント
7 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
8 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
9 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
10 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
11 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
12 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	

居住・養育・地域環境に関する記録			
	居住環境（施設等の名称、住所、住居形態など）	養育環境（施設、職員、里親、保護者など）	地域環境（児相等の関係機関、保育所・子育て支援事業の利用、近隣・親戚との関係など）
7 歳			
8 歳			
9 歳			
10 歳			
11 歳			
12 歳			

子どもの健康やライフイベントに関する記録		
	発育状態・健康状態（身長・体重、年齢に応じた発育・健康の状態（入院・服薬等）障害、予防接種等）	ライフイベント
13 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
14 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
15 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
16 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
17 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
18 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	
19 歳	身長　　cm　体重　　g（　年　月　日）	

居住・養育・地域環境に関する記録			
	居住環境（施設等の名称、住所、住居形態など）	養育環境（施設、職員、里親、保護者など）	地域環境（児相等の関係機関、保育所・子育て支援事業の利用、近隣・親戚との関係など）
13 歳			
14 歳			
15 歳			
16 歳			
17 歳			
18 歳			
19 歳			

■ 胎　児　期

☆　生まれてくるあなたへ

妊娠が分かった時期

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　妊娠＿＿＿＿＿カ月

妊娠が分かったときの気持ち

◇　母親からのメッセージ

＿＿＿＿＿

妊娠してからの変更点（仕事の状況（休暇・変更・辞職など）

◇　産前・産後・育児休業

産　前　休　業　：　　月　　日から　　日間

産　後　休　業　：　　月　　日から　　日間

育児休業　（母親）：　　月　　日から　　日間

（父親）：　　月　　日から　　日間

◇　住環境（住居の種類、騒音、日当たり、同居状況など）

妊娠優の経過　胎児の状況、母親の状況（尿・血液検査）

出産前の準備状況　（両親学級への出席、ベビー用品、住環境の改善など）

母親・家族の写真

（妊娠中）

家族等の写真

母親からのメッセージ

（　年　月　日）

特記事項

(エピソード・イベント及びその写真)

特記事項の写真

（　　年　　月　　日）

生まれてくるわが子へ

より（　　年　　月　　日）

■ 乳 児 期

☆ 生まれてきてくれた＿＿＿＿＿ちゃんへ（０カ月）

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日（　　：　　）誕生！

生まれた状況

在胎週数：＿＿＿週＿＿＿日　　分娩時間：＿＿＿＿時間
陣痛：❑自然　❑誘発　　促進剤：❑無　❑有
分娩経過：❑自然　❑帝王切開　❑吸引　❑鉗子
出血量：❑小　❑中　❑多（　　）ml
特記事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
分娩場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

本人の状況

測定日：　　年　　月　　日
身長：＿＿＿cm　体重：＿＿＿g　胸囲：＿＿＿cm　頭囲：＿＿＿cm
黄疸：　　❑強　❑中　❑小　（光線療法：❑無　❑有＿＿＿日）
先天代謝異常：❑無　❑有
酸素投与：　❑無　❑有（　　日）
保育器使用：　❑無　❑有（　　日）
新生児聴覚検査異常：❑無　❑有（結果：　　）
その他特記事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ミルク：❑母乳　❑粉ミルク　ミルクの飲み：❑良　❑不良　＿＿＿cc

退院時の状況

退院日：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日
体重：＿＿＿＿g（生後＿＿＿日目）
特記事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名付け

命名：＿＿＿＿＿＿＿＿　命名者：＿＿＿＿＿＿＿＿
意味・思い：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写真

顔又は全身

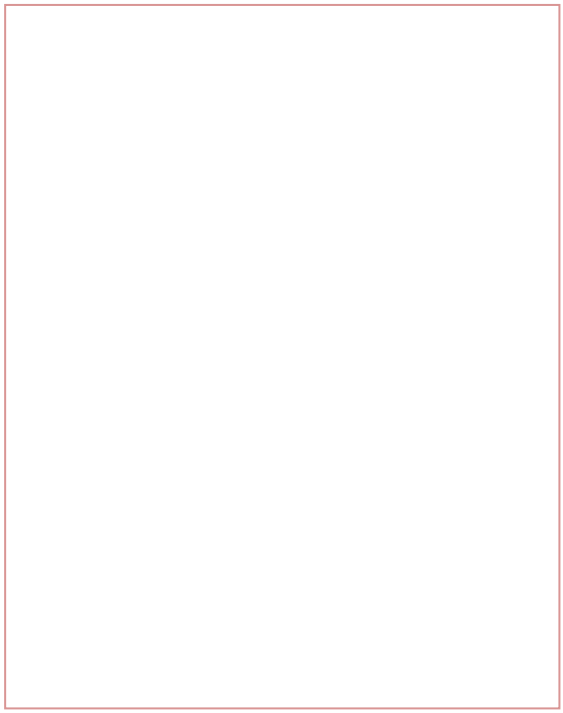

哺乳（母子）

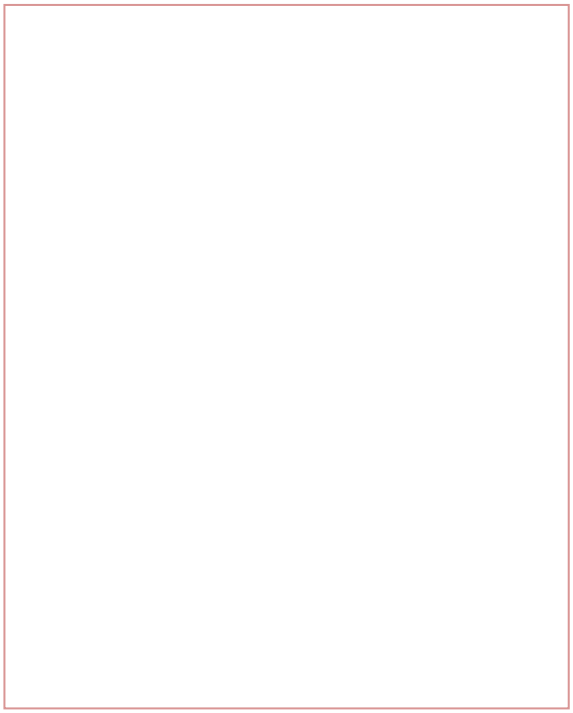

手形・足形

手形

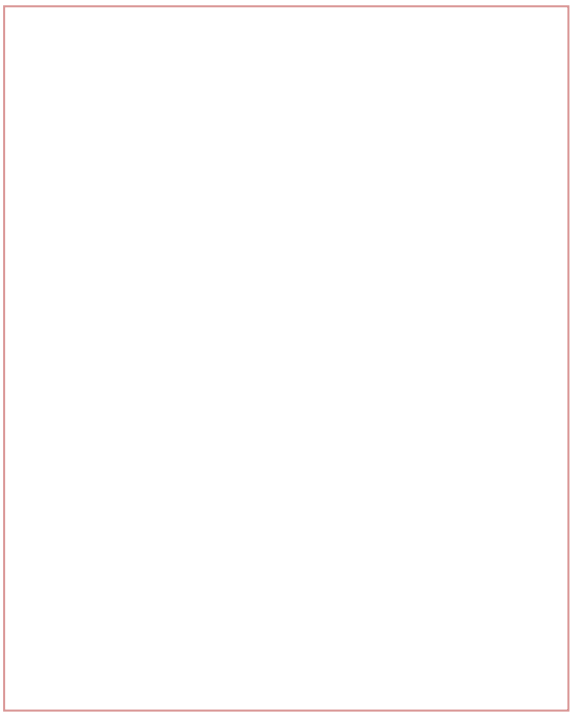

足形

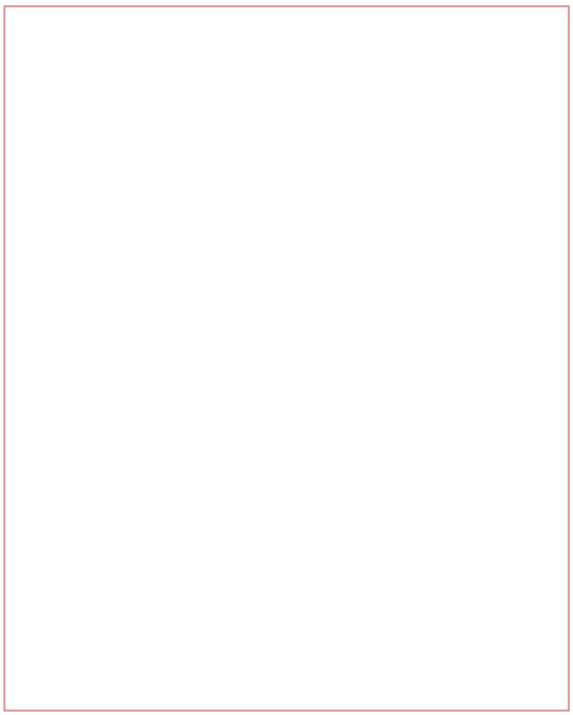

養育者・家族等からのメッセージ

◇　養育者からのメッセージ（氏名　　）関係：＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿

０～６カ月未満

生後＿＿＿か月の＿＿＿＿＿ちゃん♪

写　真

養育者からの
～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）
より

栄養

ミルク：❑母乳　❑粉ミルク　ミルクの飲み：❑良　❑不良＿＿＿＿＿
ミルクの間隔：＿＿＿＿　ミルクの回数：＿＿＿＿回／日
飲んですぐに吐いてしまうことは？：❑あった　❑なかった
体重増加は順調でしたか？：❑はい　❑いいえ＿＿＿＿＿＿＿＿
ミルクを飲み終わった後はどんな様子でしたか？

睡眠

睡眠の様子：＿＿＿＿＿＿＿＿
夜泣き　：＿＿＿回／晩　対応時の養育者の気持ち：＿＿＿＿＿＿＿＿
夜の授乳：＿＿＿回／晩　対応時の養育者の気持ち：＿＿＿＿＿＿＿＿

排泄

排泄の様子：＿＿＿＿＿＿＿＿

関係性

○　養育者との応答性・表情　　かんしゃく：❑有　❑無
笑顔のときの様子や状況：＿＿＿＿＿＿＿＿
泣いたり怒ったりするときの状況：＿＿＿＿＿＿＿＿
抱っこされているときの表情：＿＿＿＿＿＿＿＿

○　保護者との応答性・表情　　かんしゃく：❑有　❑無
笑顔のときの様子や状況：＿＿＿＿＿＿＿＿
泣いたり怒ったりするときの状況：＿＿＿＿＿＿＿＿
抱っこされているときの表情：＿＿＿＿＿＿＿＿

運動

写真

（添い寝など）

養育者からのメッセージ

（　年　月　日）

より

特記事項　振り返り・気になること

（エピソード・イベント及びその写真）

（　年　月　日）

（　年　月　日）

６カ月～１歳３カ月未満　1歳のお誕生日おめでとう！！

写　真
はじめてのお誕生日

養育者からの
～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）
より

発達

寝返り　　：　　年　　月　　日
おすわり　　：　　年　　月　　日
はいはい　　：　　年　　月　　日
つかまり立ち：　　年　　月　　日
特記事項：

栄養

ミルク：❑母乳　❑粉ミルク　ミルクの飲み：❑良　❑不良
体重増加は順調でしたか？：❑はい　❑いいえ
離乳食の開始：

睡眠

睡眠の様子：
夜泣き：　　回／晩　対応時の養育者の気持ち：

夜の授乳：　　回／晩　対応時の養育者の気持ち：

排泄

排泄の様子：

運動

言葉

当てはまる欄に☑を入れて下さい。（１歳以降に記入）

❑　言葉に興味はなさそうです
❑　お話は理解しているみたいだけれど、まだしゃべれません
❑　はじめて単語がしゃべれました
　　具体的な言葉は？

関係性

○　養育者との応答性・表情　　かんしゃく：❑有　❑無

笑顔のときの様子や状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

泣いたり怒ったりするときの状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

抱っこされているときの表情：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　保護者との応答性・表情　　かんしゃく：❑有　❑無

笑顔のときの様子や状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

泣いたり怒ったりするときの状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

抱っこされているときの表情：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

養育者・保護者の思い　（子どもに対する思い・願い）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）より（　　年　　月　　日）

写真　（抱っこ又は外気浴・離乳食）

写　真

養育者からの
～　メッセージ　～

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年　　月　　日）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿より

特記事項　振り返り・気になること

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
［特記事項］			

はじめてノート

はじめての＿＿＿＿＿＿

歳　か月

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿より

写　真

はじめての＿＿＿＿＿＿

歳　か月

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿より

写　真

■ 幼　児　期

１歳３カ月～２歳未満

写　真
（イベントなど）

養育者からの
～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）
より

食事

当てはまる欄に☑を入れて下さい。
食事の量：❑多い　❑普通　❑少ない　　食べムラ：❑無　❑有
食事中の雰囲気：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
工夫していること：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
好き・苦手な食べ物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

睡眠

睡眠の時間：約＿＿＿時間　　夜泣き：❑無　❑有　　寝付き：❑良　❑不良

排泄

頻尿：❑有　❑無　便秘傾向：❑有　❑無　下痢になりやすい：❑有　❑無

遊び

好きな遊び：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
好きなおもちゃ・本・TV：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
お絵かき：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

感情表現

楽しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
怒っちゃったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

言葉

当てはまる欄に☑を入れて下さい。
❑ 言葉に興味はなさそうです
❑ お話は理解しているみたいだけれど、まだしゃべれません
❑ はじめて単語がしゃべれました
　具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
　いくつくらい？　＿＿＿＿＿＿＿＿
❑ 二語文が出ました
　具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

疎通

養育者からの指示の疎通：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自立心

自己主張：

こんなときに	こんなこと

行動

最近よくする行動

大切な人・大好きな人

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

大切にしている物・場所

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真
（大切にしている物）

一緒に生活している人

（ニックネーム等による記載も可）

一緒の部屋の人：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

好きな人・仲良しな人：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

けんかしちゃう人：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

怖がっている人：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特記事項

振り返り・気になること

（エピソード・イベント・お別れのエピソード及びその写真）

（　　年　　月　　日）

写　真

写　真

（　　年　　月　　日）

お別れのエピソード

（　　年　　月　　日）

写　真

保育所・幼稚園などの利用

託児所・施設内保育など

利用の有無：❑無　❑有（　　年　　月～　　年　　月）

施設名		施設長	
住所		電話	
担任		組	

養育者からみた担任の先生のキャラクター：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

子どもからみた担任の先生のイメージ・印象：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（担任の先生など）

～（　　）先生からの
メッセージ　～

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿（　年　月　日）

登園の様子：　❑楽しく通っていた　❑いやいや通っていた＿＿＿＿＿＿＿＿

園での遊び：室内遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

仲良しな子：

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

特記事項：＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（遊びの様子）

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

２歳

２歳のお誕生日おめでとう！！

写　真

養育者からの

～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）

より

食事

当てはまる欄に☑を入れて下さい。

食事の量：❑多い　❑普通　❑少ない　　食べムラ：❑無　❑有

食事中の雰囲気：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

好き・苦手な食べ物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アレルギー：❑無　❑有＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工夫していること：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

睡眠

睡眠の時間：約＿＿＿時間　　夜泣き：❑有　❑無　　寝付き：❑良　❑不良

排泄

頻尿：❑有　❑無　便秘傾向：❑有　❑無　下痢になりやすい：❑有　❑無

遊び

好きな遊び：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び場：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　遊び友達：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

好きなおもちゃ・本・TV：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お絵かき・作品：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

遊び方　❑１人で遊ぶ
❑誰かと一緒にいるけれど、やりとりはない（並行遊び）
❑やりとりをして遊べるが一方的
❑お互い対等な関係としてやりとりする

遊ぶ相手　❑１人で遊ぶ
❑大人と遊びたがる
❑年長の子、もしくは年少の子と遊ぶことを楽しめる
❑同じ年だが、異性の子と遊ぶ
❑同年代の同性の友達と遊ぶ

外遊びの様子：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

言葉

当てはまる欄に☑を入れて下さい。

- ❑ 言葉に興味はなさそうです
- ❑ お話は理解しているみたいだけれど、まだしゃべれません
- ❑ はじめて単語がしゃべれました
  - 具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
  - いくつくらい？ ＿＿＿＿＿＿＿＿
- ❑ 二語文が出ました
  - 具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- ❑ 三語文が出ました
  - 具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

模倣

養育者や友達の真似ごと：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感情表現

楽しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

怒っちゃったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

悲しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自立心

自己主張（反抗・イヤイヤなど）：

こんなときに	こんなこと

自分でできるようになったこと：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行動

最近よくする行動

お手伝い

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大切な人・大好きな人

大切にしている物・場所

写　真
（大切にしている物）

一緒に生活している人　（ニックネーム等による記載も可）

一緒の部屋の人：

好きな人・仲良しな人：

よくけんかする人：

怖がっている人：

特記事項　振り返り・気になること

（エピソード・イベント・お別れのエピソード及びその写真）

（　年　月　日）

写　真

写　真

（　年　月　日）

保育園・幼稚園などの利用

託児所・施設内保育など

利用の有無：　❑無　　❑有（　　年　　月～　　年　　月）

施設名		施設長	
住所		電話	
担任		組	

養育者からみた担任の先生のキャラクター：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

子どもからみた担任の先生のイメージ・印象：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（担任の先生など）

～（　　）先生からの
メッセージ　～

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿（　年　月　日）

登園の様子：　❑楽しく通っていた　❑いやいや通っていた＿＿＿＿＿＿＿＿

園での遊び：室内遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

友達関係：　仲良しの子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いつもけんかしちゃう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

意地悪してしまう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行事への参加の様子・参観日の様子（発表会・運動会など）：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（行事・遊びなど）

写　真（行事・遊びなど）

制作物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

３歳

３歳のお誕生日おめでとう！！

写　真

養育者からの

～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）

より

食事

当てはまる欄に☑を入れて下さい。

食事の量：❑多い　❑普通　❑少ない　　食べムラ：❑無　❑有

食事中の雰囲気：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

好き・苦手な食べ物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アレルギー：❑無　❑有＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工夫していること：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

睡眠

睡眠の時間：約＿＿＿時間　　夜泣き：❑有　❑無　　寝付き：❑良　❑不良

排泄

頻尿：❑有　❑無　　夜尿：❑有　❑無　　遺尿：❑有　❑無

便秘傾向：❑有　❑無　下痢になりやすい：❑有　❑無　遺糞：❑有　❑無

排泄の自立状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び

好きな遊び：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び場：＿＿＿＿＿＿＿＿　遊び友達：＿＿＿＿＿＿＿＿

好きなおもちゃ・本・TV：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お絵かき・作品：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

遊び方
- ❑１人で遊ぶ
- ❑誰かと一緒にいるけれど、やりとりはない（並行遊び）
- ❑やりとりをして遊べるが一方的
- ❑お互い対等な関係としてやりとりする

遊ぶ相手
- ❑１人で遊ぶ
- ❑大人と遊びたがる
- ❑年長の子、もしくは年少の子と遊ぶことを楽しめる
- ❑同じ年だが、異性の子と遊ぶ
- ❑同年代の同性の友達と遊ぶ

外遊びの様子：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

言葉

当てはまる欄に☑を入れて下さい。

- ❑ 言葉に興味はなさそうです
- ❑ お話は理解しているみたいだけれど、まだしゃべれません
- ❑ はじめて単語がしゃべれました
  - 具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
  - いくつくらい？ ＿＿＿＿＿＿＿＿
- ❑ 二語文が出ました
  - 具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
- ❑ 三語文が出ました
  - 具体的な言葉は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区別

自他の物の区別：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感情表現

楽しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

怒っちゃったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

悲しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自立心

自己主張（反抗・イヤイヤなど）：

こんなときに	こんなこと

自分でできるようになったこと：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行動

最近よくする行動

お手伝い

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大切な人・大好きな人

大切にしている物・場所

写　真
（大切にしている物）

一緒に生活している人

（ニックネーム等による記載も可）

一緒の部屋の人：

好きな人・仲良しな人：

けんかしちゃう人：

怖がっている人：

特記事項

振り返り・気になること

（エピソード・イベント・お別れのエピソード及びその写真）

（　年　月　日）

写　真

写　真

（　年　月　日）

保育園・幼稚園などの利用

託児所・施設内保育など

利用の有無：　❑無　　❑有（　　年　　月～　　年　　月）

施設名		施設長	
住所		電話	
担任		組	

養育者からみた担任の先生のキャラクター：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

子どもからみた担任の先生のイメージ・印象：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（担任の先生など）

～（　　）先生からの
メッセージ　～

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿（　年　月　日）

登園の様子：　❑楽しく通っていた　❑いやいや通っていた＿＿＿＿＿＿

園での遊び：室内遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

友達関係：　仲良しの子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いつもけんかしちゃう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

意地悪してしまう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行事への参加の様子・参観日の様子（発表会・運動会など）：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（行事・遊びなど）

写　真（行事・遊びなど）

制作物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

４歳

４歳のお誕生日おめでとう！！

写　真

養育者からの
～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）
より

当てはまる欄に☑を入れて下さい。

食事

食事の量：❑多い　❑普通　❑少ない　　食べムラ：❑無　❑有
食事中の雰囲気：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
好き・苦手な食べ物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
アレルギー：❑無　❑有＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
工夫していること：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

睡眠

睡眠の時間：約＿＿＿時間　　夜泣き：❑有　❑無　　寝付き：❑良　❑不良

排泄

頻尿：❑有　❑無　　夜尿：❑有　❑無　　遺尿：❑有　❑無
便秘傾向：❑有　❑無　下痢になりやすい：❑有　❑無　遺糞：❑有　❑無
排泄の自立状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び

好きな遊び：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
遊び場：＿＿＿＿＿＿＿＿　遊び友達：＿＿＿＿＿＿＿＿
好きなおもちゃ・本・TV：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
お絵かき・作品：＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

遊び方
- ❑１人で遊ぶ
- ❑誰かと一緒にいるけれど、やりとりはない（並行遊び）
- ❑やりとりをして遊べるが一方的
- ❑お互い対等な関係としてやりとりする

遊ぶ相手
- ❑１人で遊ぶ
- ❑大人と遊びたがる
- ❑年長の子、もしくは年少の子と遊ぶことを楽しめる
- ❑同じ年だが、異性の子と遊ぶ
- ❑同年代の同性の友達と遊ぶ

外遊びの様子：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

言葉

発語の様子：（単語・2 語文・3 語文・幼児語など）

興味・関心：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あいさつ・お礼：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

約束

ルール・約束は守れる？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

区別

自他の物の区別：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感情表現

楽しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

怒っちゃったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

悲しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自立心

自己主張（反抗・イヤイヤなど）：

こんなときに	こんなこと

自分でできるようになったこと：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行動

最近よくする行動

お手伝い

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大切な人・大好きな人

大切にしている物・場所

写　真
（大切にしている物）

一緒に生活している人　（ニックネーム等による記載も可）

一緒の部屋の人：

好きな人・仲良しな人：

よくけんかする人：

怖がっている人：

特記事項　振り返り・気になること

（エピソード・イベント・お別れのエピソード及びその写真）

（　年　月　日）

写　真

写　真

（　年　月　日）

保育園・幼稚園などの利用

託児所・施設内保育など

利用の有無：　❑無　　❑有（　　年　　月～　　年　　月）

施設名		施設長	
住所		電話	
担任		組	

養育者からみた担任の先生のキャラクター：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

子どもからみた担任の先生のイメージ・印象：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（担任の先生など）

～（　　）先生からの
メッセージ　～

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿（　　年　　月　　日）

登園の様子：　❑楽しく通っていた　❑いやいや通っていた＿＿＿＿＿＿＿＿

園での遊び：室内遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

友達関係：　仲良しの子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いつもけんかしちゃう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

意地悪してしまう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行事への参加の様子・参観日の様子（発表会・運動会など）：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（行事・遊びなど）

写　真（行事・遊びなど）

制作物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

５歳

５歳のお誕生日おめでとう！！

写　真

養育者からの

～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）

より

食事

当てはまる欄に☑を入れて下さい。

食事の量：❑多い　❑普通　❑少ない　　食べムラ：❑無　❑有

食事中の雰囲気：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

好き・苦手な食べ物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アレルギー：❑無　❑有＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工夫していること：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

睡眠

睡眠の時間：約＿＿＿時間　　夜泣き：❑有　❑無　　寝付き：❑良　❑不良

排泄

頻尿：❑有　❑無　　夜尿：❑有　❑無　　遺尿：❑有　❑無

便秘傾向：❑有　❑無　下痢になりやすい：❑有　❑無　遺糞：❑有　❑無

排泄の自立状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び

好きな遊び：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び場：＿＿＿＿＿＿＿＿　遊び友達：＿＿＿＿＿＿＿＿

好きなおもちゃ・本・TV：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お絵かき・作品：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

遊び方
- ❑１人で遊ぶ
- ❑誰かと一緒にいるけれど、やりとりはない（並行遊び）
- ❑やりとりをして遊べるが一方的
- ❑お互い対等な関係としてやりとりする

遊ぶ相手
- ❑１人で遊ぶ
- ❑大人と遊びたがる
- ❑年長の子、もしくは年少の子と遊ぶことを楽しめる
- ❑同じ年だが、異性の子と遊ぶ
- ❑同年代の同性の友達と遊ぶ

外遊びの様子：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

言葉

発語の様子：（単語・2 語文・3 語文・幼児語など）

興味・関心：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

あいさつ・お礼：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

約束

ルール・約束は守れる？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ルールを守って遊べる？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

感情表現

楽しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

怒っちゃったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

悲しかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

恥ずかしかったことは？：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自立心

自己主張

こんなときに	こんなこと

自分でできるようになったこと：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行動

最近よくする行動

お手伝い

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

大切な人・大好きな人

大切にしている物・場所

写　真
（大切にしている物）

一緒に生活している人

（ニックネーム等による記載も可）

一緒の部屋の人：

好きな人・仲良しな人：

よくけんかする人：

怖がっている人：

特記事項

振り返り・気になること

（エピソード・イベント・お別れのエピソード及びその写真）

（　年　月　日）

写　真

写　真

（　年　月　日）

保育園・幼稚園などの利用

託児所・施設内保育など

利用の有無：　❑無　❑有（　　年　　月～　　年　　月）

施設名		施設長	
住所		電話	
担任		組	

養育者からみた担任の先生のキャラクター：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

子どもからみた担任の先生のイメージ・印象：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（担任の先生など）

～（　　）先生からの
メッセージ　～

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿（　　年　　月　　日）

登園の様子：　❑楽しく通っていた　❑いやいや通っていた＿＿＿＿＿＿

園での遊び：室内遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

友達関係：　仲良しの子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いつもけんかしちゃう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

意地悪してしまう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行事への参加の様子・参観日の様子（発表会・運動会など）：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（行事・遊びなど）

写　真（行事・遊びなど）

制作物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

6歳

6歳のお誕生日おめでとう！！

写　真

養育者からの

～　メッセージ　～

（　　年　　月　　日）

より

食事

当てはまる欄に☑を入れて下さい。

食事の量：❑多い　❑普通　❑少ない　　食べムラ：❑無　❑有

食事中の雰囲気：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

好き・苦手な食べ物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アレルギー：❑無　❑有＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工夫していること：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

睡眠

睡眠の時間：約＿＿＿時間　　夜泣き：❑有　❑無　　寝付き：❑良　❑不良

排泄

頻尿：❑有　❑無　　夜尿：❑有　❑無　　遺尿：❑有　❑無

便秘傾向：❑有　❑無　下痢になりやすい：❑有　❑無　遺糞：❑有　❑無

排泄の自立状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び

好きな遊び：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

遊び場：＿＿＿＿＿＿＿＿　遊び友達：＿＿＿＿＿＿＿＿

好きなおもちゃ・本・TV：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

お絵かき・作品：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

遊び方
- ❑１人で遊ぶ
- ❑誰かと一緒にいるけれど、やりとりはない（並行遊び）
- ❑やりとりをして遊べるが一方的
- ❑お互い対等な関係としてやりとりする

遊ぶ相手
- ❑１人で遊ぶ
- ❑大人と遊びたがる
- ❑年長の子、もしくは年少の子と遊ぶことを楽しめる
- ❑同じ年だが、異性の子と遊ぶ
- ❑同年代の同性の友達と遊ぶ

外遊びの様子：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

言葉

発語の様子：（単語・2 語文・3 語文・幼児語など）

興味・関心：

読み・書き：

時間

時間・時期の理解：

一日の流れの理解：

約束

ルール・約束は守れる？：

ルールを守って遊べる？：

感情表現

楽しかったことは？：

怒っちゃったことは？：

悲しかったことは？：

恥ずかしかったことは？：

自立心

自分でできるようになったこと

行動

最近よくする行動

お手伝い

大切な人・大好きな人

大切にしている物・場所

写　真
（大切にしている物）

一緒に生活している人

（ニックネーム等による記載も可）

一緒の部屋の人：

好きな人・仲良しな人：

よくけんかする人：

怖がっている人：

特記事項

振り返り・気になること

（エピソード・イベント・お別れのエピソード及びその写真）

（　年　月　日）

写　真

写　真

（　年　月　日）

保育園・幼稚園などの利用

託児所・施設内保育など

利用の有無：　❑無　　❑有（　　年　　月～　　年　　月）

施設名		施設長	
住所		電話	
担任		組	

養育者からみた担任の先生のキャラクター：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

子どもからみた担任の先生のイメージ・印象：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（担任の先生など）

～（　　）先生からの
メッセージ　～

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿（　　年　　月　　日）

登園の様子：　❑楽しく通っていた　❑いやいや通っていた＿＿＿＿＿＿

園での遊び：室内遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外遊びの様子＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

友達関係：　仲良しの子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いつもけんかしちゃう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

意地悪してしまう子は？＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

行事への参加の様子・参観日の様子（発表会・運動会など）：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

写　真（行事・遊びなど）

写　真（行事・遊びなど）

制作物：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（絵・写真あり⇨　　へ）

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

はじめてノート

はじめての＿＿＿＿＿＿

歳　か月

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年　　月　　日）

＿＿＿＿＿＿＿＿より

写　真

はじめての＿＿＿＿＿＿

歳　か月

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（　　年　　月　　日）

＿＿＿＿＿＿＿＿より

写　真

■ 学　童　期

小学　年生（１～３年生）

の写真

写　真

（　年　月　日「(タイトル)」）

養育者からの　～メッセージ～

より（　年　月　日）

発達の特徴

感情表現：

会話：

言葉の理解：

自己主張：

自己制御：

興味・関心・好奇心：

読み・書き：

特記事項：

生活の状況

生活環境：

仲間：

睡眠(時間・様子)：

通学状況：

排泄：

身だしなみ：

時間管理：

挨拶：

食事の内容・様子：

食事の量：

好きなもの：　嫌いなもの：

アレルギーなど：

運動：

好きな遊び：

ひとり遊びの様子：

集団遊びの様子：

約束・ルール：

家族との関係：

養育者（職員）との関係：

仲間との関係：

好きなこと：

大切にしているもの：

施設等の写真

（　　）

部屋の写真

（　　）

遊びの写真

（　　）

遊びの写真

（　　）

（　　）

（　　）

家族・地域の状況

（　　）

（　　）

学校生活の状況　（通知票等の添付により内容が重複する場合は記入の必要なし）

学業の成績：

好きな教科・苦手な教科：

担任の先生：

通知票から（学期ごとの先生からのコメント）

一学期：

二学期：

三学期：

教員との関係：

友だち：

友だち関係：

放課後の過ごし方：

クラブ活動：

生徒会活動等：

行事・イベントでのエピソード：

表彰されたこと：

好きな遊び：

クラブなどの写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

行事・イベントの写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

行事・イベントの写真

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

（　　）

写真

（　　）

写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

その他の活動

活動の状況：

友だち：

友だち関係：

写真

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

（　　）

その他の特記事項：

初めてできたこと

初めてできたことの写真

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

（　　）

初めてできたことの写真

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

（　　）

初めてできたことの写真

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

（　　）

大切な人（キーパーソン）

忘れられないできごと

忘れられないできごと	子どもの態度・言動・表現	養育者などの思い・願い
【交友関係など】 【生活上のこと】 （養育者との関係など） 【家族（特に親）との関係】		

子どもの考え・思い・希望

【新しくやってみたいこと、将来の希望、目標、夢】

【大切なこと、人、もの、場所など】

【家族（親、きょうだい）について】

養育者による一年間の振り返り

エピソード

成長の状況

発達の特徴

生活の状況

学校生活の状況

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

■ 学　童　期

小学　年生（４～６年生）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の写真

写　真

（　年　月　日「(タイトル)」）

養育者からの　～メッセージ～

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿より（　年　月　日）

発達の特徴

感情表現：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

言葉の理解：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自己主張：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

自己制御：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

興味・関心・好奇心：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

読み・書き：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特記事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生活の状況

生活環境：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

仲間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

睡眠(時間・様子)：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

通学状況：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

排泄：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身だしなみ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

時間管理：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

挨拶：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

食事の内容・様子：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

食事の量：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

好きなもの：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿嫌いなもの：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

アレルギーなど：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

運動：

好きな遊び：

ひとり遊びの様子：

集団遊びの様子：

約束・ルール：

家族との関係：

養育者（職員）との関係：

仲間との関係：

好きなこと：

大切にしているもの：

施設等の写真

（　　）

部屋の写真

（　　）

遊びの写真

（　　）

遊びの写真

（　　）

大切にしている物の写真

（　　）

大切にしている物の写真

（　　）

家族・地域の状況

写真

（　　）

写真

（　　）

学校生活の状況

（通知票等の添付により内容が重複する場合は記入の必要なし）

学業の成績：

好きな教科・苦手な教科：

担任の先生：

通知票から（学期ごとの先生からのコメント）

一学期：

二学期：

三学期：

教員との関係：

友だち：

友だち関係：

放課後の過ごし方：

クラブ活動：

生徒会活動等：

行事・イベントでのエピソード：

表彰されたこと：

好きな遊び：

クラブなどの写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

行事・イベントの写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

行事・イベントの写真

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

（　　）

写真

（　　）

写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

その他の活動

活動の状況：

友だち：

友だち関係：

写真

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

（　　）

その他の特記事項：

初めてできたこと

初めてできたことの写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

初めてできたことの写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

初めてできたことの写真

（　　）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

大切な人（キーパーソン）

忘れられないできごと

忘れられないできごと	子どもの態度・言動・表現	養育者などの思い・願い
【交友関係など】 【生活上のこと】 （養育者との関係など） 【家族（特に親）との関係】 【良いできごと、気がかりなできごと】		

子どもの考え・思い・希望

【新しくやってみたいこと、将来の希望、目標、夢】

【大切なこと、人、もの、場所など】

【家族（親、きょうだい）について】

【今までの自分とこれからの自分】

養育者による一年間の振り返り

エピソード

成長の状況

発達の特徴

生活の状況

学校生活の状況

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

■ 思 春 期

中学　年生

の写真

写　真

（　年　月　日「(タイトル)」）

養育者からの　～メッセージ～

（ありがとう、ごめんなさいの
メッセージなど）

より（　年　月　日）

発達の特徴　（行動・心理・情緒・知的機能等の観点から）

○行動

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】（暴力行為、非行等の問題はここに記入）

○性格（心理・情緒）

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】

○知的機能

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】

○その他、特記すべき事項

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】（発達障害等はここに記入）

生活の状況　（→居住地（施設、里親家庭など）での状況

生活環境：

生活リズム：

生活習慣：

家族との関係：

養育者（職員）との関係：

同居者（他の子ども）との関係：

好きなこと：

大切にしているもの、人など：

メッセージ・子どもの様子など

（施設や里親家庭などでの写真）

より（　年　月　日）

写　真

（　年　月　日「(タイトル)」）

メッセージ・子どもの様子など

（施設や里親家庭などでの写真）

より（　年　月　日）

写　真

（　年　月　日「(タイトル)」）

メッセージ・子どもの様子など

（施設や里親家庭などでの写真）

より（　年　月　日）

写　真

（　年　月　日「(タイトル)」）

親・家族に対する子どもの気持ち

家族・地域の状況

（家族や地域の状況、社会資源などについて、新しい変化が生じたこと）

学校生活の状況　（通知票等の添付により内容が重複する場合は記入の必要なし）

学業の成績：

好きな教科・苦手な教科：

担任の先生：

成績表から（学期ごとの先生からのコメント）

一学期：

二学期：

三学期：

教員との関係：

交友関係：友だち

関係

放課後の過ごし方：

クラブ活動：

生徒会活動等：

学校生活の写真
（入学式、遠足、運動会など）
（　年　月　日「(タイトル)」）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

学校生活の写真
（入学式、遠足、運動会など）
（　年　月　日「(タイトル)」）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

その他の活動

活動の状況：＿＿＿＿（習い事、校外クラブなど）＿＿＿＿

交友関係：＿＿＿＿（上記の活動での友人、集団と関わり、個性など）＿＿＿＿

その他の特記事項：＿＿＿＿

特記事項

（特記すべきエピソードや変化、精神医学的治療経過、問題行動の経過など）

メッセージ・子どもの様子など

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿より（　年　月　日）

（施設や里親家庭、学校以外の写真）

写　真

１年間のできごと

（写真・作品などがあれば添付できるようにする）

できごと	子どもの態度・言動・表情、養育者の考え・思い
①交友関係・恋愛など ・良いできごと ・気がかりなできごと	
②生活上のこと（養育者との関係など） ・良いできごと ・気がかりなできごと	
③家族（特に親）との関係 ・良いできごと ・気がかりなできごと	
④その他 ・良いできごと ・気がかりなできごと	

養育者による１年間の振り返り

養育者の立場から１年間の感想や養育上留意した点など

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

■ 思 春 期

高校　年生（または中卒　年）

の写真

写　真

（　年　月　日「(タイトル)」）

養育者からの　～メッセージ～

（ありがとう、ごめんなさいの
メッセージなど）

より（　年　月　日）

発達の特徴　（行動・心理・情緒・知的機能等の観点から）

○行動

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】（暴力行為、非行等の問題はここに記入）

○性格（心理・情緒）

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】

○知的機能

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】

○その他、特記すべき事項

【良くなった変化】

【変わらないもしくは新たに出てきた問題】（発達障害等はここに記入）

生活の状況

（居住地（施設、里親家庭など）での状況

生活環境：

生活リズム：

生活習慣：

家族との関係：

養育者（職員）との関係：

同居者（他の子ども）との関係：

好きなこと：

大切にしているもの、人など：

メッセージ・子どもの様子など

（施設や里親家庭などでの写真）

より（　年　月　日）

写　真

（　年　月　日「（タイトル）」）

メッセージ・子どもの様子など

（施設や里親家庭などでの写真）

より（　年　月　日）

写　真

（　年　月　日「（タイトル）」）

メッセージ・子どもの様子など

（施設や里親家庭などでの写真）

より（　年　月　日）

写　真

（　年　月　日「（タイトル）」）

親・家族に対する子どもの気持ち

家族・地域の状況

（家族や地域の状況、社会資源などについて、新しい変化が生じたこと）

学校生活の状況

（通学の場合のみ記入してください）

（通知票等の添付により内容が重複する場合は記入の必要なし）

学業の成績：

好きな教科・苦手な教科：

担任の先生：

成績表から（学期ごとの先生からのコメント）

一学期：

二学期：

三学期：

教員との関係：

交友関係：友だち

関係

放課後の過ごし方：

クラブ活動：

生徒会活動等：

学校生活の写真
（入学式、遠足、運動会など）

（　年　月　日「(タイトル)」）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

学校生活の写真
（入学式、遠足、運動会など）

（　年　月　日「(タイトル)」）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

就労の状況　（就労の場合のみ記入してください。）

就労先名（会社名など）：

就労先住所：

業種：

子どもの仕事内容：

雇用主、上司の氏名等：

仕事の成績、評価等：

職場内の交友関係：上司との関係

同僚との関係

勤務時間、給与、待遇等：

仕事後、休日の過ごし方：

将来の展望、目標、その他

職場の人からの　～メッセージ～

（　　年　月　日）

職場の行事等の写真

（　年　月　日「(タイトル)」）

メッセージ・子どもの様子など

より（　年　月　日）

その他の活動

活動の状況：＿＿＿＿（習い事、校外クラブなど）＿＿＿＿

交友関係：＿＿＿＿（上記の活動での友人、集団と関わり、個性など）＿＿＿＿

その他の特記事項：＿＿＿＿

特記事項　（特記すべきエピソードや変化、精神医学的治療経過、問題行動の経過など）

メッセージ・エピソードなど

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

＿＿＿＿

より（　年　月　日）

（施設や里親家庭、学校以外の写真）

写　真

１年間のできごと

（写真・作品などがあれば添付できるようにする）

できごと	子どもの態度・言動・表情、養育者の考え・思い
①交友関係・恋愛など ・良いできごと ・気がかりなできごと	
②生活上のこと（養育者との関係など） ・良いできごと ・気がかりなできごと	
③家族（特に親）との関係 ・良いできごと ・気がかりなできごと	
④その他 ・良いできごと ・気がかりなできごと	

養育者による１年間の振り返り

養育者の立場から１年間の感想や養育上留意した点など

面会・外出・外泊の様子

面会制限　：　❑無　　❑有（内容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

家族の状況：（入院・収監中等の状況を記載）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
[特記事項]			

対人関係の記録

子どもを支援する際に重要で大切な関係の人の記録

年次	名前・所属	子どもとの関係・双方の思い
中１	（養育者、教員、友人、親族など）	（その人からのメッセージがあれば記入して下さい）
中２		
中３		
高１		
高２		
高３		
18 歳～		

ライフイベント・変化の記録

大切なできごと、大きな変化の記録

年次	大切なできごと・変化したこと	子どもの様子
中１		
中２		
中３		
高１		
高２		
高３		
18 歳～		

自分自身に対する記録　　自己肯定感や自己に対する評価についての記録

（1 年を振り返って印象に残る言葉・できごとなどを記入してください）

年次	自分自身について
中 1	
中 2	
中 3	
高 1	
高 2	
高 3	
18 歳～	

＜別冊＞　中学１年生～（年に１回程度）

対人関係マップ

大切な人（ｷｰﾊﾟｰｿﾝ）

（子どもにとって大切な人、その人に対する子どもの思い・メッセージなど）

＜別冊＞　中学１年生～（年に１回程度）

子どもの考え・思い・希望

資料１０(2)

「育てノート」作成マニュアル

１．作成の目的

「育てノート」は、養育するスタッフや関係者が、施設や里親家庭などで暮らす子どもやその家族などを対象にして、今まで作成してきた養育記録や生活記録だけではなく、その子どもの成育の過程での重要なエピソードやイベント、その子にとって大切な人・物・場所・思い出、その子らしさ、あるいは養育者の思いや願いなどのメッセージを盛り込んだ、養育者や子ども自身がその生い立ちを理解できる、つながりのあるライフヒストリーを綴るためのノート（記録）である。

したがって、このノートには、母親が妊娠した時や生まれた時からの家族の状況及びその時の気持ちや願い、その子どもにとって重要なエピソードやイベント及びそれに対する養育者と保護者・教師及び本人・友人などからのメッセージや、作品（写真、絵画、作文など)・プレゼント、施設や里親家庭あるいは学校などにおける暮らしや活動の様子、その子らしさ（強み、良さ、成績、評価など）などを記載するものである。

これにより、「育てノート」が社会的養護の中で養育者に引き継がれることにより、養育の連続性を保障するとともに養育の質の向上を図り、子ども一人ひとりのつながりのある育ちを保障することを目的とする。

２．作成・管理

（１）養育者（担当職員、里親等であって、子どもの主たる養育者であり、「育てノート」に記入する者（複数可)。以下同じ。）が作成する。

（２）措置変更などで子どもの生活の場所が他の施設等に変わった場合には、このノートを次の養育者に引き継ぐ。

（３）養育者（施設、里親等）は、他の記録と同様にノートの保管や電子媒体の管理に十分留意するとともに、正当な理由なく、このノートに記載されている子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（４）このノートは、原則としてこのノート自体を子どもやその保護者に提供することを想定して作成するものではないが、養育者が子どもと成長の振り返りを行う場合や「育ちアルバム」を作成する場合などにおいて、子どもの支援上必要な記録や元来子ども自身が持っていた情報や記録（学校の記録、写真など）について、提供することが適切な部分を抜き出して、子ども又は保護者に提供することができる。

３．記入にあたっての留意事項（共通）

（１）重要なエピソードやイベント及びその写真などのメッセージやコメントは、その子どもらしさ、特に子どものプラス面についての評価や感想、養育者や保護者などの今後の期待や願い及びその時の感情などについて可能な限り綴ること。

（２）基本的に、施設等に入所（委託）した時点からの事実（一時情報）を養育者が記入する。間接的に得た過去の情報（二次情報）を記入する際は、情報源（原記録の名

称・記録者名等）と情報を得た日を必ず書き込む、もしくは資料を添付すること（母子健康手帳、児童相談所からの記録、学校の通知票などを参考とする）。

（３）記入年月日が必要と思われる項目には、最後に（〇年〇月〇日）と記入すること。

（４）記入者が複数の場合や変更した場合、または記入者以外の人からの情報を記入する場合は記入者名（情報者名）を最後に記入すること。

（５）子どもに告知していない（子どもが知らない）情報については、軽微な内容のものを除き、告知していない旨を記入すること。

（６）家族や本人及び関係者あるいは作品などの写真は、可能な限りデジタルカメラなどで撮影し、電子ファイルとして保存した後、ノートに撮影年月日がわかるように掲載すること。

（７）文章は、できる限り簡潔にわかりやすく記述すること。

（８）記入者によって観点にブレが生じないよう客観性を重視し、子どもの様子や思いを記入する際には、いつ、どのような状況で、どんな言葉を表したか、「」使用するなどして客観的事実を記入すること。また、養育者や関係者の思いを記入する際には主語（誰が）、どう思ったか、わかりやすく表すこと。

（９）ノートに記載されている項目を埋めていくことが目的ではないので、項目によって話を聞く時期や場面には十分留意し、養育者からの投げかけに子どもが答えない場合は無理に聞き出そうとせず、答えなかったという事実を記録すること。

４．記入要領

＜養育者一覧＞

- 子どもを直接担当する養育者（育てノート記入者）の名前と職名（指導員、保育士、子どもとの関係など）を記入する。
- 施設等において養育者が複数の場合はすべての養育者の名前等を記入するが、その場合は主たる養育者（＝育てノート記入者）にアンダーラインを引く。
- 子どもが家庭で生活しているときは保護者名を記入する。
- 母子生活支援施設に入所している場合は、母及び担当職員（母子指導員など）の両方を記入する。
- 備考欄には施設名、場所、担当となった日付その他特記すべきことを記入する。

＜養育者から養育者へのメッセージ＞

- 養育者（育てノート記入者）が変更する場合に、次の養育者に向けたメッセージや養育上の留意点などを記入する。

＜養育者から子どもへの告知＞

・子どもに告知していない内容（軽微な内容のものを除く）について、その後告知を行っ

た場合に、告知した年月日、人（告知に立ち会った人）、理由と内容、告知したときの子どもの様子を記入する。

・既にノートに記入してある内容を告知する場合は、ノートのどこに記入されている内容について告知したのかがわかるよう、記載されている頁、項目を記入しておくとともに、３．（５）により告知していない旨が記入されている部分に取り消し線を引き、その横に告知年月日を記入する。

・同じ内容を告知する場合であっても、年齢や時機によって伝え方や内容の詳細が異なる（段階的に告知する必要がある）ときには、その都度記入していく。

＜フェイスシート＞

- 入所時の情報を記入し、担任が変わったとき、担当福祉司の変更時は下の行に書き加えていく。
- 家族構成とジェノグラムは、後から詳細が分かる場合や、離婚や再婚、出生等で変わることがあるため、変更のあった場合は次頁に書き直す。
- ジェノグラムの作り方は、別紙１（P20）「ジェノグラムの作り方」を参照する。

＜子どもの発育・健康やライフイベントに関する記録＞

- この記録は、子どもの年表のようなものであるので、項目ごとに各年齢のトピックスを簡潔にまとめる。
- 発育状態・健康状態：身長、体重は毎年必ず記入する。その他、発育・健康の状態や、疾病やけがなどによる入院、特記すべき通院や服薬、特記すべき視力・聴力・歯の状態、第二次性徴等について記入する。また、予防接種についてもこの欄に記入する。
- ライフイベント：各年齢における大きなできごとについて簡潔に記入する（詳細は年齢（学年）毎の各項目に記入する）。
- 居住環境：施設や里親家庭等の名称、住所、居住形態などを記入する。居住地を変更した場合は必ず記入する。
- 養育環境：施設であれば寮、ユニット、グループホームやその単位の子ども・職員の人数などを記入する。里親家庭やファミリーホームであれば家庭（ホーム）内の構成などを記入する。養育環境に変化があった場合は必ず記入する。
- 地域環境：地域の関係機関（保育所、学校、市町村、児相）との関わり、近隣とのつながりや、地域の様子などを記入する。

■　胎児期

◇基本的事項

- 保護者への確認が難しい場合は空白のままにし、特記事項等にその旨を記入する。
- 保護者や他機関等から得た情報は、情報源と記入日を必ず記入する。
- 子どもの健康状態、身長、体重などの発育状態、哺乳や離乳食などの栄養状態については、母子健康手帳の内容に基づいて記入する。ただし、母子健康手帳がない場合には、手帳の記載すべき内容について保護者などに確認して記入する。
- 妊娠中の経過については、母子健康手帳の内容に基づいて記入する。ただし、母子健康手帳がない場合には、手帳の記載すべき内容について保護者などに確認して記入する。
- 出生前の準備状況については、両親学級への参加、ベビー用品、住環境の改善などについて、年月日などを含めて具体的に記入する。写真などを掲載してもよい。
- 施設入所以前の写真は、保護者に確認し、コピーや電子媒体でいただくことのできたものを添付する。

■　乳児期

◇基本的事項

- 保護者への確認が難しい場合は空白のままにし、特記事項等にその旨を記入する。
- 保護者や他機関等から得た情報は、情報源と記入日を必ず記入する。
- 子どもの健康状態、身長、体重などの発育状態、哺乳や離乳食などの栄養状態については、母子健康手帳の内容に基づいてフェイスシートの健康欄に記入する。ただし、母子健康手帳がない場合には、手帳の記載すべき内容について保護者などに確認し記入する。
- ０ヵ月時の写真、及び手形・足形については、とった年月日が分かるように記入する。
- 名付けについては、名付けの親が誰であるか分かるように記入する。書で書いた命名がある場合には、保存ファイルに納めておく。あるいは写真を撮って保存する。
- 選択肢のある項目については、当てはまる欄に☑を入れる。
- メッセージについては、保護者などから聞き取った内容を記入する。
- 施設入所以前の写真は、保護者に確認し、コピーや電子媒体でいただくことのできたものを添付する。

◇記入項目と記入例

面会・外泊の様子

- 面会制限の有無をチェックし、制限のある場合はその理由を記入する。
- 家族の状況：入院中や収監中で面会等が制限されることもあるため、家族の状況を記入する。

・ 年間の面会・外泊・外出、通信（電話・手紙）等のやり取りを記入する。
・ エピソード欄には、特記すべきエピソードがあれば記入する。

＜記入例＞

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
３　月	面会　３回　・　外出　２回 手紙　１回	実母･継父と面会外出 〇〇公園、西友 母方祖母から手紙	3/17　実母・継父との外出。買い物をして帰ってくる。ご機嫌でよく笑っていた。（実母より）

■　幼児期

◇基本的事項

・ 保護者や他機関等から得た情報は、情報源と記入日を必ず記入する。
・ 成長に関する事項は、健診時や誕生日に近い時期に測定した値をフェースシートの健康欄に記入する。測定日も記入する。
・ その他の事項は、期間内に記入する。
・ ノートの作成にあたっては、項目を埋めることが目的ではなく、ノートが子どもの育てに活かされるように、内容を吟味し、事実を記入する。
・ 子どもの作品などの資料は、別紙や写真等で添付する。

◇記入項目と記入例

・ 選択肢が挙げられている項目については、当てはまる選択肢に☑を記入する。また、特記事項がある場合は記入する。
・ 年齢ごとに項目の変わる質問もあるが、以下を参考にして記入する。
・ どの項目にも当てはまらないが、気になることや重要と思われる情報は、特記事項に記入する。

写真とメッセージ

・ 誕生日の写真や、思い出のシーンなどの写真を添付し、養育者からのメッセージを添える。メッセージには、記入日と記入者名を書き込む。

食事

・ 食事の量・食べムラ：当てはまる項目に☑を記入する。
・ 食事中の雰囲気：食事をするときの雰囲気や様子を記入する。

＜記入例＞大好きなフルーツは、満面の笑みでおかわりして食べます（写真：いちごが大好きな〇〇ちゃん）。嫌いな物はガンとして食べないこともあり、食

べさせるのに苦労することが多いです。

- アレルギー：当てはまる項目に☑を入れ、有りの場合は、アレルギーを引き起こす食材などを記入する。
- 工夫していること：食事に関することで、養育者が工夫していることを記入する。

＜記入例＞嫌いな野菜は小さく刻んだり、味付けを工夫したりして食べやすくしています。家にいたころ、家族とあまり一緒に食事をする機会がなかったようなので、楽しい会話とともに食が進むように雰囲気作りを工夫しています。

睡眠

- 睡眠時間：一日の平均睡眠時間を記入する。
- 夜泣き・寝付き：当てはまる欄に☑を入れる。
- 対応するときの養育者の気持ち：寝かしつけなどの対応で養育者が感じている気持ちを記入する。

＜記入例＞寝ている顔を見ていると、とてもかわいらしく感じました。
夜泣きをしてなかなか泣きやんでくれないと、どうしたらいいのかわからなくなり、不安に感じたりイライラしてしまうこともありました。
他の子も一緒に寝かしつけていると、待たせてしまうこともあり、申し訳ない気持ちになることがありました。

排泄

- 各項目の当てはまる欄に☑を入れる。
- 排泄の自立：（3 歳～）おむつがはずれた、おねしょがなくなった等、排泄の自立の様子を記入する。

遊び

- 好きな遊び：遊びの中で好んでする遊びを記入する。
- 遊び場：（２歳～）公園や庭、友達の家などよく遊ぶ場所を記入する。
- 遊び友達：（２歳～）よく遊ぶお友達を記入する。
- 好きなおもちゃ・本・ＴＶ：具体的な内容を記入する。
- 遊び方・遊び相手：（２歳～）当てはまる項目に☑を入れる。
- 外遊びの様子：（２歳～）ボール遊びや、砂遊びなど身体を動かす遊びの様子を記入する。走る、ジャンプするなどの運動の様子も記入する。

言葉

- 各項目の当てはまる欄に☑を入れる。
- 単語・2 語文・3 語文が話せるようになった場合は、具体的な言葉を記入する。

- 発語の様子:（４歳～）３歳までの言葉の項目を参考にしながら発語の様子を記入する。また、幼児語などが残っていたり、発音など特徴的なことも合わせて記入する。
- 興味・関心：（５歳～）動物の名前、アニメのキャラクター、色、数字など興味や関心を抱き始めたことを記入する。
- あいさつ・お礼：（５歳～）あいさつやお礼などがどの程度言えるようになって来たかを記入する。
- 読み・書き：（６歳）ひらがなやカタカナなどの読み書きがどの程度できるかについて記入する。
- 自由記述の欄には、言語発達や発音の様子や課題等を記入する。

模倣　（２歳のみ）

- 養育者や友達の真似ごと：真似をするようになったことを記入する。

時間　（６歳）

- 時間・時期の理解：起きる時間、おやつの時間、ご飯の時間、寝る時間などの大まかな時間の理解、朝・昼・晩や季節などの時期の理解がどの程度できるかについて記入する。
- 一日の流れの理解：朝起きてから夜寝るまでの流れの理解がどの程度できるかについて記入する。

約束　（３歳～）

- ルール、約束は守れる？：養育者との約束、生活のルールなどがどの程度守れるかを記入する。
- ルールを守って遊べる？：（５歳～）お友達と遊ぶ時に、順番を待ったり、借りた物を返したりなど、どの程度ルールを守って遊ぶことが出来るかについて記入する。

区別　（３歳～）

- 自他の物の区別：お友達の物と自分の物の区別がどの程度ついているかを記入する。

感情表現

- 子どもの年齢が小さい場合は、養育者から見た子どもの様子を記入する。
- 楽しかったことは？：楽しかった出来事とそのときの嬉しさの表現の様子を記入する。
- 怒っちゃったことは？：怒った時の出来事とそのときの怒りの表現の様子を記入する。
- 悲しかったことは？：（２歳～）
- 恥ずかしかったことは？：（５歳～）

自立心

- 自己主張（反抗・イヤイヤなど）：自分でやりたがる場面、イヤイヤをする場面などを記入し、どんなことをしたがるか、どんな様子かを記入する。
- 自分でできるようになったこと：（２歳～）
  この１年で自分でできるようになったことを記入する。

行動

- 最近よくする行動のエピソードを記入する。できるようになったことや、気になる行動などを記入する。

お手伝い　（２歳～）

- 最近するようになったお手伝いの内容や様子を記入する。

大切な人・大好きな人

- 子どもが大好きな人や大切な人の名前、関係、エピソードなどを記入する。

大切にしている物・場所

- 子どもが大切にしている物や、好きな場所を記入する。

一緒に生活している人

- 一緒に生活している人について記入する。
- ニックネーム等による記載も可。

特記事項

- 養育者自身の養育や本児について、一年間の振り返りをする。また、これまでの項目で記入できなかったことや気になることなどを記入する。
- この１年間の中で思い出に残るようなエピソード、イベントなどを記入し、その写真を添付する。
- お別れのエピソード：お友達や、家族、担当の養育者とのお別れのエピソードや写真を添付する。

はじめてノート

- この １ 年ではじめて出来たことを記録する。できたときの年齢（月齢）、メッセージを記入し、写真を添付する。
- 記入欄が足りないときは、コピーして記入する。

・ はじめてノートに記録する項目例

指差し　　スプーン・フォーク・お箸の使用　　着替え　　おしっこ・うんち

ダンス（模倣）　　水遊び・プール　　砂遊び　　すべり台　　ブランコ　　発語　等

保育所・幼稚園などの利用

・ 利用の有無：保育所・幼稚園・託児所などの利用の有無に☑を入れ、利用の場合は利用期間を記入する。以下の項目は、利用の場合のみ記入する。

・ 養育者から見た担任の先生のキャラクター：明るい先生、いつも親身になってくれる先生など、養育者から見た先生のキャラクターを記入する。

・ 子どもから見た担任の先生のイメージ・印象：子どもの話などから、「優しい先生」「背が高い」「面白い」など、子どもが担任の先生に抱いている印象やイメージを記入する。

・ 先生からのメッセージ：養育者が担任の先生と話す中で、先生が話してくれたことや、連絡帳に書かれた内容などから、メッセージとその日付を記入する。

・ 登園の様子：当てはまる項目に☑を入れ、いやいや通っていた場合は、その様子などを記入する。

・ 園での遊び：室内や室外での遊びで、好きな遊び・よくする遊び、エピソードなどを記入する。また、遊びの様子の写真を添付する。

・ 友人関係：仲良しの子や喧嘩してしまう子（２歳～）などを記入する。

・ 行事への参加の様子・参観日の様子：（２歳～）発表会や運動会などの行事への参加の様子を記入し、写真を添付する。

・ 制作物：作品などを記入し、写真を添付する。また絵など添付できるものは、ファイルに保管する。

面会・外泊の様子

・ 面会制限の有無をチェックし、制限のある場合はその理由を記入する。

・ 家族の状況：入院中や収監中で面会等が制限されることもあるため、家族の状況を記入する。

・ 年間の面会・外泊・外出、通信（電話・手紙）等のやり取りを記入する。

・ エピソード欄には、特記すべきエピソードがあれば記入する。

＜記入例＞

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
３　月	面会　３回　・　外出　２回 手紙　１回	実母・継父と面会外出 〇〇公園、映画館 母方祖母から手紙	3/17　実母・継父との外出で映画館でポケモンを観て帰って来た。別れ際に大泣きをする。落ち着くまで 30 分ほどかかった。

■　学童期

小学１～６年生

◇　基本的事項

- 保護者への確認が難しい場合は空白のままにし、特記事項等にその旨を記入する。
- 保護者や他機関等から得た情報は、情報源と記入日を必ず記入する
- 各学年が終了するまでに、各施設等で定めた内容に添って、養育者が記入する。例えば、誕生日や学期末、学年末など、養育者が子どもとの生活の中での機会を使って作成する。
- ノートの作成にあたっては、項目を埋めることが目的ではなく、ノートが子どもの育てに活かされるように、内容を吟味し、事実を記入する。
- 記入するにあたって、「健康の記録」、「学校通知票」等の内容をもとに記入し、その内容についての資料は、別紙用紙等で添付する。
- 子どもの作品などの資料は、別紙や写真等で添付する。
- 養育者と子どもの信頼関係のもとに、子どもが打ち明けた内容について記録する場合には、子どものプライバシーの確保に留意する。

◇　記入項目と記入例

○　冒頭の写真

- 各学年での思い出になる写真（小学１年生の入学式や遠足などの行事、施設等での写真など）を掲載する。その時の養育者の思いやメッセージ、養育者の名前とその年月日を記入する。

発達の特徴

- 各項目について、子どもの姿が浮き出るような表現で内容を記入する。
- 感情表現：子どもの表現として、嬉しさ、怒り、嫉妬、恥ずかしさ、いたわり、愛情、恐怖などについて、その内容と子どもの様子を記入する。
- 会話：口数の多さ、コミュニケーションの状況などについて記入する。
- 言葉の理解：相手との会話での言語理解や意思疎通の状況などを記入する。
- 自己主張：自己の感情や意見の表現の状況等について記入する。自分でやりたがる場面、嫌がる場面とその時の様子を記入する。
- 自己制御：感情のコントロールの状況等について記入する。
- 興味、関心、好奇心：特記する事柄、自ら工夫して行っている事柄を記入する。
- 読み・書き：読書や書写への関心など、勤勉性、生産性をもたらした内容とその状況を記入する。
- 特記事項：新たな精神医学的診断や所見について、その内容を記入する。

生活の状況

- 生活環境：施設等の状況、居室と同居者（他の子ども）の状況について記入する。
- 仲間：施設等での同居者や仲良しグループの名前を記入する。
- 睡眠：起床や就寝の状況、睡眠（平均睡眠時間、眠りの深さなど）の状況を記入する。
- 通学状況：登校や下校時の状況と子どもの表情などを記入する。
- 排泄：規則正しい排便、排泄が行われているかなどの状況を記入する。
- 身だしなみ：清潔さ、身辺整理の様子、身だしなみなどの生活習慣の状況を記入する。
- 時間管理：生活の予定や約束の時間が守られているかなどを記入する。
- 挨拶：職員や同居者などとの挨拶の状況を記入する。
- 食事の内容・様子：食事への興味や関心、食事の準備や後始末などの手伝いの状況を記入する。食事の時の食べ方と要する時間、偏食の状況とその対応の様子、箸の使い方などの食事場面での状況を記入する。
- 食事の量：年齢に応じた食事の量の状態とムラがあるかなどを記入する。
- 好きなもの・嫌いなもの：好きな食べもの、嫌いな食べものを記入する。
- アレルギーなど：食物アレルギーとその対応状況などを記入する。
- 運動：生活場面で、体を使った動作や継続的な運動の内容とその様子について記入する。動作の様子、巧みさ、器用さ、バランス感覚についてのエピソードを記入する。
- 好きな遊び：興味のある遊びやその内容を記入する。
- 遊び友だち：生活場面で、よく遊ぶ友だちの名前を記入する。
- ひとり遊びの様子：ひとりで興味を持って遊んでいる内容と状況を記入する。
- 集団遊びの様子：同居者との遊びの内容とその様子ついて記入する。
- 約束・ルール：生活場面で養育者や同居者との約束やルールについて、自ら守るように気を遣ってできていたかなど、エピソードを交えて記入する。
- 家族との関係：家族との関係で、子どもが思っていること、家族が思っていることを記入する。
- 養育者（職員）との関係：担当者名、養育者からの日常的な会話や遊びの状況と子どもの反応、養育者の生活支援の関わりへの子どもの反応、養育担当者以外の職員との関係、養育者との良好又は不調な関係のエピソードなどについて記入する。
- 仲間との関係：特に親しい関係にある仲間（同居者）との日常的な会話や遊びの状況と子どもの反応、仲間との良好な関係のエピソードについて記入する。
- 好きなこと：趣味や特技など、自由時間などで同居者などとの関わりで、興味を持って楽しんでいることを記入する。
- 大切にしているもの：宝物にしているもの、書物や自分で作ったもの、好きな場所、保護者等からの手紙や写真などで大切にしているもの、ペットなどについて記入する。

- 施設等や部屋の写真を掲載する。掲載日と場所を（　）内に記入する。
- 運動や遊びの状況についての写真を掲載する。掲載日と場所を(　)内に記入する。
- 家族との面会、外出、外泊の時の写真を掲載する。掲載日と場所を（　）内に記入する。
- 大切な物の写真を掲載する。子どもが他人に見せたくない物もあるため、子どもの意志を尊重したものを掲載する。内容について（　）内に記入する。

家族・地域の状況

- 家族の成員の変化やその状況、家族や親戚の状況と子どもへの思い、一時帰省等（家庭での生活と家族旅行などのイベント）の状況、子どもの地元の変化や地域近隣住人の状況と知り得た地域の状況についての内容を記入する。
- 家族や地域の状況についての写真も掲載し、内容と掲載日を（　）内に記入する。

学校生活の状況

- 通知票等の添付により内容が重複する場合は、記入しない。
- 授業の成績：成績や評価された内容について、特筆事項を記入する。
- 好きな教科・苦手な教科：その教科名とその理由を記入する。
- 担任の先生：先生の名前と子どもが思っている全体像を記入する。
- 通知票から：各学期の成績表に記載される担任からのコメントを記入する。
- 教員との関係：担任や他の教員との関わり、信頼関係の程度のエピソードを記入する。
- 友だち：学校での親しい友だちの名前と学年を記入する。
- 友だち関係：友だちとの交友状況とエピソードを記入する。
- 放課後の過ごし方：校外での親しい友だちの名前と学年、付き合いの状況を記入する。
- クラブ活動：入部したクラブとその期間、大会などのイベントの状況や成績を記入する。
- 生徒会活動：生徒会活動の役割と活動内容、エピソードを記入する。
- 行事やイベントでのエピソード：心に残る思い出の行事とその内容、子どもの様子などを記入する。
- 表彰されたこと：学校活動、係活動、クラブ活動などで表彰された内容を記入する。
- 好きな遊び：校内での休み時間や自由時間などでの遊びの内容を記入する。
- クラブ活動や生徒会活動等の写真を掲載する。
- メッセージ･子どもの様子など：担当の先生からの聞き取りや子どもが話していた内容、子どもの様子などを記入する。（　）の中に、掲載日と内容を記入する。
- 行事・イベントの時の写真を掲載する。
- 表彰状や授賞式の様子の写真を掲載する。養育者等からのメッセージ・子どもの様子などを記入する。

その他の活動

- 活動の状況：校外でのクラブ活動などの名称と内容、イベントの内容と成績、習い事の種類と期間とその様子を記入する。
- 友だち：近隣での親しくしている友だちの名前と学年を記入する。
- 友だち関係：近隣の友だちとの関わりと様子とそのエピソードを記入する。
- 校外の活動とその内容、子どもの様子などを記入する。その時の写真を掲載する。
- その他の特記事項：ボランティア活動などの内容と様子、その期間などを記入する。

初めてできたこと

- 初めてやったことやできるようになったこと、自転車や一輪車などに乗れることになったこと、縄跳びなど飛べるようになったことや級など、自分で一生懸命挑戦したことなどの内容と写真を掲載する。養育者、学校関係者からのメッセージ・子どもの様子などを記入する。

大切な人（キーパーソン）

- 子どもにとっての大切な人、その人に対する子どもの思い・メッセージなどについて、養育者が子どもとの日常的な会話や面接などから聞き取った内容を記入する。

忘れられないできごと

- 交友関係、生活上のこと、家族とのことなどについて、子ども自身が思っていることや意見、養育者の思いや願いを記入する。
- 子どもの意見については、養育者の解釈で記入するのではなく、子どもの態度や言動・表情について客観的に記入する。
- 特に子どもの発言は、「　」をつけて表現通りに記入する。
- 養育者の思い・願いは、子どもの意見との区別がわかるように、誰（養育者）がそう思っているか、主語を明らかにして記入する。
- 良いできごと、気がかりなできごと（小学４～６年生のみ記入）：１年を振り返って、子どもの良いできごとや気がかりな（良くない・望ましくない）できごとを記入する。

子どもの考え・思い・希望

- 新しくやってみたいこと、将来の希望や夢、大切なこと、人、もの、場所など、家族（親、きょうだい）のことなどについて、養育者が子どもとの日常的な会話や面接などから聞き取った内容を記入する。
- 今までの自分とこれからの自分（小学４～６年生のみ記入）：自らの思いや考えていることについて、言語化されたものを記入する。

養育者による１年間の振り返り

- 養育者が１年間の自身の養育を振り返るための項目である。子どもとの生活の中で、子どもの成長や発見などについて感じていることや思いについて記入する。感想や留意した点、反省点、展望など、さらなる養育の向上を繋げるための振り返りとなる事柄を記入する。

エピソード

- 「成長の状況」、「発達の特徴」、「生活の状況」、「学校生活の状況」の４つの項目について、養育者が子どもの一年間を通して特に印象に残ったできごとや様子について記入する。

面会・外出・外泊の様子

- 面会制限：面会制限の有無をチェックし、制限がある場合はその理由を記入する。
- 家族の状況：入院中や収監中で面会が制限されることもあるため、家族の状況を記入する。
- 年間の面会・外泊・外出、通信（電話・手紙）等のやりとりを記入する。
- 内容・エピソード欄には、特記すべきエピソードなどがあれば記入する。

＜記入例＞

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
３　月	面会　３回　・　外出　２回 手紙　１回	実母･継父と面会外出 〇〇公園、映画館 母方祖母から手紙	３/１７実母･継父との外出で映画を観て来た。外出中、初めて会った継父とじゃれ合い、手を繋いで喜んでいたとのこと（実母より）

■　思春期

◇　基本的事項

- 保護者や他機関等から得た情報は、情報源と記入日を必ず記入する。
- できる限り、年に１回以上養育者が記入する。
- 子どもとともに記入する別冊の項目については、誕生日や学期末など子どもと養育者が自然にその時の思いや考えを話せる機会に作成する。
- エピソードやメッセージ、その他必要な項目の記入に当たっては、原則記入年月日を入れる。
- このノートの作成にあたっては、項目を埋めることが目的ではなく、ノートが子どもの

育てに活かされることが重要である。したがって、子どもが回答を拒む場合には、無理に聞き出そうとせず、回答を拒んだという事実を記入する。

- 特に思春期は精神的・情緒的に不安定な時期であり、将来へのイメージや、自己への評価が一定しないことが考えられるため、養育者との関係づくりを重ねることが必要である。
- 養育者と子どもの信頼関係のもとに子どもが打ち明けた内容（親への思い、性の問題、恋人のことなど）について記録をする場合には、子どもへの十分な確認が必要であり、子どものプライバシーの確保に留意する。

◇　記入項目と記入例

○　冒頭の写真

- 入学式や修学旅行、施設での写真など、その時期の養育者にとって思い出に残る写真を掲載し、合わせて養育者の思いやメッセージを記入する。

発達の特徴

- 行動・性格（心理・情緒）・知的機能や対人コミュニケーション等について、前年と比べて特記すべき内容について記入する。
- 子どもの成長したところなど良くなった変化は勿論、新たに出てきた問題（暴力、拒食、ひきこもり、自傷、非行など）についても記入する。
- 精神医学的な診断がある場合には、「その他、特記すべき事項」に受診経過や診断の内容、子どもの状況の変化について記入する。さらに詳細な内容の記入が必要な場合は、後に 特記事項 で記入する。
- エピソード・資料があれば記入・添付する。

生活の状況

- 生活環境：施設や里親家庭の住居等の状況（施設や部屋の写真を添付してもよい）や状態、同居者（他の子ども）の状況等について記入する。
- 生活のリズム：起床や就寝の状況、睡眠（眠りの深さなど）、通学（登校や下校時の子どもの表情など）、就労等の状況などを記入する。
- 生活習慣：身だしなみ、清潔さ、身辺整理の状況、食事マナー、時間を考えた生活ができているか、職員や同居者との挨拶など生活態度・習慣について記入する。
- ・家族との関係：親・兄弟等との関係を簡潔に記入する。親（家族）に対する子どもの気持ちについては後に 親・家族に対する子どもの気持ち で記入する。
- 養育者（職員）との関係：養育者（担当者、子どもが慕っている者）の関わりに対する子どもの反応、養育者以外の職員との関係、養育者との良好又は不調な関係のエピソー

ドなどについて記入する。

- 同居者（他の子ども）との関係：特に親しい関係にある同居者名と年齢、同居者との日常的な会話や遊びの状況と子どもの反応、同居者との良好な関係のエピソードなどについて記入する。
- 好きなこと：趣味や特技など、興味を持って楽しんでいることを記入する。
- 大切にしているもの：宝物にしているもの、書物や自分で作ったもの、保護者等からの手紙や写真などで大切にしているもの、ペットなどについて記入する。
- 施設等での写真（行事、誕生日、お正月などの写真）を掲載し、養育者からのメッセージを記入する。

親・家族に対する子どもの気持ち

- 子どもが親や家族をどう捉え、どう考えているのか。面接を行った場合はその時の様子を、行っていない場合は養育者が日頃の生活の中でのエピソード（面会や通信、会話の中から）や会話内容等を記入する。

家族・地域の状況

- 家族の成員の変化やその状況、家族や親戚の状況と子どもへの思い、一時帰省等（家庭での生活と家族旅行などのイベント）の状況、子どもの地元の変化や地域近隣住人の状況と知り得た地域の状況についての内容を記入する。家族や地域の状況についての資料（写真など）があれば添付する。

学校生活の状況

- この項目は通学（進学）している子どもについてのみ記入する。
- 学業成績：成績や評価された内容について特筆事項を記入する。成績表（通知票）を添付した場合は記入の必要なし。
- 好きな教科、苦手な教科：教科名とその理由を記入する。
- 担任の先生：担任の先生の名前。
- 成績表から：各学期の成績表に記載されている担任からのコメントを記入する。成績表（通知票）を添付した場合は記入の必要なし。
- 教員との関係：担任や他の教員との関わり、信頼関係、エピソードを記入する。
- 交友関係：親しい友人の名前と学年、友人との関係とエピソードを記入する。
- 放課後の過ごし方：校外での親しい友人の名前と学年、付き合いの状況を記入する。
- クラブ活動・生徒会活動：入部したクラブとその期間、大会などのイベントの状況や成績、生徒会活動の役割と活動内容、エピソード、写真を掲載する。担当の先生からのメッセージも聞き取り、記入する。
- 学校生活の写真：行事（例：入学式、運動会、修学旅行、卒業式など）とその内容、エ

ピソード、その時の子どもの様子と写真を掲載する。担当の先生等からのメッセージなど聞き取ることができれば記入する。

就労の状況　（高校生（中卒）のみ記入）

- この項目は就職している子どもや、アルバイトを行っている子どもについてのみ記入する。
- 就労している事業所等の名称、住所、業種、及び子どもが行っている仕事の内容、雇用主の名前等について記入する。
- 仕事の成績、評価等：仕事の成績や、態度や積極性などについての上司からの評価を記入する。
- 職場内の交友関係：上司との関係や同僚との関係について記入する。
- 勤務時間、給与、待遇等：勤務状況や待遇について具体的に記入する。
- 仕事後、休日の過ごし方：仕事以外の時間の過ごし方、趣味、交友関係等について記入する。
- 将来の展望、目標、その他：子どもの進路希望、目標等について子どもから聞き取り、記入する。
- 就労中のエピソード、子どもの思いの他、養育者や職場の上司等からのエピソードを記入する。

その他の活動

- 活動の状況：校外でのクラブ活動、塾、習いごとなどの内容や成績、様子等を記入する。
- 交友関係：上記の活動や近隣の友人とその関わり、様子、エピソードなどを記入する。子どもの個性や自己理解などについてわかる内容があれば記入する。

特記事項

- 養育者から見て特記すべきエピソード、子どもの変化、子どもの周囲の変化や大きなできごとがあれば記入する。
- 発達の特徴 や 生活の状況 において、さらに具体的に特記すべきエピソードや変化、精神医学的治療経過、問題行動の経過などがあれば記入する。

１年間のできごと

- 交友関係、生活上のこと、家族とのことなどについて、養育者（または子ども自身）からみた大切なできごとと、その時の子どもの様子、養育者の思いや願いを記入する。子どもの意見や思いについては養育者の解釈で記入するのではなく、子どもの態度や言動・表情を客観的に記入する。
- 気がかりなできごとには、良くない（望ましくない）できごとや、養育者から見て不安

（心配）なできごとなどを記入する。

- 養育者と子どもの信頼関係のもとに子どもが打ち明けた内容（親への思い、性の問題、恋人のことなど）について記録をする場合には、子どものプライバシーの確保に留意する。
- 特に子どもの発言は「　」をつけて表現通りに記入する。
- 養育者の思い・願いは、子どもの意見との区別がわかるように誰（養育者）がそう思っているか、主語を明らかにして記入する。

養育者による１年間の振り返り

- 養育者が１年間の自身の養育を振り返るための項目である。感想や留意した点、反省点、展望など、さらなる養育の向上に繋げるための振り返りとなる事柄を記入する。

面会・外出・外泊の様子

- 面会制限：面会制限の有無をチェックし、制限がある場合はその理由を記入する。
- 家族の状況：入院中や収監中で面会等が制限されることもあるため、家族の状況を記入する。
- 年間の面会・外泊・外出、通信（電話・手紙）等のやりとりを記入する。
- 内容・エピソード欄には、特記すべきエピソードなどがあれば記入する。

＜記入例＞

	回数 （面会・外出・外泊・通信）	面会者・外出先等	エピソード
３　月	面会３回　・　外出２回 手紙１回	実母･継父と面会外出 〇〇公園、映画館 母方祖母から手紙	3/17　実母・継父との外出で映画を観て帰って来た。外出中、継父とは殆ど会話はなかったとのこと（実母より）。

対人関係の記録

- （養育者から見た）子どもにとって大切な関係となっている人について記入する。
- 子ども自身が大切と思っている人については、別冊の　対人関係マップ　および、
- 大切な人（ｷｰﾊﾟｰｿﾝ）　に子どもと一緒に記入する。
- 単に関係機関の職員に限らず、友人、クラブの先輩、恋人、きょうだいなど、あらゆる方面においての人を対象とする。
- 養育者と子どもの信頼関係のもとに子どもが打ち明けた内容（親への思い、性の問題、恋人のことなど）について記録をする場合には、子どものプライバシーの確保に留意する。

ライフイベント・変化の記録

- 各学年毎の、子どもにとって大切なできごとや大きな変化（良い事も悪い事も）を経緯

で捉えられるよう、簡潔に記入するとともに、その時の子どもの様子を客観的に記入する。

自分自身と向き合う記録

- 自己評価（自己肯定感や自尊心など）の変化が簡潔にわかるように記入する。
- 養育者と子どもの信頼関係のもとに子どもが打ち明けた内容（親への思い、性の問題、恋人のことなど）について記録をする場合には、子どものプライバシーの確保に留意する。

○　別冊

以下については、できる限り年（各学年）に 1 回以上、子どもが養育者と一緒に記入する。その際に、子どもと養育者が記入しやすいよう、別冊の様式だけをもって話し合いを行うことが望ましい。

対人関係マップ

- 子どもにとって大切な関係の人について、子どもから聞き取りながら記入する。
- 生活場面以外（校内、校外）での対人関係について、その名前と関係性を入れながら子どもとともに書きとどめておく。
- 対人関係マップは、別紙２（P23）「対人関係マップの作り方」を参照する。

大切な人（ｷｰﾊﾟｰｿﾝ）

- 子どもにとっての大切な人、その人に対する子どもの思い・メッセージなどについて、養育者が子どもから話を聞き取り、記入内容を子どもと確認して記入する。
- 養育者と子どもの信頼関係のもとに子どもが打ち明けてくれた内容（親への思い、性の問題、恋人のことなど）について記録をする場合には、子どもの十分な確認が必要であり、子どものプライバシーの確保に留意する。

（別紙１）

ジェノグラムの作り方

- ジェノグラムとは、一般的に家系図のことである。
- 以下に、図式化するための表記法を挙げる。

１．家族構造

（１）性別

（２）中心人物

（３）誕生年と没年

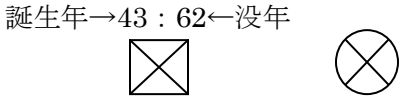

（４）妊娠、流産、中絶、死産

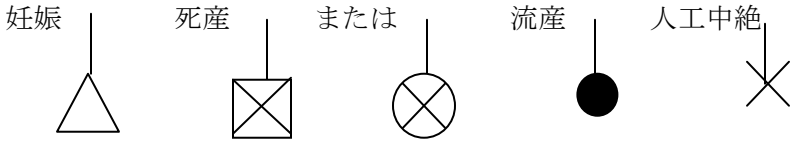

２．婚姻関係等

（１）婚姻関係（m=marriage：結婚）

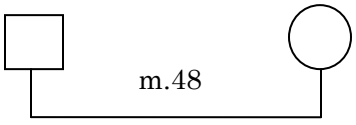

（２）別居（s=separation：別居）、離婚（d=divorce）

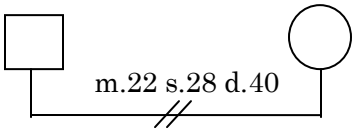

（３）何度も結婚歴のある夫

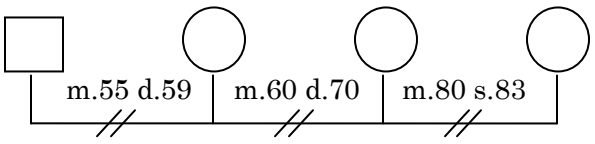

（４）何度も結婚歴のある妻

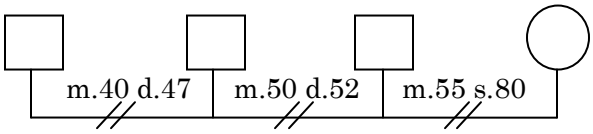

（５）共に結婚経験のある夫婦

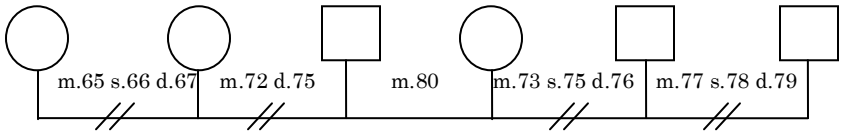

（６）過去の結婚相手もそれぞれ再婚している夫婦

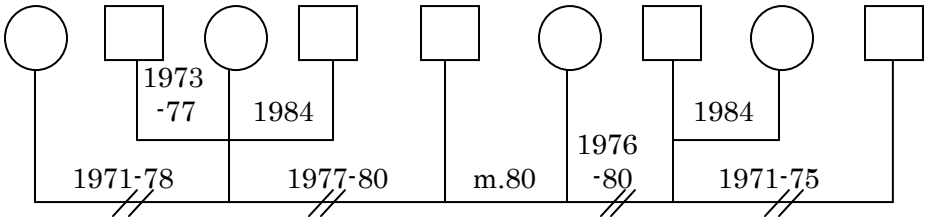

（７）内縁関係

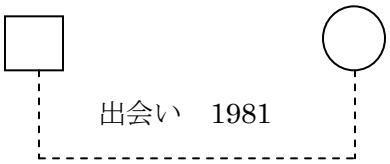

（８）同胞（きょうだい）の出生順位

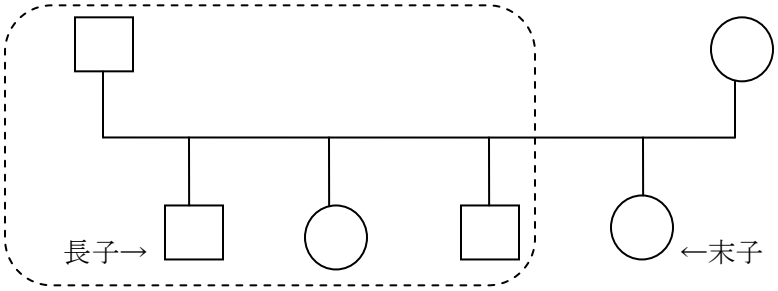

（９）同居家族：点線で囲む

＊家族に関する情報を記載する
①年齢
②職業
③出身地
④結婚のいきさつ：見合い・恋愛・できちゃった婚　など
⑤別居の理由：夫の暴力・妻の浪費　など

⑥離婚：離婚に至ったいきさつ・協議離婚・調停離婚（主な争点・申立人・親権をめぐっての対立かどうか）　など
⑦転居
⑧収入・学歴：ローンの返済　など
⑨非行・犯罪歴：ケースによっては警察への前科紹介が重要である
⑩命日・死亡原因：事故死・自殺・病死（病名）　など
⑪子の名付け：誰が名付け親なのか、命名に込められた期待などが重要である
⑫疾病の有無

３．家族の関係性

（１）融合

（２）親密

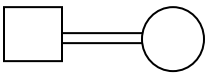

（３）疎遠

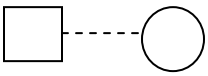

（４）敵対

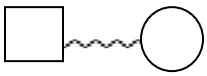

（５）融合し敵対

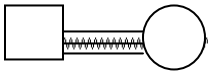

（６）親密で敵対

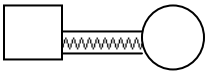

（７）遮断

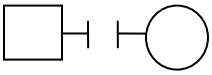

（８）強い関心／干渉

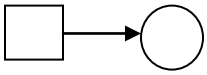

（９）性的虐待

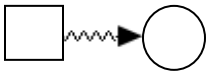

（１０）身体的虐待

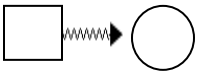

（別紙２）

対人関係マップの作り方

【参考】児童自立支援計画研究会編「子ども・家族への支援計画を立てるために」

・○（円）を子ども（本人）として、中心におく。○の大きさはこだわらない。
・その周りに、子どもに影響を与えている人について記入していく。
・子どもにとって、あまり影響のないものは記入しない。
・子どもが話す人が、養育者が把握している人と異なるときには、子どもの話を優先して記入する。

例１［子ども（本人）をＡ、影響を与えている人をＢとする］

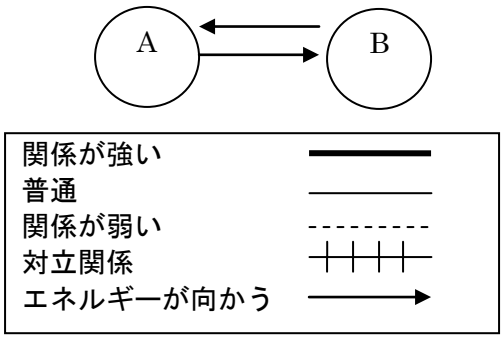

・○において、どのように→が引かれるかについては、その関係が密かどうかによる。
・関係が強いほど線を太くする。
・対人関係マップは子どもを中心にして、それぞれの人との関係性を理解するのが目的であり定期的に作成することで対人関係の変化を把握することもできる。例１のようにお互いの矢印を引くことで、子どもとＢは、お互いに意思疎通しているということを表す。

例２　対人マップ例